

平成15年3月5日広陵町議会
第1回定例会会議録（1日目）

平成15年3月5日広陵町議会第1回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	吉村正勝
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		
土地開発公社事務局長	武田勝秀		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成15年広陵町議会第1回定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:06開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 1号	広陵町土地開発公社予算について
4 報告第 2号	財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
5 議案第 2号	平成15年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について
6 議案第 3号	特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
7 議案第 4号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
8 議案第 5号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
9 議案第 6号	職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
10 議案第 7号	広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
11 議案第 8号	広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
12 議案第 9号	広陵町介護保険条例の一部を改正することについて
13 議案第10号	広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて
14 議案第11号	平成14年度広陵町一般会計補正予算(第6号)
15 議案第12号	平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
16 議案第13号	平成14年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
17 議案第14号	奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について

- 18 議案第15号 平成15年度広陵町一般会計予算
- 19 議案第16号 平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 20 議案第17号 平成15年度広陵町老人保健特別会計予算
- 21 議案第18号 平成15年度広陵町介護保険特別会計予算
- 22 議案第19号 平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 23 議案第20号 平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 24 議案第21号 平成15年度広陵町学校給食特別会計予算
- 25 議案第22号 平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 26 議案第23号 平成15年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 27 議案第24号 平成15年度広陵町水道事業会計予算

議 長 まず、日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から24日までの20日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から24日までの20日間と決定いたしました。

なお、報告第1号、第2号につきましては、委員会の審査を省略して、本日お願いしたいと存じます。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

4番 寺 前 君

5番 松 野 君

に指名いたします。

議 長 次に本日は第1回定例会でございますので、町長より平成15年度の施政方針を賜りたいと存じますので、よろしく申し上げます。 町長！

町 長 本日ここに平成15年度予算案を初め、多数の案件を提出して、町議会の皆さん方にご審議をお願いするに当たり、15年度における重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め、町民の皆さんのご理解とご協力を得たいと存じます。

21世紀に入り、現代は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと、真の豊かさを追求し

ていく時代となってきました。多様な価値観のもと、豊かな社会が求められる中、少子高齢化、高度情報化への対応、都市基盤の整備、環境問題、教育問題、地方分権、合併問題、財政の建て直しなど、新たな課題に積極的に対応していく必要性を感じている次第であります。

そうした状況にありまして、改めて町政に対する責任の重さを痛感いたしますが、さらに私がいつも提唱しております「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」の関連諸施策を幅広く推進していくことで、町民の皆さんとともに歩んでまいりたいと存じます。

それでは、平成15年度予算の詳細説明の前に、主要事業の中で主なものをピックアップして、ご説明申し上げます。

最初に、かねてより町の重要課題となっております新しい清掃施設の建設問題について、一言述べさせていただきたいと存じます。

議会にもご報告させていただきましたとおり、建設候補地としてお願いを申し上げておりました大字古寺地区の皆さんすべてが反対ですが、ご理解をいただいて基本合意を締結させていただきました。こでれ建設に向け、一步踏み出したものと深く感謝いたしております。

さらに、現在周辺地区の皆さんのご理解を得るため、説明会や施設見学会などを通じ、誠意と熱意をもってお願いを申し上げているところでございます。

施設の建設に当たりましては、最新技術を駆使した設備を施し、周辺の環境や安全性確保に万全を期するとともに、地域の環境整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。このため、地域の皆さんと十分協議を申し上げながら、ご理解をいただけるよう全力を傾注してまいる所存でございます。

さて、もう一つの課題である現清掃センター操業の期限の問題ではありますが、地元との協定では平成17年6月30日となっております。既に、新清掃施設における環境影響調査や施設整備計画策定などの準備作業に着手させていただいてはおりますものの、現時点における操業期限までの新施設稼働の見通しは非常に厳しい状況でございます。

しかし、私はもとより関係者一丸となって、残されました期間を最大限に活用し、可能な限り期間短縮を図ってまいりますので、何とぞ温かいご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、以前にもお願いをいたしましたとおり、新清掃施設建設事業や関連する事業には多額の財源を必要といたしますので、緊急やむを得ない事業は別といたしまして、それ以外の事業につきましては、実施をご辛抱いただくこともあるかと存じます。どうかよろしく願

い申し上げます。

21世紀の地方自治は、地方分権時代の本格的到来の中において、市町村中心で運営されていくものでございます。効率的で公正な行政を行うため、私自身が各種会合に積極的に参加させていただき、町民の皆さんのご意見をじかにお聞きしながら、「人にやさしい元気なまちづくり」を念頭に各重要課題に取り組んでまいります。

さて、現下における我が国経済の状況であります。平成14年度の初めには、輸出の増加や生産の持ち直しなどの動きなどにより、景気に少しの明るい兆しが見られたものの、年度後半にかけて米国経済への懸念や株価低迷の影響などが取引市場相場の下落要因となり、実質経済成長率は1%を割るものと見込まれております。

政府は、日本経済の再生を図る道として、「聖域なき構造改革」を迅速、かつ着実に推進する以外にないということで、「改革なくして成長なし」の基本的考え方を引き続き堅持し、経済活性化に向け、金融システム改革、税制改革、規制改革及び歳出改革の4本柱の構造改革を一体的・整合的に実行することが重要であるとしています。

また、こうした構造改革への取り組みをさらに加速することにより、デフレ傾向を抑制しながら民間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指すとしております。

こうした現下の経済情勢を踏まえ、政府の平成15年度予算は「改革断行予算」と位置づけた平成14年度予算の基本路線を継承し、一般会計予算規模は14年度に対して0.7%増、一般歳出は0.1%増とされたものであります。

一方、地方財政対策におきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中で、公債費の累積等により、過去最大規模の財源不足が生じるものと見込まれておりますが、歳出の徹底した見直しと、地方単独事業の減額を図りながら、地方交付税の特例措置、臨時財政対策債の発行等で補てんすることとされております。地方財政計画の総額は、平成14年度に対して1.5%の減額でございます。

このような状況の中で、本町の平成15年度の予算編成でございますが、歳入面にあつては、現下の厳しい経済情勢により、固定資産税を中心に大幅な減収が見込まれております。町税収入は、14年度当初予算に対しまして大きく下回り、1億5,900万円、4.3%の減となる見込みであります。

また、地方交付税も一部が平成14年度に引き続き臨時財政対策債に振りかえられることもあり、14年度当初予算に対しまして2億6,000万円、9.6%の減ということで大幅に下回っており、引き続き地方債に依存せざるを得ない状況となっております。

一方、歳出面では、懸案の新清掃施設の建設を初め、数々の行政需要に対応すべく、多額の財政需要が見込まれることから、例年にも増して、極めて厳しい財政状況となっている次第であります。このため、すべての事務事業について根本から見直しを図りたいと思っております。

まず、団体補助金につきましては、平成14年度に比べ、平成15年度で5%を削減させていただきますが、平成16年度でも5%の削減を予定し、2年度分で合わせて10%の削減をお願いしようと考えております。

また、経常経費につきましても、徹底した節減合理化と優先順位の厳しい選択に努めたところであります。

それから、大幅な財源不足に対しまして、減税補てん債、臨時財政対策債など町債の発行と、財政調整基金における留保資金の活用により、収支の均衡を図ることにいたしました。

こうして編成させていただきました平成15年度一般会計予算案の規模は105億4,000万円となり、平成14年度当初予算に対しまして6.9%の増額となっております。

さて、人と人との心のふれあいが薄れている昨今、私は地域住民のお互いが一つの目的に向かって協力し合うことで、地域の連帯感が高まり、しいては町全体が活性化するのではないかと考えております。

そこで、平成14年度では、人にやさしいまちづくり推進事業助成制度を創設させていただきましたが、町内40の大字自治会のうち、その趣旨にご賛同いただきました4団体を人にやさしいまちづくり推進事業モデル地域に指定させていただき、まちづくり、地域づくりのための助成金を交付させていただきました。15年度はさらに指定地域を拡大し、高齢者から子供まで世代を超えてともに交流を図り、地域の環境美化活動や交通安全、防犯活動にご参加をいただきながら、人にやさしい元気でさわやかな地域づくりと心育てに貢献していただくための予算を増額して計上いたしました。

一方、3万2,000人を超える広陵町民の皆さんの中には、スポーツ、文化、芸術部門などの全国規模の大会やコンクールで好成績をおさめられる方が数多くおられることは、まことにうれしい限りであります。平成14年度から、すぐれた方々に「元気な広陵」の誉れとして表彰をさせていただいておりますが、その数はこの1年間で14名に及んだのであります。

今後も対象者の発掘と該当情報の把握に努めたいと思っておりますが、15年度では表彰の記念品として、賞のシンボルともなる盾やトロフィー的なものとすべく図柄などを検討す

ることにいたしました。

町行政の中核である役場庁舎は、英訳すると、タウンホールと申すそうでございますが、かたい、入りづらいというこれまでの役場イメージを脱却する発想のもと、新しいタウンホールを目指して、改修工事を始めさせていただきました。

まず、14年度では、福祉設備の充実として、長年の懸案でありましたエレベーター設置を初め、1階ロビー窓口のローカウンター化、オストメイト対応で、かつ障害者、高齢者、小さなお子様連れ用の多目的トイレを設置し、先日その竣工披露を行ったところであります。

また、庁舎ロビーを町民の皆さんの安らぎの場、憩いの場としていただくため、町内在住者の芸術文化分野の力作を常時展示するエリアを設け、「皆様のタウンホール」としてご活用していただくことにいたしました。

引き続き、15年度では地球環境に優しい新しいタウンホール化としまして、建築後32年を経過し、老朽化した旧設備をリニューアルして、環境に配慮し、省エネ効果のある空調と照明設備の導入を計画させていただきました。施工費用につきましては、財源的に有利な新エネルギー産業技術総合開発機構からの補助制度を活用したいと思っております。

なお、オストメイト対応トイレにつきましては、さわたかホール、図書館、中央公民館、グリーンパレス、サン・ワーク広陵にも、15年度で設置させていただくことになっております。

私は「まちづくりの核は職員である」という観点を常々持っております。そのためには、社会の変化に的確に対応できるような実践力を備え、かつ町民の皆さんの立場で物事を考察できる人間性を備えた人材育成が重要であります。

その一環として、平成14年2月から「早朝勉強会」と題して、執務時間開始前の早朝の時間を利用した三役、教育長、管理職約80名に対する研修会を15回にわたり実施させていただきました。講師には、町内在住の公的役職者、企業経営者、会社役員、アーティスト、棋士など多彩な経歴、職歴、特技、ノウハウの持ち主の方々をお願いしておりますが、貴重な人生体験や企業倫理、情報提供などの披露により、受講者に日常業務や一般的な研修では得ることのできなかった多くのものの会得と自己研さんをさせていただいている次第であります。

広陵町は、古墳や多数の神社仏閣など豊富な文化遺産を有しておりますが、この早朝勉強会の講師の方々や、先ほどの「元気な広陵」の表彰者など、いろいろな分野でご活躍されている方々を発掘、発見していきますと、広陵町における人材資産についても、質、量とも相

当なものだと感じずにはいられない気持ちでございます。

今、平成の大合併として日本国内の多くの自治体で吹き荒れている市町村合併の論議の嵐は、合併までに2年間の準備期間が必要とされ、そのリミットが平成17年3月31日となっている特例法に対し、合併特例措置を受けるための全国一斉のラストスパートへの動きであると解釈しております。

広陵町としましては、まず以前から広域行政圏を組織しております3市3町、大和高田市、御所市、香芝市、當麻町、新庄町、広陵町でございますが、との将来的な合併への構想を支持しております。しかし、その中で當麻町、新庄町が先行して合併協議を進めておりますので、本町としましては合併特例期限にこだわることなく、冷静な視点と分析を行いながら、他の選択肢への模索も視野に入れ、周辺自治体へ現実的な広域行政事務処理などの働きかけも必要と感じております。

例えば、真美ヶ丘ニュータウンで隣接しており、消防組合を構成している香芝市とは、電算事務の共同処理への可能性について、協議と研究を開始しております。

なお、平成14年度では、合併問題について町内議論の醸成を喚起し、町民の皆さん方が学習をしながら関心を持ってもらえるように、公募委員による広陵町合併問題50人会議を設置し、3階の会議を開催させていただき、貴重なご意見の数々をちょうだいいたしました。

平成15年度では、さらなる広い住民参加による合併問題講演会の開催を予定しておりますが、引き続き合併につきましての情報提供と町民の皆さん方のご意見をお聞きしながら、広陵町の将来を見据えた議員の皆様方とのより一層の十分な協議をさせていただきます。

さて、平成12年に議決いただきました第3次広陵町総合計画の第1部「ひとづくり」の項目にも記述がありますように、大学設置につきましては、本町にとって長年の課題でありましたが、その夢が幸運にもわずかな期間に実現する運びとなりましたことは、広陵町にとって明るいビッグニュースであります。

桜井市に短期大学を有する学校法人冬木学園が、広陵町の真美ヶ丘に「畿央大学」を来月から開学することになりました。この大学は、理学療法士、管理栄養士など、21世紀の健康で元気な社会のため、若い有能な人材を養成する新時代にふさわしい大学であります。入学志願者募集にも大きな反響があったと聞き及んでおります。

町としましては、これを機会に「大学キャンパスのまち広陵」として、畿央大学の協力を得ながら、大学と共生したまちづくりを積極的に行いたいと考えております。

現在協議を進めておりますのは、畿央大学にキャンパスを開放する日を設けていただき、

町内から参加者を広く募集して、学内見学をさせていただくとともに、開学記念講演会、一般教養講座、高齢者いきいき講座の開催、それに町内公共施設において、畿央大学教授を招いた老人クラブの講座開催などの計画であります。

また、大学の講習内容に関連深い実践の場として、町の福祉、保健業務部署におきまして、畿央大学の在学学生をインターンシップ、実習生でございますが、受け入れることも一つの案として大学側に提示し、現在協議を進めております。

また、「人にやさしいまちづくり」施策の一環として、平成14年度から実施してまいりましたサービスカウンターは、既存の町施設を最大限に活用した中で、充実を図ってきており、当初5カ所の町公共施設でスタートしたものが、その後に3つの郵便局のご協力をいただき、現在合計で8カ所にまでふえました。おかげさまをもちまして、合計で毎月約280件ものご利用をいただいておりますが、このように自治体と平成15年度から郵政公社化される郵便局とのタイアップした異業種間の相乗効果を活用したサービスが全国から注目を浴び、本町への問い合わせや視察申し込みが相次いでおります。

現在の法律でこうしたサービスができる郵便局は、普通郵便局と特定郵便局に限定されており、百済、古寺、大塚郵便局のような簡易郵便局ではできないことになっています。私は昨年総務大臣に直訴する機会を与えられ、簡易郵便局にも取り扱えるようにと、法整備を訴えたところですが、今後も常に町民の皆さんの目線に合わせ、多様なニーズへの確に対応した新しい行政サービスの充実に努め、さらなる施策の充実を図ってまいりたいと存じます。

それでは、平成15年度の当初予算の詳細につきまして、歳入から説明させていただきます。

まず、町政におきましては、長引く経済低迷の中、景気動向はますます悪化をたどり、一段と厳しい経済状況であり、例年までのような自主財源の確保が大幅に落ち込む厳しい状況を踏まえ、それを反映して見込み額を計上いたしました。

町民税は、恒久的減税が継続され、また地場産業や中小企業においても、さらに厳しさを増す状況下で、減収が予想されており、町民税の個人分と法人町民税を合わせて約7,200万円の減収を見込んでおります。

また、固定資産税におきましては、平成15年度は評価替の年に当たり、路線価格の下落や家屋の再建築費補正率の減少により、約9,100万円の減収であります。

それで、そのほかの税と合わせますと、町全体では平成14年度と比べ1億5,900万円減収となる厳しい予算とさせていただきました。

なお、平成15年度も恒久的減税による減収分は、地方特例交付金や減税補てん債の発行などにより、補われることになっております。

また、地方交付税につきましては、臨時財政対策債への移行分も含めてではございますが、平成14年度に比べ2億6,000万円の段階補正、投資的経費の縮減などによる厳しい減額を予想しております。

一方、事業などの特定の目的の財源として、国や県から公布される補助金等につきましては、構造改革による一部補助金の廃止もございますが、障害者支援費制度の新設、町道古寺中線の新設及び百済赤部線の歩道設置の新規事業などによりまして、総額では増額になっております。

その他の歳入につきましては、受益と負担の適正化を図るため、今議会で体育館使用料の一部改正をお願いすることといたしました。これ以外の歳入については、現行基準により積算しております。

また、町債につきましては、平成14年度に引き続き、臨時財政対策債に7億3,000万円、新清掃施設整備事業債に12億5,830万円を計上したほか、後年度の財政負担を考慮しての予算編成といたしました。

なお、不足する財源につきましては、財政調整基金の留保資金を活用し、収支の均衡を図ったところでございます。

それから、納税の推進につきましては、滞納者に対し、納税意欲の高揚に努めるため、税務課担当職員及び庁内管理職で構成する納税推進委員が、積極的な滞納整理に各家庭を訪問いたします。特に、悪質な滞納者には差し押さえも視野に入れた処分も検討しているところであります。

次に、これからは歳出についての内容をご説明申し上げます。

まず、各分野に共通する人件費につきましては、職員の退職に対する補充をせず、効率的な組織の見直しと人事配置により、さらなる合理化に努め、その費用の増大を抑えてまいります。

職員給与につきましては、人事院の勧告を参考に、平成14年4月にさかのぼって、平均2.03%の減額を行ったほか、期末勤勉手当の0.5カ月分減額、配偶者手当の月額2,000円減額などを行いました。

一方、三役、教育長の報酬につきましては、特別職報酬等審議会のご審議をいただき、検討してまいりたいと考えております。

それから、出張の際の旅費日当支給につきましては、平成15年度から三役、教育長など、特別職及び一般職員に対しまして、県内出張の場合の日当支給を廃止すべく、今議会でご審議をいただくことになっております。

このほか、効果的な組織運営を行うため、今後もなお一層の少数精鋭を基本として、積極的に改革を図ってまいります。

それおでは、目的別歳出項目別に各分野における重点施策と諸事業につきまして、その概要を申し上げたいと存じます。

まず、総務費関係からでございます。

電算行政につきましては、現在世界最先端のIT立国を目指す、国のe-Japan戦略により、電子自治体への構想が数年前から各方面で推進されております

平成15年度におきましては、電子自治体構築の基盤である総合行政ネットワーク、略称LGWAN、これはローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークでございます。国、県、市町村など各行政機関の間における電子化された文書の交換システムでございます。ネットワークへの接続化が計画されており、奈良県では県下47市町村すべてが平成15年10月をめどに接続する予定であります。

15年度予算では、総合行政ネットワーク接続のための設備及び電話回線などの関連で1,007万3,000円を計上し、電子文書交換や庁内文書の電子化に対処するために取り組むことになっております。

また、電子文書や、従来のように紙文書に対する総合的管理の必要性から、総合文書管理システムの導入を行い、そのための使用料の予算として340万2,000円を計上いたしております。

今後は個人や企業に対しまして、総合行政ネットワーク、インターネットなどを利用した電子認証、電子申請、情報公開、電子入札等のための行政サービスの実施を視野に入れるとともに、システム運用、開発、電算業務の共同利用、共同開発などによるコスト削減も検討課題として、新しい時代に対する、より一層の事務改善を進めてまいりたいと考えている次第であります。

電子自治体へのもう一つの大きな柱として、去年の8月、全国一斉のシステム稼働の際に、大きな話題になりました住民基本台帳ネットワークシステム、略称住基ネットがあります。稼働時において全国的にはごく一部の自治体でシステムからの離脱や送信トラブルなどがあったようでございますが、本町では操作職員の限定や守秘義務の徹底、適正管理の実施、町

民の皆さんへのPRなど、各方面に細心の注意を払った体制をしかせていただいたため、おかげさまで順調に運用されております。

平成15年度では、住基ネットの第2次稼働として、8月から希望者に対しましてICカード化された住民基本台帳カードを発行するとともに、全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるサービスが一斉に開始されることとなりますが、そのための関係費用を今回予算計上しております。

今や広陵町の人口の4割を占める真美ヶ丘ニュータウンにつきましては、昭和58年の入居開始から20周年を迎え、空き地もすっかり少なくなり、平成15年度には先ほど述べました畿央大学の開学や大規模な分譲地の完成で、より成熟の度を増しております。

一方、街開き当時に建設され、ニュータウンのシンボルでありました真美の塔が老朽化のため撤去されることになり、その跡地にモニュメントの建立と広場が設置されることになりました。モニュメントに刻み込まれる真美ヶ丘に関する詩、真美ヶ丘の塔の写真とともに、広場の名称を公募した結果、「真美ヶ丘メモリアル広場」と命名され、今年の初夏ごろにはオープンすることになっております。

なお、広場に隣接して3面の町営テニスコートも設置され、皆様のテニス熱におこたえさせていただきます。

今回の予算には、真美ヶ丘メモリアル広場とテニスコートのオープンセレモニー経費の予算を計上しました。

次に、民生費関係でございます。

まず、まもなく開館3年目に入ろうとしております保健と福祉の一極集中施設である総合保健福祉会館、さわやかホールでございますが、おかげさまですっかり町民の皆さん方のおなじみの施設として、たくさんの方々にご利用をいただいております。今後もこのさわやかホールを拠点に、子供から高齢者までの世代を超えた人々が集い、だれもが健康な生活を送り、安心した老後を迎えられるような元気で優しい福祉活動のなお一層の推進に皆さんとともに歩んでまいりたいと思います。

では、高齢者福祉につきまして述べさせていただきます。

支え合う地域社会を目指した平成12年4月施行の介護保険制度は、4年目を迎えることとなりますが、在宅高齢者に対する福祉施策の大半が介護保険制度に移行されたことにより、適正な介護保険サービスの提供がされるようになったと存じ上げます。

平成15年度におきましては、「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」の一

環として、ひとり暮らしの高齢者の方々を対象として、室内の清掃、洗濯、買い物、調理などの家事援助や、通院や買い物の付き添いを初めとする外出支援などのサービス提供を行うための軽度生活援助事業を実施いたします。

また、保健センターと連携し、「元気でやさしいトータルケア教室」と題しまして、介護予防の観点から、運動を中心とした健康づくりを推進する運動教室や生活習慣病の予防に重点を置いた健康づくりを推進する健康教室、それから要介護者のみならず、現に介護をする家族などに対する介護教室を実施するものであります。

なお、この事業は平成12年度から平成14年度におきまして、介護保険制度の保険給付の円滑な実施を目的とした保健福祉事業の代替事業としての位置づけをするものであります。

今後も高齢者の介護予防や自立した生活支援をしっかりと支えるため、引き続き実情に対応した事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、障害者福祉でございます。

障害者福祉におきましては、「特別扱いはやめてごく自然に」という意味を持つノーマライゼーションの理念に基づき、平成15年度から、これまでのような行政がサービスの利用者者を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ新しい福祉サービス利用制度である「支援費制度」に移行することになりました。

これに伴い、15年度からは今まで県で措置しておりました知的障害者や障害児に関する事務が町へ移管されることになりましたが、本町といたしましては、各種の準備を整え、万全の体制で4月1日を迎えたいと存じております。

次に、衛生費関係でございます。

まず、保健衛生費であります。平成15年度も引き続き、疾病の早期発見、早期治療により、健やかな毎日を過ごしていただくための各種がん検診事業を行います。

また、老人保健事業による基本健診などを実施するほか、生活習慣病予防対策を進める上において、各地域で活動していただける健康づくりサポーターの養成や、健康づくりを目的とした自主グループの育成に努めてまいります。

次に、健康相談、健康指導につきましては、疾病対象者一人一人に対し、一年間を通じて個別健康指導などさせていただき、対象者に対する生活習慣の改善に支援してまいりたいと考えております。

続きまして、清掃費について申し上げます。

新清掃施設の建設関連につきましては、冒頭にも申し上げましたとおり、新清掃施設建設

候補地である大字古寺区との基本合意にいたりましたのを受け、速やかに事業を進めるために必要な予算を計上させていただいております。

主なものといたしまして、新清掃施設建設費で15億158万円を計上いたしました。これは用地取得費、用地測量費、用地造成費のほか、周辺環境整備費補助金等でございます。

また、土木費の道路橋梁新設改良費におきまして、施設への進入路の測量設計委託料及び用地購入費等で4,700万円を計上いたしております。

地元及び周辺地域生活環境整備関連事業につきましては、農商工費、土木費、教育費に一定額を計上させていただいております。その主なものといたしましては、古寺地区の環濠整備調査費、集会所用地費等でございますが、今後周辺地域生活環境整備事業につきましては、地元との協議が整い次第、ご報告を申し上げ、年次計画を立て、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

このほかの衛生費関係としましては、町内において多発しております廃棄物や家電の不法投棄の防止、また違反広告物の撤去に日々取り組んでおりますが、特に違反広告物につきましては、一旦撤去してもまた設置されるイタチごっこが続き、跡を絶たない状況であります。

このため平成15年度におきましては、町民の皆さんのご協力によるボランティアを募り、不法看板のない美化作戦を実施いたします。

また、平成14年度まで獣医師会でしていただいております犬に対する不妊去勢手術の費用の一部助成が廃止されるのに伴いまして、平成15年度から町単独事業で実施させていただきたく存じますが、野良猫増加抑制のため、新たに猫を加え、犬猫不妊去勢手術補助金として計上いたしております。

次に、農商工費関係でございます。

初めに、農地費関係でございますが、里道、水路などの国有財産、いわゆる法定外公共物につきましては、地方分権に伴う権限移譲により、平成14年度に引き続きまして、平成15年度も譲与手続作業を進めるとともに、譲与を受けた財産につきまして管理を行ってまいります。

このほか、農業基盤整備を図るため、寺戸地区ほ場整備事業、笠地区のため池環境整備事業の工事継続や、古寺地区の環濠につきましては、環境整備事業のための調査設計に着手いたします。

農業関係でございますが、米の生産調整における転作配分率につきましては、広陵町は52%という非常に厳しい状況にあります。しかし、農家の方々には転作に対する理解と協力を

一層お願いするとともに、国策でもあります小麦の栽培を推進してまいりたいと存じております。

平成15年度は、20ヘクタール以上の作付を確保していただきましたが、今後とも農家の皆さんの深いご理解をいただき、農業行政を推進してまいりたいと存じます。

商工関係では、地域産業の活性化、特に靴下産業の振興につきましては、平成11年度から商工会に支援しております地域振興活性化事業の成果の一つとして、大字笠に靴下の常設直販店を昨年12月にオープンしていただきました。これからも町内外に広陵ブランドのPRと販売に力を注ぎ、その効果に期待を寄せているところであります。今後も新商品の企画開発や販売ルート、市場競争力などの研修活動につきまして、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、平成15年度にオープンする竹取公園休養施設におきましては、来園者の休憩スペースに併設した売店施設を新しいビジネスの共同の場としてご活用いただくため、町商工会を通じた事業協同組合組織で運営いただくことになっております。

それから、勤労者総合福祉センター、サン・ワーク広陵でございますが、平成9年に本町と河合町、田原本町、三宅町との広域施設としてオープンした施設のうち、雇用・能力開発機構の全額出資で建設したA型棟につきまして、国による「特殊法人等整理合理化計画の勤労者福祉施設の譲渡等に関する基本方針」を受け、施設の評価額からその9割5分を控除した額に当たる245万円を本町への譲り受け価格として、今回の予算に計上いたしました。今後の施設利用につきましては、有識者を交えてご審議を願うことにしています。

このほか、消費生活関係につきまして、商品やサービス等の購入、契約から生じた苦情や相談などに対し、専門的で公正な見地から対応するための消費者生活相談窓口を、平成15年度からさわやかホールにおきまして週2回程度開設し、身近なところでの住民サービスの充実に努める所存であります。

次に、土木費関係でございます。

都市における地区公園として、12年間で総額53億円を投じてまいりました竹取公園が、このほど全面完成に至りました。竹取公園は世代を越えた方々に親しまれ、町内外や県外から年間を通じ、多くの来園者がありますが、平成15年度からも、より多くの皆さんに愛される公園として、引き続き適切な管理運営をしてまいりたいと存じております。

次に、都市計画の一環である道路として、町道百済赤部線、いわゆる農免道路の両側に幅員2.5メートルの自転車と歩行者専用の道路を設置し、児童・生徒の通学時の安全対策に

役立てたいと考えており、5カ年の計画として笠橋から大今橋の間約1,400メートルの整備を進めてまいります。

ほかには、夢のあるあすの広陵町を実現するために、都市計画マスタープランが平成15年度で完成いたします。完成後は町民の皆さんのご意見をお聞きした上で、都市計画審議会において、審議、議決していただきたいと予定しております。

次に、消防費関係でございます。

災害は一瞬にしてとうとい人命、財産を奪ってしまいます。平成14年度は西小学校区、北小学校区におきまして、地域防災訓練を行い、多数の住民参加のもと、いざというときのために対する数々の訓練を実施いたしました。平成15年度におきましても、災害時に速やかに対処できるよう、地域の方々の協力参加を得ながら実施してまいりたいと計画しております。

また、消防施設整備につきましては、15年度におきまして防火水槽3基の設置を図り、地域の安全確保に努めてまいります。

次に、教育費であります。まず学校教育関係について申し上げます。

平成15年度は教育改革2年目を迎え、小学校、中学校、高校で「生きる力」の育成を基本的なねらいとした教育が、名実ともに展開されることになっております。これからの社会を担う子供たちが主体的、創造的に生きていくためには、新しい学習指導要領のねらいとする「確かな学力」と「豊かな心」の育成が重要となるわけであります。

こうした状況から、平成15年度は前年度に引き続き、信頼される学校づくりに努め、学校、家庭、地域社会がともに手を携え、力を合わせ、それぞれの役割を明確にしながら、各学校と教育委員会におきまして、一層の「生きる力」の定着を精力的に進めていただきたいと存じますので、このような取り組みを全面的に支援してまいる所存であります。

また、学校施設関係におきましては、衛生環境向上のために、真美ヶ丘第一小学校及び真美ヶ丘第二小学校の給食室へ空調設備を設置するとともに、児童の安全性確保のため、広陵西小学校の開放廊下につきまして、雨天時でも滑りにくいものとする改修工事を施工してまいりたいと考えております。

続きまして、社会教育関係でございます。

まず、貴重な文化遺産として広陵町のシンボルである特別史跡巢山古墳の整備事業であります。

平成12年度から10カ年計画で保存のための整備事業を行っておりますが、15年度は

浚渫護岸整備工事を行うと同時に、発掘調査を実施する予定でございます。

巢山古墳では、平成14年に4世紀末とされる日本最古クラスの靱形木製埴輪が発見され、マスコミの大きな報道もあり、現地説明会には日本全国から約1,000人が参加されるほどの話題となりました。巢山古墳のような全長200メートル級の古墳が発掘されることは珍しいようでございますが、さらに今後も貴重な出土品が期待されております。よって、これからも国や県との協議を重ねながら、巢山古墳の整備方針を整え、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、町では日本一の古墳のまち・広陵町の町民の皆さんへ、この機会に古代の浪漫への思いをさせていただくため、平成15年度におきまして、巢山古墳墳丘部の散策を兼ねた見学会を計画しております。

一方、巢山古墳の北東方面にある寺戸遺跡では、平成14年度に引き続き発掘範囲を拡大し、ほ場整備のための事前発掘調査を実施してまいります。

次に、歴史資料館建設事業につきましては、平成14年度において「文化財保存保護に関する30人会議」を8回開催していただき、建設の是非も含め、将来計画についてご提言をいただいているところでございます。

平成15年度におきましては、県立馬見丘陵公園内で施設建設を関係機関に要望するとともに、公園内の広陵町域内建設を目指し、先進地視察などを行い、歴史資料館建設に向け積極的に取り組んでまいり所存でございます。

社会教育施設として、町民の生涯学習活動の中心となっております中央公民館におきましては、多目的トイレの設置や玄関部分のバリアフリー化のほか、窓口スペースを拡張の上、ローカウンターにして来館者の皆さんが利用しやすいようにするなど、優しさと利便性を考慮した改修を進めてまいり所存であります。

一方、社会体育施設におきましては、町内4カ所にあるミニ体育館でも、各施設出入口口周辺のバリアフリー化の改修を実施するとともに、中央体育館では町民の皆さんが健康づくりとしてより一層のご利用をいただくために、スポーツフロアとしての性能回復を目的として床を全面補修することになっております。

また、愛好者の多いテニスでは、冒頭で触れましたように、真美ヶ丘地区にテニスコート3面を新たにオープンさせ、皆さんの需要におこたえしたいと存じます。

なお、今後は社会教育施設の充実により、学習意欲の向上や健康志向に伴い、生涯学習やスポーツ活動の場として、施設の利用が増加することが考えられる中で、施設維持管理費の

高騰が見込まれるところであります。特に、電気代の大きな位置を占める町内各体育館のアーナ照明器具の使用料につきましては、これまで無料としておりました町内在住の利用者に対しましても、受益者負担の原則に基づき、応分の負担をお願いいたしたいと考えております。今議会におきまして、使用料条例の改正をお願いいたしたく存じますので、どうかご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

昨年12月4日 開館5年5カ月で貸し出し300万冊を達成した図書館におきましては、平成14年度予算で閉架書庫に電動書架を導入して、20万冊の収容能力を備えた施設となり、蔵書冊数も現在約17万3,000冊となりました。

一方、貸し出し冊数につきましては、全国の人口3万人以上の町の図書館として、平成11年度と12年度の2年連続で日本一を記録しておりましたが、このほど発表された13年度数値では、残念ながら2位となりました。

今後も新鮮度の高い蔵書構成とサービスの充実により、さらなる利用率の向上を目指していきたいと考えておりますが、平成15年度ではそのため、図書、雑誌、資料の購入費として2,300万円を、また司書のレファレンス能力を高めるための研修旅費として15万4,000円を計上いたしました。

以上が平成15年度分の一般会計予算に計上しております主な事業の概要でございます。

続きまして、特別会計予算につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず、国民健康保険特別会計についてでございます。

国民健康保険制度は、創設以来、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してきたところでございます。しかしながら、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者を構造的に多く抱え、老人医療費を中心とする医療費の増加が年々深刻化しております。

一方、ご承知のように、少子化による若年被保険者数の減少や低所得者の増加等に加え、長引く経済不況の影響とが相まって、国保財政を圧迫し続けております。

今後も本格的な少子・高齢化社会に向けて、すべての人が安心して良質な医療サービスを受けることができるよう、より充実した医療保険体制の実現が望まれているところであります。

また、国民健康保険は地域保険としてその機能を果たし、円滑な事業運営を図るために、保健・医療・福祉、介護制度の各関係機関とのより一層十分な連携が重要であると考えております。

このことから、平成15年度の予算編成に当たりましては、現行制度での財源確保に努め、

保険税の収納率の向上、医療費の適正化対策、総合保健指導事業など、保健事業の推進を事業運営の柱として、取り組んでまいりたいと考えております。

こうして編成いたしました平成15年度の国民健康保険特別会計の予算総額は20億4,113万円で、14年度に対しまして1億836万円の増額でございます。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

高齢者の医療につきましては、平成14年10月の法改正により、患者の方に負担していただく外来入院に係る一部負担金額が1割または2割の定率負担に、加入対象者の年齢が「70歳」から「75歳」にそれぞれ改正されたところであります。

しかしながら、高齢化の進展とともに、老人医療費は年々増加を示しております。このことから、安心を与え、安定した老人の医療制度が求められており、現在高齢者の医療のあり方が広く議論されている状況でございます。

平成15年度の老人保健特別会計の予算総額は21億7,490万6,000円で、14年度に対しまして114万4,000円の減額でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。ま

急激に進む高齢化社会に伴い、寝たきりや介護を必要とする人が増加している現状で、家族にかかる介護負担は精神面も含めて非常に大きいものでございます。ご存じのとおり、このような状況を憂い、社会全体で介護を必要とする人を支える新たな仕組みとして、平成12年度から介護保険制度が実施されたものであります。実施に当たり、5年を1期として、3年ごとに策定が義務づけられております介護保険事業計画につきましては、平成14年度はいわゆる見直しの時期を迎えることとなりましたので、介護保険事業計画策定委員会において、いろいろな観点からサービス内容などについて検討いただき、平成15年度から平成17年度までの第2期介護保険事業計画及び保険料の算定を行いました。

町民の皆さんにご理解を賜ります保険料につきましては、第1期計画期間の「2,842円」をより引き下げたの基準額、月額「2,500円」、年額3万円と設定させていただきました。これは介護保険の利用状況等の分析と介護給付費準備基金を保険料の抑制財源として取り崩したものであります。保険料の設定については、県下の他の自治体では見られない設定でございます。

このほか、内容といたしましては、介護サービスの利用に対するサービス給付費が大部分を占めておりますが、給付総額7億9,200万7,000円の予算規模となっております。よって、介護保険特別会計の平成15年度予算総額は8億1,736万7,000円となり、

14年度に対しまして 9,673万6,000円の減額となりました。

なお、介護保険特別会計の中の介護サービス事業勘定につきましては、「広陵町居宅介護支援事業所ひまわり」の運営関係費用を予算化したものでございましたが、平成14年度限りで事業所を閉鎖させていただく関係で廃止させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、下水道事業特別会計でございます。

下水道は町民の健康で快適な生活環境を確保し、公衆衛生の向上を図る上で必要不可欠な施設であり、積極的に取り組んでいるところであります。

おかげをもちまして、下水道を使用できる家庭は、平成15年1月現在で広陵町全体の93.5%に当たる8,920世帯になりました。引き続き、平成15年度におきましても、市街化調整区域の整備を重点的に行うとともに、公共下水道への接続について早期実現を図ってまいりたいと考えております。

また、平成14年度に続き、下水道施設管理システム整備事業としまして、情報のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。

平成15年度の予算総額は16億3,016万1,000円で、平成14年度に対しましては5,513万9,000円の増額でございます。

次に、墓地事業特別会計でございます。

町営石塚霊園におきましては、現在1,070区画の整備が完了しております。平成14年度において67区画を整備し、使用者の募集を行いました。25区画の申し込みがあり、その分の永代使用料を納めていただいたところであります。

残りの区画につきましても、引き続き募集をいたしてまいります。

また、将来的な全体構想の中で、霊園北側に管理棟などの設置を予定いたしておりますが、平成15年度におきましては、お墓参りの方々にくつろいでいただくため、霊園内南側に休憩所を設置し、施設の充実に努めてまいりたい所存でございます。

平成15年度の予算総額は1,695万6,000円で、平成14年度に対しまして5,322万1,000円の減額でございます。

次に、学校給食特別会計でございます。

平成15年度の予算総額は2億605万1,000円で、平成14年度に対しまして218万9,000円の減額でございます。

次に、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計でございます。

これは地方自治法の規定に基づく3町による機関の共同設置として要介護認定等に係る必要経費でございます。平成15年度の予算総額は1,636万3,000円で、平成14年度に対しまして43万2,000円の増額でございます。

次に、用地取得特別会計でございますが、新清掃施設建設に係る施設関連道路の整備やコミュニティー施設に関する用地費につきましては、用地の先行取得ができるよう5億45万9,000円の予算を措置いたしております。

最後に、水道事業会計でございます。

水道は今や社会生活を送る上で、最も基本となる施設であります。

本町の水道事業も供用開始以来、既に46年が経過し、成熟の時代を迎えておりますが、きょうの水道事業を取り巻く環境は地方分権や行政改革、水道法の改正など、大きな転換期を迎えております。

しかしながら、安全な水を安定的に、できるだけ低廉に供給するという水道の基本は不変であります。そのために、高い安全性と安定給水に必要な高水準の施設の構築とともに、健全な経営基盤の確立が課題であります。

それでは、予算の概要を申し上げます。

まず、収益的収支についてでございますが、収入総額8億2,200万5,000円、支出総額は9億648万6,000円、差し引き8,448万1,000円の収入不足となり、平成7年度以降毎年の赤字経営となっております。

収入におきましては、水道事業の根幹であります料金収入が毎年順調に伸びていたものが、平成11年度以降人口が増加しているにもかかわらず、給水量が伸びず、増収は見込めない状況であります。

一方、支出につきましては、本管破損などに際し、断水等による住民への影響を最小限に食いとめるため、水道管路情報管理システム導入の費用や漏水調査費用、施設、設備の維持修繕費用及び県営水道の受水費用等を計上いたしております。

次に、資本的収支についてでございますが、収入総額1億3,974万円 支出総額2億8,724万4,000円、差し引き1億4,750万4,000円の不足となり、この不足分につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

主な事業としましては、石綿管等老朽管の布設替工事及び未整備区域の配水管新設工事費として1億1,030万円、真美ヶ丘地区内の弁取り替え及び新設費4,000万円、都市基盤整備公団等からの受託工事費7,170万円、施設改良費として公用車駐車場整備や事

務所窓枠改修の費用として1,000万円を計上しております。

なお、今後とも水道事業の経営に当たりましては、安全な水の安定給水という基本理念を全うすべく、計画的な施設整備を図るとともに、財政健全化のため、より一層の経営の合理化に努めてまいり所存であります。特に平成15年度は料金適正化への検討の年にしたいと考えております。

以上が平成15年度各会計予算案における主要な事業と施策でございます。ご説明申し上げます総合計規模で191億3,712万3,000円の当初予算となり、対前年比2.0%減であります。これは水道事業につきましては、支出額で計上しております。

冒頭で申し上げましたように、我が広陵町に力強い風を吹かせ、「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」を町民の皆さんとともに進めてまいりたいと存じます。

心と地域を育てます。大きい目標ではありますが、日本一の「人にやさしい町」を目指しますので、議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、適切にご決定、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。私の平成15年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

次に、案件に入りますが、議案の朗読につきましては、案件が多数ですので省略します。

議長 次に、日程3番、報告第1号、広陵町土地開発公社予算についてを議題とします。

本件について報告を願います。 武田局長！

土地開発公社事務局長 それでは報告第1号、広陵町土地開発公社予算につきましてご報告申し上げます。

この予算につきましては、過日の2月21日に開催されました土地開発公社理事会におきまして慎重審議され、ご承認いただいたものでございます。

それでは別冊になっております広陵町土地開発公社予算書の22ページを、平成15年度広陵町土地開発公社事業計画書をお開き願いたいと存じます。

1、事業用資産取得事業でございますが、本年度は空欄でございます。事業関係各部、各課からの土地開発公社に先行取得の要望がないために、本年は空欄でございます。

次に、下段の23ページの事業用資産売却事業についてでございますが、前年度中にすべての事業資産を売却しており、本年度としては事業用資産の売却はない旨をあらわしております。

それでは1ページに戻っていただきまして、平成15年度の土地開発公社予算書をごらん

ください。

(総則) 第1条、平成15年度広陵町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出) 第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして第1款事業収益3,000円、これは預金の受取利息でございます。内訳としまして、基本金利息2,000円、流動の預金利息でございますが1,000円でございます。

そして、第1項事業収益0円、第2項事業外収益3,000円。先ほど説明いたしました預金利息であります。

次に、2ページをお開きください。支出でございます。

第1款事業費用18万円、第1項事業費用18万円でございます。これは一般管理費でございます。内訳としまして、報酬といたしまして8万円、そして普通旅費といたしまして3万円、そして需用費が6万円でございますが、その内訳としまして消耗品費1万円、印刷製本費2万円、そして修繕料としまして3万円計上しております。役務費は一応郵便の郵送手当という形で1万円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、本年度の当初予算におきまして、土地開発公社は本来土地の取得がないために、第1款資本的収入、第1項借入金も0でございます。また、支出においても同様、土地の売却がないため、第1款資本的支出、第1項事業費、第2項借入金償還金、第3項事業外支出、第4項予備費は0でございます。

次に、4ページでございますが、第4条の借入金の限度額については20億円に定めるものとなっております。その他、予算に関する説明書につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上が平成15年度の土地開発公社の予算でございます。特に、本年は土地開発公社として先行取得する土地が一般会計からの申し出がないため、予算としてはスリムな内容となっております。しかし、本年度内に町の事業により、土地の先行取得の必要性が生じた場合は理事会を招集していただきまして、補正予算として対応する場合もございますが、当初予算としては、新たな土地の購入も売却もさきに説明させていただきましたように、全くございません。今後の土地開発公社の事業運営につきましては、諸般の事情、町としての必要性、地価の公示、経済情勢等を考慮いたしまして、計画的かつ適正な運営を図ってまいりたいと考えております。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、概要の説明を終わらせていただきます。

議 長 局長、その承認っていうのは、承認は理事会で承認したわけやから、ここで承認とは不適切な言葉だと思いますので、よろしくをお願いします。

これより本件について質疑に入ります。 5 番議員！

5 番議員 この土地開発公社の方の予算の前年度に、14 年度に続いて15 年度の予算の方は0 で動きがないということになりますし、それから資産としての用地も0 円ということになっておりますので、それから土地開発公社の主な目的といいますか、である先行取得が今の時代には合わない、と、どんどん地価下落していく中で、先行取得ということは今想定できないですし、要らない、不要だと、存在がもう土地開発公社の役割は終わったという状況ではなかろうかと思うんですけれども、この点についてどのようにお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 武田局長！

土地開発公社事務局長 今日の土地の状況から考えれば、おっしゃっている意味もわかるわけですが、ただその町の事業として緊急要請のあった場合、事業実施の際に支障が、開発公社自身がなければ支障があると考えられますので、存続させる必要があると、こういうふうにご考えております。

それから、そういう公社の存続ですけども、それは解散というのはすぐでもできるわけですが、今後この会社を再度、一たん解散して設立するということになれば、これはまた本会議の議決とか、また知事の認可とか、こういうふうな手続が要するという事で、それはなかなか至難のわざというのか、期間もかかるわけですので、現状そういうふうな状況ですねんけれども、存続された中で緊急的に要請があれば対応していきたいと、こういうことでございます。

議 長 5 番議員！

5 番議員 緊急の場合というところが、今どういう場合にあるのかという想定、今想定もできないような状況ではないかと思うんですね。特に、今の一般会計の方で言いましたら、大変厳しい財政状況の中で、また今後の各種の施設を建設するという部分につきまして、具体的な計画等が目に見えてこない中で、そういう土地開発公社による緊急の先行取得という場合が想定できないんですけれども、具体的にどういう部分について想定があるというふうにご考えておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、用地特会の方もあるわけですから、用地特会の活用ということで解決できるのではないかと思うんですが、制度が違いますので、その部分で用地特会で間に合わない場合の

公社の必要性という部分については具体的に再度お聞きしておきたいと思います。

それから、やはり先ほど言いましたように、基本的には役目が終わったというような状況ですので、これについては例えば、このことし15年度1年間見まして、あるいは16年度、あと2年間見て検討するというふうには、やっぱりしていく必要があるかと思うんですけども、そういう会計を置いておくだけで、少額ではございますが、やはり経費とまた手間がかかるわけですから、そういう点も全般的な部分、いろんな角度から踏まえて再度お聞きをしておきたいと思います。

議 長 局長、助役どっち、助役が答えるか。 助役！

助 役 私理事長という立場でございまして、回答させていただきたいと思います。

確かに先行取得というのは現在は少ないと、社会もそういう状況であることは事実でございます。しかしながら、例えば今農免道路の拡張とか、それから新清掃施設の問題等がございます。補助金処理とか、あるいは起債云々手続等で土地を購入するところでございますが、土地と申しますのはある程度の区間は一斉に買ってほしいという方もおられると思います。すべてを購入するわけにはいきませんが、その期間において一斉に買わざるを得ないという事情も出てくると思います。一つの事業をする場合には、予算を組んだ以外にもまだ出てくることも可能性としてありますし、どこでどんな話が出てくるか、やはり事業をスムーズに行うには、こういう土地開発公社の予算で理事会を開いて執行していくということは考えられることだと思いますので、今後の状況を見きわめていきたいと思います。（5番議員「ちよっといいです。用地特会とのかかわりで言えば、新清掃センターも用地特会の方で購入する計画でしょ。だから、その辺のかかわりも含めて 制度的な問題も。」）

議 長 理事長！

助 役 用地特会で補助金あるいは起債の制度に乗った処理をやっていきますが、それ以外にたまたま土地所有者の説明会等で、一斉に買うと、そういうような事情が出た場合、あるいは農免道路の舗道の拡張で計画以外にも先行取得で買わなければならないということが想定できます。そういうことから、土地開発公社の予算も使っていきたいと、このように考えております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第1号の報告は終わりました。

事務局長！ ちょっとお願いします。

土地開発公社事務局長 失礼します。さっき「承認願います」と言わせていただきましてんけども、「概要の説明を報告させていただきます」ということで改めさせていただきます。

議長 はい、ご苦労さまです。忙しい中、ご苦労さまです。

議長 次に、日程4番、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてを議題といたします。

本件について報告願います。竹嶋常務理事！お願いします。

施設管理サービス公社常務理事 それでは失礼します。報告第2号、平成15年度財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてご報告申し上げます。

当公社事業計画及び収支予算は、去る2月20日の当理事会におきまして承認していただいたものでございます。

平成15年度事業計画及び予算書につきましては、別冊になってございますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをお願いいたします。施設管理サービス公社事業計画でございます。事業方針は当公社の寄附行為にもございますように、各種文化、体育等の普及事業を行い、町及び県等の施設の効率的な管理運営によりまして、住民の文化の向上、体育等の普及振興を図り、住民福祉の向上、増進に努めてまいりたいと考えております。

2番目の事業計画の概要につきましては、公園施設等の管理運営事業を初め、各公共施設の維持管理事業、竹取公園ちびっ子グレンデの指導管理業務、文化の向上及び体育等普及振興事業並びに環境美化活動でございます。

また、2ページのサン・ワーク、ふるさと会館の管理運営受託事業等、引き続き行うこととしております。

続きまして、収支予算に移らせていただきます。6ページをお願いいたします。各会計収支予算説明書に基づきまして、予算科目、大科目及び中科目の本年度の予算額をもってご報告申し上げます。

まず、一般会計の収入でございます。大科目の基本財産運用収入で4万4,000円、中科目同じく基本財産運用収入、同じく4万4,000円でございます。基本財産3,000万円に対する定期預金利息でございます。

大科目の2番事業収入では1億1,153万5,000円でございます。そのうち受託事業収入といたしまして1億997万9,000円と2番の自主事業収入で155万6,000

0円となっております。

それから、3番の補助金等収入といたしまして4,667万9,000円、同じく補助金等収入で4,667万9,000円であります。4番の雑収入といたしましては281万8,2000円、うち受取利息として2,000円でございます。

次の7ページをお願いいたします。中科目の雑収入で281万6,000円となっております。

以上、当期収入合計は1億6,107万6,000円となります。前期繰越収支差額はございませんので、収入合計、同じく1億6,107万6,000円となるわけでございます。

引き続きまして、8ページの方をお願いいたします。一般会計、支出でございます。管理費といたしまして4,129万3,000円、一般管理費といたしまして同じく4,129万3,000円でございます。

9ページをお願いいたします。大科目の2番受託事業費といたしまして1億1,243万円でございます。うち、町施設管理費で7,930万3,000円となっております。一番下段の2番県立公園管理費におきましては3,312万7,000円でございます。

10ページでございます。中ほどの下の方ですけれども、3番の自主事業費でございます。632万4,000円、文化体育等普及振興費といたしまして632万4,000円でございます。

めくっていただきまして、11ページをごらん願います。固定資産取得支出は本年度はございません。5番の特定預金支出といたしまして2万9,000円、退職給与引当預金支出でございます。同じく2万9,000円となっております。それから、10番の予備費は、今年度は100万円といたしております。

以上、当期支出合計1億6,107万6,000円となるわけでございます。以上、施設管理サービス公社の一般会計収支予算でございます。

続きまして、12ページに移らせていただきます。広陵勤労者総合福祉センター事業計画でございます。平成15年度におきましても、町から管理運営委託を受けまして、トレーニングルームや浴室等の効率的な活用、研修、会合、スポーツ活動の場の提供、各種教室の開催等により、勤労者を初め、地域住民の健康文化の振興の拠点として、利用者から選ばれる施設を目指して、心のこもったサービス提供を図り、多くの利用者に喜んでいただける施設運営に努めてまいりたいと考えております。

管理運営事業では、当館各施設の年間利用者数をごらんのとおり利用人数を見込んでおり

ます。

次の13ページでございますが、自主事業といたしまして、文化、教育、健康講座等、ごらんのとおり15教室の開催を計画しております。

続きまして、収支予算に移らせていただきます。18ページをごらんいただきたいと思います。18ページでございます。特別会計サン・ワーク広陵の収支予算でございます。

まず、収入の方でございますが、事業収入といたしまして5,945万円、うち受託事業収入で2,838万7,000円でございます。また、自主事業収入では3,106万3,000円となっております。次の補助金等収入といたしまして3,120万3,000円でございます。同じく補助金等収入で3,120万3,000円でございます。職員の人件費として計上いたしております。これにつきましては、この補助金につきましては、以下の特別会計と同様でございますが、消費税対策といたしまして、人件費を委託金から分離いたしまして、運営費補助金として物件費、人件費を明確にして、節税に図ったものでございます。次の4番雑収入でございますが193万3,000円、うち受取利息は3,000円、雑収入といたしましては193万円を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。以上の当期収入合計いたしまして9,258万6,000円でございます。繰越収支差額がございませんので、同じく合計9,258万6,000円となるわけでございます。

続きまして、20ページでございます。

サン・ワーク広陵の支出予算でございます。受託事業費で8,928万5,000円、中科目のサン・ワーク管理費といたしまして同じく8,928万5,000円となっております。

21ページをお願いいたします。大科目3番の自主事業費でございますが、327万8,000円、文化体育等普及振興費といたしまして、同じく327万8,000円でございます。

大科目の5番の特定預金支出といたしまして2万3,000円 退職給与引当預金支出でございます。同じく2万3,000円となっております。

以上、当期支出合計9,258万6,000円となります。以上、特別会計サン・ワーク広陵の収支予算でございます。

続きまして、22ページをごらん願います。ふるさと会館事業計画書でございます。当会館も引き続き、町から管理運営委託を受けまして、宿泊、会議、研修会等、町内外から幅広

く利用され、近年特に宿泊客が増加している状況でございます。施設の充実とともに、まごころのこもった優しい施設として、一層の利用者拡大に努めてまいりたいと考えております。管理運営事業における会館施設年間利用をここに上げたとおりに見込んでおります。また、宿泊利用につきましては、23ページのごらんの利用者人数を見込んだわけでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。特別会計ふるさと会館の収支予算でございます。

まず、収入であります。事業収入として4,129万3,000円、うち受託事業収入では2,129万5,000円でございます。また、自主事業収入では1,999万8,000円を見込んでおります。補助金等収入といたしまして2,718万5,000円、同じく補助金等収入人件費でございますが、2,718万5,000円となっております。4番の雑収入でございますが、388万9,000円でございます。受取利息といたしまして2,000円、雑収入といたしましては388万7,000円を見込んでおります。

以上、当期収入合計7,236万7,000円でございます。繰越収支差額がございませんので、同じく収入合計は7,236万7,000円となっております。

次に、28ページをお願いいたします。支出の方でございます。受託事業費といたしまして7,235万3,000円、ふるさと会館管理費でございます。同じく7,235万3,000円となっております。

次のページ、続きまして29ページをお願いいたします。特定預金支出の方で1万4,000円、退職給与引当預金支出でございます。1万4,000円となっております。

以上、当期支出合計で7,236万7,000円となります。以上が特別会計ふるさと会館収支予算でございます。

続きまして、30ページをごらん願いたいと思います。働く婦人の家事業計画でございます。平成15年度におきましても、町から管理運営の委託を受けまして、町内の働く女性や勤労家庭の主婦を中心にあらゆる社会分野に参画できるよう、社会と家庭の両立支援などを行い、健康で充実した生活が営めるよう事業運営を図るとともに、厳選した講座開催に努めてまいりたいと考えております。講座開催事業として、他の施設講座と競合しない講座開催をごらんのように主催講座、セミナーとして予定いたしております。

なお、31ページの自主グループ育成事業では、ごらんの13グループの指導、育成及び活動の場の提供を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、35ページをお願いいたします。最後に、特別会計働く婦人の家収支予算で

ございます。

収入の部の方でございますが、事業収入といたしまして461万円、うち受託事業収入では340万1,000円、自主事業収入で120万9,000円となっております。大科目3の補助金等収入では648万6,000円でございます。同じく補助金等収入で648万6,000円でございます。4番の雑収入では2,000円、これは受取利息で1,000円と雑収入1,000円でございます。

以上、当期収入合計といたしまして1,109万8,000円でございます。繰り越しはございませんので、同じく1,109万8,000円となっております。

めくっていただいて、36ページでございます。受託事業費といたしまして1,109万1,000円でございます。働く婦人の家管理費でございます。1,109万1,000円となっております。

37ページの特定預金支出では7,000円、退職給与引当預金支出でございます。7,000円でございます。

以上、当期支出合計1,109万8,000円となっております。以上、特別会計働く婦人の家の収支予算でございます。

この後38ページから40ページには、ただいまご報告をいたしましたサービス公社一般会計を初め、サン・ワーク広陵、ふるさと会館、働く婦人の家の各特別会計、4会計の総括表となっております。また、末尾41ページ、42ページでは、給与費明細書でございます。後ほどお目通しいただければと存じます。以上、簡単ではございますが、平成15年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の事業計画及び収支予算についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 そしたら、従来どおりそれぞれの予算で別々に質問させていただきたいと思います。それでよろしいですか、 議長。

議 長 報告ですから、簡単に大体毎回同じことですので、報告というのは承認を受けておりますのでよろしくをお願いします。（5番議員「いやいや、それで従来も会計別に質問させていただきましたので、それでよろしいですか。」）はい、結構。簡単にしてや。

5番議員 はい。じゃ、それに沿ってお願いします。

まず、1つは今回のとりわけ県の公園の管理受託事業費の方なんですけれども、これについては公園の面積も大分ふえましたけれども、受託事業費が減額になっているんですけれど

も、この積算についてお聞きしたいと思います。

とりわけ単価が切り下げられたというような中での減額であろうというふうに思いますが、そういう場合であれば、単価の部分については何%削減されているのか、カットされているのか、同じく町の施設管理費についてもお願いをしたいと思います。

それと、それに連動する形なんですけれども、支出の方に参りますと、シルバー人材の方に委託料を払われているわけなんですけれども、シルバーに委託する場合の単価の変動について、同じく数値を明確にして教えていただきたいと思います。

それから、現在シルバーさんの方、何人雇用されているのか、わかればお聞きをしておきたいと思います。

それから、このシルバーの方の委託されているわけなんですけれども、シルバーの方では毎日清掃業務なさっている中で、たくさんのごみ、特に草とか剪定した木とか出るわけなんですけれども、以前はチップ化の事業でということで進めておられたと思うんですけれども、それももう採算面等も含めて合わないということで、廃止の方向説明受けているわけなんですけれども、この処理についてどのような対応なさっておられるのか、また今後の見通しについてもお聞きをしたいと思います。

それから、収入の方の7ページの処分代ほかになってはいるんですけれども、281万6,000円のこの内訳を教えてくださいたいと思います。

それから、かぐや姫祭りの負担金が例年どおり150万円予算化されているわけなんですけれども、あえてこの管理サービス公社の方がかぐや姫祭りの負担金を負わなきゃいけないかという根拠については希薄に思うわけなんですけれども、このかぐや姫祭りの負担金についてどのようにお考えいただいているのか、お聞きをしたいと思います。

この一般会計に、あ、それからもう一つ、8ページの報酬なんですけれども、この監事報酬が前年度8万円ですから、10人だったのかなと思うんですが、23人にふえているのはどういうところでふえているのかという部分と、その下の賃金なんですけれども、臨時職員さんの賃金5人が上乗せ、従来なかったのがプラスになってるんですが、この要因と配置状態をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えします。

ちょっと順番が前後するかもしれませんが、まず県立公園の方、丘陵公園とまた町の管理の委託金の関係でございますけれども、県の方はまだちょっと確定的じゃないんですが、公

園管理そのものの中で、巡視員と、それから作業員という2つの業務があるわけですが、巡視員の方はこれは範囲もふえておりますし、減らす、減額することはできないと、県の方は言ってるわけなんですけども、作業の方はちょっとこうした事情の中で、県の予算もかなりマイナスシーリングという形で削減、縮減されております。

そうした中で、この減額は単価そのものはまだはっきりと、いわゆる賃金の方はカットということは明らかにはしておりませんが、そうしたものが今後明らかになってこようかと思っております。

それと、町の方の積算の方でございますけども、一部単価を見直しいたしました結果でございます。平成14年度のベースにおきまして、公園街路等の除草、清掃等の業務の積算単価を一部見直しいたしまして、約9.8%の減額、全体でなっております。しかし、15年度の増減というものを加味いたしますと、最終8.9%と1%下がるわけなんですけども、それぐらいの減額ということになってございます。

なお、シルバーの方は、支出の方は、これは積算は同じ積算でやっておりますので、ただシルバーの方の支出の方から各会員さんに支払われるものにつきましては、配分金ということに置きかえて、時間単位なり、日当単位で支払われてるという状態でございます。

それから、シルバーの会員の方ですね、ちょっと私の方で今把握してる関係では280名余り、二百八十か九十名ぐらいだと聞いております。

それと、ごみ処理ですね、いろいろ作業した後の伐採等の処理の方なんですけども、チップの方は内容的には同じように進めておるわけで、製品化というものは大変難しいということで、以前はこの前も説明させていただいたとおりでございます。つくったチップはある程度成熟をさせたものは、公園なり、また街路の低木の下へマルチングとして利用している状況でございます。

ただ、伐根とか、草の処理の方がなかなか困難で、いろいろと駆使しておるわけなんですけども、埋め立ての方しか仕方ないということで、今後清掃センターも大変難しい問題でございますけども、焼却も考えていかねば、センターでの焼却も、草の焼却も考えていかねばならないなあと、内部的には協議はいたしておるところでございます。

この処分代というのは、雑収入でございますけども、281万6,000円が計上しておるわけなんですけども、そのうち処分代は150万円、これはただいま申しあげましたシルバーから廃川敷の方で、そうしたいろいろな処分をしておる、その利用料と申しますか、経費がかかりますので、そのものでございます。あと車両の賃借料、公社からシルバーに貸与し

ている車の実費、貸与料でございます。それが127万円ほどございます。それが主な雑収入の内容でございます。

かぐや姫の方の負担金でございますね、これにつきましても、町のイベントの一つの大きなイベントとして、会社といたしましても参画する意味からも、町の補助金をいただいて支出するのは、しているのはということもございますけども、一つのイベントの負担としての考えをいたしておるところでございます。（5番議員「報酬、監事の報酬の部分と、それからその後の賃金5人分の臨時職員さんの分、まだしてない。」）はい、済いません、失礼します。報酬の方ですね、ちょっとふえておるわけなんですけども、昨年、14年も理事さんの状況は変わらないわけなんですけども、今まで理事さん全部理事者側の方でやっておったわけなんですけども、民間から3名の知識経験者として導入させていただいた関係もございます。

それと、監査の方もちょっと回数をふやしてさしてもらおうということに、既に14年度もやってるわけなんですけども、その関係でふえてございます。

それと、賃金の方なんですけども、これにつきましては清掃センターの業務を15年度から退職者の関係もあり、また業務委託という形の中で、ごみの、粗大ごみとか、事業用ごみの前処理の業務を公社の方の職員によって対応していこうという方向づけになってございますので、その関係で一応ここで予算措置をさしてもらったということでございます。（5番議員「従来はその前処理は町の職員さんやったの。」）ええ、職員さんありました、はい。

議 長 5番議員！

5番議員 1つは県の方はまだ確定していないということなんですけれども、かなりの大幅な単価がカットされるということを想定に予算が積算されているわけですね。で、町の方は今お聞きしましたように、実質最終には8.9%ということでの減額ということなんですけれども、このような単価の見直しはシルバーさんの方の会員さんの直接の日当に影響するということは大いに、簡単に想定され、そこで調整するしかないというのが現状だと思うんですけども、お聞きしてるところによると、1日1,000円だとか、600円だとか、カットになるそうやというような話もあちこち耳にし、皆さん不安に思っておられるんですけども、この点についてどのようにお考えなのか、余りにも大幅過ぎるんですね。600円減額になりますと、1時間の日当が700円を割ります。で、1,000円マイナスになりますと、あの600円程度と1時間ね、なってしまいます。ほんで、最賃制度が今幾らなのか、今把握はしてないわけなんですけれども、それにほとんど近い形になってしまうだろうとい

うふうに想定せざるを得ないんですけども、余りにもちょっとこのカットの割合が大き過ぎます。現状職員さんの方2%程度のカットになっていて、これも重大問題ではありますが、それどころか、何倍もの大きな日当の切り下げに直結せざるを得ないような対応を町の方がとられるということについては、これは町の方の委託ですから、町の考え方もお聞きしなければ解決できない問題なので、この点について町の方の委託料に対する考え方をお聞きをしておきたいと思えます。

それから、この先ほどの5人の清掃センターの職員さんの採用ということで、これは2次募集の部分で、清掃センター業務員の方募集されているんですけども、これは8時間勤務ということで、それも月曜日から金曜日、週5日ですから、正規の職員さんと労働時間全く同じということになるわけですね。それを今まで正規の職員さんでやっていたのを、こういう形で全部パートに切りかえていくことについては、町長が人にやさしいまちづくりと言いながら、余りにも広陵町で働く人にとって過酷なまちづくりではないかと言わざるを得ないと思うんです。これが責任ある仕事とかよく言われると思うんですけども、あわせて言いますと、同じサービス公社の方で募集されているので言えば、事務員、後で出てくると思うさんですが、事務員の方で言えば大学卒業程度の学力を求めながら、フルタイムなんですね。これで1時間750円から790円、本当に今の若者たちが勤労意欲すら持てない、こういうことを広陵町が率先してやっていいのかどうか、こんな問題については私は教育長にも教育の面からお聞きしたいぐらいです。本当に教育の方では一人前の本当に社会に役立つ人づくりということで、心豊かなとか、今ここの、ね、先ほど町長読まれましたけど、施政方針にございますが、そういう教育を町の方でやろうと言いながら、一方でこんな冷たい雇用の仕方ってあるんでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思えます。これは町長の方でご答弁いただきたいと思えます。

それからもう一つは、そういう単価を切り捨てになっていく、緊急の対応としましては、預金利息の方の収入で4万4,000円、先ほど4,000万円と言われましたでしょうか、基金の方、ちょっと基金の方が幾らになってるのか、ちょっとわからないんですけども、別に基金としてあるわけですね。預金利息収入と、預金としてお持ちだと思えるんですけども、これを取り崩してでもやはり今の職員採用の状態を改善していくということが大変大切だと思えるんですけども、この預金、今積み立てしてあります預金は、そういう利益の中から積み立ててきたという経緯があるわけですから、それを今こそ活用すべき時期ではないかと思えるんですが、この問題についてもお聞きをしたいと思えます。

それから、ここ預金利息収入4万4,000円 基本財産、基本財産、うん、500万円
って言ったよね、幾らあるのかな、基本財産の方で言えば。ああ、基金の方にね。基本財産
の方の活用できるかできないか、お聞きをしたいと思います。

それは先ほどかぐや姫の方の、かぐや姫祭りの方は質問したのは、そういう部分をと
にかく緊急の対応としては、そういうシルバー人材センターの会員さんとか、あるいはそう
いう臨時雇用される職員さんの人件費保証していく方に充てるべきではないかという観点か
ら、かぐや姫祭りの負担金の方も質問させていただいたわけです。再度このような雇用形態
について、本当に胸が痛む内容でございます。町長の方のご答弁をお願いしたいと思います。

それから最後に、先ほどチップあるいは草の処理の仕方についてご説明いただいたんです
けれども、今河川敷に埋め立てをなさってるんでしょうか、現状については。で、もう満杯
になるのがじゃあ早晩どのこと、年内もつのかもたないのか、で、それについて焼却も考
える必要があるということなんですけれども、焼却といいますとかなり乾燥させないと焼却で
きないと思うんですけれども、その辺の具体的に見通しを持たれているのかどうか、解決方
法ですね、再度お聞きをしておきたいと思います。以上。

議 長 何のこっちゃようわからなかったねな。わからんな。質問わかりましたか。ようわ
からなかったやろ。わからんように、あ、違うわ、ごめん、どうぞ。 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 ちょっと一般会計の方とも絡んでくる質問もあろうかと思
いますけれども、シルバー人材センターの会員さんに対する配分金の方にかなり影響があるとい
うお話でございますけれども、今普通6,000円という、一つのもう少し高いのもございま
すけれども、剪定とか、草刈りとかなれば。今多分私調べる範囲では5,200円が一応最低
賃金単価と、県からお聞きしたと思うんですけれども、6,000円の10%を仮にですよ、
下がっても5,400円という価格になるわけで、そこらあたりはシルバー人材センターの
方がどういう考えをしてるかわかりませんが、私の思っておる中では10%カットにな
っても大丈夫だろうということは思っておるわけなんですけれども、そこらはやっぱりこの情
勢でございますので、やっぱり同じ単価を続けていくことはやっぱり私そのものもどうかな
あということも、内部的にも話し合いもしている中においても出てきております。現実的に
今度シルバーでどういう対応をしていくのか、まだ回答は答えも聞いておりませんが、
そうした中で8.9%のこちらの方はカットというんですか、下がったわけなんですけれども、
まだそうした中で、運用はしていけるだろうということで思っております。

処理の方なんですけれども、チップの方はこれは破碎しておけば、だんだんかさ低くなって

いくということで、ある程度なるんですけども、草の方ですね、かなり今年間通じますと量も多いし、かさばるばかりでございますが、近々埋め立てするところがなくなってくるという状況でございます。その辺あたりはどうしていくかということになれば、草刈りをしたものをやはり乾燥させて、一部であろうと清掃センターでお願いしなければならないだろうなあという、こちらの思いですよ。まだ向こうへは正式には協議はしておりませんが、大変清掃センターも時間的にも大変厳しい中にありますので、一方的にこちらの話もなかなかできない問題もございます。

そうした中で、その草のまず乾燥を一つ、第一条件にしていかなければならないということでございますので、夏のよく乾くときであればよろしいですけども、雨とかあると屋外ではなかなか乾燥も難しい点もございますので、すべてがすべて焼却の方へ回すことも無理だろうかなあという思いもしております。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 先ほどのご質問の前にも厳しい財政状況というようなご認識いただいているわけで、今年度につきまして、すべての事務事業の見直しを行ったという形でございます。委託料につきましても、内容を精査させていただきました。そして、その事業量等を勘案した中で、この委託料そのものが妥当であるのかどうかという全体的な事業費として見直しさせていただいた結果、8.何%の前年度に比べて減額になってるという形でございます。

なお、その中の積算の中で、賃金というものは出てまいります。この賃金につきましては、シルバー人材センターそのもので配分金として分けていただくものでございますので、これを幾らに下さいということは町としては出しておりません。

町が採用します臨時職員の賃金につきましては、2%のカットを基本として考えさせていただきました。それもいわゆるそれぞれの仕事によって賃金の設定は違いますので、「80「0円」であったものが「780円」にはなっております。あるいは「950円」のものが「930円」になっております。これはそれぞれのその職種による仕事の内容によっての賃金の設定というものを基本的に考えておりますので、すべての賃金をカットしていったというような厳しい対応ではございません。優しい対応をしておりますので、その点をご理解をいただきたいと、かように思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまご質問がございましたが、私はこの皆さんの税金を納めてもらってるんです。みんな血税を納めていただいて、私たちはお預かりをしているわけでございまして、税

金をむだ遣いをしないような行政取り組みを職員の皆さんが力を合わせて頑張ってくれています。職員が退職しても補充をしないと、非常にこの厳しい措置でございますが、今まで5人いてたら1人減っても、その1人減った分だけ頑張ってくれということで、新たなスタートを切っているわけでございます。しかし、どうしても職員が必要なところは、やむなく補充はさしていただいております。

劣悪な環境で給料安い、何じゃあというようなご質問でございますが、やはり働く喜びを感じていただくために、働く機会も与えさせていただいてるということもご理解をいただきたいと思います。

募集してるんです。新たに来ていただいた人に賃金を値切ってるのではありません。この条件でどうですかということでご提案を申し上げて、喜んで仕事に従事をしていただいておりますので、皆さんから夢や希望のない職場へ来て何じゃという、議員さんがそんなことおっしゃっていただいたら我々職員使えないですねえ、そういう言い方はねえ、どうぞお考えをいただきたいと思います。

また、私はみんなでまちづくりをさせていただこうと、住民総参加でさせていただこうという思いを持っております。それにはこのボランティアを大いに進めてまいりたいと思ってるんです。せんだっても、区長さんが観音寺の行政視察をしていただきました。その行政に行きますと、町の道路は各大字ごと、地域ごとで無料で奉仕されてるんです。町を美しくされてるんです。すべてが無料なんです。そして、大字ごと競争されてるんです。できないところは草だらけです。ごみいっぱい落ちてます。しかし、この国道からすべてされている、これがまちづくりで、それが大きな町おこしになってるというようなことで、私ども実は感動したところでございます。区長さんもこれがいいことやなあと、このようなまちづくりできたらいいなあとおっしゃっています。お金をいっぱい出せばきれいになるのはなるんですが、ごみをほかす人も一緒ですね。ですから、みんながそういうように奉仕をなさることがいいことでございます。お金を削ってるのではないんですね。私、竹嶋君、今常務理事は何か10%何とか、回答を求めているとかというようなことを言ってましたが、私どもはひとつご協力いただいて、町の情勢が、これだけの委託費ですと、その範囲内でお願いしますと言ってるんです。その範囲内でお願いしますと言ってるんですから、シルバー人材センターそのものがしっかりとお考えをいただくことございまして、何%カットせよと、そんなこと私ども申し上げてるのが間違ってます。私今ただいま回答を聞きながら、何ちゅうこと言うてるんかなと、そういうように思いをしているところでございまして、私どもはシルバー

の給与体系には関与はしておりません。与えられた委託料の中で、どう切り回していくか、それはシルバーの人のお考えすることでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 しばらく休憩します。

(P. M. 0 : 21 休憩)

(P. M. 1 : 32 再開)

議 長 再開いたします。

本件について質疑に入ります。 4 番議員！

4 番議員 公社の一般会計についてですけれども、まず最初に明らかにしておきたい点は、この公社の予算というのは報告案件だということで簡単ということをたびたび言っているわけですけれども、予算を見る限り簡単な問題ではないというように思うんです。要は委託費で1億1,000万円、1億6,000万円の予算の中の1億1,000万円が委託費で、ほとんどが町の関係している予算に上がってるわけなんです。そういう点で、この予算と一般会計の予算、そしてまたシルバーの予算というのは、すべて関連している問題で、いわゆる広陵町の議会が審議するに当たって、この一般会計予算を具体的に審議する中身の重要な部分を占めているということでもあります。

もう一点は、この会社は公社自身の職員についての町議会のいわゆる監督責任などについてもたびたび議会で議論をしてきました。それと同様に、シルバーについては会員は広陵町民の60歳以上の方々であります。こういうところの非常に重要な広陵町の施策の一環として、このいわゆる公社予算、シルバー予算は議会が審議すべき内容になっているというように思います。むしろ報告事項 報告案件になっているということから、議会の権能を薄めている、こういうことだと言わざるを得ません。そういう点で、私たちはたびたびこの一般会計から予算を見る場合に、この公社及びシルバーの予算を抜きにして、この議会の責任は果たせないということを述べてきたものでありますから、その点を十二分に理解をしていただきたいというように思います。

そういうに立って、1つお聞きしたい点は、サービス会社を通じたシルバーの会員の方々の現状をどのように理解されているのか、先ほどからいわゆる分配金の問題については、広陵町が委託する中身についてとやかく言っていない、こういうように言っておられます。しかし、実態は現実には、現在においても、1月、2月というのは月に4回しか仕事がなかった。どうなってるんだと、こういうことがもうありとあらゆる会員の方から会うたびに聞くのが実態です。で、これはどういう去年と変わってるところがあるのかといえば、ないというこ

とになります。

それと、この問題については、シルバーで決めることだと、もちろんシルバーで決めることだという点は確かです。そしてまた、理事会の中でもこの問題に対して理事の方々が悩んでおられます。非常に悩んだ中での来年度をどう乗り切ったらいいのかという心配事になっているように思うんです。ですから、来年度の分配金については1割カットになるかもわからないとか、そういう話が会員の間から具体的に出ている。先ほども出ていたように、6,000円が1割カットで6,400円になる。こういう、いや5,400円になる。こういうような話が会員の中からもあちこちで出ているというのが、実態、実情であります。そういう点で、松野議員が先ほどからお聞きをしているわけで、私たちはこの実態をシルバーの設立、公社の設立から見てどうなのかということを考えなければならないというように思うんです。それを一律、いわゆる事業費を見直し、カットしたのだという形で影響力の非常に大きなところまで、そんな見方でこの予算を見ることができののかということに尽きてくるわけなんで、そういう点からいうと、この一般会計の予算と公社の予算、シルバーの予算の連携した中で、町の責任はどうかということが必要だと思います。

質問をいたしますけれども、まず第1に事業の内訳がこういうところから見えてこない。だから、前回は資料としていただいたところは各課が公社及びシルバーに渡す委託料、委託金がどういう形になってるのか、明細について教えていただきたいということなんです。

それから、その明細に基づいて、今回公社、シルバーに委託する中身というのは、どんなところで変化が生じているのか、2点目は、こういう内容です。先ほどは単価を下げるといって、一部下げる、見直しをすることがありました。どういうところで下げるのか、これは他の事業、広陵町で行っている他の事業との関係で支出する事業単価について、すべて一律のもうそういう見方のもとに町から委託される、いわゆる部分として上がっているのか、これは本来公社の担当の方に聞くのではなく、実際に町の予算編成をされた方から聞くのが筋なわけですが、現実問題としては、この議案を審議しているということで、どちらでも結構ですが、そういうような内容をお聞きしたいと思います。

それから、各課が委託した中であって、例えば今回の137ページのところで、公園管理委託料、これは430万8,000円減額されてるんですね。この各種委託料、ずっと先ほど見ていたわけですが、街路事業、これは129ページ、さっき、137ページです、ごめんなさい、街路清掃委託料が100万円であったのが60万円になる。あるいは街路管理委託料が1,891万円であったものが1,973万9,000円との差が出ていると、

こういうような形になってるわけなんですね。で、こういう中で、事業の単価見直しとともに、町が本来公社及びシルバーに委託していた事業自体も減らしてるんじゃないか。こういうところにも大きな問題が生じるであろうと思うんです。具体的に言えば、例えば街路の管理で使われていた街路灯じゃないわ、何ちゅうの、道路に植えてる木、何ちゅうの。街路樹などについても、シルバーに委託していた部分が一般業者に委託するというようなことがあるのかどうか、この点も聞きたいと思います。

それから、いわゆる予算書の中で見てみますと、今まで収入の中で補助金、人件費にかかわるものについては事業委託になってたんですけども、これを補助金扱いにするというのはどういう趣旨、どういう意図でされるのかだけ聞いておきたいと思います。

それから、いわゆる先ほどの具体的な点になってくるんですけども、町施設管理委託料704万7,000円が減額されているわけなんですけど、先ほど私は一般会計から見た場合の各事業の科目別の発注先の問題について聞いたわけなんですけど、そのトータルがここにあらわれてきているわけなんで、これの中身について、減額された中身について具体的にどのような中身になっているのかということも聞きたいわけなんです。で、県の問題については、先ほどおっしゃっていただいておりますので、県からの上がってきているこの予算編成に至る経過については、これは県と相談をしたのか、あるいは相談をしないまま、いわゆるヒアリング程度の中でこの予算を計上されたのか、そういう点を聞いておきたいと思うんです。こういうような中身、それから公益法人……。

議 長 簡単に、簡単に。

4番議員 会計システム補修料ほかと29万2,000円の減額になってるんですけども、こういうこの減額ちゅうのは従来とどういうところが変わった減額になっているのかというのを聞いておきたいと思います。

で、先ほど言った受託事業及び一般会計の中でのシルバー人材センターの委託158万7,000円の減額とあわせてその中身も聞いておきたいと思います。

それから、逆にシルバーのここにいわゆる14年度の事業計画等があるんですけども、この中で分配金収入が14年度では1億4,327万3,000円だったわけなんですね。で、これが今回予算が上がってないんですけども、具体的にこの分配金のところはどのような形になるのかという点まで予想した予算を町が公社及びシルバーに示す必要があると思うんです。公社は勝手に、シルバーは勝手に決めることなんだと、事業費はいわゆるその8.9%の減額で渡しているだけだから、それは会社が決めたらいい話なんだというよ

うなところの無責任な態度をとれるのかどうか。私はここにシルバーが14年度分配金収入として1億4,327万3,000円上げている。そして、材料費等収入が1,561万9,000円上がっている。これはすべて町から委託された中身を分ける内容なんです。この分についてどういう変化が生じるのかということをお聞きしておきたいと思うんです。で、これは先ほど公社が決めることだと、公社が決めることだということはそれは間違いないと思います。しかし、予算を町が出した限りにおいて、分配金がどうなるのかということ自体は町自身もこれは予測できます。だから、そういう点で、この分配金の収入、ここの部分が今年度と比べてどういうようになってるのかというのを聞いておきたいと思うんです。そういう内容であります。

それと、再度原点に戻さしていただきますけれども、シルバーができたときに一番事業を一般の事業からシルバーに移管したわけなんですね。いわゆる公有地、町管理やその他管理について今まで一般事業者が受託してたものがシルバーに移った。そのときには3割の、3割近くの予算減額で双方にとって大きなプラスになったということがこの原点なわけなんですね。もし、シルバーのこの今回の事業を一般事業に移してやった場合に、実際に町は幾らの負担増加になるのかという点もあわせて示していただきたい。これは当然いわゆる物価表、建設省やあるいはまた一般市売の物価表に基づいて、公社、シルバーに渡す場合の事業費を換算されているわけですから、それは当然一目瞭然に把握されてると思いますんで、もしシルバーに渡す受託事業について、一般事業者に渡す場合にはどれぐらいの予算となるのかという点も明らかにしておいていただきたいと思います。そういう内容についてご答弁をお願いします。

議 長 そんな必要何にもあらへん。 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 大変たくさんのご質問がございますけども、当初、最初ですね、シルバー会員さんに対する月4回しかないじゃないかというようなご意見ですけども、私たち公社として思っておりますのは、あくまでもこれは冬、冬季の回数であると思います。もちろんご承知のように、冬はやはり草も余り伸びない、いろいろな状況の中で少なくなってきたしております。年間通しての回数をいつも会員さんたちに会った場合でも、まず話はするわけなんですけども、冬場はやはり少し減ってくるということは当然になってくるということによっておるわけがございます。今回そうした全体費用が落ち込むということの中で、いろいろご意見も理事会の方でも話は検討はしていただいていると思いますけども、町といたしましても、いろいろと財政事情もございます。シルバー、先ほども申しましたように、積

算いたします単価そのものはあくまでも、単価に基づいて従来からの単価に基づいて積算いたしまして、各会員さんたちのその配分金そのものは、配分金に戻したもので、配分しておるわけなことでございますので、そこらの点はやはり合理的なやり方でやっていただくということを基本のもとで、話はいろいろとしているわけなところでございます。基本的には、シルバーさんそのものはシルバー人材センターそのものは自立ということで、当初は一緒に、公社と同じ歩んできた中において、いろいろと町の方への頼りということもありますけども、しょせんやはりシルバーそのものは自立していただくということが一番基本のもとだと考えております。

それから、事業内容の各課の委託料でございますけども、またもし後で資料を提出さしていただいたらどうかと思っております。

あとは減額、見直しした内容ですけども、具体的な内容につきましては、除草の方で、草刈りの方で、単価「50円」を「40円」にいたしました。それと、これは刈り取りと持ち出しを含んだものでございます。そして、刈り倒しだけでは「35円」を「30円」に見ております。

あと細かい部分で、清掃のごみ収集なり、それから剪定の方で低木の方で、「90円」を、平米当たり「90円」を「80円」といった見直し、それから除草の芝生内での人力作業の面積をある程度見直ししております。それから、同じく芝生の方での施肥の作業面積、これも少し見直しをいたしました。それと、あと修理代の見直しで、トイレの方の見直しを行っております。これは全体で20万円余りなんですけども、そうした内容のものでございます。

それから、補助金の方ですね、ちょっと先ほども申しましたように、消費税の関連でございまして、委託料を補助金に振りかえたというところは、ご承知のようにこの消費税の納付税の算出に当たりましては、課税売り上げにかかる消費税と課税仕入れにかかる消費税の相殺調整を行って申告するということになっております。その中で、収入での受託事業収入は課税対象でございます。人件費が含まれております。もともと含んでおりましたので、本来人件費は不課税扱い、取り引きでありながら、受託事業収入であることから課税対象となるわけでございます。よって、人件費だけを不課税取り引きである補助金、収入として運営費補助金収入として振りかえさせていただいたという措置でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、県からの委託料の関係でございますけども、毎月打ち合わせ会も行っております。新年度の予算編成前からいろいろと話し合いは行っております。先ほど申しましたよ

うに、巡視員に係るものにつきましては、その余り減額なしで、同じような、14年度に引き続いていくという回答はいただいておりますけれども、作業員の方につきましては、なかなか県の財政も厳しい中において配分される額が減額になるということで、この額につきましても、まだ確定的なものではございませんので、ある程度厳しい内容がまた来るかもわからないという不安感も持っております。

あと過去一般の業者からシルバーに移ったときには、かなり3割とか減額してできたということで、逆に今度は一般の方へ移した場合はどのぐらいのことになるのかということでございますが、実際そうしたそこまでの積算はやっておらないわけで、言えることはかなり多額につくんじゃないかと思っております。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 委託料の関係で、一般の業者等に委託した場合とシルバーの委託の場合との比較なんですけど、一概に安いとは言えないと思います。といいますのは、やはり処分地の費用あるいは処分料、あるいはそれ以外の事務所等の経費、この分はすべてこの積算する場合は含んでおりませんので、見た目は高く、業者との差はあるというふうに見られますが、これ実際に積算した場合はどうなるかというのは、一概に言えないと思いますので、ただシルバーに委託をするというのは、老人のいわゆる福祉の問題、生きがい対策という面で、やはり町としてはそういう働く場を提供しようということを基本に考えておりますので、シルバーに委託をしてるということでございます。

なお、シルバー自体そのものが自分らでやはり仕事を探していただいて、民間の方からの依頼を受けて利益を上げるというふうな努力もしてほしいというのが、私の願いでございます。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 ちょっと1つ抜けてるんですけど、事業自体を削ったということはないのかな。ない。そうしたら街路樹の事業を一般業者に渡すというようなことはないわけですね。はい、わかりました。

それでは、2回目質問させていただきますけれども、確かにシルバーの理念である自主、自立、協働、共助ということについての認識が以前よりも深まっているということはよく認識しております。また、そういうもとにおいて、理事会の理事の方、役員の方々が日夜シルバーの中で、そういう内容を深めるための努力をされているという点もよく認識しております。シルバーの世話されてる会員の方々の努力というのは非常に大変なものがあるというよ

うに思っているわけなんです。

それでなお、先ほどからの問題点が出て上がっているのです、私は1つは先ほどの700万円、この予算書で言えば、町施設管理委託金の704万7,000円の減額分、これは内訳の中身を資料で後ほど出していただきたい。今回もう結構でございます。出していただく、あるいはこれは公園の問題もしかりであります。それと裏腹の関係にある委託料の減額分についても、そういう裏腹の関係でわかればいいですけれども、収入支出の分として出していただきたいというように言っておきます。だから、ここでの回答は結構です。時間の関係もあるかも、またかなり資料を持っておられるかどうかわからないので、ここは大切な大事なところですけども、資料としていただきます。

それと、今部長がおっしゃった比較するのは安いとは言えない。処分料や積算する場合含んでいないということなんです、そうすれば、今まで言っておられた点はいわゆる一般の事業に出す場合の建設物価、あるいは建設省関係の物価基準に基づいて出しておられるわけなんですけれども、そういう出し方とは違うということになるんですかね。いわゆるそういう出し方であれば、一般に出す、支出するという形で出すわけなん。ここには人件費についてどれぐらいあるかと、安く見積もっても2万円あるんですよ、人件費については。現在下がってるかわからないですけども、安く見積もっても1万5,000円はあると思います。単純労務賃として上がってくる場合、これは知らないです。間違ってるかもしれません。しかし、6,000円や7,000円や8,000円という単価ではないことだけは確かです。こういうような内容になってるというように思うんですね。だから、そういうところから見ると、この分についてもし今わかる人があるとすれば、答弁していただいて結構です。正確にする方がいいと思いますんで、私自身も全く以前の昔に見た人件費という形でしか言っていないので、そういう点について正確にさせていただく方がいいので、そういうような点からいうと、建設物価やその他の事業費から出してくると、私は現在においても、当初のここで、本会議でシルバーが、公社が設立されたときに説明をされてた中身っちゅうのは生きてると思うんです。だから、そういう点でどうなのかという問題があると思うんです。と、それから、そこから見てみると、実際に比較して何もないということであれば、私の議論は成り立ちません。もし、一般事業としての積算からいうと、会社、シルバーに渡す具体的な単価は安くなってるということから見ると、私はここでわざわざ草刈りやその他含めて、草刈りを含めて「50円」が「40円」に、刈り取りあるいは「35円」が「30円」に、「90円」が「80円」という、この計算は積算資料に基づいて行っていないということ

になってくるんですね。そしたら、正確に積算資料に基づいて行う場合のこの平米当たりの単価というのは幾らなのか、で、この単価っていうのはここに雑費や人件費やその他ちゅうのがずらっと含まれてるんですね。その平米50円たら50円のところには、その前の単価として人件費は幾らかというのを含まれてるんです。そういうような積算を出した上で、この問題について議論の必要あると思うんです。今わからないとすれば、これは本会議及び総務委員会でこの問題についてもう少し議論をして、本当に具体的にシルバー、会社やシルバーに渡す単価を引き下げることが現状にマッチしてるんかどうかという点について議論を深めたいと思います。もし答えてもらえるんでしたら、今答えていただく。もし、ダメでしたら一般会計のところ準備をしてきていただいて、資料として出していただきながら議論をしたいというように思います。

それから、私は先ほどいみじくも部長がこのシルバーの問題については、福祉施策、生きがい対策として提供する点が非常に重要な町の施策の一環だということにおっしゃいました。もちろんそのとおりであって、認識を一緒に持っております。だからこそ、今仕事が少ない、あるいはまた来年度のいわゆる分配金が1割カットされるおそれがある、こういう点について本当にそういうような視点で、この実態を見るとすれば、一つには全体の単価の分からいうと、私は一般事業に渡すよりも安いという前提で言っていますけれども、さらにそうでなかったとしても、福祉対策あるいはまた福祉面から言って、お年寄りが元気に働く場が今以上に提供されることについては努力をすべきではないかというように思うんですが、その一環として私は委託料について、例えば最新の委託料のところ、これ新しい委託する部分もあるんですね。私は、これは例えばちょっとさっき見てたんですけれども、廊下の掃除とか、本庁の廊下の掃除とかそういう点で実は一括した委託してるわけですけれども、その他のところではシルバーの会員さんでもできるものがたくさんあるんです。私は、なぜそれをわざわざ他に委託するよりも、シルバーに委託するという研究をなさらないのか、あるいは例えば広陵町が二筆持ってる遊休土地、田んぼありますねえ、畑。そこでとにかくシルバーの会員さんが野菜をつくって、今現実に竹取公園の前で会員さんが自主努力でやっておられるところでのシステムを強化するとか、そういうようなことだってできるわけなんです。私はこれはもちろんシルバーの方々が考えることだと。ところが私はそういう福祉対策あるいはまたそういう働きがい施策として町が真剣に考えているのであれば、仕事の量をシルバーの会員さん自身が探すという点についての努力は大いにしてもらって結構ですし、またそれはお願いしていいと思います。しかし、町自身も大いにできることについては、仕事の供給

については、一生懸命汗を流すというのは当然ではないんですか。そういう点について真剣に検討されているのかどうかちゅうことも含めて質問をしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、今の問題ですが、もちろん町の方もできるだけシルバーの方が対応していただける仕事というのは、常に探しております。このことについては、町長からもきつく言われてますんで、その点については十分検討して、また実施もしていってます。

それから、委託料そのものの考え方なんです、いわゆる町予算で議決いただいた予算をそのまま委託料で業者へ渡すんじゃないんですね。積算の基礎としては、いわゆる建設物価等を寄せて総額幾らというのは業者は一応見積もるわけですね。で、町としては、町のいわゆる渡す予定価格というのを設定します。そのときに業者と入札したときに合うかどうかというのは、これが普通の予算の執行の仕方なんです。ところが、シルバーにおいては、このものそのものの委託料を、積算した委託料そのままシルバーの方へお渡しするという、この違いがあるわけです。だから、その辺の事業費については、すべて詳細に見直しをかけたということで、委託料を設定さしていただいていると、こういうことで理解いただきたいと思います。

議 長 11番議員！

11番議員 先ほど4番議員に対してのちょっと関連でございますが、3月1日の町の広報の中に、シルバー人材センターのパンフレット入ってたように思います。その中に、シルバー人材の会員募集ということでなっとったと思います。ほんで、その4番議員の質問と関連して、その内容について関連関係ですね、ご説明願えりゃあと思うんですけども。よろしいですか、わかりますか。

議 長 何を、具体的に何を聞いたん。何を、わかった。そういうことかな、そういうことを聞いてはんのか。 11番議員！

11番議員 それに、そうそうそうそう。（「少ないのに募集していると。」）うんうんうんうん。それで、その点についての関連性を説明してもらいたいということです。

議 長 ああ、はいはいはい。 企画財政部長！

企画財政部長 直接担当ではないんで、はっきりした言い方はできませんけども、いわゆるシルバーに登録できる年代というのはありますわね。だから、仕事云々というより、シルバーにそういう働く意欲のある方があれば、登録していただけますよ。登録していただいたら、仕事もまたありますよという形の募集だと、私は思います。仕事があるから、ないから、例

例えば1週間で5日働いてたやつが、今3日しか働かへんと、先ほど寺前君、議員さんそういうふうにおっしゃったわけですが、それやからもう会員は募集しないというのではなしに、会員募集とは別の話というふうに解釈してますんで、よろしくをお願いします。

議 長 11番議員！

11番議員 そしたら、その希望者とか、その希望者の人がちょっと錯覚するのちゃいます。そういうシルバー入ったらすぐに仕事あるのかなあという考えもあるとちゃうか。その点をちょっとわかりやすう書いとったんかどうかわかりませんが、私はそういうぐあいに受けとらんかったんで、今の、先ほどの4番議員との関連をほんでお聞きしたわけですねけれども、その点もう一度お願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 私からお答えをしたいと思います。

私、シルバーの人が今290人とか、いろんな申されておりますが、年々高齢化になりますので、多くお入りをいただいております。いろんな人とお話をしておりますと、シルバー行ってお金もうけするという人もおられると思いますが、中には仲間づくりをしてる、お互いに植木の苗や種を交換し合ってる、そうしたことで、随分このシルバーに入っているいろんなことを勉強できたと、もう会社をリタイアして、家で寝てるよりも、その場所へ行ってまた生きがいを感じたというふうにおっしゃっていただいております。で、シルバー行きますと必ず仕事するだけではないんですね。そうした仲間づくり、健康づくり、また研修会がありますので、多くのいろんな仲間を呼び寄せておられるというのに特色がありますので、私はこうした機会にいろんなご勉強をいただくのに、私どもの講師を送ったり、そういう生きがい対策に応援をしてみたいと思います。私はその方がもっと大事なことだと思います。ただ、一生懸命仕事くれ、くれということも大事やと思いますが、私はその方に力を入れているところでございます。会員の皆さんもみずからが仕事を開発をして、また皆さんの仲間づくり、チームワークをとっていただく、それが組織に携わる理事の皆さんがパンフレットを出して、多くの人たちがおいでくださいと呼びかけられた内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 もう3度目でっせ。3度目や、3度目。（11番議員「3度目。今3回目やろ。」）3回目はあかんわ。これは2回だけ。（11番議員「いや、そやけど、そうやったらそういうふうに一応パンフレットなり、そういうことをうたっとってもろうたらどうかなと思うんですが。」）（「そういうふうを書いてある。」）（11番議員 「そういうことによって、

そうしたら人づくりとかいろいろ仕事なかったかて、そういう輪をつなぐために参加しようかというお方もおられると思うので、そういうこと、もしできたら、うたっとってもろうたらどうかと思うんですけど。以上。」）もう結構です。

じゃあ、広陵施設管理サービス公社については、これで終わります。

次に、広陵町勤労者総合福祉センターについてお願いします。 5 番議員！

5 番議員 先ほどの質問にも係るところなんですけれども、ここの部分で先ほど私の方が取り上げました職員さんの募集がサン・ワーク広陵で2名ということなんです。で、大学卒業程度の学力ですから、大体大学卒業程度の方、もし国家公務員受けられるしたら上級職になるんです。だから、上級職ということは相当高度な業務をこなせる方を募集しているということなんです。で、そういう中で、1日8時間労働で、それから1週間5日間ですから、常勤の方と同じ内容の仕事、勤務状態であるにもかかわらず、この資料を後ろの方見ますと、大体1級から4級までの方が職員さんですから、ですからこの1級から4級までのこの職員さんの中で、平均で言えば給料月額21万3,500円、給与であれば23万8,234円ということで、大体半分なんです。それでボーナスもないし、有給休暇もないしということになってくるわけですから、非常に較差が大きくなるわけです。そういうところについて、こういう点について、先ほど町長はボランティア云々っておっしゃいましたけど、ボランティアと職員さんとはまるっきり考え方が違います。職員さんあるいはこういう臨時職員さんにしましても、やっぱり生活の糧として仕事をなさるんですよね。ボランティアは違うんです。それは日常の余暇を利用して皆さんのお役に立つということで、ボランティアについては大いに推進することについて私も異議がありませんし、大いにしていきたいというふうに思いますが、全く基本的なところで、混同した答弁されることについては認識が全くできていないというふうに思いますので、その点についてはきちりと認識改めていただいて、なぜこういうような雇用形態にどんどんどんどん移行するのかと、もちろん節税も大事ですから、その点の節税についても否定するわけではないんですけれども、事をやっぱり職員さんの生活を、あるいは町の住民の方の生活を一定保証していくという立場からの雇用形態を考えると、大変に大きな問題があると言わざるを得ないんですけれども、再度その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、このサン・ワーク広陵、とりわけ今度広陵町に施設も移管されて、全面的に運営については広陵町が担っていくということになるわけですが、この勤絵の設立の趣旨の一つとしては、やはり雇用促進という部分、3番目、(3)番目に雇用促進に関する事

業って書いてありますけれども、前にも言わせていただいたと思いますが、この点が非常に希薄になっています。今ほど切実に雇用を求めておられる方が多い時期はなかったと思います。とりわけ若い人が本当に仕事がないということで、どこへ行ったら仕事わかるんやろうということで、質問受けたりするわけなんですけれども、今パソコンで職業案内、職業安定所等でしてるんですけれども、そういうところとご相談いただいて、勤総にもその関連の情報が入るよう、パソコンシステムを導入していただけないかどうかですね、ぜひご検討いただきたいんですが、その点についてもご答弁をお願いいたします。違うよ、これは勤総の問題よ。

議 長 町長やったらわからへんのか。ああ、最初のあれか。 町長！

町 長 お答えを申し上げたいと思います。

私は職員にボランティアで頑張れということは言っておりません。今回はそんな勤総で働く人たちを安い賃金で何をするかというふうなおしかりでございますが、私は他の業種と均衡のある雇用の条件を示しているわけでございますが、他の業種と差異のないような取り扱いをさせていただいてるところでございます。割安で働いていただくようお願いしているではありません。これが必要な社会常識でございます。

また、大卒でどうかということでもございましたが、やはり勤総は住民サービスがモットーでございます。もう即、即戦力のある、お客様を大事にする、言葉、礼儀を重んじる、そういう人たちをお願いしているわけでもございまして、ずっと将来この施設でお働きをいただかなければいけない人については、これは職員として採用しなければいけないと思います。しかし、将来がありません。今年度施設の利用を再考するということになっておりますので、短期間の雇用でございます。1年間でございまして、必要条件を示させていただきました。決してボランティアの働きを強要しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

(5番議員「もう一つ。」)

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 雇用促進の方でお尋ねでございますけども、これもこの前もお答えしたかと思えます。毎週桜井高田のハローワークから求人情報を入手いたしまして、雇用の正職なり、またアルバイトのリストをロビーで掲示いたしております。また、職業関係のそうした就職関係なり、そうした情報誌におきまして、またパンフレットにおきましても提示を行っているところでございます。

パソコンというほど、これはもちろん最も近代的な今の手法でございますけども、ちよっ

とまたそれはハローワークとのいろいろな関係もございますので、なかなか一概にはいけな
いかなという、今まで研究はしておるわけなんですけども、至っておらない状況でございま
す。（5番議員「ちょっと聞きたいんです。」）

議 長 はい、ほかに。（5番議員「済みません。」） 5番議員！

5番議員 今回の答弁の方、ちょっと聞き取りにくかったんですが、最後の方、中和労管じゃな
かったかな、ハローワーク以外のところでも高田ではそのパソコンによってページ開いて求
人情報を見ることができまして、そこは、ハローワークの方は大変混んでいるけれども、そ
ちらの方は余り人が来ないのですいてるということで喜ばれてるという点も聞いてるんです。
ですから、具体的な今提案さしていただきましたので、ぜひご相談いただいて、せっかくの
この勤総の目的の一つを今有効に活用していただくために議論をハローワークの方としてい
ただきたいと思います。

それから、先ほど町長の方でこういう形に切りかえていくということをご答弁いただいた
んですかね。（町長「短期雇用に。」）短期雇用にね、だからそのところが非常に大変重
要な問題で、今経済社会が崩れていく大きな原因の一つはこの雇用形態にもあると思うん
です。そういう短期雇用で、こういうパートと臨時職員という形をどんどん拡大していきま
すと、実質的な賃金切り下げになってまいりますので、国民の所得がどんどん減ってきてより
一層不景気になり、大変な今状態になってるというのが一つあるわけです。そういう点で言
えば、一般企業は利潤追求という、そういう至上命題を持ちながらやってるわけですが、こ
ういう公的機関はもちろん税金を大切に使うしてもらおうという使命あるわけなんですけれ
ども、その大切に使うしてもらおう中でもやはりここ大事な基本の部分崩し過ぎてしまうと、
やはり大変な大きな問題、ひずみが生じてくると思うんです。先ほど言いましたように、や
はり一定の能力の高い人を募集しながら、内容的にはそういう職員さんと同等の内容の仕事
をされながら、賃金、待遇面だけが大変に低いということになることについては、やはり考
え直していただく必要があると思います。

これについてはまた、一般会計の方でもいろいろと議論もしていきたいと思いますので、
今回そしたらご答弁再度していただければもうしていただいても結構ですが、その
点の考え方については改めていただくということを重ねてお願いしておきたいと思いま
す。

議 長 助役！

助 役 勤総で現在募集しておりますその職員と、それと平生勤務しておる職員と同じ仕事
をして云々とおっしゃっていただいたところでございますが、あくまでも現在募集している

のは補助職員です。だから、いろんな補助的な事務で、平生やっている職員と業務の内容は少し違いますので、ご理解願いたいと思います。

それからまた、金額面についてもいろいろ調査研究して妥当な金額を算出したところでございます。それに伴うて公募をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 これで、広陵町勤労者総合福祉センターの報告は終わります。

次に、ふるさと会館。 13番議員！

13番議員 もうふるさと会館かい。

議 長 はい。

13番議員 ほなもう2つ合わせていくわ、同じやつやって。

まず1点、これ、先ほどの勤労者の方もそうですし、こちらの方もそうですねけど、公課費26番ですね、小の26番、公課費。これが前年度が115万4,000円で今年度2万円と。で、勤労の方もほとんどなくなってるということで、適用を見ますとこれが収入印紙ってなってるわけなんです。そのほかということだと思んですけど、これが極端にまずこれだけ下がったという理由です。もしかしたらこれ、消費税の支払いかどうかということをもまず1点お聞きしておきたいと思います。

その次に、ふるさと会館につきましては、最近まであつこの夜間勤務はシルバーへ委託されておったと。これを今職員でやっておられると。それで、その職員でやっておられるこれは宿直、あるいは日直手当として払っておられると思うんですけども、どの項目で払っておられるのかどうかということです。

それと、果たしてこれ、シルバーとその宿直手当としてやった場合、どちらが安くついているのかどうか。例えて言いましたら、宿直しました場合は帰り4時に帰られるんですか。で、来るのが朝10時半ですか。ほなその時間帯、1時間当たり、職員1人当たりの給与です、給与の時間当たりで勘定したらかなりの金額になるんじゃないかと。例えば3時間半なら3時間半、これ給与1人当たり5,000円なら5,000円、給与で計算しましたら5,000円近くなる人もいやるし、3,000円であれば約1万円労働していないということになる。そこへかつ、その日直あるいは宿直手当を払うという形になりまして、シルバーに委託をかけていること自体とどちらが安くついているのかどうか。その辺のことについて、どういふご検討をなさってこういう形にされたのかどうかということです。

果たしてこの夜間勤務です、これは勤務に当たるんじゃないかなと僕は思うんです。これは宿直としてはちょっと無理な解釈があるんじゃないかなと思ってますねんけど、この辺、

ひとつどういうお考えでそういうことをされたのかお答えを願いたいと思います。

議 長 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えいたします。

まず、公課費の方で大きく減額なってるということでございますけども、先ほどもちょっとご説明させていただいた中で、おっしゃるとおり消費税の関係でございます。この予算上におきましては、ほとんど消費税はかからないという計算をしております。そして、仮に少しでもかかることになればちょっとまた手当をしなければならぬと思いますけども、時期的には5月納付ということになりますので、場合によっては16年度でその処置をすることになるかも知れませんので、ご了承いただきたいと思います。

それと、宿泊業務の方のことでございますが、ことし1月から職員によりまして、職員一丸となって頑張ってもらってるわけなんですけども、シルバーとの関係でございますが、額で申しますと、これは一概に先ほどおっしゃるようにその手当と委託料との差額だけではこれは割り切れない問題もあろうかと思っておりますけども、単純に申しますとこれは職員手当の方で含んでおります。職員手当で約153万円の年間の職員手当になっておりまして、本来シルバーで委託しておりましたのが300万円余りあったかと思っております。これは、その額というものは一概に言えませんけども、そうした関係で職員の翌日の休暇時間を含めましてどうなるかという計算は余りやってないわけございまして、ご了承いただきたいと思っております。

議 長 13番議員！

13番議員 これ、消費税がこの事務をこういうふうに分けただけで消費税を全く払わなくてもよくなったと。そしたらきょうまで何をやってたんだということになるわけなんですよ、これ。きょうまで単純に、これ単純な片一方補助金とそれから委託料ですか、に分けただけで国へ消費税払わなくてもいいと、これ大問題ですよ。きょうまでのやり方。これは本当に十分その辺を理解してもらわなくてはいけない、やってしまったことなんですけども。だから、その辺、やはり十分こういうことをやるについては研究をやってしてもらわないとこういう事態、むだな税金を国へ納めてるということになるわけなんです。

同じく先ほどの宿直、日直ですか、これもそうです。当然その働けてない時間を給与で割り振りするのは当たり前話なんです。例えば朝、普通は8時半に出勤せんなんやつを10時半の出勤でして2時間働いてない。それ給料でするんじゃないですよ、給与でやるんです。年間給与を年間時間、働いた時間で割りゃええわけなんです。だから、そこに当然厚生、福

利とか全部含まれますよ。それを足したやつを全部、だから給料については500万円しかもらってないけども、800万円ぐらい1人かかっているかもわからない。これを時間で割れば、恐らく3,000円切れる人は少ないと思います。あかん人があったら別やけども。通常の人で時間当たり3,000円ぐらいにはなってくると思います。それを3時間半やらなきゃ、それだけでも1万円かかってしまう。365日もしやれば、これは365万円そこへ足していく。こんなシルバーでやる方がずっと安いですし、それで労基法にも引っかかるおそれがあるような感じの勤務ですから、だからそれの方のことにも問題にならない。だから、これを何でやられたのか、何でこういうやり方にされたんか非常に理解に苦しむところなんです。その点について、町長何か意見あったら言っていただいたら。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、グリーンパレスですね、ふるさと会館はお泊まりをいただく施設、また夜間利用していただく施設として町民の皆さんにサービスの提供をしているわけでございまして、お昼は職員が管理をしておるわけで、夜間勤務につきましてはシルバーに従前はお願いをしていたわけでございます。しかし、部屋のサービス、お泊まりいただいている30人ですか、こうした人たちに安心して、そしてどんな時間帯でもおこたえできる果たして機能があるのかどうか、私はいろんなお客さんに聞いてみました。会社をリタイアなさった人が非常に大事な仕事を役所がさせているわけでございますが、それでいいのかどうか。私たちが選ぶだけの、シルバーの人を選んだんかどうかというのもあります。シルバーを決して悪いとは言っておりません。安いから使うと言っておりません。私がお客さんを大事にお泊まりをいただく、また部屋を利用していただく、その場合、職員がみずからホテルマンとしてサービスに、業務に当たってほしいという指示を与えているところでございます。今その始めでございますので、人員がない、研修をしてる、そんな関係で宿直業務に変わっているようでございますが、本来は私は夜間業務を担当していただく、それが基本でございますので、あくまでも住民サービス、お客さん利用していただいた人たちに安心を与える。それがために、若い職員がお客さんに24時間仕事をしているというのが基本でございまして、大事なお泊まりいただいた人をシルバーの人にお任せをしている、それが果たしていいのかどうか。何か用事されても、なかなか起こさな起きてきはらへんど、これではだめです。私はホテルへ行ってもいつでもブザー押せば来てくれるんです。それだけの即戦力ある対応ができてくるかどうかです。こうした働きを職員にお願いをしているところでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

また、シルバーにつきましては、グリーンパレスのあの中での施設の清掃とか、いろんな管理のできる間、これは夜中に掃除しなくてもいいんです、お昼や仕事のしやすい時間帯にお掃除をしていただくことをシルバーにお願いをしていくというように切りかえた次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 4 番議員！

4 番議員 1 つは全体の問題で、先ほど消費税の問題が出てますんで、例えば単純に総括表を見てみますと、ここにあらわれてくるのは1億1,000万円の補助金、人件費にかかわると。単純に言うと5%ですから、500万円強の消費税が節約されてるということになるのか、過去の計算等を含めて、今山本議員が言った問題と関連するんですけども、数字を上げてその問題について示していただきたいというふうに思います。

それから、私はここのグリーンパレスについては再三言ってるんですけども、純粋にいわゆる宿泊業務というのはいわゆる事業になってるわけなんです。事業で入る収入についてははっきりわかるわけなんです。ところが出る分については、非常に全体の問題があって不明確だという言葉になってるんで、ここの問いについては絶えず議会やそういうところに資料としてきちっとしたものを出してほしいと、こういうことを言ってきているわけなんです。今回においても、収入については手数料で1,800万円の予算を組んでると。そしたら、支出についてはこれに対する、いわゆる宿泊業務に対する支出というのがこれわからないんです。これはまず、安くついてる、高くついてるという以前の問題として、客観的なやっぱり別個資料として出してもらわなければ、現実にこういう議会で審議する予算の中で、唯一といっていいほどその純粋な事業収入の部分があらわれているのに出ないという点では、これはどうしょうもないことなんで、この点では至急にきちっとした資料で研究をしていただいて、実際にこの宿泊業務がどのぐらいの予算の中で影響を占めているのかと。収入はすぐにわかるけども、支出についてはどういうものなのかという問題にかかわった内容として出していただきたい。

その一環として宿、日直の問題がやっぱり一つあると思うんです。これはいわゆる泊まり客でしたか、あるいはまた外部からの電話の対応についてトラブルがあったということ聞いてます。トラブルがあって、それに対していわゆるその臨時職員を採用するための手だてをとったけども、人集まらなかったと。ところが、結局はその1回やっても集まらない、ちょっと事実関係が不明なんですけども、集まらなかったと。それで、今度は急に人が決まったらやめよと言われたと。ほんでシルバーに戻ったというような状態があるわけなんですけ

れども、私はこの宿直、例えば役場の宿直に関しての問題、これも一時期業務委託をされたことありますけども、宿直についてはやはり職員でやるというのが望ましいことが多々あるという点については理解できるんです。グリーンパレスについては、町長は先ほどサン・ワークやその他と全く別の内容の認識で話されてるんです。要はそのサン・ワークについては、臨時職員やアルバイトで給料を同一職場同一賃金、あるいは同一業種同一賃金ということと補助職員とは違いますけれども、その観点からの単価の決め方っちゃうのは、これはもう本来の労働の基本的な概念から言って必要なんです。ところが、それがどれだけ安くなってるのかっちゃう問題の議論のときには、公務員と別の認識で話しされる。今回の宿、日直のことに関しては、それに対応する者については職員で対応するのが望ましいとおっしゃる。これは全く逆な話だと思うんです。私はサン・ワークについてももちろんそういうサービス業務が中心です。いわゆる公務労働に関するサービス業務ではなくって、一般サービス業務が中心だという点でもサービス業務なんですけれども、この宿、日直については純粋にサービス業務なんです。公務労働に伴うサービス業務ではないわけなんです。そういうところでは、先ほど言ってるようにシルバーの方に宿、日直を頼んでおいて、要はその対応の訓練がされてなかったためにトラブルが起こったというだけの話じゃないですか。それを今度は職員に切りかえて、そしてその対応を行おうという点については、私はこれは具体的なとらえ方の問題として、その視点を2つに見てやっていると。私は今この純粋に一般業務、公務労働に伴わないサービス業務という点で言えば、そういうような問題についてはその職務に関してどれだけなれるための研修を行うのか、なれるためのシルバーの方々に理解をしてもらうことをやるのかということによって解決する話ではないですか。それをしてこなかったのは、いわゆる最後の任命している私は役場の責任だというふうに思うんです。そういう点を棚上げにして、今度はそんなところに職員を配置するというような論理っちゃうのは、私は一貫性がないというふうに思うんですけれども、そういう点についても具体的にシルバーの方が悪いのではなくって、結局は具体的なそういう対応をきちんと研修していなかったところに問題があるんだという点の理解をする必要があると思うんですが、その点をどういうように理解されてるのか、これも2つ目として聞いておきたいと思います。

それから、先ほどから言っているように、いわゆるサン・ワークについては、そういう点で職員についての採用の問題については厳しい議論を議会でも繰り返してきました。そういう中で、職員も非常にびりびりしたものを持って、今サン・ワークの職員っちゃうのは本当に一生懸命に頑張っておられると思うんです。確かに対応の仕方というのは非常によいもの

があります。そういう点のよいものというのは、私は公務労働につきまとう本来の住民サービスという点ではちょっと違うんですけれども、本当に公務労働として、全体の奉仕者として奉仕するという認識を持つそういうような問題、認識についても、やはりあらゆる職種についても、広陵町が責任を負う限りにおいてはその点での認識を含めて、具体的に研修を行うことが大事だと思うんですけれども、そういう二重の問題がありますけれども、答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

議 長 町長！

町 長 私は職員の、また短期雇用の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

このサン・ワークはあくまでも補助業務について人員が不足しているのと、しかも短期的な雇用で対応できるという状況をお願いをしているものでございますが、このグリーンパレスは職員が夜間業務につきましてもアルバイト的に対応しないで、職員がきっちりとサービスをさしていただこうと、そういう思いで、ローテーションに支障がありますので職員としてお願いをしてはどうかと。そしてまた、短期的な、アルバイト的にいる、必要な人はそのように雇用をしてはどうかということで私は考えております。いずれも一緒くたになさっておるわけでございますが、私はグリーンパレスの夜間業務につきましても、本当に真剣にサービスを考えていただくのには職員しなかないと。正規の研修を終えて、ホテルマンとして頑張っていたら、いろんなサービスについて職員としておこたえをさしていただこうという、そういう思いでございます。ただ、サン・ワークにつきましても、あくまでも補助業務の不足人員が生じたので採用すると。それぞれが一緒に、すべて定年まで採用せよというものではございません。あくまでも将来を見通した人員雇用計画でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 これでふるさと会館……（４番議員「いや、ちょっと待って。」）あんたもう……

（４番議員「質問の回答が来てないの。」）（４番議員「だから１つは……。」）何や、消費税か。（４番議員「先ほど言った管理の問題。おれ１回しか質問してないよ、まだ。」）おまえ２回、３回しとるやん。（４番議員「ほんでいわゆる利用料はわかるけども、その支出についての明確なそういう方向性はどうするのかという問題。」）（町長「それはまた委員会でちゃんとする。」）（４番議員「ほんならそう言うてもうたら、そんでよろしいやん。」）あんたもう２回、３回ちゃうのかい。（４番議員「２回目や。それと消費税の問題について。」） 常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 消費税のことでございますけれども、１３年度は確か３００

万円余りかかっておったと思います。

議長 4番議員！

4番議員 私は今ほど職員採用の問題について、労働条件等が議論されて、非常に働く者の立場が脅かされているというときにはないと思うんです。これは、人材派遣業のところで非常に大きな問題になってきた問題なんです。1つはっきりしておきたいのは、今サン・ワークにおいては常態としてアルバイト雇用をされてるんです。これは去年もそうでした、おとしもそうでした。これは常態としてのいわゆる臨時職員の採用なんです。短期ではないんです。いわゆる人材派遣のところで問題になるのは、短期雇用と継続雇用との問題なんです。短期雇用は本来はだめなんです。具体的にそれを繰り返すために、働く者に対しての立場を非常に弱めると。だから、人材派遣については当初はサービス業、その他のところについては現実問題としては禁止されてたんです。ところが小泉内閣の構造改革によって、そういうところまで、本当に働く者のそういう権利を薄めるための施策がずっと行われて、短期雇用の問題についても非常にこの人材派遣法ができて以来、問題が大きくなって、実際には1年の雇用を2年にできるという形になってきて問題が起こってきたので、その問題についてはきちんと処理しようと。要は短期雇用という期間の問題についてもそういう中で議論をされて、非常にその短期雇用を守るための今法改正も議論されてるんです。そういうところから言うと、今出ている問題っちゅうのは、これは短期雇用とかそういう問題やないんです。常態としていわゆる働く者の不足している状態なんです。そういう中で、ここに大学程度の者をとか、こういう形でやりながら、実際は補助職員だという形で単価を切り詰めた形で募集をすると。今非常に、これでも募集があるというのは雇用に本当に迫ってる方々多いからなんです。そういう弱いところにつけ込んでこういうような形での募集というのは、私はそれは公共的な立場のところのとるべき問題ではないと思うんです。これでも人材派遣でやってるところもあります、実際に。今まではサービスはできなかったのに、そういうところまで広げているような状態を今やろうとしているわけなんですから、公共的な機関のところではそういうような考え方に基づくいわゆる人事政策については非常に問題が多いということも認識していただかないと、私はそういう問題が結局は公務労働に伴って、今現実問題として国家公務員やその他地方公務員の問題が議論されています。今まさにそういう考え方が取り入れられようとしているところに大きな問題が生じてるんです。公務労働については、そういうところに適さないという問題を、なお一層それをやろうとする中で、国際機関は日本のいわゆる公務労働に携わるところについての労働、3件についての不当な扱いについて勧告

までしてるんですよ。そういうようなところの認識を私はまだ持っていただいて、これは職員自身も持っていただいて、そういう公的な機関に働く、あるいは募集する際に当たっては、具体的に公務労働におけるそういう、いわゆる雇用の大事な部分をどう位置づけるのかということを確認にした上での認識を持っていただきたいと思うんですけども、そういう点について、短期雇用ではないし、臨時雇用でも実際には、補助作業というのはいくらでもあり得ることなんですけれども、臨時でもないし、あるいはまた短期でもない、常態として人員不足を補うために雇用を繰り返してるんだという点は雇用者自身が認識を持っていただきたいというふうに思うんです。それは本来は正規の職員を雇うということが本来の仕事なんです。そういうところの問題を投げ捨てて、いわゆるこういう公共、役場、職員本体ではないというだけであらゆる、採用時には不正があった、採用された不正は前の話で今回違いますよ、不正があったと。ほんで、今の時点で言えばこういう形で、今なお臨時職員や短期職員という認識から採用者に対して不当な差別をかけてるというような実態だというふうに思いますんで、そういう公的機関の責務というのを確認にした上での雇用を考えていただきたいと思うんですけども、そういう点での認識もあわせてご答弁お願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 なかなか手厳しい、労働者の味方となるような考え方は私どもはよく理解をしているところでございますが、しかし町は、私たちは3万2,000人の町民の皆さんからこの町を預かっているわけございまして、限られた人材をいかに仕事、住民サービス、住民の生活支援をしていくかということに課せられている責務の重大性があるわけでございます。最小経費で最大の効果を出す、これが私たちの任務でございまして、雇用についてはもっと考えて長期雇用、また給与ももっとしっかり多くやってくれと、その思いは十分わかります。私たちもただいまいただいた意見を参考にしてまいりたいと思います。

議 長 次に働く婦人の家事業計画収支予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、これで報告第2号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。10分間。

(P. M. 2 : 45 休憩)

(P. M. 3 : 00 再開)

議 長 再開いたします。

次に日程5番、議案第2号 平成15年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第2号をご説明申し上げます。議案書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

本年度、平成15年度は15年度、16年度、17年度の固定資産税の基準となります評価替の年度となります。そのため、広陵町税条例第67条の規定にかかわらず、第1期の納期に限り通常の4月16日から同月30日までを本年に限りまして5月16日から5月31日までとする内容の条例改正でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程6番、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第3号でございます。議案書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、昨年12月議会において議決いただきました一般職の給与に関する条例の改正に伴い、期末手当の支給について第5条第1項及び第2項を改正するものでございます。

第5条第1項につきましては、期末手当の支給月を6月1日及び12月1日とし、一般職と同様に3月1日支給分については廃止とするものでございます。

なお、基準日前の1カ月以内に退職、または死亡した者についても一般職と同様に支給することとなります。

なお、同条の第2項については期末手当の額を改正するもので、一般職については期末勤手当の年間支給額が4.7カ月から4.6カ月に減額となり、うち期末手当については3.5カ月分から3.25カ月分となることによりまして、現行の条例の規定によります一般職との支給額との差が出るということで、6月に支給する場合は100分の155を100分の170に、そして12月に支給する場合は100分の170を100分の180、合計100分の350です、3.5カ月分ということに改正をお願いするものでございます。以上で議案説明終わります。

議長 次に日程7番議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第4号をご説明申し上げます。議案書の8ページでございます。

今回改正いたしますのは一般職の支給枠の改正により、期末手当のみ支給対象となっております特別職においては一般職の支給に準ずるという規定がございますので、この規定にのっとりまして3.5カ月から3.25カ月分の支給となり、0.25カ月分の減額となります。国及び県におきましては、昨年12月議会において改正済みでありまして、近隣市町村においても12月議会で改正、あるいは3月議会に提出等の状況でございます。本町においても6月の支給額については100分の170に、12月の支給については100分の180に改正させていただきます。

ちなみに、新庄町、それから上牧町、王寺町においては、昨年12月に改正されております。當麻町、それから田原本町、香芝市、大和高田市においては、本年3月議会に提出の予定だというふうに聞き及んでおります。以上で説明終わります。

議長 次に日程8番、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 議案書の第10ページでございます。

先ほどの条例の一部改正と同様でございますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

議長 次に日程9番、議案第6号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。企画財政部長！

企画財政部長 それでは議案の第6号、職員の旅費に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この条例の改正でございますが、町長の施政方針の中にもありましたように、県内出張に伴います日当の支給廃止ということで、この措置といたしましては財政健全化措置として平成15年予算編成の中で食糧費等の見直し、あるいは給与の適正化、日々雇用賃金等の見直し、各種団体補助金の整理、合理化による見直し等の一環として実施をするという考えであります。

なお、特別職及び非常勤特別職についても同様の扱いとなりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、職員の出張等については、原則として公用車の使用を義務づけております。以上で

す。

議長 次に日程10番、議案第7号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは議案第7号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての改正趣旨をご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書14ページ及び新旧対照表で5ページをごらんいただきたいと思います。

生涯学習やスポーツ活動の場として各体育館利用が年々増加する中で、その維持管理費においても高騰が見込まれるところがございます。特に今回の改正におきましては、アリーナ照明器具の電気代は維持管理費の中でも大きなウェートを示していることから、これまで無料としてまいりました町内在住の利用者に対しましても、受益者負担の原則に基づきまして応分の負担をお願いしようというものでございます。

まず、第4条第2項では使用料金を定めております。いずれもアリーナ使用時について、中央体育館においては1時間当たり200円、各ミニ体育館におきましては1時間当たり100円をご負担願いたいと考えております。このことによる年間収入は約160万円と試算しておりますが、初年度は施行日の関係でその額よりも下回るものと予測しております。

第3項では使用料の減免規定を設けております。つまり、町主催事業や教育委員会及び体育協会主催事業に関しましては従前どおり無料とし、その他町内中学生以下の土曜日使用におきましては完全週5日制の観点から無料に、また学校、幼稚園教諭及び保育士の引率する使用にありましても無料に、それ以外の町内中学生以下の使用につきましては2分の1の料金といたしたい考えであります。

料金表は14ページ裏面に掲げてございますので、ご参照いただきたいと思います。

第5条では、管理委託条文を追加させていただいておりまして、各体育館施設の管理を管理サービス公社等への委託も可能とする状況としております。

第6条では、この条例に定める以外の必要な事項は教育委員会規則の定めによるものと考えております。

なお、施行日は3カ月間の周知期間を置き、平成15年7月1日を予定しております。以上で説明を終わります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長 次に日程11番、議案第8号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは議案の第8号についてご説明申し上げます。広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてでございますが、16ページをお願いいたします。

今回の改正は、母子及び寡婦福祉法等の一部が改正されたことによりまして、本条例中の助成要件である配偶者のない女子の定義規定の条文が第5条から第6条に繰り下がったことによる条例の改正でございます。

本条例の取り扱いにつきましては、現行どおり何ら変更はございません。

あわせて、この改正につきましては、新旧対照表の6ページでございますので、よろしくお願ひしときます。

議長 次に日程12番、議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 それでは議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書の18ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、平成15年度から3カ年の介護保険事業計画の策定、見直しによるものでございます。資料として添付させていただいております一部を改正する条例に関する新旧対照表の7ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、第5条、第6条の保健福祉事業につきましては、一般会計の高齢福祉施策に転換して実施することに伴いまして、事業の存続の必要がなくなったということで廃止するものでございます。この町の指定居宅介護支援事業所ひまわりについても、民間事業所で十分対応ができるということで廃止するもので、第5条と第6条の全文を削除するものでございます。これによりまして、目次及び章も削除するものでございます。

次に、第7条につきましても、事業計画期間の各種介護サービスの推計によります需要と供給のバランスをはかり、平成15年度から平成17年度までの保険料を算定したことによります改正でございます。

第7条第1項第3号が保険料率の基準額でございます。現行年額3万4,100円、月額2,842円を年額3万円、月額2,500円に保険料率を引き下げたもので、各号ともそれにより引き下げることになったものでございます。

次に、第1号被保険者の保険料の資料8ページをごらんいただきたいと思います。介護保険法施行規則の一部を改正する省令によりまして、第4段階及び第5段階の対象者の前年所

得金額が250万円から200万円に引き下げられましたことを申し添えまして、後ほど資料をごらんいただきたいと存じます。以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 次に日程13番、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 それでは議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の20ページをごらんください。

今回の条例を一部改正させていただく趣旨は、平成13年7月に公布されました水道法改正法で、簡易専用水道を含め水槽の規模によらない建物内水道の総称として貯水槽水道を定義した上で、給水規定の適用すべき要件としまして、貯水槽水道が設置される場合においては貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていることが新たに追加されました。このため、貯水槽水道に水を供給している水道事業者にあつては、供給規定の中に水道事業者と貯水槽水道の設置者双方の責任に関する事項を定める必要が生じました。そして経過措置としまして、水道法に適合していない場合は、平成15年3月31日までに改正することとされており、今回改正をお願いするものです。

改正させていただく内容ですが、これにつきましては平成14年3月に供給規定に定める事項として厚生労働省令におきまして、水道事業者の責任に関する事項としましては貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告と、貯水槽水道の利用者に対する情報提供についてを、また貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として貯水槽水道の管理責任及び管理の基準と、貯水槽水道の管理の状況に関する検査について必要に応じて定められていることとされましたので、今回法に沿った改正をするものです。

広陵町水道事業給水条例第38条に水道事業者の責任に関する事項を、また39条に貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を追加させていただいたものですので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 次に日程14番、議案第11号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について説明を願います。 企画財政部長！

企画財政部長 今回補正をいたしますのは、歳入歳出それぞれ1億8,351万7,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,936万8,000円とする
ものでございます。

初めに歳出の方からご説明させていただきますので、議案書の28ページをごらんいた
きたいと存じます。

最初に、一般管理費、工事費の工事請負費の425万1,000円の減額につきましては、
高架水槽及び補給水槽が庁舎設置後、約30年以上経過しており、改修工事の予定をしてお
りましたが、この福祉施設の改修時に専門家によります検査等実施の結果、塗装修繕で対応
できるのではというような見解をお示しいただきました。今年度においては修繕費で対応し
たため、減額をいたしております。

次に、退職手当組合特別負担金717万5,000円の増額につきましては、勸奨退職に
伴います共済組合の負担金を計上いたしております。

次に、積立金410万7,000円の減額につきましては、それぞれ積み立て金額の確定
をし、減額をいたしております。

次に、まちづくり振興費1,216万5,000円の減額につきましては、庁舎福祉設備
改築工事に係ります工事管理委託料及び改築工事費につきまして、競争入札結果によります
予算額との差額が不用となりますので、今回減額をいたしております。

次に、農業委員会委員選挙費220万3,000円の減額につきましては、選挙不執行と
なったための減額でございます。

次に、29ページをごらんいただきたいと存じます。下段の児童福祉費の児童措置費1,
502万6,000円の減額につきましては、園児数及び措置費単価の変更による減額とな
っております。

保育所費、賃金の216万7,000円の減額につきましては、当初パート保育士2名分
の賃金を計上しておりましたが、園児数の減少により不用となったための減額でございます。

なお、委託料2,686万円の減額につきましては、園児数の減少による減額をしており
ます。

次に、30ページでございます。し尿処理費の668万円の減額につきましては、葛城清
掃事務組合負担金の確定によります減額をしております。

次に、新清掃施設建設費1,890万3,000円の減額につきましては、本年中におけ
る用地取得等の予算執行ができないとの判断によりまして、大和平野土地改良区賦課金決済
金及び用地取得事業特別会計繰出金を減額しております。

なお、平成15年度において再度予算計上させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、農地費の1,054万円の減額につきましては、県単独農道整備事業、南郷地区の不採択によります消耗品及び工事請負費の不用額と、法定外公共物に係ります国有財産譲与申請作成業務委託料の入札結果等による不用額を減額いたしております。

次に、31ページ、道路橋りょう費200万円の減額につきましては、古寺地区内におきます事業用用地の鑑定料として見込んでおりましたが、古寺地区内における全体事業の中で見直し、改めて計上することとし、減額することといたしました。

次に、公共下水道費1,790万8,000円の減額につきましては、下水道接続促進事業特別補助金は当初5件ということで見込んでおりましたが、本年度においては2件が対象となりまして35万3,000円を執行し、不用額64万7,000円を減額するものでございます。

下水道事業特別会計繰出金につきましては、1,726万1,000円を減額いたしております。

次に、常備消防費1,682万4,000円の減額につきましては、香芝・広陵消防組合の人件費で、人事院勧告によります給与改定に係る補正でございます。そして、組合負担金を減額するものでございます。

次に、32ページ、消防施設費1,592万円の減額につきましては、当初予算において大字百済と大字中にそれぞれ1基の防火水槽を設置する予定をしておりましたが、大字中の設置場所が国有地であり、現在においては有償払い下げとなるため、国の方針によって里道、水路ともに町が管理することとなる平成15年度に執行することが有利であるという判断から今年度は見送ることとなったもので、百済の防火水槽に係ります経費を除き、不用額を減額するものでございます。

次に、災害対策費124万3,000円の減額につきましては、奈良県防災行政無線システム整備事業負担金の確定による減額でございます。

次に、集会所建設費672万5,000円の減額につきましては、馬見北7丁目集会所建設に係る工事費で、指名競争入札結果による不用額を減額いたしております。

次に、公債費利子につきましては、当初3%を見込んで予算計上しておりましたが、2%から1%で確定いたしましたので2,715万円を減額しております。

以上、歳出合計1億8,351万7,000円の減額補正となっております。

続いて、歳入予算についてご説明申し上げますので、議案書の25ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、民生費負担金2,012万5,000円の減額につきましては、保育園入園児の減少によります保育料の収入減による減額補正をしております。

次に、土木費国庫補助金255万円の増額につきましては、平成13年度分の近畿圏整備事業費に係る補助金の確定によるものでございます。

次に、農商工費県補助金183万円の減額につきましては、南郷地区単農道整備事業の不採択によります減額補正となっております。

次、教育費県補助金254万5,000円の減額につきましては、馬見北集会所建設事業費の確定によります減額補正となっております。

次に、利子及び配当金600万2,000円の減額につきましては、従来からの利率0.35%を見込んで予算計上をしておりましたが、近年の低金利を反映して普通預金では0.02%、定期預金では0.09%に確定いたしましたので、その率に基づきまして減額補正をいたしております。

次に、26ページ、土木費寄附金の増額補正につきましては、笠ハリサキ線整備事業に係ります公団負担金1,891万6,000円と、公団内におきます開発に係ります1区画40万円の整備協力金3,756万円を増額補正をしております。

次に、財政調整基金繰入金につきましては、当初繰り入れ予定をしておりましたが、他の財源確保ができたことにより1億7,927万7,000円の減額となっております。

下水道接続促進対策基金繰入金には当初5件を見込んでおりましたが、本年度においては沢地区及び萱野地区で合計2件という結果でございますので、64万7,000円の減額補正となっております。

次に、減税補てん債につきましては、確定によります160万円の減額補正でございます。

次に、臨時財政対策債の減額につきましては、人事院勧告実施に伴います人件費に係る分、3,900万円の減額補正となっております。

次に、総務債につきましては、本年度実施いたしました人にやさしいまちづくりの一環として庁舎エレベーターの設置事業等の事業費確定に伴います380万円の増額補正でございます。

次に、土木債については、本年度をもって事業完了いたします竹取公園整備事業債の確定に伴います750万円の増額補正をしております。

次に、消防債につきましては、歳出でご説明申し上げましたように大字中の防火水槽設置を次年度に繰り越したための1,450万円の減額と、地域情報通信基盤整備事業の確定によります110万円の減額補正となっております。

次、27ページ、教育債でございますが、馬見北7丁目集会所整備事業費の確定によります370万円の減額補正となっております。

なお、最後に平成13年度歳計剰余金につきましては、1,648万3,000円を増額しております。

以上で平成14年度広陵町一般会計補正予算（第6号）の議案説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程15番、議案第12号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明願います。都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第12号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。38ページをお願いいたします。

歳出からご説明申し上げます。

総務費の委託料でございますが、マンホールポンプ点検清掃委託料ですが、これは1カ所未供用のため稼働していませんので、その分を減らしております。140万5,000円を減額するものであります。

次に、下水道施設管理システム設計委託料は入札の結果による残であります。

その次の負担金として、流域下水道維持管理市町村負担金については、主に中間排水と特定排水の使用料の減によるものであります。

そして、下段の流域下水道事業費についてであります。これは県の流域下水道事業の精算による減で、393万7,000円を減額するものであります。

その次の公債費につきましては、償還金の利子の変更によるものであります。

次に、歳入の説明をいたします。恐れ入りますが、1つ手前の37ページにお戻りいただきたいと思っております。

手数料の増につきましては、登録業者の増によるものであります。

繰入金については、予算額の減に伴う繰入金1,726万1,000円の減額であります。

町債については、流域下水道事業債の減額であります。

以上、歳入歳出それぞれ1,697万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ

15億6,487万円とするものであります。以上、よろしくお願い申し上げます。

議長 次に日程16番、議案第13号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明願います。 新清掃センター建設室長 ！

新清掃センター建設室長 それでは、議案第13号、平成14年度用地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。議案書の39ページをごらんいただきたいと存じます。

この補正予算は、平成14年度中に新清掃センター施設用地、コミュニティー施設用地及び新設町道用地の先行取得を計画いたしましたでしたが、古寺区と基本合意の締結はできませんでしたものの、年度内に執行することができないという見通しになりましたので全額減額をさせていただきます。

なお、平成15年度予算におきまして、一般会計と用地取得特別会計それぞれに必要な額を計上させていただいておりますので、ご了承いただきますとともに、よろしくご審議のほどをお願い申し上げ、説明終わります。

議長 次に日程17番、議案第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長 ！

住民生活部長 それでは、議案第14号についてご説明いたします。47ページをお願いいたします。

平成15年4月からし尿処理施設及び（仮称）葛城アクアホールの使用開始に当たりまして、現規約の見直しを行うものでございます。

内容は事務所の所在地の変更及び用字用語の取り扱いについての変更でございます。以上、よろしくお願いいたします。

議長 次に日程18番、議案第15号、平成15年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 企画財政部長 ！

企画財政部長 それでは、議案第15号をご説明申し上げますが、少し時間が長くなると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

平成15年度予算編成におきましては、歳入面にあつては現下の厳しい経済情勢により、町民税では7,500万円の減収、固定資産税にあつては評価替の基準年度に当たり8,4100万円の減収が見込まれ、町税収入は1億5,900万円の減収となります。

また、地方交付税におきましても、一部が前年度同様臨時財政対策債に振りかえられ、2億6,000万円の減収見込みであり、引き続き地方債に依存せざるを得ない状況となっております。

一方、歳出面におきましては、すべての事務事業の根本からの見直しを図り、団体補助金につきましては平成15年度5%、平成16年度5%、合わせて10%の削減をお願いいたしております。

また、経常経費の徹底した節減合理化と優先順位の厳しい選択に努め、懸案事項でありました新清掃施設建設の基本合意を受け、ワンダーランド施設整備及び道路用地等、事業着手そのための予算を優先計上いたしております。

また、「元気でやさしいまちづくり」ビジョンの実現のため、本年度にありましては各公共施設にオストメイト対応のトイレを設置、地区体育館玄関のスロープの設置 環境に優しい対応のため役場庁舎冷凍機の入替え及び照明器具改良工事等を実施いたします。

平成15年度一般会計予算の総額は105億4,000万円で、前年度対比6.9%の増額予算となっております。

それでは、最初にお手元に配付しております資料の4ページでございますが、平成15年度の主要事業について主なものをご説明申し上げたいと思います。

4ページのNo.1の畿央大学開学記念事業につきましては、大学と町とのかかわりの中で広く町民を対象に大学講師を招いての記念講演の開催、高齢者を対象に講座の開催、大学内講堂を利用した町民対象の講演会、学生派遣によるボランティア活動など、幅広い方面に交流を深めていく初年度ととらえ、所要の予算を計上いたしております。

No.3の庁舎省エネルギー化改修事業につきましては、環境に優しい庁舎の実現のため、古くなった冷凍機の入替えと消費電力の省力化を図るため、蛍光灯のインバーター化を実施いたします。

No.4のオストメイト対応トイレ設置工事、No.5の地区体育館玄関スロープの設置工事、No.16の歩道改良工事 No.27の中央公民館改築工事等、人にやさしいまちづくり事業の一環として実施するもので、各公共施設にオストメイト対応の便器の設置、体育館スロープについては車いすでも容易に入場できるよう階段の改修工事、交差点付近の歩道切り下げによるバリアフリー化、中央公民館事務室及び便所の改修を実施し、すべての住民が利用しやすい施設に改善いたしたいと考えております。

No.6の総合行政ネットワークシステム事業につきましては、電子自治体構築に向けて情報

の流通と地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化を図り、高度利用を目指します。

No.7のLGWANに伴う文書管理システム導入につきましては、国、都道府県、市町村間の電子文書の交換に対応できる新システムの導入を図りたいと考えております。

No.10のワンダーランド施設整備、No.11の緊急地方道路整備事業、No.12のグリーンプランに係る施設周辺整備事業につきましては、新清掃施設建設に係ります用地取得及び造成工事費、進入路の整備、公民館用地の取得費等を計上いたしております。

No.13の交通安全施設等整備事業（百済赤部線）につきましては、5カ年計画で歩道拡幅を予定している路線で、中央公民館東側から田原本町との境界までの1,400メートルに幅員2.5メートルの両側歩道を設け、歩行者及び通学路の安全を確保するため実施するもので、用地費を計上いたしております。

No.21、No.22につきましては、南郷地区農道整備を計上いたしておりましたが、この地区については平成14年度不採択となったため引き続き県に要望しており、本年度実施の予定でございます。

No.23の勤労福祉施設譲渡による買い取り事業につきましては、特殊法人整理合理化計画の閣議決定に基づき、雇用能力開発機構の選定した鑑定業者の不動産鑑定評価額の9割5分を控除した額、244万9,125円、税込みでございますが、譲渡価格として提示されましたので買い取りをする予定でございます。

No.24の広陵西小学校廊下改修工事につきましては、2階、3階が開放廊下となっているため、吹き降り等、雨により廊下がぬれて転倒の危険性があり、その都度ふき取るなど対応していただいておりますが、本年度においてぬれても滑りにくい素材を活用し、廊下の改修をするものでございます。

No.26の文化財ボジフィルムのデジタル化事業につきましては、貴重な文化財の発掘調査記録をデジタル化し、保存活用するためのものでございます。

No.29の中央体育館アリーナ床補修工事につきましては、床下の支柱にかなりのずれが見られます。このまま放置すれば床が抜けるおそれがありますので、補修工事を実施いたしたいと思っております。

以上で平成15年度の主要事業の説明は終わり、続いて平成15年度一般会計予算についてご説明申し上げますので、別冊の予算に関する説明書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、15ページの歳入からご説明申し上げます。

税収につきましては、依然として厳しい経済情勢の中、景気好転が望めない状況であり、

町民税においては個人分では4, 198万8, 000円、法人分では3, 332万円の減収見込みであります。徴収率97%から98.5%を目標に納税者皆様方のご理解とご協力を賜りたいと考えております。

固定資産税におきましては、評価替の基準年度に当たり、土地については土地評価基準の改正によります減点補正の適用、調整区域内の更地宅地等の見直し等に係ります減点補正、住宅用地の認定による軽減、地目変更による非課税地への移行、価格下落による課税標準額の変更による減収等がございます。また、家屋におきましては、木造、非木造を問わず、一律に再建築補正率が96%となったこと及び経年減点補正によります原価等の影響によります減収として8, 390万6, 000円の減収見込みでございます。

その他の税を合わせ、町税全体では前年度と比べ1億5, 932万5, 000円の減収見込みとなります。

次に、17ページの利子割交付金につきましては、3, 000万円の減収と見込んでおります。

次に、19ページ、地方特例交付金については6%減となっております。

次に、地方交付税につきましては、臨時財政対策債の振りかえ等によりまして2億6, 000万円の減額となっております。

次に、23ページの使用料につきましては、近隣市町村の状況等を調査し、検討の結果、一応来年度以降において見直すことといたしました。

次に、25ページ、ごみ処理手数料につきましては、町が許可を与えた業者等の持ち込みによります事業系ごみの増加に係ります手数料の増収を見込んでおります。

次に、25ページから35ページまでの国庫支出金及び県支出金につきましては、現行の補助制度によります基準に基づき、それぞれ積算をさせていただきました。

次に、37ページ、町有建物勤労者総合福祉センターに係る貸付収入につきましては、月額50万円から30万円に変更させていただいたための減額分335万8, 000円となっております。

次に、計画整備協力金につきましては、真美ヶ丘地区内において公団からの民間宅建業者卸による受託開発についての協力金を計上いたしております。

次に、基金繰入金については、目的別にそれぞれの事業を実施するために不足する財源の確保のために繰り入れするもので、前年度に比較して2億9, 867万5, 000円の減額となっております。

次に、町債につきましては、減税補てん債に5,480万円、臨時財政対策債に7億3,000万円、総務債の庁舎省エネルギー化改修事業費3,670万円、新清掃施設整備事業債12億5,830万円、集会所整備事業債3,750万円等を計上いたしております。

剰余金につきましては、平成14年度歳計剰余金2億円を見込んでおります。

以上、歳入総額105億4,000万円でございます。

続きまして、歳出予算について主なものをご説明させていただきますが、資料の方に配付しております性質別予算でございますが、この歳出の分についてご報告だけ申し上げます。資料の2ページをごらんいただければ歳出の明細が出ております。

人件費につきましては18億9,293万2,000円で、全体予算の18%になります。

物件費につきましては15億225万9,000円で、全体予算の14.3%となります。

維持補修費については1億6,590万9,000円で、全体予算の1.6%となります。

扶助費につきましては7億3,847万4,000円で、全体予算の7%になります。

補助費等につきましては14億4,364万8,000円で、全体予算の13.7%となります。

公債費につきましては17億2,240万5,000円で、全体予算の16.3%となります。

繰出金につきましては12億5,895万1,000円で、全体予算の11.9%となります。

普通建設事業費につきましては18億370万8,000円で、全体予算の17.1%となります。

それでは、もう一度予算に関する説明書に戻っていただきたいと思っております。

予算に関する説明書の給料の欄におきましては、積算の根拠となります職員数を記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本年4月の畿央大学の開学に合わせまして、広く町民を対象とした記念講演や高齢者を対象とした講座を大学内で開催いただき、親しみのある大学として町民との交流を深めるとともに、大学のある町をアピールするため関連経費として、議会費、企画費、老人福祉費等で所要の経費を計上いたしております。

49ページでございますが、一般管理費の委託料において、総合行政ネットワークシステム事業等の経費を計上し、電子自治体の構築及び文書情報管理体制の確立と、あわせて文書決済に伴います事務改善を目指しております。

51ページ、委託料及び工事請負費につきましては、庁舎の省エネルギー化の改修工事に係ります経費を計上いたしております。

次に、55ページ、行財政問題懇話会委員謝礼でございますが、これは町の行政等について一般の町民の方々からご意見、ご提案をいただくための組織づくりをし、行政改革推進委員会においてご審議いただく予定をいたしております。委員の人数でございますが、20人程度と一応考えております。

市町村合併講演会講師謝礼につきましては、町民の方々を対象に講演会を開催し、合併に関する勉強会という形で認識を深めていただきたいと考えております。

59ページのまちづくり振興費の庁舎ギャラリー展示協力者謝礼につきましては、庁舎福祉施設の竣工に伴いまして広陵町文化協会の協力を得まして、エレベーターホール等を活用し、絵画、書道、俳句、盆栽、写真等の展示及び管理をお願いするとともに、町民ギャラリーとして活用いただきたいと考えております。

工事請負費につきましては、福祉にやさしいまちづくりの一環としての工事を集約し、歩道改良工事につきましては交差点付近のバリアフリー化、図書館、サン・ワーク、グリーンパレス、勤労者総合福祉会館等、各施設におきますオストメイト対応トイレの設置工事、地区体育館玄関スロープ設置工事及び中央公民館サービスカウンター対応窓口の改修及び玄関スロープの設置、オストメイト対応トイレの改修工事を計上いたしております。

61ページの人にやさしいまちづくり推進モデル地域の助成金につきましては、1地区30万円を限度といたしまして、生活環境美化推進事業、あるいは交通安全、防災、防犯事業、コミュニティー事業等に対する助成金を本年度も引き続き計上させていただいております。

67ページの戸籍住民基本台帳費委託料及び使用料につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴います経費を計上いたしております。

次に、69ページから75ページにつきましては、奈良県議会議員選挙、奈良県知事選挙、町議会議員選挙に係ります経費を計上いたしております。

次に、79ページでございますが、広陵町シルバー人材センター補助金につきましては、社団法人奈良県シルバー人材センター協議会補助金と同額を計上いたしております。

次に、老人福祉費の敬老金についてでございますが、100歳到達者4名及び85歳620人に対する祝い金を予定いたしております。祝い品につきましては、70歳到達者290人、80歳到達者169人、90歳到達者67人と、70歳以上3,490人の経費を計上いたしております。

次に、８３ページ、扶助費の老人福祉施設措置費につきましては、三室園の既に入居されております５人と新規入居者１人を、平沼寮では既に入居されております２人と新しく入居予定の１人、それから慈母園では既入居者２人と新規入居者１人に係ります経費を予定して計上いたしております。

次に、８５ページ、心身障害者福祉支援費制度の導入に伴い、知的障害者及び身体障害者に対する所要の支援費を計上いたしております。

福祉作業所運営費補助金につきましては、人件費、電気代並びに修繕料等の経費を合算して計上いたしております。

次に、８７ページ、総合福祉会館管理運営費委託料につきましては、平成１４年度運営実績を考慮いたしまして予算計上をいたしております。

次に、８９ページ、児童福祉費、日々雇用職員賃金につきましては、児童育成クラブ指導員に係ります経費を計上いたしております。

次に、１０３ページ、環境保全費、不法投棄物撤去委託料及び屋外広告物撤去委託料につきましては、良好な環境を保持するための必要な経費を計上いたしております。

次に、１０７ページ、塵芥処理費の修繕料につきましては、現有施設の維持管理のための修繕費等を計上いたしております。

１０９ページ、収集業務委託料につきましては、収集世帯数の増加等を考慮いたしまして、広陵地区を３地区に分割し、それぞれ東洋工業、コスモパワー、大和清掃へ委託し、必要経費を計上いたしました。

葛城清掃事務組合負担金につきましては、建設費２，３１３万３，０００円、処理費６，０２５万円、基金積立金１，８４２万５，０００円 特別負担中継基地借上料４３５万４，０００円の合計額１億６１６万２，０００円を計上いたしております。

次に、１１１ページ、新清掃施設建設費につきましては、周辺大字を含んでの地域住民視察旅費、処理方式検討委員会経費、建設地の発掘調査費、用地地質調査等委託料、施設造成費等の工事費 ２万８，２００平方メートルの用地取得費及び周辺環境整備費と必要経費を計上さしていただきました。

次に、１１９ページ、農地費の工事費につきましては、県単農道整備工事及び町単農道整備及び農用水路整備工事を含め５，６７９万６，０００円を計上いたしております。

次に、１２１ページ、商工振興費については地場産業の振興に寄与するため、引き続き商工会事業に対する補助及び竹取公園休養施設を利用しての特産品販売等に対して、種々協力

してまいりたいと考えております。

次に、123ページ、観光費、遊歩道整備工事につきましては、讃岐神社から竹取公園までの道路を自然を生かした整備を考え竹垣等を設置する予定で、平成14年度に実施いたしました残りの整備をするための予算を計上いたしております。

次に、125ページの勤労者総合福祉センター費、勤労者福祉施設買い取り費用につきましては、雇用能力開発機構によります鑑定価格4,665万円の95%引き価格に消費税を加算した価格245万円を譲渡価格として提示されましたので予算計上いたしました。今後の活用方法等については十分に検討してまいりたいと考えております。

ふるさと会館改修工事につきましては、4階宿泊室のげた箱設置費用を計上いたしております。

次に、129ページ、道路橋りょう維持費及び131ページの道路橋りょう新設改良費の工事請負費につきましては、新清掃施設建設関係費に多額の費用を費やすこととなりますので、地元要望等を十分考慮し、緊急性の高いものから予算の範囲内において執行することを前提に、地元のご理解をいただくとともにご協力をお願いしてまいりたいと、かように考えております。

次に、133ページ、交通安全施設費工事請負費につきましては、大字自治会等の要望及び危険箇所等に対して設置いたしますカーブミラー及びガードレールの費用を計上いたしております。

公有財産購入費につきましては、5カ年計画で歩道拡幅工事を予定しております農免道路、いわゆる中央公民館から東へ田原本町との境界までの延長1,400メートルの歩道設置工事費に係ります本年度分の執行分の用地費を計上いたしております。

次に、135ページ、都市計画総務費、都市計画マスタープラン作成委託料及び緑のマスタープラン作成委託料につきましては、後年度以降におけます事業実施にぜひ必要の計画書でございますので、本年度作成のための費用を計上いたしました。

次に、137ページ、真美ヶ丘メモリアル広場駐車場舗装工事及び竹取公園整備工事費を計上いたしております。

次に、143ページ、消防施設費の防火水槽設置工事につきましては、大字中及び古寺等、3基の設置を予定いたしております。

なお、現在広陵町内において設置しております消防施設といたしましては、口径65ミリ以上の消火栓が594基、防火水槽161基となっております。

災害対策費の防災訓練会場設営委託料につきましては、平成14年度に実施いたしました北校区、西校区に引き続き、本年度も計画をいたしております。住民の方々に災害時における対処方法等の実践を体験し、職員ともども非常時に対応できるよう予算計上をいたしました。

次に、149ページ、奨学給付金につきましては、高校1年生10人、2年生10人、3年生10人と、途中認定者を4人の予定で月額5,000円の12カ月分を予算計上いたしております。

次に、151ページ、小学校費、学校いきいきプラン講師賃金につきましては、国の緊急雇用対策の一環として実施されたもので、真美ヶ丘第一小学校と真美ヶ丘第二小学校の2校を予定しております。なお、現在ではそれ以上の学校も対応できるというような内定をいただいております。

153ページの工事請負費につきましては、給食室空調設置工事は給食室環境改善のため、真美ヶ丘第一小学校及び第二小学校で実施の予定をしております。

西小学校廊下の改修工事につきましては、開放廊下となっているため、雨などでぬれた場合は通行等、非常に危険な状態となるため、転倒を防止するための措置を講ずるものでございます。

教育振興費につきましては、学校教育におきます教材及び教育備品等、各学校における基準額を積算し、予算計上をいたしております。

次に、161ページ、幼稚園費、保育支援事業講師賃金につきましては、これも国の緊急雇用対策の一環として現在失業中の方を対象に、学校、幼稚園において1日6時間、週5日の勤務を条件に、障害のある児童の日常生活介助と補助的業務をお願いするもので、経費については全額補助となります。本年度は広陵西第二幼稚園と真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の2園を予定しております。

次に、169ページ、図書館費については、厳しい財源確保のため図書購入費については多少減額をさせていただきました。しかし、図書館講座の充実及び図書館利用者の利便性を図り、今後も全国3万人以上の町において貸し出し冊数日本一を目指したいと考えております。

次に、171ページ、公民館費、公有財産購入費につきましては、古寺地区の集会所用地の購入費を計上いたしております。

173ページ、文化財費、文化財保護費、ポジフィルムデジタル化業務委託料につきまし

ては、文化財に関する記録保存のための費用でございます。

次に、175ページ、巢山古墳史跡整備工事につきましては、平成21年完成を目標に本年度においては外底部ふとんかご張り工事1,000平方メートル、積み工事が55平方メートル、墳丘部のふとんかご張り工事が1,000平方メートル、積み工事が35平方メートル、周濠部の浚渫工事等3,743万9,000円を計上いたしております。

次に、179ページの保健体育費の工事請負費につきましては、中央公民館の床下の支柱にかなりのずれを生じておりまして、このまま放置すると床が抜ける危険性がありますので必要経費を計上いたしております。

次に、181ページの公債費につきましては、起債償還元金及び利子を計上いたしております。

特別会計繰出金については、防火水槽、消火栓等の消防施設維持費の負担金として水道会計に繰り出す632万1,000円を計上いたしております。

最後に、諸支出金については、公共施設整備に係ります公団立替金の償還金2億3,672万9,000円を計上いたしております。

以上、支出総額105億4,000万円の予算内容についてご説明させていただきましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、184ページから187ページにつきましては、給与費の明細書として特別職及び一般職の平均給与額等を記載しております。

188ページには地方債に関する調書を、189ページからは債務負担行為に関する調書を詳細に記載しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成15年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長 次に日程19番、議案第16号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは議案第16号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。202ページをお願いいたします。

本会計予算につきましては、去る2月18日の国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいたものでございます。

それでは、予算の主な内容につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、保険税の基礎的な数値で医療給付費分の現年課税分の一般被保険者は8,726人の3,797世帯、退職被保険者分は1,210人の483世帯を見込み、現行の税率をもって計上いたしております。

次に、介護納付金分は一般被保険者で2,787人の1,836世帯 退職者で599人で404世帯を見込んで、医療給付金分と同様に計算いたしております。

次に、国庫負担金の事務費負担金でございます。介護保険の第2号被保険者に係る事務経費の負担額を次の療養給付費等負担金は、医療費及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の国庫の負担分を計上いたしております。

内訳といたしまして、一般被保険者に係る医療費分で3億232万3,000円、老人保健医療費拠出金分で2億1,005万9,000円、介護納付金分で4,895万9,000円を見込んでおります。

次の高額医療費共同事業負担金は、昨年10月に高額医療費共同事業の拡充を図るとともに制度化されたもので、各保険者が拠出する拠出金額に対し、国と県がそれぞれ4分の1の負担をするものでございます。その負担額は1,278万3,000円を計上いたしました。

続きまして、204ページをお願いいたします。国庫補助金でございます。普通財政調整交付金、特別財政調整交付金とも所要額を計上しております。

療養給付費交付金は、退職者医療制度に係る社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。

次の高額医療費共同事業負担金は、さきの国庫負担金の中で申し上げましたとおり、県の負担分を計上しております。

次に、206ページをお願いいたします。財政健全化補助金でございますが、福祉医療の助成事業を実施することにより、その波及分について国庫負担金が減額されることになっております。その額の2分の1を補助金として交付されるものでございます。

次に、共同事業交付金でございますが、従前の80万円以上の高額医療費の対象であったものが、改正によりまして70万円以上に拡充され、各保険者間の再保険事業として交付を受けるものでございます。

次に、一般会計繰入金でございます。それぞれの一定のルールに基づき額を見込んでおります。

なお、新たに平成15年度から低所得者の数に応じて保険税の一部公費で負担する保険者支援制度が創設され、保険基盤の安定制度の拡充が図られました。

続きまして、208ページをお願いいたします。繰越金、財産収入、諸収入では、それぞれの収入見込みを計上させていただいております。

続きまして、212ページの歳出についてご説明を申し上げます。

総務管理費でございます。事務処理に伴います電算処理の委託料、医療費適正化対策としてのレセプトの点検に要します費用、保険証を郵送するための費用等を見込んでおります。

続きまして、214ページをお願いいたします。療養諸費の療養給付費でございます。一般被保険者数に係ります医療費の見込みは、1人当たり平均医療と被保険者数をもとに、過去4年間の平均医療費の4%増、退職者分では一般分と同様に算出し8%の増を、療養費におきましても療養給付費と同様に積算し、一般被保険者分では12%増、退職者分では20%増を見込み計上いたしております。

1人当たりの見込み額でございますが、療養給付費では一般分では11万4,320円、退職者分では28万7,155円、また療養費では一般分は2,422円、退職者分は4,686円。

続きまして、高額療養費につきましては、一般被保険者分では8%増、1人当たり1万4,173円 退職者分では12%増の1万2,856円を見込み、計上いたしました。

続きまして、216ページをお願いいたします。次に、出産育児一時金及び葬祭費につきましては、それぞれの実績に対しまして所要の予算措置を行っております。

続きまして、218ページをお願いいたします。次に、老人保健の拠出金でございます。老人の加入率が21.23%で、拠出金の金額も税収の59%を占める状況になっております。本年度予算では13年度の精算分で9,221万1,000円、15年度概算分で5億111万1,000円、合わせまして5億9,332万2,000円を計上いたしております。

次に、介護納付金で、納付金では国保加入者のうち、第2号被保険者数を3,274人と見込み、平成15年度の概算納付金1億2,292万6,000円、平成13年度の精算分52万7,000円を差し引いた額を計上いたしております。

なお、平成15年度の概算納付金は翌々年度で精算することになっております。

次に、共同事業拠出金につきましては、本年度から70万円以上の高額療養費が対象となっております。この拠出金は、各保険者間における再保険者事業として拠出する額を計上しております。

続きまして、220ページをお願いいたします。次に、保健施設費でございますが、総合

保健指導事業、人間ドック助成を初め、健康づくりの費用を見込んでおります。

歳入歳出予算がそれぞれ20億4,113万円の予算となったものでございます。

以上で国民健康保険の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 次に日程20番、議案第17号、平成15年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、230ページをお願いいたします。

老人保健特別会計予算についてご説明させていただきます。

まず初めに、歳入でございますが、ご承知のとおり財源につきましては支払基金の交付金70%、国庫支出金が20%、残り県と町がそれぞれ5%をもって財源を負担していましたが、昨年10月の改正によりそれぞれ2段階に分かれた負担割合となりました。第1段階での負担割合は、平成14年10月の診療分から15年9月の診療分までは支払基金が100分の66、国庫支払い金が600分の136 県と町がそれぞれ600分の34に、第2段階では負担割合は、平成15年10月診療分から16年9月診療分までは支払基金が100分の62に、国庫支払い金は600分の152に、県と町がそれぞれ600分の38に負担割合が改正されたことを受け、それぞれの財源措置をしたものでございます。

次に、234ページ、歳出をお願いいたします。まず、総務費の総務管理費でございます。

事務経費 共同電算、レセプト点検の費用を計上いたしております。

次に、本会計の大部分を占めます医療費諸費のうち、医療給付費で過去3年間の1人当たり平均医療費の4%増を見込み、国保加入者で66万2,000円の2,120人、社保加入者で71万1,400円の940人を見込み、計上いたしております。

また、老人の高額医療費分といたしまして、1人当たり1万5,400円の3,060人を見込み、予算措置をいたしております。

次に、医療費の支給費では、はり、きゅう、コルセット等の費用でございます。医療給付費と同様に平均支給額の6%増を見込み、予算計上したものでございます。

最後に、審査支払手数料では、受診件数増で国保対象者では月4,100件、社保加入者では月1,860件、1件の平均当たりそれぞれ113円60銭を見込み、計上いたしました。

歳入歳出予算それぞれ21億7,496万円の予算でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 次に日程21番、議案第18号、平成15年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。本案について説明願います。健康福祉部次長！

健康福祉部次長 それでは、議案第18号、平成15年度広陵町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成15年度の介護保険特別会計歳入歳出の予算の総額は8億1,736万7,000円となっております。

介護保険特別会計予算に関する説明書の246ページをごらんいただきたいと存じます。まず、歳入の第1款第1号被保険者保険料でございます。保険料率は介護保険条例で3年に1度改定することになっております。平成15年度から平成17年度までの3年間の保険料率の基準額を月額2,500円、年額3万円を基準額として計上いたしました。保険料率の所得段階別被保険者数は、第1段階で48人、第2段階で1,179人、第3段階で2,392人、第4段階で522人、第5段階でも522人の計4,663人を見込んでおります。そのうち、年金から天引きして納めていただきます特別徴収の保険料1億1,365万9,000円、普通徴収者分の保険料2,841万4,000円、滞納繰り越し普通徴収保険料で51万3,000円を見込み、全体保険料といたしまして1億4,258万6,000円を計上させていただきました。

次の第2款使用料及び手数料の督促手数料でございますが、普通徴収対象者に対する督促手数料として4万円を計上いたしております。

次に、第3款国庫支出金の介護給付費負担金でございます。介護保険制度のルールどおり、保険給付費の20%、1億5,840万1,000円を国費負担として計上しております。

次のページの国庫補助金の調整交付金につきましては、標準算定率で5%となっておりますが、本町の場合は75歳以上の後期高齢者率が低いことと、第1号被保険者の所得水準が全国平均に比べて高い水準ということで、算定率を4.78%の率で3,785万7,000円を計上いたしました。

事務費交付金につきましては、要介護認定に要する費用の2分の1相当額、648万9,000円を計上しております。

続きまして、第4款支払基金の介護給付費交付金につきましては、2号被保険者、40歳から65歳未満の医療保険加入者の保険料を社会保険料診療報酬支払基金から受けるもので、保険給付費の32%相当、2億5,344万1,000円を計上しております。

なお、少子・高齢化の進行により、第1号被保険者人口の増加と第2号被保険者人口の減

少していることにより、負担率が33%から32%に変更になったものでございます。

第5款県支出金の介護給付費負担金につきましては、県の負担分として保険給付費の12.5%を受け入れるもので、9,900万円を計上いたしました。

次のページの第6款寄附金につきましては、予算科目どおりでございます。

第7款繰入金の現年度分介護給付費繰入金につきましては、町としての負担金分で保険給付費の12.5%、9,900万円を計上したものでございます。

職員給与等繰入金につきましては1,132万5,000円と、事務費繰入金648万9,000円を計上いたしております。

次に、介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成15年度から17年度までの3年間の中期財政計画における保険料抑制財源として基金からの繰り入れを行うもので、259万9,000円を計上させていただいたもので、3年間で3,000万円を繰り入れるものでございます。

次のページの第8款諸収入の預金利子以降、第三者納付金、返納金、雑入につきましては予算科目どおりでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。恐れ入りますが、254ページをごらんいただきたいと存じます。

総務費の一般管理費につきましては、介護保険事業の実施に伴う関係経費で、総額49万3,200円を計上しております。

連合会負担金につきましては、サービス提供事業者に支払われる介護報酬の支払い及び支払いに関する事務を奈良県国民健康保険団体連合会に委託する費用の負担金103万円を計上しております。

次の介護認定審査会の認定調査等費につきましては、介護認定の要介護 要支援認定に係る種々の審査及び判定業務に要する費用として978万円を計上したわけでございます。

次のページの趣旨普及費につきましては、介護保険制度の推進を図るため、各種のリーフレットや制度周知用のパンフレットなど、周知推進用費用として76万2,000円を計上させていただいております。

次の介護保険事業計画等策定委員会につきましては、平成15年度から17年度をワンスパンとして策定いたします第2期介護保険事業計画の策定が終了いたしました関係で廃目となっております。現在事業計画書の製本中で、でき上がり次第、議員の皆様及び関係機関、団体等に配付させていただきます。

次に、第2款保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス給付費から特例居宅介護サービス計画給付費まで要介護認定を受けられた方々が介護サービスを受けられた場合の給付費総額で、それぞれ予算計上したものでございます。

次の、支援サービス等諸費におきましても、居宅支援サービス給付費から特例居宅支援サービス計画給付費までは、要支援認定を受けられた方々が要介護状態にならないための支援予防に要する給付費の予算計上でございます。

これらの積算に当たりましては、第2期介護保険事業計画、平成15年から平成17年度までの3年間をワンスパンとした事業計画の保険給付費見込み額を基準に算定したものであります。

次の高額介護サービス費等的高額介護サービス費並びに高額居宅支援サービス費につきましては、要介護認定等を受けられた方々の1割の定率利用者負担の合計が一定額を超えた場合の負担軽減を図るために行う保険給付費で364万円を計上しております。

次の258ページ、その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託しております介護サービス及び支援サービスの給付明細審査に要する費用で、1件当たり117円20銭とされており、総額して166万円を計上いたしております。

次の第2款保険給付費の介護サービス等諸費及び260ページの支援サービス等諸費並びに262ページ、高額介護サービス費等につきましては予算執行の円滑を図るため、256ページの第2款保険給付費に組み替えたものでございます。

次の264ページの第3款財政安定化基金拠出金につきましては、県が実施主体となって基金を設置し、国、県、市町村が3分の1ずつの負担をする財政安定化のための基金で、拠出金額84万7,000円を計上しております。

なお、拠出率が0.5%から0.1%に引き下げられました。

第4款の公債費の利子では、借入金に対する利子の予算科目どりでございます。

次の第5款諸支出金の他会計繰出金につきましては、3町介護認定審査会特別会計への繰出金592万9,000円を計上しました。

続きまして、次のページの第1号被保険者保険料還付金につきましては予算科目どりでございます。

続く第6款予備費は200万円を計上いたしました。

次に、保健福祉事業につきましては、第2期介護保険事業計画において、一般会計の高齢福祉施策において実施することいたしましたので廃目といたしました。

次の268ページの基金積み立てにつきましては、積立金がないので廃目といたしました。

また、保健福祉事業の居宅介護支援事業所ひまわりを本年度から閉鎖することによりまして、介護サービス事業勘定につきましては廃止するものでございます。

以上で平成15年度介護保険特別会計歳入歳出予算の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 次に日程22番、議案第19号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは議案第19号、平成15年度広陵町下水道特別会計予算についてご説明いたします。

15年度の下水道の整備につきましては、広陵町全域で約3,600メートルの管渠の布設を予定いたしております。現在、広陵町の供用開始世帯総数は1月末で8,920世帯あります。そのうち、使用開始世帯数が7,632世帯であり、したがって、水洗化率85.4%となっております。これを在来地区に限定いたしますと、水洗化率71.2%になります。水洗化率のさらなるアップに一層の努力をしてみたいと思います。

それでは、平成15年度予算の主なものについてご説明いたします。

まず、287ページの歳出からご説明いたしますので、287ページをごらんいただきたいと思います。一般管理費の中で主な委託料としまして、下水道使用料徴収業務委託料1,328万9,000円と下水道施設管理システム設計委託料に1,953万円、そして負担金としまして流域下水道維持管理市町村負担金1億6,125万7,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、次に289ページをお願いいたします。目の表示としまして水質改善下水道建設費とあらわしていますが、これは今まで公共下水道と、いわゆる調整区域内の整備であった特定環境保全公共下水道の名称を平成15年度より効率的な予算の管理を目的とした国の変更に伴い、また大和川流域ということもあって水質改善下水道として公共、特環を問わず1つの呼び名としてあらわすことになりましたので、以後一括して説明させていただきます。

ただ、主要事業一覧表には公共、特環として載せていますが、その辺のところはよろしくお願いいたします。

まず、主なものとして、測量設計委託料で7,150万円、工事請負費として4

億4, 290万円、次に工事に伴います排水管移設補償として6, 470万円を計上いたしております。

その次に、291ページをお願いいたします。流域下水道事業負担金として922万8, 000円を計上いたしております。

次に、公債費として公債費の元金3億9, 143万9, 000円と利子分として3億7, 211万7, 000円を予定いたしております。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、281ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入についても主なものについて説明させていただきます。

下水道使用料としては2億4, 092万6, 000円を予定いたしております。

国庫の補助金としては、水質改善下水道建設費の国庫補助対象分としての2分の1に当たります1億6, 800万円を計上しています。 玉

次に、県補助金として緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金として、下水道施設管理システム整備事業補助金として 1, 953万円を予定しています。

次に、283ページですが、一般会計からの繰入金として7億8, 459万7, 000円を見込んでおります。

次に、町債についてであります。公共下水道債と流域下水道債を合わせて4億250万円を予定いたしております。

最後に、諸収入の中の雑入であります。平成14年度決算額に対する消費税の還付金1, 317万5, 000円を見込んでいます。

以上、平成15年度下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ16億3, 016万1, 000円を予定いたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 次に日程23番、議案第20号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明をお願いします。 住民生活部長！

住民生活部長 議案第20号、墓地事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

304ページをお願いいたします。まず、歳入からご説明いたします。

墓地の永代使用料では平成14年度に67区画の整備を行い、現在1, 070区画を有しております。そのうち、1, 020区画に使用許可販売をいたしまして、平成15年度に残

り50区画のうち本年度予算に10区画の使用許可販売、1区画97万円で10基分で970万円、墓地の管理料1,030区画で515万円を計上いたしました。残り40区画につきましても、随時許可販売をいたす予定でございます。

続きまして、手数料では使用許可の再交付500円の2件及び承継の使用許可書の交付1,2000の4件を見込んでおります。

一般会計からの繰入金といたしまして210万1,000円を予定いたしております。

次に、306ページの歳出についてご説明いたします。

墓地の管理費の委託料でございます。207万9,000円と工事費で霊園休憩所設置工事241万5,000円を予定いたします。霊園の休憩所では4メートルの3メートル、約12平米、3.6坪の規模を予定いたしております。

次の償還利子及び割引料では、6区画程度の返還に対します額を見込んでおります。

次に、308ページをお願いいたします。墓地事業費では、今日まで墓地整備に係りました起債につきましては平成13年度ですべて返還が終わり、今後は一般会計からの借入金については墓地販売収入から当該年度の一般会計へ差し引きした額を随時償還するものでございます。以上で墓地事業特別会計のご説明を終わらせていただきます。

議長 次に日程24番、議案第21号、平成15年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長 ！

教育委員会事務局長 それでは、議案第21号、平成15年度学校給食特別会計予算についてご説明を申し上げます。313ページをお願いいたしますと思います。

学校給食特別会計予算総額は、歳入歳出2億605万1,000円となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。318ページをお願いします。

まず、給食費負担金であります。食材費用におきましては年間を通じ仕入れ価格が横ばい状況であることから月額3,700円を据え置くこととし、児童数2,366名を予定し、9,629万6,000円を計上しております。

次に、一般会計繰入金であります。牛乳補助、米飯給食補助など、ルール分といたしまして賄い材料費に充てる額、約1,200万円とその他人件費、事務費、備品等繰入金を合わせ1億319万2,000円を計上しております。

次に、諸収入の雑入であります。教諭161名分の給食費655万2,000円を計上しております。

次に、繰越金は科目どりとして1万円を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げます。320ページをお願いします。

給料、職員手当、共済費等、人件費におきまして8,171万5,000円、賃金におきまして臨時職員5名分で468万4,000円、需用費の賄材料費におきましては1食250円単価で年間182日分の費用、1億1,479万円を計上しております。

また、備品購入費におきましては、給食献立管理用パソコン、食器消毒保管庫、野菜裁断機、移動受け台などで154万3,000円を計上いたしております。以上で説明を終わります。どうかよろしく願い申し上げます。

議長 次に日程25番、議案第22号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

本案について説明願います。健康福祉部次長！

健康福祉部次長 それでは、議案第22号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算について説明を申し上げます。

平成15年度における新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出の予算の総額は1,636万3,000円となっております。新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算に関する説明書の330ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の第1款分担金及び負担金につきましては、3町によります介護認定審査会共同設置の新庄町及び當麻町の負担金でございます。この負担金は均等割と審査件数割によって算出することになっており、均等割といたしましては一般経費を3町が均等で負担し、審査件数割合につきましては全体の見込み認定審査件数を各町それぞれの見込み認定審査件数の割合に応じて負担いたしますことから、新庄町の均等割と審査件数割合を合わせて539万5,000円、當麻町の均等割と審査件数割合を合わせて503万9,000円で、この2町の合計額が1,043万4,000円を受け入れるものでございます。

次の第2款繰入金につきましては、3町特別会計の広陵町の負担分の均等割と審査件数割合を合わせたもので、592万9,000円でございます。

続きまして、332ページの歳出でございますが、第1款総務費の一般管理費で職員の給料、手当関係や日々雇用職員の賃金等、人件費関係で1,040万6,000円、需用費、役務費関係で81万9,000円、事務機使用料で28万円、負担金といたしまして40万8,000円を計上しております。

次の介護認定審査会費でございますが、審査会の委員の報酬で390万円、報償費では委

員会委員研修参加の謝礼といたしまして24万円を計上いたしております。

次のページにまたがりませんが、旅費、需用費関係で31万円となっております。

以上で平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 次に日程26番、議案第23号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 それでは議案第23号、平成15年度用地取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。予算説明書の339ページをごらんいただきたいと存じます。

この特別会計予算は、新清掃センター建設に伴います新設町道用地、コミュニティ施設用地の先行取得所要額といたしまして5億45万9,000円を計上させていただいております。財源はすべて用地先行取得事業債を充てることになってございまして、建設事業年度におきまして本債による買い戻しを行うこととなります。

予算の内訳でございしますが、説明書の348ページをお願いします。第1款の道路整備事業費でございしますが、農免道路から土庫川左岸沿いの町道新設用地総延長約1,000メートルのうちの約800メートル分を計上いたしております。

なお、約200メートル分につきましては、一般会計の道路橋りょう費に事業費として計上しております。

次に、第2款のコミュニティ施設整備事業費は、新清掃施設予定地南部約9,000平方メートルの用地費等を計上させていただいております。

なお、昨年度計上しておりました新清掃センター施設用地分のすべて、それから先ほど申し上げました新設町道用地分の一部は一般会計当初予算に直接事業費として計上し、本年度の事業として実施する予算となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

清掃センターの用地につきましては予算説明書の111ページに、道路の用地分につきましては131ページにそれぞれ掲げておりますのでごらんいただきたいと思えます。以上、よろしくご審議のほどお願申し上げ、説明を終わります。

議 長 次に日程27番、議案第24号、平成15年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 それでは、議案第24号、平成15年度広陵町水道事業会計予算についてご説明申

上げます。恐れ入りますが、353ページをお願いいたします。

まず、業務の予定量についてですが、給水戸数1万484戸につきましては、給水人口3万2,500人と想定しまして、1戸当たりの人口を3.1人として算出いたしました。

次の年間総給水量につきましては、1戸当たりの有収水量を一月28.52立方メートル、有収率を92%として算出したものです。

次の第3条収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益が8億2,200万5,000円、水道事業費用が9億648万6,000円、差し引き8,448万1,000円の赤字予算となっております。

次の第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が1億3,974万円、資本的支出が2億8,724万4,000円で、差し引き1億4,750万4,000円の収入不足となりますので、この不足分につきましては全額過年度損益勘定留保資金で補てんさせていただきます。

次の354ページをお願いいたします。第5条の債務負担行為についてですが、これは業務の効率化及び合理化を図るため、水道管路情報管理システムを5年のリースで導入するため、その債務負担行為をお願いするものです。

次に、第6条の職員給与費につきましては、地方公営企業法におきまして流用禁止項目とされ、他の経費との流用を禁止されているものです。

次の第7条のたな卸資産の購入限度額911万8,000円につきましては、第3条及び4条予算で購入いたしますメーターボックス及びメーターの購入費用です。

次に、355ページの平成15年度広陵町水道事業会計予算実施計画をごらんいただきたいと思えます。

まず、収益的収入につきまして、その営業収益の給水収益についてですが、先ほど申し上げました年間総給水量に有収率92%、平均売価を1立米当たり205円19銭として計算し、7億3,622万1,000円を見込んだものでございます。

次の受託工事収益につきましては、下水道工事に伴う水道管移設工事や、建設課 総務課、高田土木からの受託工事に伴う負担金としまして6,450万円を計上いたしました。

次のその他の営業収益につきましては、その主なものとしましては、消火栓維持管理負担金としまして632万1,000円、下水道使用料徴収事務手数料としまして1,328万8,000円を計上いたしております。

次の営業外収益につきましては、預金利息及び真美ヶ丘配水場の用地及び建物の貸付料を

計上しているものです。

次に、支出について説明申し上げます。

まず、営業費用の原水及び浄水費についてですが、1名分の人件費を初め、自己水をつくるために必要な施設、設備の修繕維持費や動力費、薬品費及び282万立方メートルの県水の受水費等を計上いたしております。

次の配水及び給水費につきましては、人件費としまして1名分を、委託料としまして漏水調査委託料500万円、メーターの定期取りかえ委託料317万2,000円、その他草刈り等の委託料や自家用電気保安業務委託料等を計上いたしております。

次の356ページをごらんください。賃借料につきましては、先ほど債務負担行為で申し上げました水道管路情報管理システムのリース料としましてその当年度分464万4,0010円を初め、鴨山配水池の敷地借料等を計上いたしております。

また、修繕費につきましては、配水管等の修理費用やメーターの定期取りかえに伴う量水機の購入費用、配水場のポンプ整備費用等を計上いたしております。

次の受託工事費ですが、7,921万円につきましては、下水道課、総務課、高田土木等からの受託工事費用を計上いたしております。

次の総係費8,222万4,000円につきましては、6名分の人件費や印刷製本費としまして検針の際のお知らせや納付書等の用紙代としまして257万2,000円、委託料としましては、水道料金や企業会計システムの保守料やパソコン機器等の保守料、宿直業務の委託料、集金及び検針業務の委託料等を計上いたしております。

次の賃借料688万9,000円につきましては、電算機器の使用料や料金システム等のリース料を計上いたしております。

次の手数料135万9,000円につきましては、口座振替引き落とし手数料等を計上いたしております。

次に、その他790万9,000円ですが、この内訳は消耗品費186万3,000円、通信運搬費181万4,000円、修繕費116万円、保険料106万1,000円等を計上いたしております。

次に、減価償却費ですが、今年度は1億7,361万6,000円を予定いたしております。

次の営業外費用につきましては、企業債の利息687万3,000円と消費税としまして469万8,000円を計上いたしております。

以上が3条予算の概要でございます。

次に、357ページをごらんいただきたいと思っております。4条予算の収支について説明申し上げます。

まず、収入についてですが、収入総額1億3,974万円、その内訳としましては工事負担金としまして給水分担金で223件分5,355万円、施設負担金としまして40件分で966万円、都市基盤整備公団等からの工事負担金としまして7,653万円を計上いたしております。

次に、支出についてであります。支出総額2億8,724万4,000円で、建設改良費としまして2億8,141万2,000円を計上いたしておりますが、その主なものにつきましては、配水施設費といたしまして2名分の人件費として1,876万円、工事請負費といたしまして、配水管の新設及び布設替え工事費や都市基盤整備公団等からの受託工事費としまして2億3,000万円、委託料2,000万円につきましては設計業務の委託料を計上いたしております。

次の固定資産購入費につきましては、メーター及びメーターボックスの購入費としまして241万5,000円を計上いたしております。

次の浄水場施設費の1,000万円ですが、これは事務所の窓枠改修と公用車の駐車場の整備するための費用として計上させていただいたものです。以上、まことに簡単ですが説明を終わらせていただきます。

なお、予算に関する説明書も添付させていただいておりますので、後ほどご熟読いただければ幸いかと存じます。

それでは、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。終わります。

議長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため3月6日から10日までの5日間を休会といたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、3月6日から10日までの5日間は休会といたします。

3月11日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P. M. 4 : 4 6 分散会)

平成15年3月11日広陵町議会
第1回定例会会議録（2日目）

平成15年3月11日広陵町議会第1回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	吉村正勝
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	野村克也 上田勝代

議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1 議案第 2号	平成15年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について
2 議案第 3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
3 議案第 4号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
4 議案第 5号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
5 議案第 6号	職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
6 議案第 7号	広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
7 議案第 8号	広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
8 議案第 9号	広陵町介護保険条例の一部を改正することについて
9 議案第10号	広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて
10 議案第11号	平成14年度広陵町一般会計補正予算(第6号)
11 議案第12号	平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
12 議案第13号	平成14年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
13 議案第14号	奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
14 議案第15号	平成15年度広陵町一般会計予算
15 議案第16号	平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算
16 議案第17号	平成15年度広陵町老人保健特別会計予算
17 議案第18号	平成15年度広陵町介護保険特別会計予算
18 議案第19号	平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算
19 議案第20号	平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算
20 議案第21号	平成15年度広陵町学校給食特別会計予算

- 2 1 議案第 2 2 号 平成 1 5 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 2 2 議案第 2 3 号 平成 1 5 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 2 3 議案第 2 4 号 平成 1 5 年度広陵町水道事業会計予算
- 2 4 一 般 質 問

議 長 まず、日程 1 番、議案第 2 号、平成 1 5 年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 2 番、議案第 3 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 4 番議員！

4 番議員 まず、第 1 点ですけれども、この報酬の全体の枠というのは特別職非常勤の中で変わるのかどうか。いわゆる 0. 5 ですか、0. 5 の 3 月の支給分を廃止して振り分けるとい
う中身ですけれども、全体として年間のいわゆる期末勤勉手当はどうなるのかということ
をまず第 1 点、それから特別職の報酬は今年度どのように考えておられるのか、つまりいわ
ゆる報酬審議会に賜って引き下げを模索するというとも言われているわけなんですけれど
も、特別職及び非常勤の特別職についての報酬引き下げの問題について、どのようにお考
えになっているのかというのを聞いておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 全体の特別職に関します期末手当の額でございますが、一般職に対する期末勤
勉手当が 4. 7 から 4. 6 5 に改正されたということで、0. 0 5 カ月分が引き下げになっ
た。これは 1 2 月の議案でご了解いただいた分でございます。今回出しておりますのは、い
わゆる期末手当のみの支給となります特別職に関して、職員の場合は 3. 2 5 カ月分変更
になって勤勉手当が 1. 4 ということで、合計 4. 6 5 の全体の支給額になるわけですが、期

末手当のみの支給となります、今申しました特別職、議員さんも含めてではございますが、この部分については、いわゆる一般職に準ずるといふ条例の規定がございますので、そうすると3.25カ月分に下がるという結果になります。今回出さしていただいているのは、いわゆる特別職だけに対してもとの期末手当の支給月数であります3.5に復活をさせるということで、新たに規定を設けようといふ条例の内容でございます。ご了承いただきたいと思ひます。

それから、三役の報酬についてでございますが、昨今の状況等いろいろと研究はしております。他町村の状況も近隣の状況を今現在把握しておるわけですが、現在のところ改正の動きといふのは余り見られないという状況です。ただ、我々考えておりますのは、現在の報酬そのものが、いわゆる妥当な報酬であるのかどうかといふところから、基本的に見直す必要があるのではないか、これに対するご意見等を、いわゆる報酬審議会を開催していただきたいと、かように考えてます。報酬審議会のメンバー等を今現在選考中でございますので、引き続き年度はまたがってではございますが、研究をしていきたいと、そして最終的な結論をいただきたいと、かように思ひます。

議 長 4番議員！

4番議員 12月のところで、議員特別、もちろん同じですけども、北葛と協議をして、いわゆる0.05ですか、減額に、通常であれば一般職と同様になる分をそのままにするのか、議員の問題として残す、いわゆるきょう上がってきたような形でもとに戻すというようにするのかといふ議論をしたと思うんですが、その結果、結局北葛は議員の報酬については一般職の切り下げに対応しないで、いわゆる言うてみると切り上げるということになろうと思うんですけども、その点については、これは妥当性を欠くのではないかと、昨今の財政事情からいふと、これは一般職の期末手当がカットされるに依じて、特別職及び非常勤の特別職についてもカットするといふ姿勢が妥当ではないのかと思うんですが、その点について再度ご答弁を願ひたいと思ひます。

それから、報酬審議会への諮問ですけども、これは現在の特別職や非常勤の特別職の報酬が妥当かどうかを諮問するというのではなく、やはり目的を持って、昨今の財政の厳しい状況の中で引き下げを諮問すると、こういう立場を明確にした報酬審議会への諮問が必要だといふように思うんですけども、そういう点では余りにも不明確な対応ではないかといふように思ひますけれども、その点についてもお聞きしたいと思ひます。

それから、全員協議会の中で共産党の議員団として、報酬の引き下げについての議論をし

てほしいという提案をしましたがけれども、その点については全く議論されないままになっているわけですが、理事者にあってもそういう報酬についての問題は、報酬審議会に諮問する以前の問題として厳しく検討するということが必要ではないのかというように思うんですけれども、その点についての認識、どのように持っておられるのか、突っ込んだ形でお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 先ほどの期末手当の職員との状況なんです、いわゆる職員の場合は全体で0.05カ月分減額になったと、4.7カ月から4.65になったと、これは期末勤勉を合わせてということになります。ただ、特別職についての期末手当の支給のみとなっておりますので、これについて、いわゆる規定をされてないと、その規定は一般職に準ずるという結果でございますので、一般職の期末手当が3.5から3.25に変更になったというところで、特別職との差が出てくるということで、北葛各町におきましても昨年の12月にもう既に改正をされてるというのが新庄、上牧、王寺でございます。ことしの3月に議会、現在のところで提出されるというのが河合、田原本、香芝、それから高田等がございます。こういう状況の中で、やはり特別職と一般職との支給の差というものを改めてこの条例の中で規定することによって、いわゆるその状況に応じた対応ができるということで、今回規定をさしてもらおうということでございます。

それから、三役の報酬についての認識でございますが、いわゆる……（4番議員「議員やで、議員も含めてやで。」）議員ですか、議員も含めてですか。議員さんの報酬、いわゆる特別職という全体の報酬の中で検討することである、議員のみとか、三役のみとかいう状況ではないと思いますが、私さきに申しましたのは、報酬審議会に至るまでの状況の中で、我々担当する者が近隣の状況、あるいはそれから全国的な動き、その他いろいろな情報を得ながら、やはりこの報酬についての審議会開催そのもの自体もやはり検討しなくちゃならないという状況の中で、他町村の動き等については一応審議会等に答申をされてるという状況がございますので、本町においても審議会に答申をお願いするということで、諮問をしたいというふうには考えております。

議 長 5番議員！

5番議員 これは議員の報酬の部分ですので、基本的に議会の方とご相談いただいたと思うんですが、どのような形でご相談いただいたのか、まず確認をしておきたいと思います。

それから、先ほど職員の方は勤勉手当があるということで、3.25になったのを3.5

に復活をして差を縮めるんだということだったんですが、既にこの点については議員の方は1.4を4倍しておりますので、これは職員との差を埋めるために既になされてることなんです。それと、1.4を上乗せすることについてすら、新聞記事にでも査定なき所要額算定ということでお手盛りと、大変厳しく指摘をされているような状況です。こういう中で、私の方はこのお手盛りの部分についても、今大変財政が厳しい中で、議員みずから見直しをしていかなければならないのではないかと、さきの議会の方では資料も取り寄せていただいて、議論をしていきたいという姿勢を示してきたわけなんですけれども、こういう中で町長の施政方針でも緊急やむを得ない事業は別として、それ以外の事業については辛抱してもらんだということを最初に、予算の基本的な姿勢として言われているわけですから、職員さん、あるいは臨時職員、パートの方、シルバー人材センターで働いておられる方とのバランスから見ましても、今回このような形で上乗せをしていくということについては、到底理解、得られないのではないかと思います。このバランスの問題、それと基本的には他町村とのバランスではなくて、広陵町の財政としてどう見直すべきかということが一番の基本になりますから、この点が欠落していると思うんですけれども、この点について広陵町の財政からどのように思われているのか、最初に言いました議会との話し合いの部分についてと、この3点についてお願いしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 議員さんの報酬につきましては、議長とも相談はかけておりません。ただ、議員さんの活動に対するいわゆる報酬ですんで、この活動内容が妥当な活動をしていただくと、それ以上の活動かもわからんという私は解釈をしますんで、その点については議長とも今後どういうふうにお考えかという話し合いの機会は持とうとは思いますが、それに立ち入ってどうこうという見解はございません。

それから、1.4倍という、これは積算の基礎の内容をおっしゃってるわけですが、報酬プラス100分の40というのをプラスされてるというこの積算方法ですが、これについては今まで現在の状況の中で云々と言われる議論ではないと思うんです。こういう積算の中で支給してきた経緯がございます。特別職についても一般職についても同じような調整手当というのがございますんで、その辺の積算は全国的にそういう積算をされてきたと、そこまで見直すかどうかということについては、また別の議論になるかと思います。全体の支給額としての報酬そのものが妥当なものであるのか、高いのか、あるいはこの経済状況の中で、その支給額を引き下げるべきであるのか、この辺の結論的なものについては、やはり報酬審

議会において一般の方々のご意見もちょうだいいたしたいと、かように考えてますので、よろしくをお願いします。

議長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。（5番議員「ちょっと待って、議長、1回目しかしてない。」）あんた総務委員会やろ。総務委員で聞いてくれたらええがな。（5番議員「ちょっと待ってよ、何も阻止しないってチラシに書きながら何言うての。」）何を言うてんで、総務委員会やろ。

（5番議員「2回目、はい。」）はい。

5番議員 ちゃんと山田議長もチラシの中でちゃんと阻止をしないということを書いていたいてるんですから、ちゃんとそのとおりにしてください。

この点については、議員みずからの問題が大きい内容ですので、この点について議会として緊急に議論していくことを議長に要望しておきたいと思います。以上です。

議長 お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程3番、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 再度、これ特別職の三役の問題ですけれども、私は答申する場合には、現在の財政事情を勘案してどう対応するのかという立場から、報酬審議会に答申すべきだというように思うんです。妥当かどうかという問題の答申ではなく、一步踏み込んだ形での答申、いわゆる諮問が必要だと思うんですけれども、その点をどのように考えておられるのか。私は全国の場合や、また奈良県下の町村の状況等々の配慮は必要でしょうけれども、まず理事者自身の考え方が反映されるものでなければならぬと思いますので、その点、明確にした上での報酬審議会を開いてもらうという点の決意が必要だと思うんですが、その点をお答え願いたいと思います。

議長 企画財政部長！

企画財政部長 審議会に答申する場合がありますが、いわゆる今おっしゃったように広陵町の財政状況はもちろんでございますが、いわゆる全国の場合、あるいは近隣の状況、それから現在置

かれてる広陵町の立場、これからの将来とか、いろいろなものの資料を提供して審議をお願いすると、かようでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 私は試算をする場合、1割削減の試算をすると報酬だけで390万円ほどの、いわゆる減額ができる。そこへいわゆる期末勤勉手当が加算されるわけですから、1,000万円近く、議員を合わせた場合ですけれども、引き下げが可能だと。これは今広陵町で、その次の審議のところにも出ていますけれども、体育館の照明を160万円増収のためにもらうとか、あるいは水道の問題についても上がってきますけれども、そういうもろもろのことを考えると、この引き下げについては真剣に、やはり考える必要があるのではないか。住民に負担をさせておいて、理事者のところでは全く影響を受けないというような状況では、私は説明がつかないというように思うんです。そういう点での、やはり強い決意が必要だと思いますけれども、再度、これは理事者に、町長にお聞きしますけれども、そういう住民負担がふえていく状況の中で、少しでも経費を削減するという点についての、これは町長及び議員の立場からいっても深刻な問題ですけれども、対応せざるを得ないと思いますけれども、どのような決意を持っておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 特別職の報酬につきましては、私どもがお手盛りで決めるわけにはいきませんので、報酬審議会等でご判断をいただいて、適正妥当な金額、また市町村の実態をよくご承知をいただいております。お決めをいただくものと解釈をしております、その方針を私ども期待を申し上げているところでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 僕は今の場合、先ほどから一般論にしか過ぎないので、私は町民に対しての負担がふえるという予算を提案されているわけなんですから、それに対して経費の削減というのは補助金も5%カットする、そしてまた来年度も5%カットする、職員についてもいわゆる全体で0.25の期末勤勉手当がカットされる。こういうような状況が続いている中で、特別職にあっては、その点についてはさらに一層切り込んで、引き下げという方向を明確にする必要があると思うんですけれども、その点についてお聞きしているわけで、いわゆる一般論として報酬審議会の役割の中にすべてを解消させるというのではなく、いわゆる報酬審議会に諮問する姿勢、諮問するに当たっての明確な内容を持った、引き下げの内容を持ったものを出す。先ほど言ったように10%削減すると報酬だけで約400万円の切り下げになる

わけです。議員の報酬も1割削減すると、これは勤勉期末もすべて含めると1,000万円以上の削減につながっていくわけですから、そういうところでの決意がなければ、住民に負担を還元させていくというのは本末転倒ではないかというように言わざるを得ないわけなんですけれども、町長はどういう形で決意を持っておられるのかと聞きたいんです。一般的な問題ではないということ認識して、ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 お答えを申し上げます。

ただ、私どもの特別職の給与を減らすことが今求められているのでは私はないと思います。もちろん、私どもの給料は高いかもわかりません。また、ある人は安いかもわからんと言っている人もあるわけですが、この際、私どもはやはり組織体としての人件費を抑制する、これも一つの方法でございます。さらにまた、事業を見直しする、経費を節約する、そしてまた住民の生活支援をさらに一層強化すると、これが私ども与えられた課題でございます。こうした財政の極めて厳しい折に何をするか、ただ町長の月給を落とせばいい、それだけではないということをご理解をいただきたいと思います。それも大事なことでございますが、すべての方法に向かって努力をするということが、課せられた任務だと判断をいたしております。

議 長 5番議員！

5番議員 今の答弁の中で、町長の月給を落とせばいいというものではないということなんですけれども、やはりこの予算の最終判断されるのが町長ですよね。だから、そういう中で本当に職員さん、暮らし大変な中で給料がカットをされ、またパートって、本当は正規にきちっと仕事をされたい方、たくさんおられるんですけれども、やむなくパートという形で仕事をしておられる方、そんな方までカットをされる中で、やはり率先して町長が財政の厳しさのやりくりを示していくのが、やっぱりリーダーとしてのリーダーシップを発揮するところではないかと思うわけです。そういう点では、そういう姿勢を明確にすら、今ですらできないっていうのは、大変に住民の皆さんの不信感を買うことになるのではないかと思うわけです。報酬審議会にかけていただくのは当然なんですけれども、まずはやはり町長、三役の決断が先にあるべきだというふうに思いますので、再度お聞きをしておきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 報酬審議会にかける場合は、いわゆる引き下げの素案、あるいは現状維持とかいろいろその現在の状況も報告を同時にさしていただくわけです。その中で、今町長も申し上げておりますように予算編成の方針として、今年度の予算を示さしていただいているわけな

んで、この予算の編成の方針、あるいは現在の三役等、議員さんも含めてでございますが、そういう報酬の状況等をご報告申し上げた中で、その審議会の委員さん方のご意見をいただくということで、初めからどうするということやなしに、いろんなケースは考えられますので、その辺の資料提供等を行いたいと、かように思います。

議 長 5番議員！

5番議員 2回目です。やはりこの財政の問題は、今住民にとっても大変関心の高いところなんです。そういう中で、広陵町の財政、どうなるんだろうかとかご心配いただいている町民の皆さんもたくさんございます。とりわけ、広陵町は新しく清掃センターをつくって、そこにかんりの予算をつぎ込まなきゃいけないという状況にありますので、住民の皆さんの心配も当然なんです。やはり例えば、例なんですけれども、東北の方の首長選挙の中で、町長の報酬をみずから切り下げることが公約にして、それを住民の暮らしに回すと、このことを公約にしまして当選し、直ちに実行されて、住民の皆さんに大変喜ばれているという、このような経験がございます。ちょっと市町村の、自治体の名前、今忘れてしまいましたが。ですから、そういうふうな形で町長がみずから住民に示していくことが、大変に今大事なことだと思うんです。それで、繰り返し言うてるんですけれども、先ほど寺前議員が言いましたように、議員、三役、教育長の報酬1割カットをしていけば、合計で1,200万円程度の財源つくれるんです。そうすれば、今回、条例改正してまで体育館の電気代徴収する条例つくらなくてもいいんです。ですから、具体的にそういう部分を見て、やはりこの点については、この中で町長の姿勢をぜひ改めていただきたい。引き下げの形で審議会に答申を出すということをぜひご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 町長！

町 長 町長の給与をどうか、報酬おっしゃっていますが、私は無報酬でも町長は務めますよ。ですけど、皆さん、みんなやれるんですか、それで。皆さんそういうようにやっていただけるなら私は無報酬でもやります。（5番議員「無報酬なんて極端なことってないじゃないですか。」）いやいや、それが町民のために喜んでもらえるなら、私はやります。しかし、皆さん、それについていけるかどうかですよ。そういうことをきっちり、通常の報酬はどうかということを審議会でご相談いただくと、こういうことを言ってるんです。私は幾らでもやりますよ。しかし、町長だけ無報酬で、ほかはみんな同じように給料上がるんやて、そんなん格好つきませんわね。（5番議員「そんな極端なことは一切提案していません。1割カットを提案したんです。」）

議 長 黙って聞いてあげえ。

町 長 私は均衡格差の生じないように報酬審議会でご審議をいただくと、こういうように申し上げてるんです。

議 長 3番議員！

3番議員 今回の町長のご答弁なんですけれども、余り極端なことに走ったような形での御答弁というのは、本当に誠意が感じられないということになりますので、ご撤回をいただきたいなというふうに思います。

私たちが提案をしておりますのは、実現可能なところで1割カットということでしたら、皆さんが本当に民間の企業の方々でも、それぐらいのリストラの中でいろいろ賃金カットはされてきてるわけです。それでもまだ少ないと言われる方もあるかもしれませんが、1割カットだったら皆さんが認めてくださる常識の範囲内だということで、提案させていただいておりますので、先ほどのちょっと無責任な言い方だと思いますので、ご撤回をお願いしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 1割カットの提案をしているということですが、1割カットが妥当かどうか、これも問題はあると思います。そやから、町長も言うてますように、いわゆる一般の方々の意見を拝聴した中で、審議会ですら十分討論をいただきたいと、かように考えています。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 先ほどの同じことなんですけれども、私は今議論している中身について、これは本当に15年度予算の全体にかかわる問題やと思うんです。先ほどから出ているように各種のカットが含まれる、あるいは負担増が含まれる、こういう中で全体の経費の中のほんの一部なんですけれども、特別職の報酬についてどう考えられるのかという根本問題やと思うんです。私た

ち自身は、町長、無報酬でやってほしいというのは全く考えていません。むしろ妥当な報酬をもらうのは当たり前だのように思っています。しかし、現在の財政事情からいっても職員の給料カットに始まり住民に大きな犠牲を強いる内容がメジロ押しと、そういうところのことを勘案した上での報酬のカットというのは避けて通れない問題だと思うんですけれども、それは報酬審議会の委員に任せるのではなく、町長自身が決断すべき課題の一つだと思うんですけれども、そういう点について理路整然とした答弁をお願いしたいというように思うんです。

議 長 同じことばっかしやけど。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第5号の趣旨とは全然質問が違うと思うんです。この3、5カ月分に復活するという、このことについての議論をいただきたいと思いますんで、報酬等につきましては先ほど答えたとおりでございます。（「教育長、答えてくれてもええで。」「議長、次。」「議事進行。」）

議 長 5番議員！

5番議員 ボーナスの復活するということについての質問をしてほしいということなんですけれども、これは関連報酬、トータルの全体の収入という中では、どうしても関連をする問題ですので、それだけ、ボーナスだけでというのは到底難しい話なんです。先ほど町長の方ではなくてもやりますということでしたが、本当に極論なんです。私の方は県議会の方でも、今回、議員の方の1割の報酬カットを提案して、県議会では今回の選挙が終わったら議論しようじゃないかということになっております。ですから、私の方は適切な提案だというふうに確信しております。それが広陵町の財政にとってどうかということは、また報酬審議会等、再度審議していただくことになろうかと思いますが、そういう点をぜひご認識いただきたいと思えます。

そして、今回やはり常勤の特別職の皆さんにおきましては上乗せ部分、ボーナスにあるわけですから、それで一般職員との格差の是正は行われているということになっておりますので、やはりそういう点でも今回さらに職員さんと違う形でのボーナスの上乗せというのは、到底この広陵町の職員さん自身も納得できないでしょうし、町民の皆さんの方も納得できないのではなかろうかというふうに思います。それについて、一度教育長の報酬になりますので、これはでも総務の方でやってるから、そういう点で、再度、もうあと一回だけ、ご答弁をお願いをいたします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 報酬の問題の10%カット、妥当やという話ですが、先ほどもお答えいたしましたとおり、いろんな条件の中で審議をしていきたいと、かように思います。

なお、上乘せの部分でおっしゃっているわけですが、復活というよりも、ただ特別職の場合には一般職に準ずるという形で、一般職の期末手当そのものが変わらなければ問題はないわけですが、いわゆる一般職の総枠では0.05カ月分減ったと、一般職は。ところが、議員さん、あるいは三役の期末手当については0.25カ月分が減額されるという、この差が出てきたわけです。この0.2カ月分の差が出てくるということは、いわゆる条例の中で一般職に準ずるという規定で支給さしていただいていたということなんで、これをやはり一般職と同様の支給枠にすべきではないかという判断をして、今回出さしていただいと、かようでございます。

議長 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありません。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 長 次に日程5番、議案第6号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 職員さんの県内における旅行、いわゆる出張ということで、多分県庁に行ったりいろいろ仕事をなさる、そのための費用であります。県内に動くについて、県内の分まで日当払うのはどうやると、いかなるものかなと、こういうふうなことで、今回この県内における出張、日当ですが、これはそんなもん、今のご時世、すぐ車で1時間弱で行けるとこですから要らないのではないだろうかと、こういうことで、多分趣旨で提案されたと思います。

私は、本町の職員は他町よりものすごく一生懸命仕事してるというふうな評価が得られたら、あえてこれを削減までもどうかな、ひとつまたこれにかわるいろんな制度もあるんちゃうかなというところも、考えも持っております。

本町職員、私、きのう県庁へ行ってきました。申請書類持って、県庁職員、当然、若い職員出てきます。職員は、どうしても行政というのは、例えば県、例えば国、こうだんだんだんだん上場へ行けば行くほど、若い者でも横柄な態度する、これ非常に多いんですわ、一般社会どこでもそうです。上に行けば行くほどそんなもんです。行くこちら側は一県民ですか

ら、そんな専門的なことは知りませんから、向こうは何やこんなことも知んかと、こんなんだめ、はい、手続もう一遍書いてきなさいと。通常は、これはどこでもある世界の話なんです。きのう行った県庁職員、非常に若者でした。私、書類出しました。いや、これはこういうふうに直したらいいでしょう、ここはこういうふうにしますよ、あるいはこういうふうに改正してください、非常に親切丁寧に説明していただいた。また、お茶まで出していただいたと、非常に珍しい、まあよくやる若者だなというようなことで、君、名前何ていうのと。私、すぐそういうとき、後から職員課へ行きます。文句言うときもあるんですよ。非常によく、いい職員は、君いい職員だな、非常にあつこの分もいい職員いたよとこういうふうなことを言うんですが、彼、名前何というかと聞いたんですよ。私、佐々木計也と言いますと、こういうふうなことなんですわ。何かそこでひっかかったんです、私。私も一応職員名簿、人員、ぱっとみんな見てますから。はて、そんなすばらしい若者、あれっ、どっかで聞いたような名前やな。これが何と、うちの、本町の職員じゃないですか、そうなんですよ。なかなかこういうことは、よそに行くときできないことなんですよ。特に、上級の行政に行きますと、なかなかそういうとこまでできない。だけど、町長の見えないとこでも一般職はようやっとする。私はこの議会でも議場でも非常に褒めるところは褒める、ぎゃあと文句言うときは文句言いますよ。だけど、そればかりじゃないんです。褒めるところは褒める、やはりいいところは言う。そういうふうなことで、一般職に対する、今回、私はやっぱり県内の中の出張で、これまで金くれちゅうのは非常にいかななものか、やっぱりこれは正常なことではないだろうかということで、やはりこういうふうな、ここでやはり出た、こういうふうな財源が出てきますので、やはりすばらしい職員に対する、やはりこれで萎縮したらあきませんから、その辺はこれ当然下げると、取り外すということ一体、そのやっぱり萎縮しないような何らかの対策も考えなくてはいけないのではないかと、私はそういうことの、事細かく職員に対する心配までしてるのでございます。

そういうようなことで、町長もやはりそういうすばらしい職員には、やはり表彰状を渡すとか、やはりこれはもっとそこの部門長の教育も……。

議長 坂口議員、もう少しまとめて質問してください。

12番議員 まとめまして、やはり下げるばかりではなくて、それにかわるような何か、すばらしい何か、表彰なり、そういうことも考える必要はあるのではないかとというのが、私の趣旨でございます。

余りにも今金額的な、いやお金減らせやそういう話の議論ばかりがちよっと大きかった

ので、いやそうではないんだということを私はここで示したいと思います。これの削減に対する、やはりほかにそういうふうな力をつけるような、あるいは職員の意識を向上されるような、そのような政策も必要ではないかということで、ひとつ町長答弁をお願いいたしたい、よろしく願いいたします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 議案の内容は多少違うわけですが、そういう職員の功績、実績、あるいは人に優しいまちづくりという一つのビジョンの中で、職員の対応してる状況の中で、現在もう既に表彰しております。最近でありましたら3人の職員、福祉の関係で表彰いたしましたし、その前であればサービスカウンターの開設に尽力いただいた職員も表彰しました。これがやはり職員の張りになってくると。みんなやっぱり頑張れば何かがあるんやという形の中で、仕事に励んでもらってるということで、坂口議員が提案いただきましたけど、既に実施しておりますので、よろしく願いします。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 済みません。そしたら、簡単に近隣の状況をお聞きしたいと思います。

それから、どの程度の削減、金額になるのか、2点だけお願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 近隣の状況ですが、昨年までの半額という状況はかなり多いんですね。それで、全部廃止するというのは余りないと思います。これは状況としては余りございません。

それから、この旅費の日当を削減するという意味は、やはり公用車の配備をしたいということで、常に公用車を使って職員は出張をなさいたいというふうにみんなに申し上げておるわけで、十分とはまいませんが、これからもそういう手だていうのか、手段を考えていきたいと、かように思います。

それから、これの効果でございますが、約200万円程度の減額となるというふうに見込んでおります。

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第7号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を

改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 今回は条例に即して質問を行います。

体育館の照明代、このようなものを徴収をしたいと、このような意向でございます。本町の町民のまちづくりにかける、あるいは健康にかける、そのようなもろもろの健康づくり、あるいは町民の長くここの健康でいたい、そのようないろんな健康づくりにかける対策、そういうのもいろいろのことしております。この体育館の電気代、1月どのぐらい取るのか、このことはあります。それを負担するとなればどのぐらいの出費が要るのか。

発想の転換、変えますと、そのぐらいの出費ならば、本町の町民の健康づくりに役が立てば、それでは町が出したらいいのじゃないか、いろいろな発想の関連でとらえられると思います。今回のこういうので条例で費用を取りたい、それとやはり町民の健康づくり、あるいはどのようなこれからの生活づくりにかける、行政も当然コストかけなありませんから、その辺のバランスもお考えになって、多分このような提案をされたと思いますので、その辺総合的に暫定的に関連性を持ちながら、ちょっと質問について回答をお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 今回の体育館の使用料の改正につきまして、いわゆる町民の健康管理、あるいはまたスポーツ熱の振興といった点につきまして、やはり無料でお貸し、利用していただくについては、当然の考えという思いは持っておるわけでございます。しかしながら、体育施設そのもののバランス的なことを考えてまいりました場合に、テニスコート、そしてまた健民グラウンドといったところにつきましては、やはり使っていただく方の負担でもって、ある程度の維持管理費を応分の負担という形で、徴収さしていただいておりますのが実態でございます。今回、体育館施設につきましてもやはり夜間照明といったことにつきましては、かなりの維持負担という経費もかさんできておるわけでございます。そしてまた、体育館を維持管理する上におきましても、当然サービス公社にその管理、トイレ清掃、あるいはまた剪定、そういった体育館施設そのものを有効に理由するために、いろんな経費がかさんでまいってきっておったわけでございます。したがって、今回もいろんな体育施設のバランスを考えたときに、利用者の増加する中にありまして、体育館のアリーナの部分の、いわゆる照明代を徴したいと、このように提案をさしていただいたものでございます。当然、電気代応分の負担ということで、中央体育館については200円、ミニ体については100円とい

う形で規定をさせていただいたものでございます。

第4条の3項には減免規定というものも働かせておるわけでございます、当然、町の主催する事業、そしてまた体育協会の開催される事業及び各部の利用、そういったものについては、いわゆる教育委員会規則をもって詳細に減免規定を掲げたいと、かように思っておるところでございます。どうかひとつその点につきましてのご理解をいただきまして、今回の改正案に説明をさせていただきたいと、かように思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 わかりました。テニスコートと健民グラウンド、これのぐらい今使用料徴収をしているのか、出てます、ちょっと教えていただきたい、年間何万円か、何十万円か。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 第1回目の資料の36ページにテニスコートの使用状況並びに運動場の利用状況を掲げております。その中でテニスコートの年間使用料につきましては197万9,500円という14年度の1月分までの収入状況でございます。健民グラウンドの使用料につきましては、少し資料を持ち合わせておりませんが、ナイター使用料は1時間5,000円を徴しておるという状況でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 今回の有料化っていいですか、使用料を取ることについて、その一部に充てればということで、電気代の一部に充てて受益者負担という説明だったんですけども、いろんな広陵町の施設があるわけですけども、こういう受益者負担の方向が強められると、大変せっかくある施設が有効に活用しにくくなっていくという状況ではないかと思えます。そういう点で、今回、この体育館の使用料について100円、200円という、こういう料金設定されたんですが、この料金を設定される金額の根拠をお聞きしたいと思います。

それから、この受益者負担の考え方なんですけれども、このような形で今受益者負担、非常に強められて来ているところなんですけれども、こういうところではなくって、やはり税金の使い方という問題にこれはつながってくると思うんです。そういう観点から、受益者負担についてどのようにお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、今回の単価の設定でございますけれども、時間あたり200円というのは中央体育館の設定でございます。現在、中央体育館の1カ月の電気代につきまして

は平均で基本料金は除きまして11万3,000円という電気代でございます。1日に直しますと26日間の使用という稼働率で4,350円、1日にそれだけの中央体育館の電気代がかかっておるわけでございます。これをなおかつ1時間ということで割り戻しますと、中央体育館の使用可能時間は1日13時間というふうに設定をしております、1時間の電気代に直しますと334円というふうな電気代になるわけでございます。したがって、その334円の応分の負担ということで80%程度、300円の80%で240円切り捨てて200円と、このような考えでございます。

一方、地域体育館、これはミニ体育館が4館ございまして、1カ月の平均の電気代が4万4,000円でございます。1日分に直しますと、ミニ体の場合は30日間の利用をいただいておりますので、1,460円余りです。それを同じく1日の使用時間13時間で割り戻して112円ということに相なるものでございます。応分の負担といたしまして80%相当額、いわゆる1時間100円ということで設定をさせていただきましたものでございます。

当然、後の質問でございますけれども、受益者負担の考え方というふうなことにつきましては、町財政との収入面、支出面とも当然かかわってくるわけでございます。多くの人に平均的にご負担をいただく、その本来の趣旨は税というものでございまして、ある一定の方々の利用をなされる方に徴する、いわゆる受益者負担というものにつきましては、その方たちが負担をしていただかなければ税の公平性が保てないというふうな観点で、私どもは今回そうした改正案を上程をさせていただきました。

なお、減免規定、先ほど申しましたように、より多くの町民の方が使っていただくために、体育協会等につきましては無料という減免規定を働かせておるわけでございます。なおまた、学校開放といった観点から、学校の体育館の利用というふうなご要望もございます。そういったところの考え方もあります。そうした中で、今後、体育館施設の管理運営についてどのようにしていけばいいかというふうな点につきましても考え合わせたいと、かように思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと、かように思います。

議 長 5番議員！

5番議員 応分の負担ということですが、そして受益者負担については税の公平性の中の観点ということなんですが、税の公平性というのは一番基本的な公平性というのは、やはり所得に応じての公平性という部分なんです。消費税はそれに大変逆行していて、大変世論の中でも消費税反対の声が強いわけなんですけれども、こういう部分で使用料とはいえ、こういう形が広く多くの人に一律の金額というのが税の公平性かどうかということは、大変

大きな疑問がございます。その点については、やはり認識を深めていただいて、改善をして
いっていただくようお願いしたいと思います。

そして、わずか160万円ですから、収入、これに上がってくる収入160万円ですね、
年間。（教育委員会事務局長「少しまた後で、後で説明させていただきます。」）違った、
違うの。これが見込みとして説明をいただいてたと思うんですけども、だから160万円
でしたら、本当にやりくりの中で生み出せる金額なんです。ですから、そういう点から見て、
今本当に多様な形で活用をしていただいている、特に真美ヶ丘体育館なんかは本当にあいてる
日がないほど活用していただいている中で、このような負担については大変びっくりされてお
られます。利用されてる方にお聞きしたんですけども、ぜひそんなことのないようにして
ほしいと、私の方も要望を受けております。そういう点について、やりくりできる問題があ
ったのではないかと、やりくりについてどのようにお考えいただいたのか、お聞かせいただ
きたいと思います。

後、5条の方なんですけども、教育委員会は必要があると認めるときは公共団体に委託す
ることができるということを入れておられるんですけど、これはどのような考えに基づいて、
この第5条を入れられているのか、お聞きしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、試算の額でございます。私、議案説明の中ですべての体育館が1
3時間を利用いたしましたとして60%の稼働率でもって今利用者の額を試算した額でござ
います。160万円と申しますのは、すべての体育館13時間で60%の稼働率と、こうい
う形での収入見込みでございますけれども、実際にはこれだけの利用率は到底考えられない
と、こういうふうには現在は認識しております。体育協会関係のご利用、そしてまた町の事業
等、文化祭、そしてまた雨天時の出初め式、そういった関係の町主催事業もこの体育館を利
用しておりますので、とりわけ160万円の試算というふうな観点で申し上げましたわけ
ですけれども、予算書には当然その額を収入見込みとして予算計上をしておらないわけでござ
います。22万円という計上になっておったかというふうには思うんですけども、その22
万円以上、160万円までというふうな理解をお願いいたしておきたいと、かように思いま
す。

当然ながらサービス公社に今現在も草刈り等、トイレ清掃等、お願いしております経費は、
体育館で40万円程度かかっておるわけでございます。この40万円程度の、やはり収入が
あればなというふうな思いでおりますけれども、これは施行していただかないとその額が決

まってまいりませんので、その辺、流動的ではございますが、ご理解をいただきたいと、このように思うわけでございます。

そして、サービス公社の委託の考え方でございますが、現在もいわゆる委託料としては契約をしておるんですけれども、この使用料の手続をする場合に、すべての体育館での使用料事務を中央体育館でやはり事務をとることになるかというふうに考えております。現在の中央体育館の管理運営につきましては公民館とともにその事務をとっておるんですが、サービス公社等への委託も可能であるというふうな条文をつけ加えさしていただいて、サービス公社へのその業務委託につきましても管理できる方法をとらせていただいております。というふうな観点で、第5条を条文化させていただいたものでございます。

議 長 ほかに。 4番議員！

4番議員 先ほどの説明のちょっとわからない問題なんです、当初は年間160万円で、今年度については途中からだということで金額を下げてたということなんです、結局今の話ですと年間で22万円から40万円というような形で通常の場合の計算をされているのが、今年度は別として毎年これでどれぐらいの収入になるのかというのをもう少しはっきりと金額、予想ですけれども、金額を確定さしておいていただきたいと思うんです。

それと、この問題に関して、やはり受益者負担の問題ちゅうのも一方ではありますけれども、現実問題として広陵町の健康をどう維持していくのかと、町民の健康を維持していくのかという問題は、これは非常に大事なところだと思うんです。社会教育の一環として、社会体育をどういう形で普及するのかということの裏返しになってくるわけなんで、社会体育がますます重要だということに言われてるんです。健康日本21の中での生活習慣病を避けようというところでも、この問題は避けて通れない問題だと言われているわけなんです、結局この施設を利用している方々の、いわゆる疾病率、あるいはまたその他から考えると、一般的には少ないというように考えられるわけなんです。これこそ普及していくかなめになるというように思うんですけれども、そういう中でやはり逆に言えばそういう方々へ積極的な助成をしてこそ社会体育の普及につながっていくというように思うんですが、そういうことに全く逆行することになるわけですから、その点について一体どのように考えられるのか、これは社会体育の側面と健康を維持するという町長部局との関係からいっても関連する内容なんですけれども、そういう点についてお聞きしときたいと思います。

それから、これによって影響する団体ちゅうのは広陵町で何団体あるのか、バレーボールやまたバドミントン等々あるわけなんですけれども、団体名とその団体の数について算定基

礎に使われた内容を報告しておいていただきたいというように思います。

議長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 受益者負担という観点で少し意味合いが違うのではないかなというふうな思いと、それからやはり広くスポーツを愛好していただくについて、健康面のこともお触れいただいております。当然、スポーツ活動として生涯学習の場として社会教育、体育教育につきましては必要なことだというふうには思っております。だからこそ、そうしたスポーツ熱の高まりに対応すべく、体育館を利用していただける方が年間相当数おられるわけでございます。そしてまた、時期によりましては抽せんで利用していただくというふうな形態もありまして、大変多くの方々が利用していただいておりますというのが実態でございます。それをそのまま200円を徴収させていただくかということについて、その体育館の利用離れにつながるというふうには思っておらないわけでございます。

当然、いろんな施設を利用するについて使用料といったものにつきましては、当然負担すべきだというふうな観点に立って、テニスコート、健民グラウンド、体育館というふうなバランス公平性でもって、その費用を負担していただくというふうな観点で設定をさせていただいておりますので、スポーツ熱の低下につながると決して考えておりません。

そして、団体名を個々にお示しせよと、そして算定の根拠となるべく額をお示しせよというご指摘でございますが、あいにく資料を持ち合わせておりません。委員会の方でご報告をさせていただくということでご了解をいただきたいと思います。（4番議員「議長。」）

議長 あんた、3回目ちゃうんか。（4番議員「2回目です。」）3回目やろ。（4番議員「2回目や、何いうてんの。ちゃうて、2回目や。」）同じようなことばっかり聞くさかいや。何回も何回もわからんようになる、同じことばっかり。（4番議員「同じことやちゃうわ。」）

4番議員 受益者負担の問題について、私は受益者負担の問題については非常に危惧している問題です。もともと受益者負担というのは、行政サービスの行き届いてないものに対する行政が特定の地域、特定の施策で実施する場合について行われてきたということなんです。今、体育館等は一般的な施策なんです。利用するのは一般的に利用する方を募集するわけですから、そういう内容については受益者負担という考え方は当てはまらないんです。ところが、現実問題としては受益者負担というのを広げていってる状況があります。水道料金についても受益者負担というような形で料金の特定について、税以外について徴収するというような、こんなとんでもない考え方にもつながっているわけなんです。こういうような内容か

らいうと、私は利用する場合の特定というのはあくまでも募集が特定するもの、あるいは募集に至って施設が特定のな内容でしか使われないものという場合に受益者負担の考え方ちゅうのは、その推進する立場に立っても、私たちは受益者負担という考え方は、当然、これは税の徴収と二重取りになっているからだめだという考え方はありますけれども、現実問題として受益者負担の当初の、いわゆる出てきた内容からいっても、私は行政施策一般について募集する場合については、これは受益者負担という考え方はなじまない問題なんです。それを利用する方があって、それに利益を得る方があれば受益者負担だというような考え方について広げてきたという内容からいっても、これは私はやはり受益者負担という考え方ちゅうのは、町の厳格な税の徴収によって行政を遂行するという本来の考え方を徹底させることが必要だというように考えますので、こういう問題についての受益者負担の拡大については非常に懸念し、またそういうことについての考え方は、やはり厳格な税等の執行に対する考え方を基本として考えるべきだというように思うわけなんですけれども、そういう点について再度、危惧する内容について述べておきたいというように思います。以上です。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 受益者負担の考え方について、いろいろとご指摘をいただいておりますけれども、受益者負担というのもいろんな角度で考え方があります。当然、その施設はその使用料をもって賄うといった公共施設は当然ございます。そして、受益者負担という額をもって、その公共性を欠くんだというふうなご指摘は、少し論外だというふうに考えるものでございます。いわゆる広く一般で公募をいたしまして、その利用者が負担いただく額、その額によっても議論のあるところでございます。使用料につきましては、そうした中で、いわゆるその施設を公益を受ける方があって、そして維持管理程度を負担していただく、これが使用料制度というふうな観点からも議論がなされておるところでございます。一概に、一般に広く公募をして、そして行政施策の一環である税の負担であるというふうな観点で受益者負担をとらないという論点には達しないというふうに考えますので、私どもとしては今の議論に対しての、お考えに対しての納得のいく理解はしておりません。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決まら

た。

議長 次に日程7番、議案第8号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 次に、日程8番、議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 今回のこの条例、介護保険料を下げたい。もう値上げラッシュの中で、これは久々に見る非常にいい提案ということを考えております。掛金、いわゆる介護保険料が大幅に安くなるこの条例、数字だけ見ると安くなっていいかと、こういうようにとるんですが、ただこの安い数字を後少なくとも3年間続けるということは、その中には非常な努力があると思います。いろいろ隠されている努力の結果、詳しいことはこの介護保険のいろいろな審議会の委員さんがされたと思うんですが、やはりその中に介護保険料を下げるということは、その中やはり我々が後3年間は少なくともこのような努力をして安いベースを続ける、続けていきたいちゅうべき、やはりその中の努力とかいろいろな対策とかいうのが含まれて、あるいは町民の健康づくりまで含めて、このような安い料金が続けられることがあると思いますので、その辺何かありましたらちょっとお聞かせ願いたい。単なるこの数字だけ安くした、保険料安うなって、これ果たしてもつかなちゅうそういう要らん心配もしておるところでございまして、安けりや安いなりのそれなりの理由を、あると思いますので、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 今のご質問でございまして。当然3年間、平均の保険基準額は2,500円と、これは守っていかなければならない数字でございまして。ただ、非常に介護保険も4年目に入りまして、非常に制度も定着したというふうな状況で、今策定委員会で厳しい保険サービスの

給付額を設定したわけでございます。しかし、これから高齢化がどんどん進む中で、これが維持できるか、非常に心配はございます。しかし、そのためにもケアマネジャーさんによります介護の自立をお願いするとか、そういうふうな施策は考えていかなければならないし、もともと保健福祉事業につきましても一般会計の方で事業を行うというふうなことで、経費の方も介護保険じゃなくて一般会計の方で実施するというふうな形でやっております。非常に厳しいのは厳しいと思っております。しかし、途中で不足額とか、そういうふうなことが出ましたら、今あります基金で対応せざるを得ないんじゃないかなと思います。ただ、次の3期の保険料改定については非常にこの2,500円を守れるかというのは、非常に困難であろうというふうな推測はしておるわけでございます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 次の3期の場合もできればこの数字が維持できるように、それなりの当局のご配慮と色々な施策をお願いしたいということで終わります。

議 長 4番議員！

4番議員 1つは、サービスの需要と供給のところの問題についてお聞きしたいと思うんです。まず、政府が示している3カ年の実績を踏まえた需要と供給の関係と広陵町でのサービスの予測、いわゆる需要の予測との関係では、どういう形で設定されたのかというのをまず聞いておきたいと思うんです。

それから、施設介護については、非常に要望が強くなっているわけなんですけれども、在宅介護と施設介護の関係で、今までいわゆる在宅介護に軸足を置いていくと、こういう形の取り組みがなされてきたわけなんですけれども、広陵町ではこういう点で、どのような実績と見通しを持って総括されているのかというのを聞いておきたいと思うんです。

それから、いわゆる措置から契約になって自由な選択ができて、介護保険で利用者が非常にサービスが向上すると、こういうようないい文句で介護保険制度が始まったわけなんですけれども、この点について実際に自由な契約ができるというような対応に現実はないというように思うんです。特に、施設介護の分野では選択もままならないと、あいてるところでしか契約できない、極端な状況が続いてるわけなんですけれども、介護保険のこういう状況というのは、当初の思惑と離れたところにあると思いますけれども、そういう点で政府が当初取り上げてきた措置制度からいわゆる契約制度に移った、この点についての総括からいうと間違っていたんじゃないかというように考えるわけなんですけれども、現時点の到達点から見て、措置から契約へという内容で、対象者は自由な契約の供与を受けているのかとい

う点についてはどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、介護給付の実績等のことでございます。本町の実績につきましては決算等でご説明はさしていただいていると思いますけども、12年度のときには4億6,000万円ほどの給付であったわけでございます。13年度が6億5,000万円、17年度の予想が7億8,000万円、15年、16年につきましては介護保険の審査の検討委員会の中で検討した実績数値、これが15年度が7億9,000万円、16年が8億5,000万円、17年度につきましては8億9,000万円の給付費が必要であろうというふうな算定はしておるわけでございます。

もう一点、施設の問題でございます。非常に施設が不足しているのは現状であろうと思っております。本来、介護保険の大きな目的というのは、今までお年寄りとか社会入院をなされておった方に対します介護形態を在宅志向にということであったわけでございます。介護保険の理念が在宅重視ということではあったわけですが、要介護の4人に1人は病院とかに入院されると、施設の待っておられる方が非常に多いというのが、今大きな問題になっておるのは確かでございます。奈良県下の施設サービスについては、老人福祉施設、要するに特別老人ホームでございますとか、それから介護老人保健施設、介護療養型医療施設、現在7,000人が利用されてるというふうなことでございます。特に、特別養護老人ホームの入所者は平均、これは平成14年2月の調査でございます。1人の方が幾らの施設でも申し込みができるというような状況のシステムでございますので、これは本町では名寄せができません。県の方で名寄せされました調査では一応2,000人を超えるであろうというふうな状況でございました。本町につきましても、介護保険の策定委員会の中で資料として40人というふうな数字を出ささしていただいております。そのうち自宅では18人、介護老人保健施設は15人、病院で5人などというふうな状況でございますけども、申し込みの期間が1年以上が2人と、それから1年以上1年未満が2人、6カ月以上から1年未満が20人と、6カ月未満の方が16人待機されているというのが以前の数字でございます。今、数字は変わっておるかもわかりません。この辺につきましては、県におきましても713床ですか、制度ができてから増設したというふうなことでございます。入所待ちの方もたくさんおられるということで、この辺の入所の優先順位というふうなことも設定をされまして、市町村の方とか施設の方にその内容につきまして、運用について通知がもう来ると思っております。

施設につきましては、県の第2期介護支援事業の中で、県において計画的に整備をさして

いただくというふうなことでございます。本町といたしましても、早く特別養護老人ホームの建設認可とかされるようには、県の方にも要請はしたいとは思っておるところでございます。そういうふうな状況であるということをご説明させていただきます。

議 長 4番議員！

4番議員 非常に広陵町の介護保険料を低く設定する努力をされてきたという点については、非常に評価をしたいところであります。町長の、これはもう当初の公約を実行したという点についても評価できるだろうというように思います。

しかし、この中で、いわゆる1,000万円の、今回の廃止になった保健福祉事業1,000万円を削ったということと、それから政府の今15、16、17年度のサービス提供額の予測との関係で、一つは政府が示している実績からの拡充はどういうようになるのか、広陵町で言えば、簡単に言えば15年度で7億9,000万円の予想を立ててあるですけども、政府の数字では一体これをどういう形になるのか、そういう点の試算をされているのか、それについてちょっとあれば教えていただきたいということ。

それから、いわゆる措置制度から契約制度になって、自由な選択ができるようになったというように言ってきたわけですけども、それは施設サービスのところでは完全に破綻を来しているという状況があるわけですが、この根本的な問題について、どのように認識されるのか、いわゆる私たちは介護保険の措置制度から契約制度、今現在でも障害者支援費制度や保育所の措置を契約に改めていくとかという、そういういわゆる社会保障全般に国の責任を放棄してる流れが出ているわけなんですけれども、この介護保険に限って再度お聞きしますけれども、いわゆる措置から契約へと自由な選択ができるという、そのうたい文句については破綻を来しているのではないかというように、現時点においては総括できると思うんですけども、そういう点で末端の自治体担当者はどのように考えておられるのか、明確にお答え願いたいというように思うんです。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 今の保険給付につきましては、本町の数字は説明できますけども、政府の統計的な数字は持ってありません。（4番議員「これ政府の示しているサービス料で言うたら、これ幾らになるの、7億9,000万円が。」）それはちょっと資料がございませんし、はい。政府のものは全然、各市町村のやつを吸い上げてることですので、我々はその辺の情報は得ておりませんので、ご説明はできないということです。

確認できるんでしたら、県の方にも確認はさしてもらいますけども。（4番議員「委員会

でまた議論して。」)できないかもわかりませんので、はい。

今の施設につきましては、非常に不足しているというふうな状況でもあらうと思います。しかし、今自由に申し込みできますので、もう早く申し込みをしとかなないと入れないというふうなところで申し込みをされている方がおられると。結果的に入所がいきますよというときには、まだ結構ですよという事態もあるということで、これは施設の運営されてる方にもお聞きしたことはございます。しかし、本来、介護保険は在宅重視ということでございます。施設が一つ建ちますと当然保険料は引き上がる要素が非常に多いわけでございます。町としても、やはり在宅ということで、在宅でだれかが見ると、やはりそういうグループホームとかそういうものをこれから伸ばしていく必要があるかというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 5 番議員！

5 番議員 まず、今回の条例改正につきまして、保健福祉事業の方がなくなりまして、そしてそれがまた次期の 2 期目の介護保険料にきっちり反映をさせていただいてるところについては、町民の要望を受けて、平岡町長、そして担当職員の皆さんが大変努力をしていただいたことについて高く評価をしたいと思います。

それで、今回先ほどからサービス料等の問題が出てくるわけですが、この介護保険制度そのものが大変矛盾をした制度ですので、サービスを充実すればするほど保険料が高くなると、このような仕組みになっています。そういう中で、今回はかなりサービス料については厳しく見ておられる点も含めて、このような値下げができたんだというふうに認識しているところです。

この問題につきましては、やはり先ほど部長の方から説明ありましたように、サービスをこれからも増大していこうということも予想できますし、大変厳しい問題も一方で含んでいるというふうに思います。この点については、基金からの繰り入れ、あるいはまた一般会計の方での対応ということも必要になるのではなかろうかということもありますが、このサービスをとにかく抑えていかなければというところに余り意識を集中していただきますと、本来の介護サービスが萎縮してしまいますので、先ほどケアマネジャーさんの方で自立できるようにというような話もございましたが、そういう形ではなくて、やっぱり必要十分なサービスをしながら、今一番力を尽くしていただかなければならないのは、寝たきりをつくらない、あるいはそのような介護状態をつくらない、そのために健康教育、あるいは健康 2 1 の対応が大変重視されてくるということになるわけです。その点について、ぜひ介護保険

と一体のものと認識していただいて、充実を図っていただきたいと思うんですが、この点の考え方について1点お聞きをしておきたいと思います。

それから、この説明の中で、私の方も認識してなかったんですが、第5段階の方が250万円という部分が200万円に切り下がったという点におきましては、第5段階が非常に人数がふえたと思うんです。それで、今回第4と第5が同じ人数ということを説明いただいているんですけども、これでいきますと大変高額な負担の方がふえるんですが、これは政府の方針、ちょっと認識不足なので確認したいんですが、政府の方針の中で、このようにかえられたんだと思うんですけども、この点の確認をしたいと思います。

そして、従前であれば何人程度だったのが、第5段階何人ふえたのかという点についても確認をしておきたいと思います。

それから、第2段階の方なんですけれども、第2段階の中で所得が大変低い方、多いと思うんですけども、第1段階と同じ程度、生活保護程度の所得の方は何人おられるのか、把握しておられたら確認をさせていただきたいと思います。以上、お願いします。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、保険給付につきましては、当然、議員さんがおっしゃるとおり介護保険を安定下に運営するためには、やはり介護教室とか、そういうふうな介護施策を進めていくのは当然だと思っております。そのためにも、保健福祉事業について一般の会計で行っております。それと、保健センターの部門でも老人福祉の関係で健康づくり、いろいろな運動機能の教室とか行っております。そういうものをますますふやしてはいきたいというふうな考えではおるわけでございます。

それと、介護保険の中の200万円が、これは設定が変わりました。これは介護保険法の施行規則ということで、国の方で決められたわけでございます。250万円を200万円に設定したと。これについては詳しい状況は我々は聞いておりませんが、私の判断するところには保険料率が、これ全国的に推計、データが国の方で集約されております。やはり低所得者の部分がふえてきたというふうなことで、200万円に引き下げることによって4段階を5段階の人にふえるというふうなことで、保険料の総枠のバランスを合わせるというふうなことで設定されたと、私は推測しておるわけでございます。

本町の場合には、やはりこの200万円に引き下げられるということで、データ的に見ますとやはり150人ぐらいの人が対象として出てくるわけでございます。月額にしまして200円の増額、年額で2,400円が引き上がると、4段階から5段階になりますので、そ

ういうふうに移をしておるわけでございます。

それから、2段階の所得の問題につきまして、当然、今のこの制度の中には、この資料として出してあります中でも見ていただきましても、第1段階が生活保護及び老齢福祉年金の受給者であって云々、2段階が全世帯の住民税非課税の人というふうなことで、あくまでも生活保護と老齢福祉年金、これが40万円ぐらいですかね。もらっておられる方、明治44年4月1日以前に生まれた方でございます。だんだんもう少なくなってきております。そういうふうになりますと、1段階は生活保護だけの段階になってしまうというふうなことを我々は思っておるわけでございます。これにつきましては、やはり制度的にこれでいいのかどうか、これについては我々も県の方にもこの辺の枠組みの算定の段階がこれでいいのかどうか、これについては県を通じて申し出はしたいとは思っておるわけでございます。

ただ線上とか、枠の中にはいろいろな状況がございます。例えば年金の非課税の方でしたら、年金二十何万円毎月もらっておられる方、年間260万円を受給されてる方でも、これ年金非課税なんです。年金50万円年間もらっても非課税です。同じ保険料を負担しなければならぬと、こういう線の中にはいろいろな状況の方がおられますので、それを細分化して保険料を取るということも非常に至難のことでございますので、そういうところの線上のことであるということと、今生活保護の以下の人で、そういう状況もあろうかと思えます。これはやはり今後、もう市町村のレベルじゃなくって、もっと全体的に見直しを考えるべきではないかなとは思っておるところでございます。以上でございます。

議 長 5 番議員！

5 番議員 一般質問の方でも取り上げようかというふうに思っているんですけども、今の第2段階のところなんですけれども、これにつきましては把握はすることできるんです。国保の方と一緒に徴収されている経過もありまして、国保の方では所得のランクをかなり細かく分けて資料統計つくっておりますので、この第2段階の中で生活保護程度の所得しかないという方を把握するのは、そんなに難しいことではないと思えます。そういう中で、やはり所得が低くて困難な方に対して高い保険料をとというのは、部長も矛盾を感じておられる、そのとおりでございますが、とりあえずこの点について改善をする、減免措置をつくるということは可能なんです。奈良県の中でも幾つかは対応しているということ、対応することになったのかな、しているということで、改善の方向が明確になってきているんです。ですから、これについて改善をすれば、幾ら必要なかという試算を一度していただきたいと思えますが、その点よろしくお願ひしたい、答弁ね。そしたら、それで結構です。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 今のご質問でございます。老齢福祉年金が実際に支給されている方は29人ということで、生活保護についての判定、これは老人ひとり世帯とか、それとか2人世帯とか、いろいろな状況がございますので、その辺の我々の数字ができるかどうかわかりませんが、それは試算してみたいと、こういうふうには思っております。

ただ、今おっしゃいましたように減免をするということは、その部分はどこで負担してもらうかということになってくると思います。当然、高額の所得を持っておられます4段階とか5段階の人をお願いをしなければならないと。ここらに高額所得者にばかり負担をとというのが、果たして理解をいただけるかどうか、これが非常に我々も心配しているところでございます。あくまでも、この枠の中で保険料を取るわけでございますので、減額した部分は何れかが負担せんらんとするふうなことでございますので、その辺の理解はやはり高額所得者の人も求めていきたいというふうには思っておりますけれども、今すぐ減免というふうな考えは我々持っておりません。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第11号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 これ減額、いわゆる最終の予算ということになってると思うんですけども、一般会計の質問に入る前に、こういう補正予算を行った結果、広陵町での、いわゆる14年度予算の概要はどういう形であらわれているのか、その点、まず第1点お聞きしたいということと、それから消防のところで人件費が1,600万円減額になっているわけなんですけども、これはいわゆる町負担のところの部分の中身だと思うんですが、これは一般的な、いわゆる改正によってこの金額が生じてるということなのか、それとも特別な他の事情があるのか、その点をあわせてお聞きしておきたいというふうに思います。歳入のところの部分という意味になりますんで、税収入の問題とか含めた話です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 現在、補正予算を出させていただいたという状況の中で、いわゆる補助金等、確定した金額、そして交付税等の確定によります補正予算という内容で、寺前議員さんがおっしゃってます決算の状況ということなると思うんですが、そこまで現在のところは把握はしておりませんが、一応、当初見ておりました歳入等について、特に園児等の減少によります補助金等の減額とかいろいろな要因がありますんで、この辺の把握は今後やっていきたいというふうに考えてます。それで、剰余金としては大体3億円程度は見込めるんじゃないかというふうに思っております。

議 長 4番議員！

4番議員 いわゆる一般会計の15年度設定のための税収の問題ですけれども、いわゆるほぼ確定した、もちろん確定してるわけなんですけども、交付税決定等を受けてかなりかたい数字が14年度分については出ているだろうと思うんですが、そういう状況と、それと来年度予算での設定との関係をおの場で少し説明しておいていただきたいというふうに思います。

(「消防のやつですか。」)

議 長 消防か、一般全体か。(4番議員「消防言うて。」) 総務部長！

総務部長 常備消防の負担金補助金及び交付金1,682万4,000円につきましては、これは人事院勧告によります人件費と、それと消防次長の給与の減額によるものでございます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 14年度の税収並びに15年度予算編成に当たっての歳入面のことなんですけども、いわゆる税収は厳しい経済情勢の中でどんどん減っていったというのと、それからやはり職員は努力を重ねておりますが、徴収率の低下というのが決算状況の中で出てくるだろうと

いうふうには考えております。それと、15年度の予算編成におきましては、特に固定資産税の評価がえというこの減額部分が多いということでございます。これにつきましては、全面的に算定をさしていただいたわけですが、この徴収率についても、いわゆる97から98%という徴収率を見込んで予算編成をさしていただいているという中で、減額部分が家屋につきましてはもう頭から96%に減額されると、4%の部分が減額だということは、もう確定ですんで、全体的にこの部分は減ってしまうというような状況の中で、財源の確保ということに対してかなり苦慮した中で、予算編成をさしていただいたというような状況です。補助金等のカット、あるいは職員の人件費が下がっておりますので、その分に見合うような賃金のカット、それだけじゃないんですが、いわゆる現在の情勢の中での賃金体制との比較などを十分やらしていただいた結果、今回105億円の予算を組ませていただいたという状況でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 一点だけお聞きしときたいと思いますが、29ページで西、真美北保育園委託料のかなりの減額があるわけなんですけれども、これは人数の減ということなんです、具体的に何人の減ということなのか、教えていただきたいのと、それと以前から問題になっておりましたが、委託料の精算時期なんですけれども、この精算時期が年度末に行われているという点について、大変ボーナス等のやりくりも大変だという問題点、指摘させていただきましたが、この点の改善がされたのかどうか、確認をしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 保育園の委託料につきましてでございます。まず、真美北保育園につきましては、当初1,680人と、これ年間延べ日数で保育所の場合は出しておりますので、保育所の場合、途中で退園とか入園とかされます。保育料も違う。1歳児が出ていって4、5歳児が入ってくる、ここで保育料の差が出る。ですから、保育料の徴収金とかが大きな差が出てくるというのは、こういう現状であることはご理解いただきたいと思います。もともと当初は、この数字で言いますと、延べ人数で言いますと非常にわかりにくいので、例えば1人が12カ月行ったというふうにしますと140人と。ところが見込みでは延べ月数、1人月数が1,525人というふうなことで、これが172人と12カ月でしますと割るわけなんですけれども、そうすると13名の児童が減っておるというふうな状況でございます。西保育園につきましても10人ほどの児童が減っておるというふうなことで、当然保育単価、人数が下がりますので、これ毎月支払いをやっておりますので、大きな差が出てくると。それと、保

育単価につきましては人事院勧告に基づきまして、その給与も改正されますので、若干当初見込んでおるよりも単価の人件費が下がってるというふうな部分も影響しているということでございます。

支払いにつきましては、毎月、委託料についてはお支払いはさしていただいておりますねやけども、その辺が年度末にとかいうのが、ちょっと私も理解ができないんですけども。（5番議員「委託料だけじゃなかったかな、何やったかな。」）そうです。月の初日に算定して、そしてお支払いをしてるというふうな状況でございます。（「人件費もちょっと変わってくるんっちゃあ、その毎月は。」）いや、保育単価の中には人件費もそこに入ってますやんか、国が設定しとる中には。だから、通常大体1カ月に4円で、大体2,400万円ぐらいお支払いしとるんですが、年間で3億円ぐらいになってくるわけなんですけども。ただ、委託料では毎月そうやって精算して、1日現在の人数で計算してお支払いはさしておりますので、年度末に待ってたら、そら保育所かて運営みたい、とてもできないと思いますのやけども。

（5番議員「わかりました。」）

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 ないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程11番、議案第12号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 38ページの方で下水道の管理システム設計委託料が減額になってるんですが、この下水道管理システムっていうのはどういう内容をどのように管理するシステムなのか、ちょっと理解してませんので、ご説明しておいていただきたいと思います。その1点で結構です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えします。

この管理システム設計委託料の内容につきましては、今まで下水道整備が完了しましたら、下水道台帳なるものをつくってやってたわけなんですけども、それを電算化するというシステムでございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程12番、議案第13号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 この前の臨時議会の中の補正予算について、かなり共産党の方といたしましては継続審議、また附帯決議ということで、古寺区の住民の皆さんに対して誠実な対応をとるようにということ強く主張してまいりました。その後、この前の5日の全員協議会の中では、古寺区の役員改選ということがあったので対応してこなかったということなんですけれども、やはり基本合意が、このような十分な住民合意の中で結ばれたのではなかったという事実が明らかになったわけですから、古寺区の住民の皆さんと引き続き納得していただけるよ様な、また不安についてもきちっと説明をして、理解し、納得していただけるよ様な、そういう対応が絶対に欠かすことができないんですけれども、もう新しい役員さんも決まりまして、対応もしやすい形になったと思うんです。この点について、具体的にどのように対応していただく計画をお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、清掃センターの予算が全部減額補正になってるわけなんです。そういう中で、とにかく実際にあの施設を建てて、設計立てていくという前に合意が必要ですので、補正予算の中でお聞きをしたいと思います。

また、処理方式の選定検討委員会なんですけれども、これについてはまた臨時議会の中でも訴えをさしてきて、提案をさしていただけてきましたけれども、やはり基本合意の中で、3月31日までに処理方式を決定するという点が盛り込まれていたわけなんです、実際こ

それはもう絶対に困難な状態というのが明らかになんです。私の方は、慌ててやる必要はないということで、とにかく情報を公開しながら、住民参加で納得のいく形をつくってほしいということを主張してきたわけなんですけれども、基本合意のあり方といたしまして、すぐに守れないような基本合意の仕方は、大変に住民の信頼を失うと思うんです。ですから、このような形、今回の基本合意についてどのように考えていただいているのか、古寺区の住民の皆さんに誠実に対応するという点におきましては、大変重大な問題なんです。ですから、このようなことを繰り返してはいけないと思います。ですから、この点についてどのようにお考えいただいているのか、また今後どのように古寺区の皆さんにご説明をされていくのか、確認をしておきたいと思います。

それから、あと検討委員会のあり方につきましては……。

議 長 それちゃうか。用地取得やから、あんたそこまで……。

5 番議員 用地取得、これは何せ、これ流れてしまったわけなんです、清掃センターの関連していく中身なんで、これは補正予算の中でお聞きしておかなければならない問題なんです。

議 長 用地取得に関して質問してください。それ以上は答える必要ありませんので。

5 番議員 あと、契約の問題なんですけれども、今後のスケジュール、本契約とかどのような状態になるのか、いうたら今回用地取得とか、すべていうたら減額補正という形で出てるんですけれども、この減額補正、なぜしなければいけなかったのかという納得のいく状況もないんですけれども……。

議 長 それを質問したらええねん、それを。それを質問せな、あんた、しょうもないことするな。

5 番議員 そういう中で計画が、スケジュールが全然違います。去年の12月20日の臨時議会にスケジュール出していただいたんですけれども、そのスケジュールが全然、要するに守られていないといいますか、大変混乱してる状態なんです。だって、その12月20日に出していただいたスケジュールが12月27日はもう翌年の3月31日までに処理施設を決定するということにスケジュールが変わってしまい、またその基本合意のスケジュールが今回大幅に変わっている。これは用地取得等も含めて、計画が大幅に、スケジュールがずれてきているのではないかと危惧せざるを得ません。そういう点、それとなぜそういうふうになっているのかという点ですね。そういう点も含めて、本契約の予定も視野に入れておられると思うんですけれども、スケジュールについてお聞きをしたいと思います。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 まず、基本合意が住民合意でなかったというご指摘でございますが、これは古寺区の役員さん方で十分ご議論をいただいて、住民合意が成った上での基本合意の締結というふうにご理解をいただきたいと思っております。

この清掃センターそのものは、100%の住民合意が得られるものでないということも当然というふうに思っております。そこで、町の実情を十分ご理解をいただいた上で、多数の住民の皆さんがご理解をいただけて、基本合意の締結に至ったというふうに理解をいたしております。過日の古寺区の役員改選に当たっても、その結果があらわれているというふうに考えております。

なお、町といたしましては誠意を持って今後も対応していくことには変わりはありませんので、いろいろな場面で住民の皆さん方に情報公開をして、処理方式等も決めていくというふうに考えております。

それから、用地取得特別会計全額減額をした理由でございますが、やはり地権者の皆様方にいろいろな情報を提供できる状況にないということをご承知いただいているわけでございますが、去る1月の臨時議会で鑑定評価の費用も補正をしていただきまして、過日、発注をいたしました。土地の鑑定結果が年度内には出てまいります。その後、スケジュールを示して、土地の地権者の方にも当たっていきたいというふうに思っております。

それから、3月31日までの期限が非常に厳しいというのは理解をいたしております。今後、古寺区の役員さん方とも十分協議をして、スケジュールの調整をしてまいりたいというふうに思います。

あわせて周辺地域の皆様方にもご理解いただけるように施設見学等も実施していきたいというふうに思います。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 今の答弁の中では、当然100%の住民合意というのはなかなか難しいのは理解しております。そして、役員さんの方では理解されて調印に至ったと、努力していただいたという点も理解できますけれども、やはり100%じゃなくても、かなり多くの方が、まだ不安や疑問をお持ちの方、おられるという点については、今後やはりさきのことを考えますと、禍根を残すことのないやり方は絶対に避けていただくのは当然ですから、そういう点でそのような皆さんと引き続き誠実な対応をしていただくようにと求めてきたんですが、全くそういう点については誠意のある対応をしていただけない、今までしていただけなかったし、また今後も今の答弁ではそういう誠意が見えてこないんです。ですから、それを具体的に納得

のできるようなスケジュールをつくってほしいわけです。具体的には、私の方は班ごとだとか、小さなグループででも、あるいは要望のあった方々、グループと話し合いをすれば、そういうことも具体的に提案をさせていただいてるわけですから、これについてはうまくトラブルなく順調に進めるための、どうしても欠かせない手段なんではないでしょうか。だから、本当に推進していこうという立場に立たれるのであれば、この点については当然、課題に上ってくる中身だと思いますので、再度その具体的な対応についてお聞きをしたいと思うんです。

それから、そういう周辺大字の住民の皆さんもまだまだ合意が得られていない中でなんですけれども、その点について全協でも説明ありましたけれども、合意が得られないまま推進だけが先走ってしまうということについても、また大変な、後々大きな問題になってこようかと思いますので、その点については再度スケジュールを見直して、古寺区、あるいは周辺大字の皆さんと十分な調整を、話し合いをしていただきたいと思います。再度、その点お願いしておきたいと思います。

今後のスケジュールについて、住民と話し合いですね。それと、契約等の含めたスケジュールについて再度お聞きしておきたいと思います。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 この清掃センター問題は、やはり17年6月30日という期限もございます。やはり期限に間に合わせるという努力を我々もしなければならないと。住民の方もそのことは十分ご理解をいただいているというふうに思っております。もちろん、いろいろな方と話し合いをするということも必要でございます。どのようなことをやっているかということについては、個々具体的に申し上げることができない、お会いしている方も確かにございしますが、そのようなことをこの議会の場でご報告できないという状況もご理解をいただきたいというふうに思います。周辺地域にも、基本的には候補地、予定地並びに周辺地域ともごみ処理施設がこの地に建たない方がいいと、反対意見がすべてであるということを前提に、我々も対応を誠実に進めていきたいというふうに思っております。期限があるということも十分ご理解いただいていることとは思いますが、このような状況で誠意を持って進めてまいりたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

議 長 3番議員！

3番議員 今の清掃センターの新設の、なぜ今回の取りやめ、予算の執行が何にされたのかということにつきまして、私は今の町の対応というのが、古寺区に対しての対応というのが、

やはり一部の住民の皆さんというふうに町の方は認識しておられるというふうに、先ほどからおっしゃっておられるわけですが、ただそういうしこりが住民の中で今後とも残っていくということが非常に危惧されるわけです。やはり、たとえもともとが反対だと、初めに反対ありきなんだということは理解しているというふうに言われているわけですが、その中でもよりよい施設を、そして広陵町の中でどうしてもつくらなければいけないものなんだからということで、ご理解をいただくというところを住民の皆さんが本当にご理解いただけるようにするために、何をすべきなのかということをもっと真剣に考えていただきたいなというふうに思うわけです。

今、南3丁目の方でいろいろな問題が起きましたのも、やはり町の対応に誠実さが認められなかった、そのことに対しての住民の不信感というのが非常にあったということが根底にはあるわけです。そういう轍を二度と古寺の方でも繰り返さないために、本当に町の方としてはどのようにしていくべきなのかということを考えていただく、またこの問題につきまして3丁目の中で、3丁目と同じようなことを古寺の方で繰り返してののではないかと、そういうふうな声もたくさん私の方で聞いております。そういうことに3丁目の中の住民の方々も、この問題が本当に順調に進めないことになるということを危惧されているわけです。本当に町の方の責任は重大だと思います。今、この時期をうまく乗り切る、うまく対処していただくことのために町はどのように努力をしていくのかということが、今一番求められていることだと思いますので、そのことにつきましての町の基本的な対応、本当に住民の、今反対を表明しておられる、またいろいろな危惧を持っておられる住民の方々を、どのようにご理解をいただくために努力をしていただくのかということの具体的な案を出していただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 いろいろと、地域に出向きますとご意見をちょうだいいたします。

そのようないわゆる少数意見についても、我々は誠意を持って対応しなければならないというふうには認識はいたしております。今後、ご指摘の点、十分踏まえて対応してまいりたいと思います。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議 長 4番議員！

4番議員 盛んに、共産党は協力したってほしいということで、後ろから声が上がってますけれども、私たちは協力する姿勢を一貫してとっています。そのためには、今先ほど少数意見を尊重していくという態度の問題があるわけなんです。要は、1点、基本合意はなされました

けれども、本契約はいつされるのか。これに至るまでについては、ぜひ少数意見というように町は言っておられるわけですが、私たちは少数意見かどうかという正確な判断できませんけれども、古寺地内の中での声を聞く機会が非常に多くなったと、反対されている方々の、聞く機会が多くなったと、こういう点からいっても説明責任が果たされていない。なぜ、この減額予算を出されている状況に至っても、本当に説明されているのかどうか。だから、第2点について、この補正予算について古寺区に説明をされたのか、減額するという点についても説明をされているのか、この点については役員さんに説明したというだけなのか、それとも古寺区民の方々を対象にした町自身の責任による説明会を持たれるということがあったのか、あるいはまた今年度内におけるその予定はあるのか、私たちはこのところについて、町が責任を持って古寺区民全般にわたって、役員任せにしないで、町自体が説明会を持って、開いてほしいとたびたびお願いをし、またこのこと自体が古寺区の反対されている方々の大きな声になっていったということから来る問題として、私たちは本当に補正予算についてもその点を力説しながら退席したということなんです。

そういう点で、この退席の判断というのは、本当に私たち自身がそういう意見を具体的に町が本当に責任を持ってやるかどうかの試金石という形でさえ認識していたものであります。ちなみに、議長は退席に対する考え方を述べられましたが、沖縄の県会では、公明党の議員団は議決に対して退席して表明したということも沖縄の県議会で事実ありますので、いかに公明党の判断が全国まちまちなのかということを立てているように思います。これは意見ですので、言っておきます。

議 長 町長！

町 長 私から説明の内容についてご説明をしたいと思います。

先ほどから十分な誠実な対応をしているのかどうか、町は当初、山村室長がしていないというようなことを申しましたが、実は個人的には皆さんそれぞれの立場で頑張っていたいでるんです。個々に、私どもも反対の中心的人にもお会いをして話し合いを進めております。室長も、それで助役も収入役も、それぞれの立場で個々に入っていていただいております。このことを一々皆さん方にいつ幾日この人とうこう会ったということを果たして説明、そんなことまでせんのかどうかということもございます。我々は一生懸命させていただいております。説明不足だというようなことをおっしゃっておられましたが、議員さんたちは、どうぞ3人の皆さんは地元へ出かけて説明不足の点はどうぞ補足説明を十分してほしいと私どもは願うものでございまして、それをせずして私どもにおっしゃるのはどうも不思議、心を合

わすというのか、私どもに、町の方のやっぱり重要課題でございますので、どうぞ住民の皆さんの説得をお続けをいただきたい、力をおかしいいただきたいと、そのように願うものでございます。

また過日、広瀬区にも区民集会でも私ども寄せていただいて、全員の皆さんにご説明を申し上げました。また、地域では高齢者の集い、またさわやかホールでも高齢者の集いがございまして、三役が出向いて皆さんに清掃センターを呼びかけているところでございます。この13日も中地区の視察研修がございます。私どもが行きまして、参加者個々にお会いをして説明を申し上げる、個々に説明を申し上げる、そんな予定で今進めているところでございます。誠実な対応を私どもは十分さしてもらってると、そのように自負しているところでございます。（4番議員「本契約、いつごろの予定とか。」）まあ、任せてください、それは。

議 長 おまえが要らんことばかり言うてるさかいや。それだけしたらええこと、要らんことを言うさかいや。 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 補正予算の減額でございますが、引き続き15年度当初予算に計上を改めてさせていただいておりますので、予算が消えてなくなったということではないという点、ご理解いただきたいと思えます。

それから、本契約等の状況につきましては、会期中に特別委員会をお願いをして、整理をしてご報告を申し上げたいというふうに思っております。以上、よろしく願い申し上げます。

議 長 4番議員！

4番議員 一つは、町長、私は本当に今の話の中で私たち自身が、3名が古寺に入って補足説明をする、大いにさしてもらいたいと思うんです。また、現実にもそういう中で、私たち自身も反対派の方々に個々に話をしています。その中で重要なことは、私たち自身の責任によってやれる問題と古寺の区でやれる問題と町がやる問題とがあるんですね。私たち自身は明確に、現時点で古寺での設置事実は賛成していますという点についても明確に意見を言っています。この本会議でも何回も言っています。ただし、この中でもっと具体的に言えば、区民投票をしてほしいという古寺の方の意見もあるんです。これは何かといえば、現実問題として古寺の中で具体的な状況の動きがなっていないというあらわれだと私たちは思っています。現実問題として、南3丁目やその他のところでも重要問題については区自身、あるいは自治会にとってもアンケートをしたり、そういう形で区民、自治会員の意識を掌握されるという自治会もあります。そういう個々の問題について、私たち自身は古寺区に対応する問題とし

では、意見を言う立場にないということで、それは言うつもりもありません。しかし、ここで何回も言っていますように、古寺区については当初、区長以下反対の方々は区民投票を行って決着をつけると、こういうようにおっしゃってたんです。それが次の区長がおやめになって、暫定的な区長及び役員さんの構成の中で区民投票をやらないという結論を出された。今回、区の役員さんは正式に改選されて新しく体制をとられた。こういう内容です。内容について、少数派意見とかそういう納得をしてもらったという理事者側の判断ですけれども、私たちはその中身について、古寺区の運営についてはとやかく言うつもりもありませんけれども、町と古寺区、広陵町全般について、本当に民主的な行政運営手続が行われるための努力ちゅうのは、これは当然しなけりゃならない。そのための第一として、私たちは反対されてる方々に町が説明責任を負うべきだと、こういう点を何度も言ってるんです。私たち自身、個々に説明しています。いやいや、個々にはやってるというんじゃないんです。要は、説明責任というのは、町全体について古寺区民を対象にやるべきなんです。だから、そういう点についても招集をやったり、反対派、賛成派関係なしに、町自身で招集する機会を持つ、こういうことも以前はやるというようにおっしゃってたわけなんですから、そういうような形で町の責任を明確にしてほしいちゅうことを言ってるんです。

もう一つは、区民投票については当然、古寺区の方々が決める問題です。しかし、この一つ一つの問題について、真に民主的な区民の意見が反映してるかどうかの確信を持つ内容というのは、区民の役員さんの改選によってあらわれることが一つ、役員さんが区に言うことも一つ、その他のところにもいうこともあるわけなんですから、そういう点については当然、町が区を通じた努力というのはやってしかるべきです。少数意見を尊重するちゅうのは、そういうことではないんですか。私は個々に当たるちゅう問題とともに、町がそういうルールに基づいて行政を推し進めるということ、これは当たり前の話なんです。そのことを私たちは言ってるわけなんで、個々の努力については、私たちには見えてこない問題については、ここでとやかく言う問題ではないです。しかし、町はルールに基づいて古寺区の方々に対する説明をやるべきだというように思いますけども、再度その点についてお伺いしておきたいというように思います。そういう点についてどのように考えておられるのか。

それと、この予算が具体的になくならないというのは当たり前の話なんですけども、私は具体的に説明する場合に、この補正予算の説明、そして補正を減額する、15年度に回すという説明、これは町が12月の基本合意の中で年度内にかなりいろんなことをやるということの説明をやっておきながら、できないから減額していく、こういう形での問題があるん

だというように言ってるんです。だから、こういう形について具体的に役員さん及び区民集会等を開いていただいて説明会をしたのか、ここが一番大事な問題だと私は言ってるわけなんで、そういう点についてどういう対応されたのかということを知りたいと思うんです。

議 長 わけのわからんことを言うな。むちゃくちゃなことを言うとする。新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 議員、おっしゃっている趣旨は十分理解をしているつもりでございますので、その点も踏まえて今後の対応を進めていきたいというふうに思います。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。しばらく休憩します。1時半まで。

(P.M. 0 : 12 休憩)

(P.M. 1 : 32 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

議 長 次に日程13番、議案第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程14番、議案第15号、平成15年度広陵町一般会計予算を議題とします。本案について質疑に入ります。12番議員！

12番議員 一般会計、細かいことは委員会にお任せするということにしまして、この施政方針、この中にも書いている、この中で、大きく取り上げたいと思います。

今回の一般会計、見ました、いろいろ見ました。内容的にいろいろ見ましたところでございます。大きく分けて、今回の予算、平成15年度の新予算でございます。私のとらえたところ、以上4つの大きな問題が今回の会計に含まれていると考えております。

1つは、人づくり、まちづくり、町長がいつも言っております人づくり、まちづくり、それを実施するのはまぎれもなく管理者がするのか、職員がすることでございます。職員のやる気を引き出し、いかにすばらしいサービスを提供するか、これが町長の人づくり、まちづくりでございます。午前中の私、具体的な個人名を出して披露させていただきました。本町の職員、誇っていい、私はなぜそういうことを言うかちゅうと、県庁にはよく行くんです。県の職員にはいろいろつき合いあります。いろんな方にいろんな仕事を頼むんですが、その中でも非常に親切に取り扱っていただいたということで、私は非常に喜んだところでございます。後ほど、後から聞いたところ、その方は本町から行ってる職員であったということがわかりまして、なかなかこういうようなことは後になって初めて聞いて、ああやっぱちょっとぴかっとちょっと光ったところあります、背も高いし、なかなか男性的な若者です。後から知って、何や本町の職員が行ってたんやないかと、こういうようなことで、これにはやはり町長の常日ごろ言ってる職員の教育、こういうところが、普通はなかなか難しいんですよ。上がぎゃあぎゃあ言うても下がなかなかそんなに熱心にするというのは難しい。だけど、そこには何か、町長の隠れたノウハウがあるのではないかと、人づくりに対する特別なノウハウがあって、それが第一線の職員まで、いや普通ならこの本町を離れたら、そんなはるか遠くのどこ行って、考えてみましたら、ほんならきょうは親方おれへんねん、そんならサボったれと、大体そういうもんなんです、人というのは。だけど、はるか離れたところで働いていても職員の誇りとして、自分の使命と思って、燃えている方がおられたということは、僕は非常に喜びを感じたがきのうの県での仕事でございます。

そこで、お聞きしたいのが、人づくり、まちづくり、いつもおっしゃってる町長、これにはやはりその特別の能力があって、職員が一致団結して意識を統一した、このようにとらえております。そこにはやはり何かの人づくりに対する熱意、あるいは人づくりにかける教育、このようなものが町政に反映されているのではないかとということで、まず大きく職員体制についての質問を行いたいと思います。

2番目は、ご存じのとおり新清掃施設でございます。これも大きな予算上も出ております。新清掃施設、南3丁目では次の行くところが基本合意、非常に重みのある基本合意でございます。やはり早く結んでいただいてよかった。しかし、しかるに基本合意を結ぶについては、

当然地元の方の悩みがございます。3丁目の人も、この基本合意を結ぶに当たっては非常なやっぱり悩みがあったろう。だけど、早くつくっていただかないとちゃんとお約束をした日に、あっこの清掃センターを見せようということではできない、稼働ということではできない、このような心配を持っています。今回の予算の中、いろいろ私、ちょっと地元にも、例えば見学するの、バス代、こんなもの足りるかとか、もっと具体的にいろいろな説明するのにこの予算ちょっと足らんちゃうかとか、前回もちょっと臨時会で言うたところでございます。この辺は、先ほどでも出ておりますが、私は十分に当局が説明できると思います。また、そのような職員はいっぱい配置していると考えてます。今回の予算で、どのような大きくその点から見て盛り込んでおられたか、この辺について質問したいと思います。

3番めは、財政でございます。この予算書を見ました。やっぱり収入は落ちております。しかるに、トータル的な、支出ふえてるんですが、事業をするからふえるのは当たり前なんです。町税については1億数千万円、去年の予算からすると減っております。また、交付金、これは国からの交付金なんですが、これもやはり2億数千万円、これは減っております。入ってくるのは減っている。しかし、事業を行わなくてはいけない、非常に財政当局の苦労がこの辺からも読み取れてくるところでございます。本町の心配は、この辺の財政長期計画は当然立てられてると思いますが、この新計画を、何としても清掃センターは乗り切らなあきませんので、この辺の心配点はないのかどうなのか、今回の15年度の予算組むについては、その辺はどう考慮されているのかについてお聞きしたい。

その問題がいよいよ4番目、いわゆる市町村合併、いろいろ研究、予算でも書かれて、方針も書かれております。この町村合併、今のままで何もしなくても今のサービスが当然続くものだと、こういうことを考えてたら何も慌ててする必要がないがなど、当然そのようなことも出てこれます。しかし、今の、先ほどの収入が減ってくる、交付金減ってくる、しかし事業は行っていかないけない。大きな事業もしなくてはいけない、この辺についてもそろそろ、しかしこの町村合併については、町がやはりこれは前向きにするとか、どういうようにしようとか、これをある程度方針を出していかないとなかなかしんどいと思います。研究会やっていますが、研究会任せも困るし、やはり将来的には財政面から見て、合併ですね。これもやはりしなくてはならないのでは。私は、何か先ほどから議員は1割月給下げて、町長何や下げたらと、こういう議論ばかりなんです、私は違います。町村合併したら議員なんか半分にせえと言うてるんです。3分の1とかですね。これが一番の物すごく予算が浮かすという対策ですね。私はいつも言うてる、議員は半減しなさいと、こういうことを言ってお

ります。そういうことも視野に入れて、町村合併、これはどういうふうな方針を出していったらいいのか、当然今回の予算の中にもいろいろ検討資料ということで入ってると思いますが、その辺についてどうでしょう。

以上4つ、大きな15年度の方針としまして、1つは人づくり、まちづくり、これに対する職員への体制、どのようにされておるか。2番目は新清掃センター、3番目はいわゆる財政の問題、収入は減ってるけど、やはり事業をしなくてはいけないという問題、4番目は町村合併の問題ということについて、以上4つ分けて全体的に、余り細かいことは、大きな流れで、あるいは将来的なこの希望でもいいです。今回こういうように予算にも盛り込んでいきたい、どうのように考えているのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。以上、終わります。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 ただいまの坂口議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

まず、まちづくりの基本が人づくりだという町長の方針のもとに、就任以来、職員も努力をしてまいっています。ただ、この努力の、ノウハウという質問の仕方をされたわけですが、ノウハウは決してないとは思いますが、やはり職員一人一人の意識というものがまず大事であろうと。我々は働かしていただいているんだという認識の中で、業務に携わっていただいています。

研修についても、いわゆる接遇研修、それから応対に対する研修等、職員を対象に計画をいたしております。本年度についても研修計画を持っております。なお一層、やはり優しいまちづくりのために、人に優しい人間形成をしていきたいという、言葉、まず言葉ですね。それから、態度、応対の態度、これが大事だと思います。そして、満足できる回答というのか、そういう納得させるということが、十分認識をした上で応対するというふうな態度で臨みたいというふうに考えております。

それから、新清掃施設の建設の予算を今回計上させていただいてるわけですが、これについての次の財政計画というのも関連した部分で、いわゆる中期の財政計画を出していただいて、おっしゃるとおり収入は減っております。減ってきます、また。財源的には苦しい、大変苦しい中で、やらねばならない事業だということを認識しておりますので、全体として、この清掃センターの建設に全力を傾注していきたいと。そのために、やはり多少ご辛抱願う事業等も出てくるとは思います。この辺の協力を求めて、事業遂行にしていきたいというふうに考えております。

それから、市町村合併ですが、この施政方針の中にも町長が前々から申し上げてますとおり、やはり葛城市構想を基本に置いての中で、いわゆる町が歩むべき道というものを模索しているわけですが、この中でやはり十分今対応できるかといえば、住民の方々の要望にこたえられない状況が将来的にはできるのではないかということは懸念しております。だから、やはり合併というものは必要であろうということで、期限にとらわれなくて、やはりまずできるところの、いわゆる一部事務組合等の編成、例えば隣接の香芝市と今消防をやっておりますが、それに応じた、例えば電算の組織の検討をするとか、いろいろな面で職員自体が他町村の職員との交流を図って、いろいろ研究を進めてるような段階です。これから任意協議会の発足、あるいは法定協議会の発足ということになるわけですが、県下の市町村の動きなどを見据えながら進んでいきたいと、かように思います。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 ありがとうございます。町長、本町職員の私はどこに出しても恥ずかしくない職員、あるいはここにいてる、やっぱり地元の町民の目ちゅうのがあるんです。それが自然とぴしっとなるんですけど、ここを出てもなおかつそういう状態が保たれる職員、これはなかなかしんどいんですよ。民間企業に行ったらわかります。例えばどっか地方、支社とかいうと、なかなかこれが守られないちゅうのは、私よく知っております。そういうところも、ここ本町離れて仕事をしても、やはり広陵イズムというんですか、住民に公僕という精神を持った職員の要請ということにこれからも町長にお願いしたいということで、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 3番議員！

3番議員 まず、交付金などの金額がだいぶ下がってきてるということは、先ほどから何回も言われてるわけですがけれども、水準的にいいますと平成9年ぐらいの水準ぐらいまで交付金の金額としては、合計してみたら下がってきてるのではないかなというふうに思うわけですが、この中で全体に対する影響、またそれに対する対策というのは、どのようにされているのかというのをまずお聞きしたいというふうに思います。

それと、個別なんですけれども、ページ、25ページの国庫の支出金の中で、地域省エネルギー普及促進事業負担金というのがございますね。これは具体的にどういうふうな事業を目指してやられるのかという、この内容をまずお聞きしたいなというふうに思います。

それと、81ページなんですけれども、この委託料の中で老人福祉の件なんですけれども、軽度生活援助事業委託料っていうのがあるわけですが、これは前にシルバーさんの方に

委託するとか、そういうふうな内容なのか、ちょっとその具体的にどういうふうな事業を目指して、どういう構想をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、83ページの心身障害者の福祉費のどこなんですけども、ちょっと、済みません。85ページの扶助費の方で具体的にどういうふうに変わってきてる、支援費になってきたことに対して、前には障害者更生施設援助施設の措置費として3,000万円というふうな形で計上されてたわけですけども、今度はまた支援費に変わってきたことに対して、だいぶ内容的にも変わってきてるだろうと思うんですけども、具体的にどんなふうな形で変わってきてるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、保育所費の方なんですけども、91ページです。給料のどこなんですけども、これ一般職の給料が今まで、前年度は25名だったわけですね。それがことしは14名というふうな大幅な減員になってるわけですけども、これはただ単に児童の数が減ったからとかいうふうな数ではないだろうなというふうに思いますので、どのようなお考えでこうなってきたのか、それとここでは今まで共済組合と一緒に労働保険とか社会保険などが計上されてたわけですけども、今回は計上されていないのは、そういう正規の職員さんがいなくなってきたということがあるのかどうか、そこもお聞きしたいと思います。

それから、衛生費なんですけども、特に清掃センターの塵芥処理の費用なんですけども、焼却施設の運転管理委託料ということで、今度3,700万円上がってきてるんです。これ前のときにも、11年のときに今までから大幅にふえまして2,646万円になってたわけです。このときに説明をお聞きしたら、16時間運転に対応するため午後4時から12時までの人件費というのか、委託をするための費用だということで、そのときにお聞きしたわけですけども、今回はそのときから比べますと1,000万円以上の金額の上がりになってるわけですけども、これはどういうふうなことでここまで上がってきてるのかということをお聞きしたいと思います。以上、まずよろしくお願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 24ページの地域省エネルギー普及促進事業負担金ということで、これは冷凍機の入替えをするものでございます。これは国から2分の1の補助によって行うものでございます。その内容につきましては、デモンストレーション効果の高い省エネルギー導入促進施策を支援する補助金ということで、国の方から冷凍機の入替えに対する2分の1の補助をいただくということでございます。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、81ページ、生活支援援助事業の件でございます。これにつきましては、軽度な日常生活上の援助を必要とする在宅のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、軽度な日常生活の援助を行うものを派遣するというふうなことで、介護保険法による要介護等にあつては法の対象とならない援助を提供するというふうなことでございます。おおむね65歳以上の人を対象にして、業務の委託はあくまでもシルバー人材センターにお願いするというので、利用限度につきましては1世帯、月20時間以内として、派遣時間は午前9時から午後5時までというふうになっております。ご本人さんの利用負担につきましては、介護保険と同じように10%の支払いをしていただくということですので、費用単価が840円ですから1時間につきまして84円のご負担をいただくということで、特に軽度の生活援助ということで家事援助、室内の整理整頓、洗濯、買い物とか、それから外出援助につきましては通院の付き添い、買い物の付き添い、散歩の付き添いとか、その他屋外の清掃、家財等の修理とか、また話し相手とかいうふうなものでございます。

それから次に、85ページでございます支援費の件でございます。今回支援費の予算を計上させていただきましたのは、施設の入所、それから在宅の関係、ホームヘルプサービス、デイサービス、それからショートステイというふうなものにつきまして支援を行うというふうなことで、知的障害者の支援費につきましては6,083万円、これを計上しております。更生施設の入所につきましては13名、それから授産施設につきましては5名、それから入所医療というのがございます。その部分を計上しておるわけでございます。それから、身体障害者の施設費につきましては3,949万円、これを計上しております。これは養護施設に5人、通所授産施設に2人、更生援護施設に3人というふうに予算を計上したわけでございます。それから、知的障害者居宅介護支援につきましては、ショートステイ5人と、それから地域のグループホームになります。これを1名というふうな形で計上しております。それから、身体障害者の居宅支援につきましてもホームヘルプサービス2人、それから居宅デイサービス、これが4人と、それからショートステイを1人というふうなことで予算を計上しております。これが519万7,000円か、計上してると思います。それから、障害児の居宅支援につきましては、あくまでもショートステイというふうなことで、4人というふうなことで予算を計上したというふうなことでございます。

それから次に、91ページでございます。保育所費の人員費ということでございます。保育児童数が減少したのでございます。南保育園につきましては、園児数が29名ということ

で、5人の保育士で対応すると、それから北保育園につきましては入所が80人ということで9人、それから一応臨時の保育士を1名、今募集をかけているというふうなところでございます。ですので、かなり児童数が減ったために職員が、今まで3年雇用の方がおられたんですけども、この方が今年度末で全部退職というふうなことでござっておりますので、そういうことがあります。その辺で、あと労働保険とかいろいろありますけども、臨時職員の服務も少なくなっておりますので、その分が計上がされておらないというふうな状況でございます。以上でございます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 109ページの片岡議員の質問にお答えいたします。

ご承知のようにダイオキシンの削減対策といたしまして、連続運転を行っているわけでございます。平成11年2月から焼却炉の16時間運転に切りかえたわけございまして、また平成14年度10月より事業系の一般ごみの許可制の導入によりまして、ごみの量が増加が見込まれております。それに伴いまして、当然のことといたしまして、焼却量がふえるというような考え方を持っております、それに伴いまして今現在、3月をもちまして4名の職員が退職をするということで、人員減を補うために昼間のクレーンの業務及び炉運転についても人員の配置を考えなければならないという考えから、昼間の職員4人プラス2人の人間を配置するために委託したいと、そういうことと夜間連続運転のために4人の委託をお願いするという内容の予算でございます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 地方交付税の減額が平成9年度ぐらいの水準になってると、こういう減ってる場合の対策をどうされるんかというようなご質問の内容だったと思うんですが、まず地方交付税の財源不足と、国の収入、税収が少なくなってきたことによりまして、やはり地方財源の不足に対応するというので、平成13年度から15年までの間に、いわゆる従来の交付税特別会計借入金の方式を改めて、各地方公共団体において臨時財政対策債を発行すると、こういう方式になって、財源確保を来たわけですね。この場合の臨時財政対策債の元利償還相当額については後年度に補てんすると、交付税で算入されると、こういう方式が、なおかつまた15年度で改められたと。この算入の普通交付税の算定におきます基準財政需要額の積算、これがいわゆる全国総額で除して得た額に平成15年度市町村分の臨時財政対策債発行予定額を総額を乗じて算定するという、言葉で言うとちょっとわかりにくいんですが、数字で書くとわかると思います、今説明の段階ではこういう説明しかできないということ

で了解をお願いしたいと思います。

これで、今年度予算におきましても交付税においては2億6,000万円ですか、減額になっておるわけですが、その分を財政対策債で見られてるということで、本年度、総額的に見ますと少しふえてるわけですが、前年度から比べますと。そやから、財源というのは、そのときの状況の中で判断をして、事業等もやっていくというのが基本でございますので、収入に応じた事業をしていくと。なお、必要な事業であれば地方債を発行してでもやらなければならない事業があるということで、いわゆる財政計画の中で事業の遂行をしていきたいというふうに考えます。

議 長 3番議員！

3番議員 そしたら、2番目の質問ですけども、一番最終的なごみの償却施設の運転の委託の方なんですけども、前から時間の延長ということを自治会の方に申し入れられては来てるわけですけども、それについてはまだ自治会の方ではご返事は差し上げてないというふうに理解しているわけですけども、それはどういうふうになっているのか。

それと、前のときに職員の方が3名やめられてというときにお伺いしたと思うんですけど、それは委託というふうな形になるんですかということでお聞きしてたんですけども、そうはならないと思いますということでお伺いしたと思うんですけども、今回はもうクレーンの運転までも含めて委託ということになる予定なわけですね。この夜間の運転のために4名ということに新たに加えられたということでお聞きしたわけですけど、夜間というのは何時から何時までということの想定なわけですか、それもお聞かせ願いたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 夜間と申し上げますと、清掃センターは現在4時15分をもちまして閉鎖しております。その後、明るく日の職員が来る7時30分ですか、その間の内容でございます。

それともう一点の時間延長は16時間の操業するということで、時間延長で操業は今現在やっております。（3番議員「16時間以上に。」）以上、やっているかどうかということですか。（3番議員「やっていこうと希望されてるかどうかですね。現在は16時間。」）それ以上にですか。（3番議員「そうです。」）今現在行っております16時間運転でやっていく予定でございます。（3番議員「もうそれで延ばす予定はないということですね。」）はい、今は考えておりません。（3番議員「わかりました。」）

議 長 もうええ、答弁漏れないですか。

住民生活部長 済みません。訂正いたします。時間は職員が退庁いたします4時15分から1

1時。

議 長 10番議員！

10番議員 ちょっと1点ほど、町長の基本的なことになると思いますので、ちょっとお伺いいたしたいと思います。

施政方針の18ページに書いております職員の退職に伴う補充はしないと。そして、効率的な組織の見直しと人事配置により、さらなる合理化を進めるという一節があるわけです。ここでちょっとお聞きしたいのは、いわゆる正規の職員を補充しないということであれば、これ当然、もちろん臨時とかそういう意味で対応していくというのは、それは別として、結果、人材育成とかいうことも含めて、それと合併を、いわゆる延長線上に考えて、職員をふやすべきじゃないという町長がお考えを持っておられるのか、経費節減ということを第一点の形で補充をしないという考えを持っておられるのか。私があるところで研修に行ったときに、どこの町長さんか忘れましたが、市長さんかな。いわゆる職員さんの新陳代謝をして、いわゆる人材を育成もしていかないかんのも行政に携わる職員のものであるということもお聞きして、その市長さんなり町長さんは、どっちやったか忘れましたが、大体職員総数の約40年、当時です。40年ぐらい勤務していくんだということで、割って、年間どのぐらい採用していくのが、ただ経費とかそういうことは別として、いわゆる住民サービスをモットーとする、いわゆる職員の育成もかけてやっていくという観点から計算したんだということもお聞きして、例えば試算したら広陵町が260人ぐらいの、例えば正規職員さんがおられ、それを40年で割ったとしたら約6.5人ぐらいに、年間ですよ。新陳代謝がするのが普通だということが、一応そういうことをお聞きしましたが、それが正しいとか正しくないとかは別として、そういうような観点で物をおっしゃったこともありまして、平岡町長が、いわゆる合併という延長線上を意識をした中での補充をしないという考えを持っておられるのか、ただ一点経費節減という形を持っておられるのか。

そこで、今言うように合併といいましても、行政システムの流れが大きな器になるということも含めまして、個々個々、地域地域においての伝統なり文化なりを、これは合併することとはできません。人間が人間、全部合併するちゅうわけじゃないわけですので、行政システムの組織が合併するんだということもあるわけですので、そのことに関しましてもどんだけ合併があったとしても広陵町は広陵町の支所なりが残るわけですから、その意味でその職員さんの育成ということも大事なんかなと、私はこう思っているわけでございます。すべて臨時とかいう意味で対応できるのは、それは物理的なことはそうでよろしいけど、人材育

成と、いわゆる将来をどうするんだと、まちづくりのそのことも含めて、町長がおっしゃる人にやさしく、人がやさしいとかいうものを基本的につくろうと思うたら、やっぱり基本的なちゃんとした基盤と、人的基盤というのが大変必要じゃないのかなと、私はこう思うわけでございますので、一点そのことに対して、ちょっと町長のご答弁をお願いしたいと思いません。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、確かに18ページには職員の退職による補充はしないということを私も申し上げたとおりでございます。非常に厳しい財政状況の時期でございます。税金を預かってるという立場もでございます。やりくりをして課で1人減れば、2つの課が合併して力を合わせていただければ、少々無理してでも頑張ってもらえばできるのではないかという思いもでございます。私は、また正規職員を入れない、どうしても人数が要るという場合は短期的に補助職員、アルバイトでも採用して対応してはどうかという提案を職員に申し上げているところでございます。

合併による将来のための職員ということは、今年は考えておりません。むしろ現在の職員がしっかりとご勉強いただいて、将来に対応していただきたいなど。新規職員については、今年度は新たに採用するという事は計画をしていない状況でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 わかりました。人材育成、本当言うたら町長も職員さんの経験として町長の席に座られてる、政治家になられたわけですから、私が言うのはその意味で広陵町の人材、職員さんの中の人材をどういうように意識を育成して行って、将来合併があったとしても将来市長に立候補すべきというぐらいの意欲の、またそれなりの資質の持った職員を育てていくというのも、私、大事なことの一つじゃないかなと。これが、いわゆる合併という大きな器の中で考えても、やっぱり広陵町の、何も職員さんに限らないけど、その中でどう育てて行って、そういうリーダーをつくっていくというのも一つの考え方じゃないかなと、私自身はこう思ってるわけでございますので、いわゆるその時その時の業務を遂行するための陣立てというのは、それはそれで結構ですよ。しかし、新陳代謝をもって行って職員さんも刺激にもなるから、その意味での投資と言うたらちょっと言葉がどうか知りませんが、人的投資ちゅうのはこれは大変大事なことになるんじゃないかなと、こう思うわけで、その意味でどうお考えされているのかなと。ただ、その場その場で臨時で対応できることは、その時はそれでよろしいです。将来の人材育成に関して、将来合併なった中においても、そういう立派な

政治家としてでも出てこれるだけのものをつくっていくのが本当じゃないかなと私はそう感じている、思っているわけで、その点を尋ねているわけです。

議長 町長！

町長 ここ2年間は正規職員を、将来定年まで役所が雇用するという職員は採用しておりませんが、来年度はどうしてもやっぱりこのままではという職員の考えもございますので、引き続き検討をしなければいけない時期が来ておると、そういうようにも思います。とりあえず、今年度につきましては補充職員、また委託、また職員それぞれ頑張っていただく、というような状況でございます。新年度につきましては、新たな16年度、16年度につきましては、人材育成も含めて新規職員の採用に踏み切りたいなど、そういう思いを持っておるところでございます。

議長 4番議員！

4番議員 まず、歳入面のところから質問させていただきますけども、施政方針の中で町長は政府の現状についても述べていただいております。この中では聖域なき構造改革ということと、あるいは税制改革、規制改革、歳出の改革、金融システムの改革を4本柱にした構造改革をやろうとしているという政府の説明があります。こういう政府の説明について、地方自治体が大きな影響を受けるというのは当然のことだと思います。今年度も補助金の一般財源化が図られて、特に義務教育のところの部分ですけれども、これに対しての影響というものも非常に大きいと、県は特にですね。そういう中で、地方交付税の問題についてお聞きしたいわけですが、この中では地方交付税については国税収入が大幅に減少する中で、歳出の徹底した見直し、地方単独事業の減額を図りながら、地方交付税の特例措置、臨時財政特例債の発行で補てんするとされているという形で述べられています。

広陵町で見えますと地方交付税の問題で言うと、地方交付税で前年度よりも2億2,000万円の削減になっていると、普通地方交付税ですけれども。それに対して臨時財政特例債は7億3,000万円、前年度より3億8,000万円ふえているということになっているわけです。こういう中で、政府が今交付税に対しての攻撃も強めています。これは全国の自治体がこぞって政府に反対している状況が生まれている中で、政府の思惑どおりいかどうかという問題については、非常に怪しい雲行きもあります。そういうことは、一方では地方分権と合併問題とのリンクされた状況の中で、この問題が議論されているわけですが、少なくともそういう中での一つは合併論議が盛んですけれども、広陵町では3万余の人口を擁しているわけですから、これでもいけるような特色ある広陵町をつくっていくと、こ

ういうところの部分がやっぱりなけりゃならないと思うんです。そういう点で、やはり合併論議が盛んにされているわけで、17年度までにはもうそれには乗れないということは明白ですが、それでも以降、なお合併論議が繰り返される状況があると。そういう点で、広陵町は合併するしないという問題でもなく、広陵町民の暮らしを守っていくという立場から、独自に広陵町の特徴を出していく、こういう視点からの議論が必要だと思いますけれども、それについてはまずどのようにお考えしているのか。これは今後の地方分権や、また合併論議にあわせて広陵町が生き延びていくための大きな問題です。これは合併するしないは別にして、広陵町の独自の考え方ちゅうのは強調されてしかるべきですから、そういう点についてお伺いしたい。

もう一つは、先ほど言った地方交付税の問題であります。

地方交付税の問題で言えば地方交付税の目的は、地方団体の自主性を損なわずに、その財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方財政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること、これが地方交付税の第1条に書かれている問題です。これはいかなるものがあるろうと地方自治、憲法で保障された地方自治を動かすことのできない憲法保障規定だということは当然のことなわけですから、こういう点で、先ほどの7億3,000万円の、いわゆる起債がふえていると、こういう中身についてどのように認識を持たれているのかということをお伺いしたいと思います。

それには当然、先ほども少し意見交換をさせていただきましたけれども、地方自治を守るという立場からいっても、いかにこの地方交付税の位置づけが重要だということもあわせてお答えを願いたいというように思います。

それから、資料でいただいたところですが、平成15年度のサービス公社の町施設管理委託金の、これはもう歳出なりますけども、歳出のところ、これ資料もらってますんでちょっとこれだけつけ加えたいと思います。

各課からこういう形で資料をいただきました。しかし、この各課の資料の中で、いわゆる前年度との対比で言えばどこが少なくなっているのか、すべてによって少なくなっているのかという点があればそれでいいですけども、少なくなっているのかということとあわせて、いわゆる資料2の3ページです。委託料の積算根拠の部分で、提示させていただきました。これについても前年度との比較でどうなっているのか。また、これはいわゆる赤本、あるいは物価指数、建設物価等から見た場合、この単価というのはどれぐらいの単価になるのかも

あわせて説明を願いたいというように思います。

それと、先ほどの質疑の中で、補正予算の中で収入の問題が議論されました。収入の問題で一番大きな問題として、徴収率の低下ということを言われました。その中でも、固定資産税の評価がえによる問題で徴収率をもう下げていると。家屋に至ってはもう4%の減額徴収率を当初から見込んでいます。ではないんですか。その辺の説明含めて、いわゆる徴収率がなぜこれほどまでに下がるという実情を当初から把握されているのか、その点の説明もお願いしたいと思います。

それから、歳出のところ、あっちこっち行ってますけれども、この中で、いわゆる自治体の予算というのは当然国からの交付金や補助金、そしてまた地方の税収で賄っているというのは当然当たり前のことであります。こういう中で、広陵町独自でどんな施策ができるのかという点については、非常に少ないところがあります。そういう点では苦勞をして予算を立てる、予算編成に当たっての問題を議論するわけですが、私たちはそういう国の施策と町長自身が国の予算に対してどういう立場、考え方を明確にするのということを前提しながら、広陵町で一体どんな切り込んだ予算編成ができるのかというところに重点を置いた議論をさしていただいているわけでありまして。そういう点では、具体的な問題で修正案を出していくとか、そういう努力は必要でしょうけれども、当然町が出してくる時点での資料では、その修正案を具体的に立案する時間的余裕というのは全くないという状態が続いております。また、それに見合う資料を提供していただくという点においても、執行者のところではそのような体制になっていないということがあるわけですから、私たちはまず町長がこの予算の中で、先ほど議論してきた問題で、やっぱり町長のできる部分、いわゆる歳出カットの部分で収入、いわゆる町長歳費など、議員歳費やその他のところで、カットできる部分がなければ、住民に負担させるというのはおかしいというように思うんですが、そういうところの部分を見る場合、現在の政府の15年度予算で見ますと、4兆4,000億円もの住民負担がふえるわけです。

簡単に言えば、いわゆる4月から健保の改正で、これに伴って窓口3割負担が生じることになり1兆5,000億円、これがふえる。あるいはまた、発泡酒やたばこの増税で約3,000億円もの負担がふえる。また配偶者特別控除の廃止で、これは所得税で言うと4,790億円、個人住民税では、これは5年度からなるわけですが、2,554億円の負担がふえる。こういう負担になるわけです。また、消費税の特例が免税点が3,000万円から1,000万円になる。あるいはまた、簡易課税が5億円から3,000万円まで引き

下げるんですか、というような状態の課税から、これで合わせると4兆4,000億円もの国民の負担がふえていくということになるわけなんです。

こういうような状態に対して、本当に広陵町民の暮らしを守っていくような予算になるのかというと、私たちは非常に疑問に思います。こんな点に対して、町長がきちんとした、やっぱり説明をする責任があろうと思うんです。そういう中であって、国の予算だから仕方がないんだということじゃなくって、これはすべて影響を受けるわけですから、そういう影響を受ける部分に対してどのような立場を貫くのかと、これは私たちが執行者に対する姿勢賛否を判断する大きな要因になっているわけですから、そういうようなところでの明確な町民に対する説明を行っていただきたいというように思います。そういう点でもあわせてお答えを願いたいと思います。

それから、保育所の問題について聞いておきたいんですけども、いわゆる保育所の問題では、去年、おとしからですか、幼稚園では3歳保育が実施されてきたわけなんですけれども、この幼稚園の3歳保育と、保育所での保育との関係で、どのような変化が生じているのか。

特に、いわゆる保育所については民間保育、広陵町では公立とともに民間保育、あるいは公設民営保育が行われているわけですから、そういうところへの影響も度外視できない内容が含まれているわけなんです。そういう点で、幼稚園の3歳児保育を実施した後の保育所との関係で言う状況はどんな状況が生まれているのか、把握されてるのか、お聞きしておきたいというように思います。

大体そういうところをひとつお願いします。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、保育所の3歳児の幼稚園との件でございます。

数字的なものは若干わからないんですけども、影響はさほど——あったかもわかりませんが、しかしあくまでも保育所は1日の保育をするというふうな状況の中でのことでございますので、その辺はやはり影響というのがどうかなあというのは、ちょっとわかりにくいんですけども。

保育所自身の性格から言って、保育所自身と言うよりも現在今、少子化が非常になってきてると、もうほとんど少子化の施策的なものは特効薬はないと言われていたような状況でございます。しかし、保育所行政につきましては、うちの場合は待機児童がないということで、先日も厚生労働省の児童扶養手当の事務監査がございましたが、説明いたしましたら、大変

結構でございますというふうなお褒めの言葉もいただいております。

それで、そういう状況で影響と言われましても、その数字はちょっと今資料も持っておりませんので、お答えはできないですけども、当初は若干の影響があったと思いますけども、今はそういうふうな影響はないと、あくまでも保育所は保育所のニーズで入所されているというふうには考えております。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 地方交付税の減額措置をされてきているという中で、合併問題とリンクさせていただくというふうを考えているのかと、広陵町の特色を出していくべきじゃないかと、合併はせなくてもやれるような状況というような意見だと思いますが、やはり広陵町は広陵町としての特色を持っております。他にない、市町村にない財政状況もありますし、いろんな行事においても特色は持っているつもりでおります。

このことと、いわゆる合併になりますと、その取り扱いと申しますか、庁舎、例えば庁舎でもいわゆる住民の住民票等の交付のみの庁舎の機能になるであろうし、これは想定の問題であって、まず協議会等が立ち上げられた場合に細かい点まで詰めていかななくてはならないということで、現在のところではそういう予測はしておりません。

それから、地方交付税の基本理念が外れるということで、地方の財政が圧迫をされてきると、その分を財源対策債で措置してる国の方針はおかしいと、こういう内容なんですけど、まず、日本の経済というものがどういう状況か、よくご存じだと思います。こういう厳しい経済の中で、やはり経済の活性化というものが一番の課題になっておるわけですが、そのために金融システムの改革、あるいは税制の改革、規制緩和等の措置をされるわけです。そして、いわゆる歳出改革という中に地方財政の確保ということで、地方交付税の算出の基礎を見直すということで、いわゆる算出になります基準財政需要額、あるいは基準財政収入額というものの資料に基づきましての積算に基づいて地方交付税が算出されるという状況でございますので、まず、その財政の建て直しというものの断行をしていただいて、やはり地方財政の潤いを求められるような、まずは日本の国になっていただきたいというふうに思っています。

それから、固定資産税の徴収率云々と言われましたが、徴収率じゃなくて、96%の見直しに係る部分がございます。まず税制改革でございますが、いわゆる縦覧制度の確立、あるいは縦覧のときに他の人の土地の状況も見られるというような状況になってまいりますので、今度の改正に盛り込まれるわけでございます。その中で本年の固定資産税の収入についての

見方をしておりますのが、いわゆる土地でございますが、この土地については土地評価基準の改正に基づきまして、いわゆる道路のない地区、道路開設補正率の減点補正が適用されると、それから都市計画法によります既存宅地制度の廃止ということで、調整区域内の更地宅地等の見直しが減点の補正の一つの要因でございます。

それから、住宅用地の認定による権限ということで、これ約170筆ほどが該当するわけでございます。それから地目変更によりまして課税の土地から非課税に変わるというのは、調整池等、当初は宅地として課税をしておったものが調整池でなりますんで、非課税地に移行されるということで、道路あるいは公園など、公有面積的な要件がございます。それから、いわゆる価格の下落によります減点補正というものが土地の固定資産税に対する評価が変わってまいりますんで、当然税収が減るということで、この減る部分として、やはり2,540万円ほど見ております。

それから、家屋につきましては、評価がえによる減価ということで、木造、非木造を問わず一律に再建築費の補正率、これが96%とされますんで、もう自然と4%は落ちるということになりますので、この分が減額されるということと、それから大型の建物の建築が少ないこと、以前でありましたらエスポワール、ワキ製菓、それから江戸一、三笠コココーラ、フジパック等の大型の建物の建築はあったと、近年はないという状況でございます。それから、開発によります真美ヶ丘の住宅開発で新築の棟もできるわけですが、それらを差し引いた中で、いわゆる固定資産税の減額としては7,375万円ほどの減額になるであろうというふうに予測しております。

それから、償却資産については、一応申告等で伸びがあるということで、多少の伸びを見ております。

それから、プラス要因ですね、それで一応積算いたしまして、約8,300万円ほどの固定資産税の減額になると、ここに徴収率を、例年の徴収率を掛けて予算を編成さしていただいたわけで、収入としては見込みを出さしていただいたわけですが、やはりこの徴収率そのものにも、やはり努力はいたしますが、かなりやっぱり厳しいという内容が出てまいりますので、当然職員の努力にかかっていると、我々認識して納税の協力をお願いするというふうにいきたいと思っております。

それから、サービス公社の委託料については、都市整備部長の方から答えてまいりますので、よろしく申し上げます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 サービス公社の委託料の件ですが、前年度と比べましては単価の減により、ほぼといたしますか、全体的には単価の減による減額でございます。一部供用開始面積がふえたためにとかいう部分もありますけども、全体的には原因としては単価の減です。

それから、単価が一般的な単価と整合されてるかということのご質問だと思うんですけども、シルバーの方の例をとりますと、いわゆる単純作業といいますか、清掃だけの作業ですとか、剪定をされる方とか、草刈りをされる方とか、公園などを巡視される方とか、いろいろ全部単価が違っております。ですので、その場所、場所によりまして一概に単価がどうだこうだということも言いにくいわけですけども、いわゆるこちらの一般の土木で見ている単価につきましては、いろんな経費とかいう部分も全然違う形で乗ってきますので、私が承知している部分の中の単価につきましては、余りそうむちゃに違っているという部分はありません。いわゆる軽作業という形の中では妥当な単価になっているのではないかなというふうに認識しております。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 最後にご質問されました歳出のカットによります町民への対応とかいうような問題だったと思うんですが、この15年度の予算につきましては、一応町政説明会あるいは広報等に住民の方々に予算編成の内容を公表はいたしたいと思えます。

ただ、やはり必要である経費っていうものは当然削るわけにもいきませんし、直接住民の方々に影響する福祉等の経費等につきましては十分勘案した中で編成をさせていただいておりますので、よろしくご協力をお願いします。

議 長 4番議員！

4番議員 一番最初に、ページ25ページのごみ処理手数料1,745万5,000円があるわけなんですけども、これの内訳と事業系ごみの新たな参入に伴う、この歳入のところについてお聞きしときます。

それから、先ほども言っている問題で、やはり具体的に地方交付税の問題というのは、一番大上段に経済の失速の問題を上げられてやむを得ないという立場の議論をされているわけですけども、私はそういう国の問題の犠牲を地方自治体や国民に押しつけるという論法については、これは原則論とともに実態論をどうするのかという問題があるでしょうけれども、私は原則論として、どういう立場に立ってこのような地方自治体を破壊するような道筋をストップさせるのかというところが大事だと思うんです。

これは資料もいただいているように、地方6団体と一致した問題になっているわけですか

ら、少なくともその立場に立って、この地方交付税、今政府がやろうとしている地方交付税の削減の問題については、明確なやっぱり認識と議論を持っていただく必要があると思うんです。これは当然県への要望や国への要望は地方自治体がこぞって中心の一つにしている内容なわけですから、そこの部分を私は再度明確に述べていただきたいというものです。

ちなみに、資料をもらってる資料の中でも、この中での町村財政基盤の強化についてちゅうところでは、やっぱり地方交付税所要額を確保すること、あるいはまた、ここには、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方についての検討をする場合は町村の意見を十分踏まえること、特にスケールメリットが働きにくい町村の財政運営に支障を来すことのないよう国に働きかけたい、こういうことを明確に述べているわけですから、私はその中身のもっと突っ込んだ問題はこういう議会で議論されるべきだというように思うんです。

そういう点で、税源の偏在による財政力の是正及び一定の行政水準の確保を図るための財政調整機能及び財源保障機能は極めて重要であるという、その次に書かれているように、これこそ地方交付税の最も真髓なわけですから、そういうところの部分を崩そうとしている中身について、私は明確にこれは政府のやり方に対しては賛成できないということは、議会議決も含めた形であるわけですから、一層踏み込んだ形の決意を述べていただきたいというふうに思うんです。それが町民の暮らしを守っていく大きな源になっているわけなんですから、そういう点をお願いします。

そういうことは、なぜ言うかという、私はここに今ありますように、政府の予算の使い方の問題を抜きにして、地方自治体だけが具体的に苦勞して、そしてその押しつけを町民にかぶせていくという論理は成り立たないと思うんです。そういう点で言えば、自治体の予算を裁定するに当たっては、政府の言われるままに、県の言われるままに予算の範囲内でやらざるを得ないと、こういう立場は私は町民の立場に立った議論ではないし、町民の立場に立つ問題ではないと思います。

一つだけ例を挙げますと、道路財源の問題がありました。道路財源の問題では、政府は道路財源いわゆる公共事業を1割カットというのが小泉内閣で出たわけですが、ところが1割カットを自慢しているうちに、補正予算で、2001年度の補正予算で2兆幾らかの補正を組むと、公共事業をふやすと、で、公共事業をふやす、そういう論理になってるわけなんです。

私たちは公共事業をふやすという従来型の問題は破綻してるということを明確にしながら、やはり先進国が今とっている公共事業と社会保障費のトータルとしての財源の使い道を変え

ると、これはアメリカでもイギリスでもフランスでもドイツでも、既に日本では社会保障費に20兆円、公共事業に50兆円という数字ですが、これを逆さまにする、アメリカでもその他欧米諸国、先進国は既に社会保障費の額の方が圧倒的に多い、こういう予算をして、国民の暮らしをよくするんだということを明確にする必要があると思うんです。それを抜きにして、今先ほどの議論ではないですけれども、お聞きしますけれども、いわゆる福祉のところで施設介護ができない、建物が少ないからですね。こういうところにお金を使って地方の建設業者や地方のところでこれを公共事業というのであれば、公共事業のこういうところに金が回ってくれば、大きな地方の復活力になるわけなんです。

ところが、今政府が行っているのは道路のこと一つだけを取り上げてみますと、土地再生っちゅうのを物すごく大きなことを言ってますけども、土地再生でもビル、これは2003年問題っちゅう形で今論議されているわけなんですけども、東京都でのビルのいわゆる空きビル率、空き空室率が前代未聞になっていて、これは成り立たない状況が生まれているという問題、あるいは道路の問題で言えば、いわゆる道路財源の内容っちゅうのは、このいわゆる高規格幹線道路に1兆9,318億円、これ前年度に比べて1.04倍ふえてるんです。最も身近にするべき内閣府の調査でも出てるのは、歩行者専用道路の整備、あるいはまたこれからの道路整備の要望などのところでも、こういうところにはふえていない。予算がふえていないというような立て方でしょう。

こういう問題について、きちっとやっぱり予算編成するときに、政府の誤った予算の立て方っちゅう問題を理事者ははきちんと言うべきだというふうに思うんです。そういうことを抜きにして、国や県の言うがままになるということをお私たちが言ってるわけなんです。こういう部分っちゅうのは非常に重要な問題です。それについてはどういふように再度言うのか。

もう一つその例で言えば、いわゆる地域経済の活性化予算、これも減額されてるんです。いわゆる地域経済に影響の大きい中心市街地や商店街活性化のための予算、これが前年度から言うと97.2%に減っている。こういうような状況の中で、一方で、広陵町でもかかっている地域産業集積活性化補助金が減額されている。こういうのが実際に地方にとって、本当に予算編成するときに困る内容なんです。

広陵町ではそういうような内容から含めて、これはお聞きしますけれども、いわゆる今年度の産業振興予算の中で、今まで地場産業に使われていた500万円の予算が削られて、なくなっている。これは業者との話し合いの問題もあるでしょうけれども、町が地場産業に対して継続してどう対処するのかっちゅう問題が、視点が欠けているからこういう状況が生ま

れてくるわけなんですから、これについては、なぜ減額されるのか。こういう内容、非常に現在困っている広陵町の地場産業に対する取り組みちゅうのは、予算面で裏づけがなくなったということになるわけなんでほかには継続してありますけれどもなくなったというように、この部分だけで言えばですよ、こういう点についてどのような認識を持たれているのかちゅうのをお聞きしときたいと思います。

それで、トータルの問題については町長に答えていただく必要がありますので、よろしくお願いたします。

ちなみに、道路の問題はいいですわ、もう。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、ページ25ページのごみ処理手数料の積算内容についてお答えいたします。

個人の持ち込み分で事業系のごみでございますが、300キログラムまで6万4,000キログラム掛ける10円の12カ月で768万円、同じく事業系のごみで、300キログラム以上で1,700キログラムの15円の12カ月で30万6,000円と。

続きまして、許可業者の分でございます。ご承知のように平成14年の10月1日から事業者から出る一般ごみの持ち込みでございます。これにつきましては300キログラムまで2万4,000キログラムの10円の12カ月で288万円、同じく300キログラム以上で3万5,300キログラムの15円で12カ月で635万4,000円ということでございます。

続きまして、一般のごみでございます。一般家庭のごみにつきましては、100キログラムまでは無料でございますので、100キロを超えましたキロ当たり一応3円ということで、3,200キログラムの3円の12カ月で11万5,200円でございます。

それと、特定品の納入、いわゆる単車あるいは冷蔵庫、テレビ等でございますが、これにつきましては持ち込み1台につき3,000円ということで、月約2台の3,000円の12カ月で7万2,000円。

それと、収集の場合でございます。これにつきましては単車のみでございます、月1台で4,000円の12カ月で4万8,000円ということで、合計1,745万5,000円を予算計上させていただいております。

2番目の許可業者の今までの実績ですか。（4番議員「実績。」）はい。平成14年10月から平成15年1月までの実績について4カ月間の実績を申し上げますと、300キログ

ラムまでで4万7,740キログラム、金額にいたしますと47万7,400円、300キログラム以上の場合、20万8,710キログラムで286万1,250円の4カ月間の実績でございます。平均的に申しますと、月約6万4,122キロの搬入があったというような内容でございます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 寺前議員さんから地方交付税の理念というものを、もちろんその理念の中で地方交付税の交付はあったわけですが、現在の状況を先ほど申しましたように、経済情勢等国の状況というものを判断した中で、やはりない袖は振れんという状況であると思います。そのための財源を確保するために、いろいろと議論され、現在交付税の算定の基準の改正等を行われて、やはり地方に影響を及ぼす財源の確保というものを国としては十分お考えいただいていると思います。

ただ、その国に直接云々という議論は、我々としてはできませんが、それについては町長も上京もされ、そして町村会を通じてもいろいろと活動をしていただいておりますので、その辺の事情等も町長の方からご報告していただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 町長！

町 長 私から答弁を申し上げますが、寺前議員は国の言いなりというようなことをおっしゃっておられました。確かに中央集権的な嫌いがございます。しかし、これからは地方からやっぱり国を動かすという、そういう時代に入ってきたかと思います。

今国の方では人口が少ないから、また財政能力がないから、基礎的自治体でないというような言い方をしております。切り捨て論でございますが、私ども全国町村会から大きなこれは反発をしているのでございます。全国規模から申し上げますと、人口は2割しか町村ではないわけです。2割の人口でこれ2,500の町村があるのでございますが、また面積でいたしますと7割が町村でございます。この7割の面積は日本の国に対して農産漁村の多面的な大きな国土を支えるという大きな役割を持っているわけございまして、人口の2割よりも、7割の面積が大きくなうねりとなって、町村が訴えているわけでございます。

広陵町には伝統があります。また先人が汗を流した、こうした町をつくってきたという経過もあるわけございまして、みずからやっぱり創造する、責任あってまちづくりをすれば、魅力あるまちづくりを起こせば、人が集まり再生力もついてくると、私はそう確信するところでございます。

そんなことでございますので、決して国の言いなりの時代から、もう我々が積極的に働き

かける時代になったという思いで、私ども町村長集えば、このことを申し合いをしているところでございます。（4番議員「それと、道路財源はええとしても、地域産業予算の減になってるし、広陵町でも産業振興費が減ってるっちゃうとこ。」）

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 当初3年間の計画でこの予算を組んでおりましたが、昨年この事業そのものは終わりました。今その経験を生かして、いろんな販売促進と、地場産業のためにという形で活躍していますので、事業が、予算が減ったんで何もしなくなったということではないので、よろしくをお願いします。

議 長 もういいの。 13番議員！（4番議員「町長のそのさっき言うてる地場産業の問題、町長に答えてもらわなあかんわ。」）もう終わった。

13番議員 終わったで。

二、三点ちょっとお聞きいたしたいと思います。

まず1点は、これ予算書に載っておりますコンピューターの件でございますが、コンピューターの町全体でですね、予算書は各部門別に出しておりますねんけれども、例えばソフトの使用料は町全体でどのぐらいなのか、保守料はどのぐらいなのか、あるいは委託料、保守委託以外の作業委託、いわゆるインプット等の作業委託料は全体でどのぐらいか。要するにコンピューターとしてどのぐらい費用がかかっているのかと。

これはハード面につきましてはリースでやとられる部分と買い取りの部分とございますので、買い取ってしまったやつは単年度予算でもうちょっとわかりにくいかもわかりませんねんけれども、この今年度予算でハード面で全体でどのぐらいあるのか、それをまず数字がありましたら教えていただきたいと思います。

それと、その次に、ちょっと私わかりにくいんですけど、地方交付税が減額になってきているのは先ほどから説明いただいております。前々から有利な起債というような形で、あとから交付税算入で入ってくるんだという部分、この部分については今までどおり入っておるのかどうか、ちょっとその辺、この下がってるところについてもその辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

その次、資料の方ですねんけれど、資料の臨時職員の賃金一覧ということで見せていただいておりますら、臨時職員の賃金がほとんど下げられておると、これはどういうことなのかということでございます。

特に、一般職はこれは人事院勧告でその部分だけ下げていくというのが当然でございます

が、この臨時職員につきましては、果たしてこれ下げて妥当なのかどうか、自分らが下がったからそっちも下げるんだというような考え方で下げておられるのかどうか、この辺、さも
のうても、臨時職員と正職員とでは物すごい賃金の格差があるわけなんです。仕事の内容に
ついてさほど変わらない仕事をされておる方も多々おられると思うんです。内容はいろいろ
あると思いますけれども、そういうことで、やはりこの辺、これで特に見ましたら清掃セン
ターの業務員ですね、これが1,050円から800円と、これ上に日額賃金でなってるけ
ど、多分時給だと思いますんで、印刷ミスだと思いますねんけどね、だから時給でこのぐら
いの下げになっておるとい、きょうまでが高過ぎたのかどうかですね。

それと、もう一点お願いしたいのは、過去5年間、非常に正職員の採用が少ないと思うん
です。正職員の採用が少なくて、そして臨時職員の採用がどうなってんのか、過去5年間資
料がございましたら後日提出をお願いしたいと。

正職員とらない、とらないと、正職員とらない状況で臨時職員で単に補っているのか、あ
るいはコンピューターの質もかなり入ってきてます。そこで作業の効率化を上げて人をとら
なくてやっていけてんのか、この辺がちょっとわかりにくい点がございますので、ひとつそ
の辺の資料がございましたらお願いいたしたいと思います。

それともう一点、これも資料の方ですねんけども、資料の方の12ページです。区長、自
治会長会運営費補助金が14年度が252万円、15年度が80万円と、極端に下がって
おりますが、どういう理由でそうなおるのか、あわせてお願いいたしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、地方交付税の後年度における償還金の相当する額の、これは一緒です、
変わりません。ただ変わりましたんは、そのいわゆる交付税の算定における積算がちょっと
変わったと、内容的に変わったということでございますんで、よろしく。

それから、臨時職員の賃金の改正をさしていただいたわけですが、800円から780円
とかいうふうに前の金額から変わってるということで、大体2%程度の引き下げというふう
になっておるわけですが、これについては一応ほかのパート職、ほかの職種で役場以外の事
務職以外のパート職等の賃金を参考にして設定をさしていただいたと、それも業種別にいろ
いろと設定をさしていただいたという状況です。

それから、清掃センターの1,050円から800円に極端に落ちているというのは、こ
れは電話等の当番とか、いわゆる軽易な事務の補助ということで少し設定が高かったんでは
ないかということで見直しをさしていただいたということでございます。

基本的にはパートということで、何年も臨時職員ということで継続してきたことが労基法の違反になるということですんで、すべてを対象に見直しをさしてもらったんが、今回賃金とともに、やっぱり人数もすべて見直しさしていただいた、そして応募の中で条件的に年齢をつけさしてもらった部分もございまして、そういう形ですべて見直して労基法に違反ならんような採用の仕方をしていきたいということで、いわゆる臨時職の期限6カ月、これを厳守して6カ月後にはもう一度裁定をした中で最長1年と、こういう方針でいきたいというふうに改めさしてもらった結果でございます。

それから、過去5年間のおっしゃっていただきました退職者と採用、臨時等の採用についての資料をまた提出さしていただきますんで、これ今現在持っておりません。

それから、おっしゃっていただいたように、やはりコンピューターの導入によっての人員削減という効果も多少あると思いますんで、この辺での仕事の全体を把握した中での採用、あるいは臨時職員の対応ということで資料を出さしていただきます。よろしくお願ひします。

(13番議員「コンピューターの全体の数字出るんかな。」)言うときましょか。総務部長が答えるかなと思って。(13番議員「ほな、またあとからで結構です。」)

議 長 総務部長！

総務部長 電算システムの委託料でございます。平成15年度につきましては1億7,000万円ほどでございます。昨年より全体には914万8,000円の増でございます。それはLGWANの設置に伴うもので、大体1,000万円近うふえたものでございます。

それから、57ページの区長、自治会長会のこの補助金、これが昨年よりも非常に減っているということのご指摘でございますけれども、これは県外研修の費用でございまして、その上にあります旅費の項目にありますけれども、費用弁償、これが去年はなかったものでございまして、こちらの方で区長、自治会長会の研修の費用を出すということでございます。

それから、使用料及び賃借料の中でバス借上料、これも今年新しく予算化させていただきました。36万8,000円。それから下の高速の使用料ということで10万円ということでございます。

以上でございます。

議 長 13番議員！

13番議員 ありがとうございます。先ほどの臨時職員の件だけちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

これも本当に臨時職員というのは、いわゆるこれ臨時職員でなってるけど、要するにパー

トということです。その中で見まして、これは正職員と何ぼでも、それは町長の考えもよくわかるんです、なるべく安く上げよう、人件費を少のうしようというんですけど、これにもおのずと限界というものがあるんじゃないかと思うんです。

と申しますのは、例えば保育所の保育士ですか、こういうのもやっぱり今一過性で、今この時期さえ乗り切ったらまた子供が減るんだと、だからこの時期1年、2年だけ何とかしたいというんでしたら、やはりそういう形での採用ということになると思いますねんけれども、その場合においても、正の保育士と臨時で雇った保育士、かなり差があるんじゃないかと思うんです、賃金の差がね。こういうのは一過性のやつだから、期間だけを何とかしたいという形で、やはり考えていただかないと、ただ安く上げるだけということであれば、やはり余りそのそこにいろんな人が一緒に働きましたら、余りにもそこに格差が出て、その中でやっぱりぎくしゃくしたような問題も私は出てくるんじゃないかなあと思います。

そういうことで、これ賃金を下げられたんは、恐らく職員の賃金下がったから下げたというような見直しだと思うんです。世間でどんだけ下がってんのか、上がってるところもあるし、それはもういろいろあると思います。やはりそういう面を配慮したやっぱり臨時職員の、安く使うんだという考え方じゃなしに、それぞれにその人の考え方があっての臨時職員の必要性があるんじゃないかと。

ひょっとしたら、また誤解があって、来ておられる人が何とか臨時職員に雇っても、それいてたらまた次、正職員に採用してもらえないかというような、これはしないと役場は言っておりますけれど、そういう誤解のもとにこの賃金で辛抱してきておられる方もなきにしもあらずじゃないかと思しますので、その点だけは本当にそういう採用をなさらないんでしたら、はっきりとその点だけは念を押して、ひとつこの臨時職員の採用をお願いしたいと、このように思います。

議 長 答えは。 企画財政部長！

企画財政部長 臨時職員の採用については、おっしゃるとおり、過去にそういうケースがあったということも踏まえての話で、やはり臨時は臨時と、そやから雇用期間が終われば終了ですよということは、これはもうはっきりと申し上げておりますし、文書でも渡しておりますんで、その点は誤解はないと思います。

それから、保育所等の保育士あるいは幼稚園の教諭も含めての話ではありますが、これについておっしゃるように、ある期間だけを必要であるから臨時で対応したというのと、なんでも構へん、臨時で対応したらええやんかと、人数合わせやんかというような感じではないわ

けなんです、いわゆる補助的なクラスで、クラス編制によって、いわゆる30人のクラスに2人の保母をつけると、その1人は補助であるというような運営の仕方というものは当然考えられますので、その辺の対応をしていきたいと考えます。

議 長 5番議員！

5番議員 そしたら、基本的なところをお聞きしたいと思います。

まず一つは、今先ほどから人事の問題が取り上げられているわけですが、本当に多くの議員の皆さんもご心配いただいているところだというふうに思います。

これは私の方も前にもシルバー人材のときにも質問させていただいたんですけども、今国の方としましては、定数管理ばかりが優先されてくる中で、この行政改革の一環として公務員制度改革案を出されて、また公務員制度改革の大枠が提示される中で一層厳しくなっているのが現状なんです。

そういう中で、企画部門、それと執行部門と2つに分けていくような動きが強化されると、その先取りをされているのではないかなあと思うような中身なんです。だからこの問題で国、この後ろの方に書いてあるのは全然別の次元の問題だと思うんですけど、年齢要件、国の指針ということとか書いてますが、またあるいは勤務評定を行って半年間の雇用延長するとかいろいろ書いてあるわけなんですけれども、国の方のこのような公務員に削減に向けての方針と、今回のたくさんの募集の状況についての町の考え方について、まず確認をしておきたいと思います。

それから、先ほどから言われてますが、この臨時職員、第3次まで募集しましても、まだ採用できていないという、こんな大変な状況があるんです。これはやっぱり余りにも短期の雇用であるということと、それからまた条件が本当に大学卒でありながら、また常勤と同じ時間数、勤務実態でありながらパートである、大変賃金が低いということでは、やはりなかなか応募がないのも当たり前だと思うんです。

民間であれば、幾らパートでも何年もやはり同じところで働かれているわけなんです。だから従前は公務員の方もそういう形で臨時職員さんでも何年も繰り返し採用してきたという点があるわけなんです、そういう点にはまた工夫、一工夫、二工夫しながら、そうして来ていただいていたと思うんです。だから、その大変厳しい雇用状況の中で、なお一層悪い方向に引っ張っていくのが広陵町の採用の仕方であっては大変な問題だと思いますので、この問題については、やはり広陵町の、それこそ特色を生かして、安心できる職場にしていっていただきたいというのが一つです。

そういう中で、この臨時職員さんも私は立派なきちっとした公務員というふうに認識しているんですけども、公務員としての認識について臨時職員さんについての認識については、どのようにお考えいただいているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、2つ目は、この今大変厳しい全体の歳入歳出の中で、大変不明朗な点が引き続き行われてきたというのが一つあるんです。これは109ページのし尿処理費の中の問題なんですけど、これは会計の正規のやり方而言えば、くみ取り手数料は一般会計に入れて、それから一般会計に入れた中で委託なり何らかの形で業者の方に清算をしていくのが一般的な正しいといひますか、きちっとしたやり方なんですけれども、歴史的ないろいろな経過があったというようなことは少しだけ耳にしたことはあるんですけども、この際、葛城の方に、御所の方に新しく浄化センターができるわけですから、この際、時代に合せて思い切った見直しをしていただきたいと思うんです。

とりわけ、いつまでもこの補てん金、1,000万円近い補てん金はどうして継続しなきゃいけないのか、全くわからないわけです。そういう点而言えば、この分についてはこの際、見直しをしていただくことについてどのようにお考えいただくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、最初の9ページなんですけど、債務負担行為がございますが、この債務負担行為の考え方、基本的にお聞かせをいただきたいんです。

とりわけ、土地開発公社の金融機関からの融資に対する損失補償が債務負担行為に上がっているわけなんですけれども、この点はなぜこれが債務負担行為になるのかという点について、説明を加えていただきたいと思います。

あと、LGWANのことなんですけれども、これについて資料をいただきました中では、奈良県としましてもまとめて資料の10ですね、あとでいただいた資料の10ページですけども情報化政策の推進についてという中で要望されているわけなんですけれども、大変危険な内容をはらんでいるわけです。

これは、基本台帳ネットワークシステムと、こちらの方の情報システムがいずれドッキングされるだろうということは想定にかたくないんですけども、そういう中で、今これの情報、LGWANの方で情報を全国ネットにつないでいくということに対しては、かなり全国的にも問題認識されている自治体もあるのかなと思うんですけども、この前、先般3月6日の毎日新聞の夕刊で見ますと、これの総合行政ネットに接続している参加率は2月末現在で1割しかない、全国的にですね、そういう状況だというふうに書いております。

この中についての問題点は、接続が進まない理由としては、整備計画の理解ができていないとか、経費負担が大変大きいんだということとか、また利用目的が自治体自身が不明確だと、理解していないというようなことが上げられているわけなんですけど、そういう大変問題を含んでいる中で、とりわけセキュリティー対策に万全を期されるように国へ働きかけられたいということで、この点について自治体自身も大変な不安を持っているわけです。

そういう大変問題があると認識しながら、国の方がこのような接続を要請されるからということだけで、住民の理解、また自治体自体の理解も得られぬままにやっていっているのかどうか、この問題についてお聞きをしたいと思います。

それから、同和行政の問題なんですけれども、同和行政につきましては、もう地対財特法も終結いたしまして、もう法的にも裏づけのない内容になってきているわけなんですけれども、依然として広陵町の場合には従前と何ら変わることなく同和の事業予算がつけられています。トータルで幾らになるのか、まず確認をしたいと思います。

それから、この中で、なぜそういう、どうなのか、一部では同和推進協議会などは人権推進協議会ということで名前を変えられたわけです。しかし中身としたら、総会の資料を見せていただきますと、同和教育は基本に据えた中でいろんなこともやっていくんだというふうなうたっております。従前と何ら取り組みは変わらない中で、名前だけ変えられたんです。その一方で、ほかの部分ではまだ同和の名前を残した形での補助金等が多々つけられているという、大変混乱した状態があるわけなんですけれども、この同和問題についてどのようにお考えいただいているのか、お聞かせをいただきたいと思います。委員会ですけれども、主な分だけちょっとここで質問をさせていただいております。

あと1点なんですけれども、入札の問題なんですけれども、収支の大変厳しい財政の中では、今一番大きな財源を期待できるのが入札問題なんです。広陵町でも本当にいろいろと努力していただいてきて、最低入札価格の公表ということもしていただいています。

こういう中で、最低価格について入れた後、導入した効果についてどんな状況なのかというところを、状況を報告していただきたいのと、やはりそれによりまして、なかなかいろいろ手を加えていただいても、実質的な改善が非常に難しいわけなんですけれども、さらなる改善をどのように考えていただいているのか、お聞きをしたいと思います。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 定数管理という問題を引き合いに出していただいて、今度の採用に対してのご意見をいただいたわけですが、国の定数管理等には関係なしに、やはり仕事のできる場を提

供したいというのが町の基本的な方針でございます。その中でそれに適応した職種を選んでいただくと、そしてそれを応募していただくということで、きっちりと厳しさを持って公正を欠かないように、やっぱり募集をしているという状況でございますので、今3次募集で人員もまだ確保できてないというのはおっしゃっていただいているわけですが、やはり1年間でも遊んでるといふ人が少ないんだなあというような、特に仕事をしたい、したいとおっしゃってるといふご意見、よく聞くんですが、こういう募集をしたときに案外結果的には悪いんだなと、募集の人数が少ないんだなというのが実感として感じておりますけど、やはり確保した中で仕事を遂行せねばなりませんので、確保するための努力はしていきたいと、しかし、それは決まった規定のとおりに対応で行きたいということで、特に配慮するとかいう考えは一つもございませんので、よろしく申し上げます。

それから、公務員としての認識の問題なんですけど、これについては地方公務員法の適用を受けるかどうかという問題かと思いますが、この範囲内で部分的に受ける部分もございまして、これはその仕事によつての適用の範囲であると。ただし、やはり役所に勤めていただいたということは公務員としての自覚を持っていただきたい。採用のときにはそういう研修もまずいたしますので、その研修の中で仕事についていただくというふうに認識を新たにしておいて、働いていただくと。民間のところで働くのと役場で働くのと違うんだという認識を持っていただこうと、かように思っております。

それから、同和行政に対する予算ですが、私拾い出しましたが、現在のところ同和あるいは人権という名前に変わつてる部分もありますが、これで570万円近い予算ということで15年度は上げさせていただきます。

なお、予算でございますので、参加、今まででも過去に参加割り当てがあるんじゃないかと、強制的に参加させられてるんじゃないかというようなご意見もあつたように思います。それは決してございませんで、各市町村、例えば10人の参加をお願いしますという依頼そのものはございますが、これに対して各町村の考え方で、当然10人行かんといかんという判断であれば10人を参加させていただき、5人であれば5人というふうに見させていただきますので、最大数の予算ということで計上はさせていただきます。

この中には、講師謝礼あるいは旅費、それから参加費、参加の資料等の負担金、あるいはポスター、すべてを含んでおりますので、これを吟味した中での金額というのは多少変わるんじゃないかと、かように思いますので、よろしくお申し上げます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、109ページの葛城清掃組合の負担金のことでお答え申し上げます。

まず、本町の下水道の水洗化率は非常に進捗状況が上がっております。そういう面から見てまいりますと、し尿処理が長い歴史があると、長期間にわたって業者さんにお世話になっておったという面からも考慮いたしまして、やはり補てん金という形で、件数が減ってまいっておりますのでそういう内容の補てん金であると、私詳しくはわかりませんが、このような内容で理解いたしております。

それと、いろいろとご意見をいただいておりますが、私自身もこの葛城清掃組合の会議等にまだ一度も出ておりません。そういうことから見まして、また今ご意見いただいておりますもの内容につきまして、機会を見まして、また意見を発表してまいりたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 総務部長！

総務部長 LGWANについてのことでお尋ねいただいておりますけれども、総合行政ネットワーク（LGWAN）は平成15年10月、これにおいて専用回線をいたすわけですが、その中身につきましては私まだよく理解をいたしておりません。

ただ、まずその基本となります電算室の整備等の計画はいたしております。例えば拡張工事をいたしますが、その中でまず拡張といたしまして南側の方へ、今の現在の電算室を約60センチほど拡張をいたしまして、それまず1点。それから、今現在電算室南側にあります磁気テープがございますが、これが部屋の中に入っていないということで、拡張いたしまして、それを全部その部屋の中へ収納するというような工事、あるいはクーラーのことでございますが、今故障をいたしておりますので、新しく入れかえをするというような工事。

それから、今後電算室のセキュリティー対策につきましては、入退室のときにその管理としてICカード、あるいは指紋の確認で対応するような、そういう考え方を今持っておるところでございます。以上でございます。えらい答えとなりませんが、よろしく願いします。

議 長 助役！

助 役 最低制限価格の導入に伴う効果というご質問でございますが、この最低制限価格を導入したことにより、えらい金額で落とされたなあ、ひょっとしたら手抜きされるんではないとか、茫洋とした心配があったわけですが、その点につきましては安心して見ておりますし、また今後その動向について見定めていきたいと、このように思っております。

議 長 教育長！

教 育 長 松野議員にお答え申し上げます。

先ほど予算的な面につきましては、財政部長の方からご説明あったとおりでございますが、ご承知のように、部落同和地域の環境整備につきましては、この法に、地対協とかいろいろな法によりまして、その環境整備については一定の改善を図られてきたと、こういうように思っております。

しかし、今ご承知のように、なお差別発言とか、あるいは落書きとか、また現在はインターネットを使つての差別メールを送られるとかという、非常に陰湿的な差別事件がまだ起きていることも事実でございます。

そういうことで、やはり部落問題の解決を中心にしながら、今後すべての人々の人権が守られるように、今後も、また憲法にも保障されております人権尊重の精神につきましても、こういう教育をさらに進めていかなければならないと考えておりますし、啓発もすべて今後も続けていかなければならない。そういう意味での教育、啓発のための予算でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 先ほどの入札制度のことで、将来の展望といいますか、どう考えてるのかというご質問もあったと思ひます。

今項目を一つずつ上げますと、たくさんあるんであれなんですけども、主なものとしまして、入札の方法についていろいろ議論しておる最中でございます。例えば、郵便による入札そのものは現在コンサル業務の中でテスト中であります。

それと、また将来は電子入札も導入してはどうかという話も出ております。これは単独でやるにはちょっと何億円という費用がかかりますので、奈良県自体がそういう機運が見えましたら、よそと組んででもやればという思ひはあります。

その他いろいろ細かいことを上げますと、十何項目か、今議論をしているところです。現場説明の仕方を変えようとか、入札のもっといろんな方法を変えようとかいうことでやっております。入札の件に関してはそれだけです。

あと公社のことでご質問があったと思うんですが、なぜ必要かという部分につきましては、先日本会議でご報告申し上げたとおりでございますが、公社の必要、なぜ必要かということになりますと、いわゆる町の債務の保証があるので、銀行の方で融資していただけるということになりますので、その点よろしくお願ひしときます。

議 長 5番議員！

5 番議員 まず、そしたら、今の債務負担行為の分についてなんですけど、銀行融資の条件が債務負担行為つけてるかどうかということなんですか。（都市整備部長「その保証。」）保証として。従前には、今までなかった例なんですけれども、その経緯についてもう少し詳細に再度お願いしたいと思います。

それから、LGWANの方なんですけれども、例えばこの問題について言えば、今どこかでスイカカードとかいうのがありますよね、そういうのとか、自動車でも高速道路を入るときにとまらないで行けるようなシステムとかいろいろあるわけなんですけれども、それはみんなICカードにつながっていくわけなんですけれども、そういう部分で今は民間ということは口頭では言っていませんが、将来的には民間のそのICカードとも接続できるようなことを経済界から強く要望されていまして、現に経済界ではそのような動きをつくっているわけなんです、具体的に。

そしてまた、住民基本台帳ネットワークとも簡単に接続できるようになってくるといふことになると、たった1枚のICカードで本当にその人個人の日常の行動まで管理できてしまう、こんなシステムなんです。ですから、こんなことをやっている国は世界中どこもないんです。だから、その先ほどのセキュリティーの問題ありましたけれども、本当にセキュリティーが万全であればいいというような、そんな生やさしい問題ではないんです。

ですから、これについては、大変重大な問題で、個人のそういう監視につながるという問題と、それからもう一つは、自治体も先ほどから特色ある自治体という声がいろいろ出てるんですけれども、みんな事務手続等も一律化されて、そしてもうこちらの方の手続抜きに中央から個人に直接情報が届くような、そんなところにまで到達するのではないかという懸念が言われております。ですから、自治体が形骸化してしまうわけです。

だから、そういう点も含めると、このLGWANについては、情報の交換、共有と言いつつながら、現実には政府が自治体の指示、それから命令を伝える伝令管になってしまうと、自治体の情報を吸い上げる、またはスポイトになってしまう、また盗聴の道具にさえなってしまうのではないかと、大変重大な問題を含んでいるんです。

盗聴といいますのは、前に自衛隊の方で情報公開資料請求した人が非常にほかの付属的ないっぱい情報を把握していたということで、こんなのもこんなICカードができれば、簡単に国の方は全部の情報を把握してしまうことができるんです。

ですから、これはもう本当に危険な問題だということが、今指摘されているんです。ですから安易にこれに乗かってしまうのではなくて、コンピューターは大変便利です、活

用次第ということなんですけれども、それを国レベルで全部一括してしまうというところには大変危険性がありますので、そういう認識を持っていただいて対応されているのか、その点について再度認識をまずお聞きしておきたいと思います。詳細については、また委員会の方でも議論をしていきたいというふうに思います。

それから、同和教育についてなんですけれども、今教育長の方から答弁ございましたように、同和を中心に据えた人権教育ということなんですけれども、なぜ同和を中心に据えなきゃ事が解決しないのか、大変私は疑問に思います。男女差別にしましても、人種差別にしましても、いろんな差別があって、それを人権教育の中で幅広く取り入れていくとおっしゃっていますが、なぜそれが同和教育につながるのかは理解できません。それぞれの差別についての歴史、全く違うわけですから、それぞれに勉強していくということについては、大いに結構なんですけれども、そういう今までの同和行政を温存していく中での強引なやり方については理解できない。

それであれば、私は一般施策の中で個々にそれぞれ公民館活動に取り入れたり、また社会教育の違う講座の方で取り入れたり、いろいろな形でできると思うんですけれども、今そういう形で人権教育を含めた同和教育の引き続き存続させていく法的根拠と、それから歴史的な存在の根拠がなくなっていると言わざるを得ない状況なんですけど、引き続いて広陵町はこのような形で同和予算をとり推進されているについては、再度どのようなお考えなのか、お聞きしたいと思います。

とりわけ同和という名前については、もうなくしていくということが国の法律の見地から見ましても、また国会での答弁等を見ましても、そうなってるんですが、なぜ広陵町は同和という言葉で温存しているのかもお聞きしたいと思います。

それから、あと、入札につきましては、いろいろ議論していただけてるんですが、一つ、そういう郵便入札、電子入札等に加えて、罰則強化という部分も必要ではないかと思うんです。1カ月、3カ月、我慢すれば、また仕事もらえるんだという部分については、世間からのバランスから見ても大変甘いなというふうに思いますので、その罰則強化の見直しについてもご検討いただきたいと思います。

あと一つは、議会の方で以前だったら3,000万円以上の入札について議会審議があったんですが、今5,000万円以上ということになっています。ちょっと全国的に幾つかは5,000万円以下の金額で議会にかかるというところがあるという記事を読んだと思うんですけれども、今ちょっと調べてませんが、そういう部分では、議会のチェックを厳しくし

ていくことも一つの方策であろうかと思うんですが、この点についてどのようにお考えいただいているか、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、また職員さんの問題ですが、この臨時雇用のパートさんの方も公務員としての認識を持っていただかなければならないということなんですけれども、公務員と民間とは本当に大きく違うんです。民間の方はもう利益追求の中でいろいろな条件を資本家の方と葛藤しながら、やってきているところなんですけれども、公務員の場合は全体への奉仕者なんです。だから姿勢が全く違うわけです。

ですけれども、この公務員としての位置づけがある中で、本当に優秀な職員さんが育ち、また優秀な職員さんの中でいろいろな住民に密着した施策が実現できると思うんですけれども、このようなパート雇用の、それも1年限りという中では、とりわけこういう方は現場の一番先端の方で仕事をされる方ですから、住民と接することも多いと思うんですけれども、そういう方も職種によって違いますが、そういうところでは、本当に住民の声を吸い上げて生かしていくという公務員の責任と能力をまた生かしていくということについても、できていかないということを言わざるを得ませんので、この点について、やはり今後、経費の問題だけではなく、長期的展望で広陵町をどのようにしていくか、そのためにはどのような職員が必要なのかということをお考えいただいて、この短期雇用については見直しをしていただきたいと思います。

先ほど3次でも募集、まだないというところについては1年間でも遊んでいる人少ないのかなということでしたが、そうではなくて、本当に仕事欲しい人たくさんいるんですけれども、わずか半年、1年では、やっぱり生活とかいろんな問題がありますので、その希望に沿った内容でないということなんです。やっぱり長かったらこの金額でも来られるかもしれませんが、本当にこんな状態では仕事をしたい人の希望にこたえていないというのが実態で、雇用促進には残念ながら有効に働いていないということを指摘せざるを得ないです。

以上、その考え方について再度お聞かせいただきたいと思います。

それと、募集できてない部分どうするのか、もう期間1カ月しかないんですけど、できなかったらどうするのかなと、私は大変心配するんですが、よろしくご答弁お願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 議会に提出さしていただく契約案件の5,000万円の金額のことについて、下げる考えとかいうことはないかということのご質問ですが、これは下げる考えはございません。それはこのまま規定どおり5,000万円以上の契約については上程さしていただき

ます。ただし、必要な部分で議会の全員協議会等に説明が必要であるという判断をすれば、そこで説明をさせていただくというふうに変えたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、今後の職員の採用についてでございますが、これについては長期にわたる採用計画というのを持っておりますので、それに基づいて町長とも相談してやっていきたいというふうに思います。

それから、1年雇用ではだめやんかと、2年、3年としなくてはいけないというようなご意見ですけど、これ2年、3年すると違反となりますので、1年でいきたいと思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 開発公社の20億円の債務保証の件ですけども、これは開発公社ができた時点からずっと金額は変わってきたと思うんですけど、その債務保証の何億円かわかりませんが、持っているという部分では設立当時のずっと続けられたやり方だということです。そうでなければ、金融機関が保証がなければ借り入れすることは不可能だと思いますので。

(5番議員「わかりました。」)

議 長 総務部長！

総務部長 濟いませぬ。電算のセキュリティーポリシーの策定とかいうことでございますが、まず一つは、役場内のセキュリティーに対するレベルの向上を図るということでございます。これは職員一人一人のセキュリティー意識を高める必要があるということが第1点でございます。

それから、特定のシステムにおけるセキュリティーの確保、これは電子申請、あるいはL
GWANの運用、住基ネットワークでございます。

それから、3番目といたしまして、効果的なセキュリティー対策といたしまして、目的、効果、優先、定員等のこれを明確にするものということでございます。

それから、4番目といたしまして、情報資産を守り、損失発生を最小限に抑えるということでございます。

それから、5番目といたしまして、電子自治体に向けての対応ということで、設備、技術、運用等の総合的な情報セキュリティーの対策を行うということでございます。

議 長 助役！

助 役 工事の不正行為による業者に対して罰則を強化すべきではないかというご意見でございます。

このことにつきましては、今後指名選定審査会で慎重に検討してまいりたいと、このよう

に思っております。

議 長 教育長！

教 育 長 松野議員にお答え申し上げます。

なぜ同和、あるいは部落問題を中心に据えてというお話であったわけですが、やはり我が国のこの同和問題、部落差別というものは、いろいろな差別問題がありますけれども、最も大きな昔からのつくられた、いわゆるこの差別、部落問題ということがございます。

ご承知のようにこれを解決するのが、国及び行政の責務であるということも基本法にもうたわれておりました。それくらい大きな行政、国の責務であるという、そのくらい大きく取り上げられていた問題であるからであります。

したがって、この同和問題を、やはり踏まえて私はあらゆる差別をなくして、そして一人一人がその差別ということに気づいていただき、また差別をなくする行動のとれる人たちをつくっていくということが教育していくということが大事であろうかと思っております。

そして、そういうあらゆる差別をなくして平和な生活を構築していくということが、憲法のもう一つの精神でもあろうかと思っております。そういう意味合いにおいて、今後も法の人権教育についての、部落問題を含めてすべての人権問題解決のために教育していくことが今後もしっかりと続けていかなければならないと、このように考えております。以上です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(P.M. 3 : 36 休憩)

(P.M. 3 : 53 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

議 長 次に、日程15番、議案第16号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 いよいよ町民の健康を守る国民健康保険の予算でございます。私も国保ちょっと予算を見させていただきました。

議長 メンバーちゃんか、2人とも。国保の審議会の。メンバーやろ、もういいかげんにしてくれよ。

12番議員 はいはい。全体的なことについてお聞きしたいと思います。

なかなか国保の関係、非常に苦しいところが、保険を徴収せないかん、そしてまた、大事なことを聞きます。保険税というようなのを集める。そしてそれに対して給付があります。給付を行う。なかなかこの町内だけのことを考えていると、非常に年々国保の財政が苦しくなる。これは医療費の給付のいろいろのことがあります、苦しくなってきました。やはりだけどそれだけで苦しい、苦しいと言うてるだけではなかなかこの財政問題、解決しないところがございます。

ここはやはりいろんな県なり国なり、やはりそういう関係機関の協力なり、いろいろそのような手だてをなされたのか、あるいはそのような予算が今回組み込まれたのか、あるいはどのようなことを考えたらこの苦しい国保の財政を少しでもカバーできるのか、その辺について何か策をとられたのか、この予算の中に盛り込まれたのか、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

議長 住民生活部長！

住民生活部長 お答えいたします。

207ページの繰入金の中に2番目に保険基礎安定繰入金保険者支援分1,437万円と、このように出ております。この今お尋ねの件はこのことで、こういう内容で改正がされたということで一応ご説明させていただきます。

保険者の支援分制度は、保険税の軽減、保険者数に応じて平均保険税額の一部を公費で負担し、低所得者数を多く抱える保険者の財政安定化を図ることを目的として創設したものでございます。

財源の負担につきましては、国が2分の1、町と県がそれぞれ4分の1の負担となっております。このような新しい法改正がなされたということで、よろしく願いいたします。

議長 ええの。5番議員！

5番議員 まず1点が、保険給付の積算についてご説明をいただきたいと思います。

それから、老健の拠出金が今回5,000万円ほど減額になってるわけですけども、老健の拠出金の今後の見通しについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、高額の対象者の現状ですね、今回高額医療の負担は12万1,800円が13万9,800円ということで、上位所得者はかなりのところまで医療費負担しなきゃいけな

いんですけれども、この高額の対象者の現状について、ご説明をいただきたいと思います。

もう一つ、保険証が郵送で予算化していただいているんですけれども、これについてはどのような、全部の被保険者の方を対象にさせていただくのは当然だと思うんですけれども、対象者について確認をしておきたいと思います。以上です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、1点目の保険給付費の積算についての説明でございます。

214ページだと思います。保険給付費の本年度の予算計上見込みは過去4年間の医療費の実績の4%増を見込み計上いたしております。

一般分では月額1人当たり8,697円の6,200人の12カ月で6億4,705万6,800円、3歳未満児では月額1人当たり6,500円の200人の12カ月で1,560万円、それから70歳から75歳までの前期高額者分では月額1人当たり2万4,000円、人数にいたしまして1,512人で3,628万8,000円となっており、全体の平均医療費は1人当たり11万4,320円を見込み、7億1,991万3,000円を計上いたしましたわけでございます。

次は、老人保健医療費の拠出に係る負担割合ということでございます。

老人医療費に対しまして、負担割合は昨年10月の法改正によりまして、従来の保険者負担が70%、国庫負担が20%、県の負担が5%、町の負担が5%であったものが、毎年4%ずつ公費、いわゆる国、県、町の負担を引き上げ、平成18年10月診療分以降の医療費の負担につきまして、保険者負担が12分の6に引き下げられ、国庫負担が12分の4、県負担が12分の1に、町の負担が同じく12分の1に引き上げられることになっております。

したがって、保険者負担は70%から50%に引き下げられ、公費の負担、いわゆる国、県、町の負担合計は30%から50%に引き上げられた内容の改正になっております。

次は高額医療費についてです。

高額療養費についてということでございます。これにつきましては、直近の高額医療費の10月の支給状況、いわゆるデータが10月までしかございません、その10月以降のデータがございますが、直近では10月の支給状況で申し上げますと、全体で55件、668万6,835円の支給状況であるうち、一般世帯では33件362万1,717円、低所得者分では22件の306万5,118円という状況でございます。

なお、一定収入以上の所得者及び70歳以上の高齢者、3歳未満分は該当がございません

でした。10月については該当ございませんでした。

それから、保険証の郵送についてということでございます。

保険証の郵送につきましては、滞納者を除き配達証明の郵送をする予定でございます。滞納者につきましては文書により通知し、納税相談を実施しながら対応してまいりたいと、このように考えております。滞納者につきましては実情の把握するためにも役場の方へ出向いていただきまして、その実情で対応していきたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 給付の積算の方をご説明いただいた中で、前期高齢者の部分について、15年度は3,600万円余りということで試算していただいているんですけども、これが今後5年間にわたってどんどんふえていくという状況になってくるわけですから、15年度は老健の方が5,000万円ぐらいの減額になっていきますが、相当減額してもらおうような状況をつくっていかないと、この今回の、去年10月の制度改正の中で高齢者、前期高齢者の方が国保で見えなくなってしまうという部分について、本当に国保会計が一層厳しくなるというふうに思います。

こういう点については、国の方にいろいろと、資料も前にいただいたんですけども、市町村長会としましても宣言をしまして、国民健康保険制度について要望をしていただいているところなんですけれども、基本的にはやはり国庫負担を国保の解決だけじゃなくて、一本化だけでは解決できないわけですね、国民健康保険について社会保険にしろ老健にしろ、全部一本化すれば解決をするかという、そういうわけではなくて、やはり国の負担の方を増額をしていくと、社会保障費をふやしてもらおうということですか、今それぞれの国保会計の改善はできないというふうに思いますので、この点について、この宣言の中では国庫の負担についてきっちり明記されておりません。ですので、今後やはり一本化だけではなく、国庫の負担ということをあわせて要望していただきたいと思います。その点についてお願いします。

それからあと、保険証の郵送なんですけど、郵送していただくということで、いろいろと今までも取り組ませていただきました。この郵送のなぜ郵送が適切なのかという一つには、すべての人に保険証を渡す、届けるということが大前提として郵送をお願いしてきた経過があるわけですが、今回は滞納者については郵送しないでということは今ご説明いただいたんですけど、悪質な方ということについては別の対応があるかと思いますが、本当に今不況の中、

またあるいは高齢世帯はいろいろ生活が厳しい中で払えないという方も、実際には職員さん
もよくご存知だと思うんですが、多々おられるわけです。そういう方に対しても取りに来て
くださいということになれば、かなり精神的に大きな負担です。

ですから、この郵送については基本的にはすべての人に郵送で保険証を送っていただき、
そしてその後の悪質滞納者等について厳しい対応をしていただくのが筋でないかと思いま
すが、その点について再度お願いをいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 さきのご質問でございますが、国民皆保険の体制を堅持するという点では大変
重要であると考えておりますが、先ほどおっしゃっておりますように、やはり一元化という
内容で機会を、あらゆる機会をとらえまして保険制度の将来のための持続可能な安定した制
度を構築するためのいろんな陳情等も考えていかなければならないというようにも、私自身
考えておりますが、町長も東京へ出向いていろんな陳情をしていただいておりますが、今の
内容を踏まえまして、またそういう機会をとらえまして要望等をいたしたいと、このよう
に思います。

それと、保険証の郵送の件でございますが、悪質な滞納者であるかどうか、やはりこちら
の方へ出向いていただきまして、いろんな事情の聴取もしなければ、悪質であるか、本当に
困られての滞納されてるのかということ、面識をして、そういう内容の把握を職員が十分
しなければ、悪質である滞納者であるかということも判定はできませんので、やはり滞納者
に限りましてはそのように、役場へ出向いていただきまして実情を把握したいと、このよう
に考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありませんか。 4 番議員！

4 番議員 これは委員会で議論していただきたいんですけども、資料にいただいている国民健康
保険特別会計決算の推移、38 ページですね、この中で国民健康保険税、国庫負担金、それ
から療養給付費交付金、これが歳入です。歳出の方では、療養諸費、老人保健拠出金などの
ところを見ますと、国民健康保険税は平成8年と13年度を比べると1.3347倍に
ふえているわけでありまして。ところが国庫負担金は1.2867倍というようになっています。
また、給付の方では療養諸費については1.2079倍になっています。老人保健拠出
金では1.4924倍になっているわけなんですけれども、こういう状況から見て、さらに
歳入の方では国庫補助金に至っては91.5%と大幅に下がっている状態でありまして。

こういう状況で市町村の国保会計が圧迫されているというのは、当然値上げによる税、個

人の負担増、そして国の負担金の総体的な低下というのは明らかだろうと思うわけですが、こういう状況が続く中で、国保の会計が本来維持できるのかどうか、こういう問題について、国と県あるいは市町村との関係をきちんと整理した上で、国に対する責任の問題ちゅうのは明確にする必要があると思うんです。

そういう点で、ぜひこの数字を分析していただいて、国に対する責任の明確化を求めたいというふうに思います。そういう点で委員会での議論をこういう点に従って、よろしく願いたいと思います。

議 長 国保補助金なんて何で95%も下がんの。

4番議員 国庫補助金は平成8年度が1億2,550万8,000円。

議 長 1億1,400万円です。何で95%下がんの。

4番議員 平成13年度は1億1,400万円やから下がってるやん。

議 長 95%も何で下がんの。

4番議員 違う、91.5になってるっちゅうてんねん。

議 長 下がる言うたんとちゃうんか。

4番議員 ちゃうがな、91.5で大幅に下がってるっちゅうてんねんやん。何言うとのんや。

議 長 ややこしいこと言うな。九十何%下がるわけないがな、おまえ。（「理事者になってしもうた、議長が。」）間違うて言うな。

4番議員 間違うてない。以上です。

議 長 もうええのか。

4番議員 委員会でこれを分析してもらわんとあかんから。

議 長 本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次、日程16番、議案第17号、平成15年度広陵町老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 施政方針の中でも「患者の方に負担していただく外来、入院に係る一部負担金が1割または2割の定額負担に、加入対象者の年齢が70歳から75歳に、それぞれ改正されたところがあります」というように述べておられます。

こういう問題が今日本医師会、日本歯科医師会、日本看護師会その他のところで凍結を求

める声が非常に高いものが今年度の4月1日から改定される健保の2割負担を3割負担にするということにもあらわれているように、この老人特別会計での問題点というのは、継続して医療費を国民負担に切りかえていくと、こういうような問題を含んでいます。

そういう点でお聞きしますけれども、この昨年10月の法改正によって、いわゆる病院の種類によるわけですが、定額負担800円あるいは850円の定額負担であったものが1割、あるいは所得によって2割の負担を強要されていると、こういうところで医師会の調査によると、10月、11月のいわゆる診療報酬が大幅に下がったという調査があるわけなんですけれども、こういう実態をあわせて、広陵町における問題についてどう理解し、そしてこれについてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 平成13年度では老人保健保険者負担率が92.35%、平成14年度では90.89%となっております。

高齢者の負担率は13年度で7.6%、平成14年度の見込みでは9.11%と負担率が制度改正によって増加したということになっております。

議 長 4番議員！

4番議員 負担率の増加という点でも明らかなように、いわゆる先ほどから適正になったんだというような声も後ろから上がっていますけれども、医療費の適正というのは、実際にお年寄りが今まで具体的に払っていた問題では、低所得者の方の実態ちゅうのがあるわけなんです。これは先ほどの国保の中においても、あるいは介護保険の中においても、低額所得者のところでの医療の問題ちゅうのは深刻な事態を呼んでいます。

そういうところから言うと、1割負担というのは窓口で1割負担、これは返ってくるのは返ってくるわけですがけれども、窓口で1割負担というのは、実際に幾らほど費用がかかるかわからないという、相当年寄りに威圧感を与えています。

こういうような状況を踏まえて、本当にこの1割負担の窓口での増加を広陵町のお年寄りの中での実態というものについて、掌握する手だてを持って、その困難な方々に対する手だてをとるべきだというふうに思うんですけれども、そういう点での考え方を持っておられるのかどうか、検討していただけるのかどうかをお伺いしときたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 お答えいたします。

私も何分にもまだこの内容について十分把握できておりません、正直に。ですから、おつ

しゃっておりますように、検討の機会があれば十分検討してまいりたいと、このように思います。

議 長 5番議員！

5番議員 1点だけお聞きしておきたいんですけども、医療費の給付額の積算根拠なんですけど、先ほど医療の改悪の中で高齢者の負担がふえまして、1割負担、2割負担ということが生じているわけですけども、そういう部分についての積算のどのように予算編成されているのか、教えていただきたいと思います。

出てなかったらいいです。出てなかったら委員会の方でまた再度。

議 長 じゃ、委員会で報告願います。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程17番、議案第18号、平成15年度広陵町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 ここに施政方針にあらわれているような保険料の設定については、県下の他の自治体では見られない設定でございますという点で、私はこれはやはり誇りを持つべきだというように、職員の努力についても非常に評価するものであります。

そういう中であって、介護保険についての認定、介護保険の問題について先ほどから議論をしていたので、1点だけ指摘しながら問題点を述べたいと思うんです。

医療と一体となってやっていくという点については必要重要な問題ですけども、去年の4月からですね、4月の診療報酬の改定で病院に6か月以上入院した場合は入院基本料の15%を特定療養費として保険給付の対象外にしているんです。こういう中で、これは完全実施については別途の期間になるわけなんですけれども、完全実施になった場合については、毎月で五、六万円の別料金が徴収されるおそれもある。

こういう中で、今病院の中でどういうことが起こってるかということ、やはり3か月単位の

問題として、入院をさせておくと病院がもうからない、長期の入院は。こういう実態から入院必要者について、今までは社会入院とかいう形での呼び方をしてましたけども、現実問題として、今度は本来入院の可能性がある方でも、病院側としては退院してもらおう措置をとっている。

こういう中で、受け入れ施設、介護施設の老人保健施設や福祉施設について、不足が極端に生じてくる状況があるわけなんです。だから、要は先ほどから介護施設の問題や福祉施設、保健施設の問題で議論してた中身から言うと、現実問題としてこういうところにまでお年寄りの病院から追い出しを図り、病院でかからない費用を在宅に向ける状況をつくりながら、一方では病気の人間をつくり出していると、こういうような状況があるわけなんですから、当然施設介護がままならない状況があらわれてくるというふうに思うんですが、こういうふうな状況を踏まえて、本来の病院の機能をスムーズにさせるということも念頭に置いて、この介護保険での、いわゆる在宅介護、それから施設介護の両面にわたって、国に対して物言うべき課題があろうと思いますけれども、その点、再度も明確に認識を持っていただきたいと思います。

そういう中の一つで、低額所得者に対する保険料の問題について、第1段階、第2段階において、いわゆる生活保護の水準の方だけが残ってくる、こういう実態があるわけですから、減免については当然国に対しての改正要求については当然私たちも支持しますし、全力でやっていただきたい。しかし、当面のこの対応については、奈良県下でも市については減免、この実態から見た場合の矛盾解決のための減免というものをやらなきゃならない、こういう問題があろうと思うんですけれども、この点について、町としても減免の対象、いわゆる福祉年金の方と生活保護水準の方だけが残るような所得状況を踏まえると、これは減免やる必要がある。

そして、その場合については、やはり第一にはその減免の波及分について一般会計からの補てんが必要だというふうに思うんですが、まず1つとして、第1、第2段階の実態、所得の低所得者の人に対する実態把握、どのように認識されて、ここに対する手だてをとる必要があるという認識に到達しているかどうか。2番目には、そのための減免制度を国に言うかどうか。3番目には、そういう認識に立ちながら、国が実態改善するまで、広陵町独自の減免制度を敷く必要があるという認識があるのかどうかという点について質問したいと思います。

議 長 健康福祉部次長。

健康福祉部次長 まず、施設の問題でございます。

けさも答弁さしていただきました。確かに施設的には待機者がおるといふような状況は現状でございます。これにつきましては、一応、まず入所者の申し込みをどうするかということで、一つ、入所指針というものが優先でどうするかということで、今運用について県の方から指示が出ております。

それと、施設については、県の第2期介護保険事業支援計画、これについて、県におきましては計画的な整備促進し、必要数を確保するというふうなことでございます。

それと、町といたしましても、やはり早く特別養護老人ホームとかの認可につきましても、県、国に早急にされるように、こういうことは申し出していきたいというふうな思いでございます。

ただ、施設が必要ということは確かでございますが、超高齢化社会がどんどんなってくる中で、施設だけで行きますと、介護保険料はもう財政的にも非常に運営が困難でございます。それで、やはり在宅でお年寄りを見る方法というのは、家ではなくって違う場所というふうなことで、私はグループホームとかのそういう申し出があつたらできるだけ受け入れをしていきたいと、このようには思っておるわけでございます。

それと、低所得者の問題でございます。

低所得者につきましては、あの枠の中で、5段階の中でやるわけでございまして、その財源が低所得者の方で減額することによって、当然高所得者の方に負担をしていただかなければならないと、ただ低所得者といいましても、あくまでも所得を見て判断しておるわけでございます。しかし、所得の中には非課税所得とか、源泉分離の利子所得とか、いろいろなものもあります。聞きますところには、結構お年寄りは預貯金とかお持ちでございますというふうなことでございます。そういう面も含めて判断材料にして減免を考えるべきだというふうな考えを持っておりますので、今はまだそういう減免というふうなことではなくって、けさも申しましたように、1段階、2段階の部分につきましては、全体的に見直しをしてもらいたいというふうなことで、国の方に県を通じてでも、町村会からでも申し出をしたいというふうな思いを持っておるわけでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 所得の把握の仕方ちゅう問題で、お年寄りは所得が高い人が多いというような認識も一方で後ろの方でも言っておられたわけですがけれども、実態、私は決してそうではないということを明確にしておく必要があると思うんです。

所得の把握の問題ちゅうのは非課税所得その他貯蓄、いろいろあるでしょうけれども、貯蓄については出てこない、当然のことです。

日本で今140兆円の個人資産があるというように言われています。（「1,400兆円。」）1,400兆円の資産があると言われています。この大半は確かにお年寄りが持っている内容です。このお年寄りの中身という、都市部に住むほんのわずかなパーセント、数字は忘れましたが、ほんのわずかなパーセントのお年寄りが1,400兆円のうちの、いわゆるその種類別に分けていって、個人の持っている資産としてみる場合に、大半を持っておられると、これは土地近辺、バブル期に土地を売った方々の資産が個人資産として残ってる部分だということで、よく高額所得者の中での高齢者の問題を言われますけども、広陵町で国保の階層別所得の水準を見て明確にわかるように、100万円以下の所得の状況と、それからもう一つは、年金をもらっている方々の実態、これは町で具体的にわかるわけですから、そしてそれに見合った生活の水準を見ても、これは明確に低所得者の方が多いんです、圧倒的に多いです。

こういうような状態を、やはり正確に把握するならば、私は第1段階、第2段階のところでの手当てを受ける、これは逆に言えばサービス料でも、在宅の失敗というのはサービス料の負担が非常に大きくなったんです。これは認識を持っておられると思いますけれども、実際問題として今まで無料で来ていただいたそのヘルパーの方々の状況というのは、極端にふえていってるわけなんです。こんな状況から活用できないという一面もあるんです。おまけに施設介護という、国が施設介護の方がもうかってるからということで、逆に施設介護のところの、いわゆる国の負担を減らす、改定すると、こういうようなちぐはぐな状態が続いてるわけですから、この実態、認識しただけでも、私は1段階、第2段階のところについては緊急に手だてを打つということは、本当に求められていると思うんです。

こういう点を介護の場合の、本当に町が平均月2,500円と設定したというところの考え方にもあらわれているというように思います。それは、やっぱりその矛盾するところを解決するというのが特に求められていると思うんですけれども、そういう中身を認めていながら、介護保険全体の枠の中でやるから第5のところの部分の負担が多くなるというような解決策ではなく、私はやはりこういう問題は国保でも取り入れてる波及分での一般財源化という問題について決断する内容だというふうに思います。

そして、その中で国に対する圧力がより一層強まって、介護保険の矛盾の実態について国保でも改善を、国に対して改善をせざるを得ない状況をつくり出していってるわけですから、

この介護保険についても、もう3年、4年目の見直しの問題については、低所得者をどうするのかという、避けて通れない問題を町自体が改善する方向を示していくということが必要だと思いますけども、再度この問題について、一般財源化によってこの低所得者の方々、これは所得の把握はやっていただいて結構ですけれども、実態はもうはっきりしてるんです。本当に困難なところの方々の保険料及び利用料の問題については、避けて通れない問題だということの認識に立った改善策を強く求めるわけですけども、再度その点についてお答え願いたいと思います。

議 長 同じ答えだと思うけど。健康福祉部次長！

健康福祉部次長 今のご質問でございます。

データの分析はさしていただきたいと思います。ただ、説明もいたしましたように、4段階、5段階の522人からいてるということでございます。これはやはり全国的にも比率は高いというふうなことで、調整の交付金につきましても5%が5%でないと、これはやはり所得段階の階層が広陵町の場合は高いというふうなことになっておるわけでございます。

一般会計からの財源とか、あくまでも特別会計でございますので、その中で負担をどうするかと。やっぱり低額所得者の減額をすることは、高額所得者の人たちに負担を求めると、こういうふうな形になってくるわけでございます。これにつきましても、やはり高額所得者の共同連帯の理念というふうな介護保険のことでございます。やはりご理解を求めなければならぬと、非常に難しい問題だというふうな認識はしておるわけです。

一般会計から入れるという簡単なご質問でございますけども、やはりこれにも今は厳しい財政の中で、簡単にそうやって、ほかに2号の被保険者の方もまだ別に掛けておられるというふうなこともありますので、その辺はもう一度データの分析はさしてもらいますけども、今のところ、2段階と1段階のその部分についての減免はちょっと今考えておりません。

議 長 5番議員！

5番議員 まず、介護保険につきましては、この計画、介護保険の策定委員会の中に入れさせていただきますまして、計画の理念という部分をきちんと明記していただきまして、策定審議会の方で計画について賛成をさせていただいたところです。

この介護保険は、当たり前と言えば当たり前なんですけれども、やはり基本的人権に基づいてこそきちっとしたサービスをつくることができるというふうに思いますので、今後基本理念ということについて、人間としての尊厳と人権が守られるということについては、しっかりと認識しながら、今後のサービスの充実に努めていっていただきたいというふうに思い

ます。

そういう中で、ちょっとお聞きしますが、この普通徴収が以外と大勢おられるんだなというふうに認識したんですけれども、滞納の方はその割合には少ないなと思うんですが、滞納の状況を詳しく教えていただきたいと思います。

滞納が続きますと、ペナルティーが大変厳しいペナルティー、これは本当に今までになかったような介護保険についてはあるわけですが、広陵町ではそんなペナルティーについては配慮していただいているというふうに思うわけですけれども、この介護保険料の滞納について、ペナルティーの課すことのないようお願いしたいわけですが、この点を含めて滞納状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、介護保険の策定委員会なんですけれども、これは従前も指摘さしていただいていたわけなんですけれども、やはりああいう形で何回か策定委員会の方に参加さしていただいて、私の方も大変勉強させていただきましたし、よかったなあと思うんですが、これは計画策定の1年間だけではなくて継続してやるという方向も前向きに、以前お示しいただいてきた経過もあると思うんです。

私の方は策定委員会じゃなくて常設の、例えば国保でしたら、国保は運営審議会があるわけですから、そういう形で常設してほしいということを主張してきましたが、その変形というような形で検討するというようなことも従前ご答弁いただいたこともあるかと思うんですけれども、やはり国保にはそういう常設の審議する委員会がありながら、一方で介護保険がないというのは大変片手落ちに思いますし、継続していただくのが筋だと思いますが、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

2点についてお願いします。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、介護保険の普通徴収でございます。

まず、ほとんどが特別徴収が8割以上あるんですけども、65歳に達せられましたら、すぐに特別徴収にはできない、1年後になるというのが、これはあくまでも保険料徴収が年金ということで、社会保険庁から年金を引き落とししていただきますので、全国的なことで、毎月そういう作業はできませんので、翌年の作業というふうなことになってくるわけでございます。

それと、滞納については、当然ご存じのように厳しい施策がございます。現在滞納につきましては、平成12年、13年度で約119万円の滞納がございます。それと平成14年度

には130万円程度の見込みがあるというふうなことで、その大体20%がお納めいただけるというふうなことでございます。

この滞納につきましても、将来的にやはり大きな給付を受けるときにペナルティーが出ますので、我々もこの滞納については滞納者に十分に説明をして納めていただくように、将来に納めていないので、それがペナルティーで給付が削減されるというふうなことにならないように、電話等でも督促、またお話をしたりというふうな処理をしております。

もう一点は、策定委員会でございます。これは3年に1回ずつ見直しするわけでございます。2年目になりますと、当然策定委員会を設置していろいろと設定するわけでございます。ただ、その間の間は3年間の分をしまするので、その間はただ給付の状況を見ていただくというふうな状況になるかと思っておりますので、毎年しても2年目にもう策定委員会があるというふうなことで、そういう委員会を設けるということも必要ではないかなあというふうには思いを持っておるわけでございます。いや、しません。しないです。策定委員会は毎年そういう委員会を別の形ですということとは考えておりません。

議 長 5番議員！

5番議員 金額にしまして119万円、130万円と、これは年々ふえていく状況が当面続くわけですが、滞納の分ですね、件数で言えば何件くらいなのでしょう。

それと、今実際にペナルティーを実施されていないと思うんですけれども、その方がサービス全部たまたま受けておられないということも考えられますので、ペナルティーを課していないと、そういう形での実態があるのかもしれないけれども、そういうペナルティーの実態について再度お聞きしたいと思います。

それから、やはり国の方の一律のやり方ではなくって、今国保の方では保険証を短期保険証とか、資格証明書とかいう形で国の方はかなり自治体に圧力をかけてきているんですけれども、奈良県の方ではそういう対応がだいぶ少ない、全国的にも少ない状態ですし、広陵町では国保の方では資格証明書という対応は避けるような形で頑張っていると思うんです。ですから、そういう点は自治体の裁量でその辺もできるわけですから、このペナルティーを滞納者の方がサービスを受けられる、そういう状態になったとしても、やはりいろんな状況を踏まえながら柔軟に対応してペナルティーを課すことのないようお願いをしたいというふうに思います。

それから、先ほどの策定委員会なんですが、策定委員会であれば3年間に1回という、そういう矛盾も出てこようかと思うんですけれども、ですから私の方は基本的には、本来的に

は、国保のような形で委員会をつくっていくことこそが大変大事だと思うんです。

計画はつくりましても、3年間のね、その間にやはり策定委員会の最後のときにもお示しいただきましたように、できる分については前向きにやっていると、サービスの向上に努めるといふことも言っていただきましたが、その都度、都度、改善をしていくという点で言いましたならば、やはり委員会をつくって、生の声を聞きながら一層の充実をしていくことは大変重要だというふうに思うんです。

全国的には五十幾つかの自治体でつくってたと思うんですけれども、今ちょっと本を持ってませんので数字が正確かどうかわかりませんが、ぜひこれは不要なんだという認識ではなくって、必要だという認識のもとに、特に会計の問題がございますので、特別会計の部分でぜひ前向きな見直しをお願いしたいと思います。以上です。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、滞納の件数でございます。ダブって年度ごとにおられますので、約130件ぐらいの130人というふうなことで認識していただきたいと思います。

介護保険の保険料の滞納につきましてのペナルティー、今そういう該当者はおられません。

それと、策定委員会じゃなくて別の委員会というふうなことでございますけれども、我々もどういふことを審議させていただいて、どういふことを議論していただくか、これについては研究はしていきたいというふうに思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 厚生委員と違いますので、ちょっとえらい難しい質問したいなと、こう思うてます。

介護保険は当然在宅介護ということの趣旨で出発してるわけですねんけど、といいましても、さすがにまだ施設介護が、施設へ入りたい、入所したいという人も当然多いわけであると思います。

先ほどちょっと部長の方もおっしゃってましたが、この待機、入所待機者、広陵町もかなりおられるかもしれませんが、これの間ちょっと新聞等がね、見てたら、入所優先順位を根本的にちょっと見直していきたいということもちょっと載ってましたから、一体どういふ中身になんのかなあとということをお聞きしたいなあと、こう思っているわけです。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 今のご質問でございます。

これ3月号の「県政奈良」にちょっと載っておったと思います。優先入所を希望する場合

というふうなことで、施設に入所申し込みするというふうなことで、これにつきましては、優先入所の判断基準については要介護度や家族の介護意識など、7項目を10ポイントで評価して、県の方では図式化をして作成して、特記事項を含めて総合的に判断するというふうなことで、やはり一番今すぐ必要であるというふうな人を最優先するということが、現在これ自由に申し込みができる状況でございますので、けさも申しましたように、認定が受けられたと、次に自分の、施設へ入れたいという家族の方の思いで、もうすぐに申し込みをされると。ところが実際に順番が回ってきたら、まだいいですよというふうなケースもあるわけで、それにつきましては、やっぱりケアプランをつくるケアマネジャーさんの意見も聞いて、そして家族の構成の中で、やはり優先するというふうな状況の方を入所をしていきたいというふうなことで、この指針についてはまだ我々の方へ回っておりませんが、もう近々その運用について県の方から来るというふうには思っております。そういう状況でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 ちょっと優先順位の根本的な改革ということでしたから、今言うように公平で本当に必要とされる人から優先されるということで、これ現実にそういうことが、いわゆる稼働したらいいなど、こう思うわけで、不正なことがあれば、これは大変なことになるから、ちょっとその点が心配であったからお聞きしたというわけでございます。それで結構です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程18番、議案第19号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 1点だけお聞きしたいと思います。

入札制度の問題について一般会計で松野議員が言いましたけれども、全員協議会の中で説明があった問題につけ加えて聞きたいと思います。詳しくは委員会でお聞きをします。

まず、広陵町で過去いわゆる適正化促進法の規定によって入札制度の改善を行ってきていただきました。

そういう中で、一つは、いわゆる第三者機関をどうするのかという問題が検討課題として

残っていたというように思います。それから、いわゆる予定価格、価格積算の内訳の中身についての問題もあったと思います。その他いろいろありますけれども、その2点について現在どうなってるのかと。

それと、この間、管理課では非常にこの仕事と業者との仕事が非常に厳しい関係を生んでということから、やはり職員も非常に疲れているという状況があるんじゃないかというように思うんです。これは深刻な問題だというふうに思うんですけど。

そういう点で、私は職員も含めて業者との対応は必ず2人で対応していくというような形でのルールづくりというのは当然必要だと思うんですが、課長や部長を含めて、この点については対応を改善していくというような予定を持っているのか、またどのような対応を行っているのかという点について、お聞かせ願いたいと思います。

それから、全員協議会の中であった、いわゆる経審の従業員の間違っていなかった、あるいは建設機材や法定点検についての記載漏れが数社あったということですが、こういう中身について、一つは、町からいただいた、いわゆる経営審査の添付書類について、町としての基本的な考え方、これ全員協議会で以前いただいたわけですが、この中で私はやはり経審等の添付書類について町がきっちりとかかむというのは、これ調べれば調べるほどつくづく思うんです。

どういうことかという、これは吉田議員からいただいた大阪での工事实績についての大阪府の見解が、大阪府が昨年2月、入札参加資格の登録審査を強化したところ、工事实績や技術者数を水増しした申請が相次いで判明。ことし9月までに営業、指名停止処分を受けた建設業者が延べ52業者に上ったことが20日、わかったと。ところが、こういう内容でさらにまたふえてるというような形で載ってるんです。

これは大阪府の話で、県も本腰になればわかることなんですけれども、実際、各市町村のところで、例えば工事实績、あるいは確定申告の帳簿や工事实績、営業のもろもろについて、広陵町で広陵町の業者を調べればすぐにわかることなんです、これ。県へ持っていけば、県へ持っていくほど薄まってしまって把握できないような状態が一方であるんですね。

だから、要はこの経審については、ルール上はいわゆる協会に経審を出して、審査を受けて県が持っているということですが、当然この審査結果の中身について県から市町村にわたることが実態把握につながるわけですから、こういうところを踏まえて、きちっと入札を広陵町でも検査できると、これは実態を踏まえた上での検査ですから、県と協議しながら、そういうルールを県と一緒につくっていく必要があると思うんですけども。

まず第1点、県に対して、こういう経審の添付書類についてきちんと市町村に返し、市町村と協議してその実態に間違いがないのかどうかというのを県、市町村を含めて検討するという機関の必要があると思うんですけども、そういう点について、どういう形で県に具申する考えがあるのかなのか、まず1点。

それから、こういうような内容をこれ以上しても、当然把握しなければペーパーの業者というような形での内容は、わかっていてわからないというのが実態なんです。わかっていてというのは、実態が広陵町でわかるんです。ところが書類を見ると、県からもらった経審の結果についてはオールオーケーですよというような検査が出てきたら、わからないという結果を報告しなきゃならない。こういうような矛盾した実態は、即座に改める必要があるということになってくるんで、直ちにこの広陵町での入札参加資格についての実態把握に基づくその仕事を処理していくという点について着工しなきゃならないというふうに思うんですが、そういう点について、広陵町の決意についてお聞かせ願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 第三者機関を入れる云々というご質問のことにつきましては、現在検討いたしております。

それから、経審について町と県とどのように協議をし対応するかというご質問でございますが、この経審の提出というのは町を経由して提出はされておられません。独自に提出されております。だから、町と県とのタイアップというよりも、うちが県に対して問い合わせするとか、あるいは町独自で調査するとかいう方法になるだろうと思いますので、経審の提出と町のタイアップということは、もう無理だと、このように判断いたします。

議 長 質疑は打ち切るで。（4番議員「いや、まだや。」）もう委員会で聞けや。

4番議員 その他は委員会で聞きますが、1点、もう一点だけ。

私は経審の問題については県に提出するというのはわかっているんです。ただ、これは市町村と一体となって県自身に取り組まなければ、把握できない問題がたくさんある、実際に。だから県自身も本当に本気になって、この経審の記載事項について検討するということを本気になって県がやろうとすれば、市町村の協力をもらわなきゃできないんです。そういうことを県に具申する必要があると言っているんです。

だから、要は、まず、もちろん町が努力して別のルートから経審の添付資料をいただいているということは、それはそれで結構です。非常に評価をさせていただきます。ただ、市町村全体の問題としては、やっぱりこの問題を解決しなければ、県が本気になってこの経審の

中身についてきちんとした評価をするというのにならないから言ってるんで、そういう点について、町からやっぱり県に対して堂々と物を言うというところの問題にしてどうかということなんです。

議長 助役！

助役 今までの制度は制度として、今後担当者会と、あるいは県へ行ったときに、この話について協議いたしたいと思います。終わります。

議長 5番議員！

5番議員 前も何回かお聞きしてるんですが……。

議長 もう5時に終わろうと思うてるさかい、はよせいよ。

5番議員 それはちょっとちゃんとやらしてもらいますから、時間延長してください、終わらせようになかったら。

議長 あしたすんねん、あした。

5番議員 この下水道会計につきまして、進捗率の方でもうほぼ大体平成15年度ぐらいで終わりというような計画ではなかったかと思うんですが、あとどの程度残っているのかです。

それと、下水道事業の長期的な見通しですね、財政見通し、出していきたいと思うんです。だいたい前に一度いただきましたけれども、それがだいたい計画もずれてきてますし、実態と合わなくなっている、ずれてきておりますので、再度そういう長期的な計画を出していただきたいと思います。

といいますのは、清掃センターの建設費とたくさんの財政が要るわけなんですけれども、一般会計だけ見ては、財政の計画をつくれないう状況ですので、この特別会計についてもそれぞれにやはり長期的な見通しが要るのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 下水道の普及につきましては、今現在93%ですかの普及率になっておるわけです。これは奈良県でも2番目だと思うんですけども、これから広陵町の下水道の将来といいますか、見通しはどうなっているのかということだと思っておりますけども、一応15年、16年、17年度の3年間で工事的にはほとんど終了の方に行くんじゃないかなと、3年間で終了するんじゃないかなという思惑は持っております。

あと、困難な場所といいますか、1軒ぼんと離れた場所ですとか、高さにポンプで送らんなんとかいう場所が残って来るといふ部分が、あと数%残るんじゃないかという思い

をしております。ただ、そこをちゃんと今のやり方でやるかというのは、また別のこれから協議に入りたいと思います。余り何千万円もかけて1軒、2軒を迎えに行くというのはやめておこうという思いもしております。

それと、財政面のことなんですけども、今こちらの方で起債の部分でいろんな大きな負債がまだ残ってくるわけなんですけども、平成42年ごろまでは償還していかななくてはならないという、今現在の見通しを立てております。額としては極端にこう、だんだん減っていくわけなんですけども、そのぐらいまでは残ってくるだろうという思いをしております。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 ですから、その長期的な下水道の手数料の収入、また管理費等の支出も合わせて必要なわけですから、その見通しについて計画を出していただけるのかどうかだけ、最後にお聞きしたいと思います。

議 長 はい。

都市整備部長 今ご質問の資料、また委員会の方で提出さしていただきたいと思います。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日行われなかった議案に対する質疑並びに一般質問につきましては、12日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4 : 52延会)

平成15年3月12日広陵町議会
第1回定例会会議録（3日目）

平成15年3月12日広陵町議会第1回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	吉村正勝
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	野村克也 上田勝代

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第20号 平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算
2	議案第21号 平成15年度広陵町学校給食特別会計予算
3	議案第22号 平成15年新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
4	議案第23号 平成15年度広陵町用地取得事業特別会計予算
5	議案第24号 平成15年度広陵町水道事業会計予算
6	一 般 質 問

議 長 まず、日程1番、議案第20号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程2番、議案第21号、平成15年度広陵町学校給食特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑に入ります。4番議員！

4番議員 期待どおり、地場産品についてお聞きします。

一般質問もありますけども、後ろから地場産品言っていたいてますんで、今回ちょっと違う角度からというようになるかどうか。

まず、賄い材料が1億1,479万。このところで資料請求を去年からやっている中身で、いわゆる食材、この中での業者の数については12月議会で提出していただきました。あと、

いわゆる野菜類についての分類別統計をとっていただいていたと思うんですけども、そういう内容がどうなっているのかということと、年間幾ら要るのかということと、月々のいわゆる食材の供給あるいは買い取りの内容が出ていると思うんです。そういう内容を、これは具体的にそしたら原点に上って業者に発注する段取りから聞かせていただきたいと思うんです。いわゆる野菜の発注は1週間前か1カ月前か、あるいはどういう計画で、栄養士が献立を立ててから以降の契約の順番を教えてくださいたいと思います。まず最初に、それを教えてくださいながら、それといわゆる賄いの中身について教えてくださいたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 まず、賄い材料費の内容でございます。1食当たり250円として年間1億1,479万を計上させていただいておりますが、いわゆる内訳というふうな観点でご質問をされております。内容的には、私どもの小売業者、そしてまた野菜類を初め乾物類、その他肉類、そしてまた米、パンというふうな内容について毎月仕入れをしておるわけですが、内容の資料につきましては現在調査をさせていただいております。大まかには分析はしておるわけですが、その数字を若干ご報告させていただきたいというふうに思います。いわゆる年間、4月から現在1月分まで積み上げをさせていただいておりますが、総じて野菜類につきましては現在で年間1,700万程度、あと2カ月分は少し足し込まれますけれども、4月から1月の野菜類のトータルで1,700万程度、そして米は1,200万程度、そしてその他につきましては6,600万程度ということで、全体には9,500万ぐらいの現在その内容になってございます。で、野菜類につきましては総じて2割というふうな率というふうに分析をしております。米につきましては10%、そしてその他類は70%と。いわゆる2対1対7で推移しておるように、現在そういう基礎資料を積み上げしておるわけでございます。

そういった中で野菜類の2,000万につきましては、毎月購入方法としては、いわゆる栄養士が献立表をつくってまいりまして、その献立表に従いまして各小売業者の毎月の例会をしております。そして、その中で来月分の献立表に基づく仕入れをやっておるわけです。したがって、その来月分の積み上げでもって、各小売業者が統一単価というふうな観点で現在は仕入れ作業を行っておるわけでございます。どこの地域での小売業者さんにつきましても、同じ品物については同じ単価で調整会議を持っておるわけでございます。一部、物価の流動する場合につきましては協議の上で決定をさせていただいておりますというふうな、今の仕入れ関係の流れになってございます。まず、それをご報告申し上げます。

議 長 4 番議員！

4 番議員 一般質問もありますので、これまた委員会で、野菜類等の詳細な資料については去年 9 月から要望をさせていただいている中身で、時間を欲しいということで、そのできのを待っている現状です。それについては非常に必要な資料だということとともに、全体がどう認識するのかということにかかわってくると思います。

これは町長部局に質問するわけですが、いわゆる農業施策の一環として、当然広陵町の農業について都計審でも実際、具体的にソフト面の対策が全くない状態の中で土地利用などが先行しているというのが、松野議員からも指摘があったと思うんですが、そういう状態の中で、本当に広陵町の学校給食という問題をどうして農産物の側面から見るができないのかという点について、不思議に思うんです。

私はそういう立場に立った上で、まず 1 つは、商工業者の権益は、当然一定の範囲では守らなければならないというように思います。なお、その上に立って広陵町の学校で使う食材については今よりも安く仕入れられる、いわゆる産直の形態であれば安く仕入れられるわけですから、そういう中身を厳選しながら共同してやっていくという道筋はあると思うんです。そういうようなところの問題というのを今まで議論してたわけですが、農業施策の面から見て、この問題について町長部局で議論をし、そしてまたその農産物の出荷などについて考えをまとめたことがあるでしょうか。まず、それを 1 点お聞きしたいと思います。

それから、広陵町の農家では計画生産について経験を積んできています。これは生協に納める場合の、いわゆる春夏秋冬の農産物について何月何日に納めるという形での契約がもう既に行われているわけです。そういう実績を積んでいるということから言っても、この給食に使う費用対効果、そしてまた学校教育から見た場合の、いわゆる総合学習にでも使える内容の材料だというふうに思うわけですが、そういう点からも広陵町でつくる農産物を学校で利用する。食材として利用する。こういう点は、教育委員会と協議して具体的な施策としてまとめる必要があるというふうに思うんですが、そういうような観点からの今までの町長部局での議論をどうであったのか、教えていただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

給食の材料について、教育委員会の方と議論しているかというご質問だったと思うんですが、これは今まで何度もご質問の中であったことですので、町当局としても幾度も教育委員会と、そういうことが実現できるかどうかというのは協議いたしておりますが、その中

でいろいろ、安全面に供給できるかとか、いつ何どきでも一年じゅう供給できるかとかいう、いろんな障害がありますので、今そういうことをクリアできるかどうかというのを協議しているということでございます。（4番議員「いやいや、それは言うてたやんか。だから農家自身がノウハウを持ってるちゅうこと言うてるやん。それ、全然調べてないちゅうことになんのん、そしたら。」）

農家の方と実際に、例えば丸広さんの出荷組合があるんですけども、そういう組合さんとも、給食に使った場合は供給してもらえるのかとかいう話は当然今まで行っております。その中で、安全性を確保できないとか、1年間供給することが難しとか、いろいろ障害も出てきておりますので、その辺のともこれから協議していきたいというふうに思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 ちょっとお尋ねします。

学校給食ね、週に何回の割合でこの米、ご飯、米飯給食になるかな、それをちょっと教えていただきたいのと、そして各小学校にもいわゆる生ごみ処理機が置かれておりますが、いわゆる給食、今いろいろ給食にご意見も出てましたが、給食の残り、いわゆるどのぐらいの食べ残しがあるんかとかいうのをちょっと心配なことも感じておりますので、いわゆる残飯ですわな、食べ残しが多いのか、また小学校の指導でほとんどそんなことはないのか、そのこともちょっと教えていただきたいなど、こう思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 現在の米飯給食に至りましては週3回でございます。あと2回がパンでございます。そして年間にいたしましては、米飯給食は109回になるわけでございます。パン給食が73回ということになりまして、合計182回ということで予算を見積もっております。

それから、残飯につきましては、調理に当たりますいわゆる切れ端といったものにつきましても残飯と同じく処理をしております、その残飯の合計では10キロないし20キロで推移しておるといふふうに現在、まあ記憶の中でそういうふうに思っておるわけですが、そのうち、いわゆる食べ残しとして幾らの割合があるかというふうなことにつきましては、少し計量をしておらないというのが実態でございます、いわゆる調理の切れ端とともに残飯として生ごみ処理機の方へ搬入しておるといふ状況でございます。したがって、学校それぞれ食べ残しというふうなことにつきましても、いわゆるアレルギー問題を起こす子供以外につきましては、やはり完全に食べ残しのないよう指導はさせていただいておるつ

もりなんですけれども、そういったことで食べ残しにつきましたの割合は、推測でございますけれども、その残飯の量の2割ないし3割じゃないかなというふうに推測するわけでございます。また、きちっと調べる機会がございましたら、ちょっと調べてみたい。（10番議員「それ調べて。」）はい、調べたいというふうに思います。

議 長 10番議員！

10番議員 なぜお聞きしたかというのは、いわゆる食文化とか、日本古来のいろんな伝統的なもんあって、この米飯給食、もちろん戦後パンという、パン食が当然アメリカの方からの指導もあって大変な勢いでパン食になったわけですから、現在まあまあ米も余っているというのに、やっぱり主食である米、米飯、いわゆるご飯の給食が週に3回、ちょっと逆転はしましたけどね、これはやっぱり国家、文部科学省の何かご指導というのか、そういうのはあるわけですか。

それと、残飯のこと何でお聞きする——いや、残飯じゃない食べ残しやね。何でお聞きしたかというのは、よく中学校とかにも給食とかいうのん、どんどんいろんなご意見もあったわけですけど、私それを受けまして、二、三の中学校へ聞いたり出向いたりした中で、かなり中学校の残飯、いわゆる食べ残しが非常に多いと、給食のね。今はやりのダイエットとか、女生徒が非常にきれいになりたいちゅうことも含めて、何かそういうふうな風潮もなきにしもあらずやなあということもお聞きしておりましたし、まさか小学校でその辺のダイエット的なことはないとは思いますが、しかしかなりそういうような風潮もあるように伺ったりしましたから、ちょっとその辺のことを、いわゆる出口調査じゃないけど、いわゆる食べ残しがどんだけかな。

それと、学校の先生の指導も、当然残さんようにしなさいというのを、うちの孫なんかいつも怒られておりましたらしいですので、それはあることはありますねんけど、しかし今の風潮、非常に食に対して、何かこう飽食の時代やから余計ぜいたくな、いわゆるダイエットとかいう名目でのぜいたくな食べ残が多いと。大人にもあると思いますけどね、そのことも含めて、教育の一つの人間形成の第1点ということの原点の1つだと私は思っておりますので、その辺の指導なりを当然していかなければならんと、こう思うわけですので、そのことにもう一回ちょっと。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 米飯給食につきました3回、パン給食2回ということを申し上げました。

米飯給食につきましたのいわゆる予算、献立の1食当たりの単価というふうなことにつきま

しても一応判断の1つになってまいります。したがって、米飯給食におきましての1食あたりは261円71銭というふうな形で、細かい数字でございませうけれども、1食当たりの単価を定めておきまして、パン給食の場合は232円7銭というふうなことで、基本的に1食当たりの単価が違ってまいります。そしてまた月額にいたしますれば4万5,095円というのが、その月額の給食費でございませう。1割程度は町の補助金をいただきまして、4万円程度のいわゆる1カ月の給食費用ということになりまして、年間費用ということになりまして、11カ月で割りますと、1カ月3,691円というふうな現在単価で給食費の設定もさせていただいておりますので、米飯給食の単価アップにつきましては、今後米飯給食を完全実施するかどうかにつきましては、その給食費の観点からも参考に実施してまいりたいと、かように思っております。

もちろん食べ残しにつきましては、今後もそうした意味で食べられるものは、体に支障のない、アレルギーを起こさない給食というふうなことににつきましては、個々の子供さん以外につきましては、全体的に食べ残しのないように一応指導をするように現場へもいってまいりたいと、かように思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長 5番議員！

5番議員 先ほどの寺前議員の質問に続いての話なんですけれども、答弁の中で、なぜ地場産品を取り入れることができないのかということについては、量の問題とか安全の問題、また安定供給、業者の関係とかいうことで指摘をされているところなんですけれども、量と安定供給は同じような内容でして、この点につきましては、野菜であればその日になって、あ、だめだということはまず考えられないわけで、一定期間前から、この野菜についてはできが悪いとか、そういうところで見通しができますから、そういう場合には業者の方から事前に手配をすることができますので、これは量と安定供給については解決できる内容です。

それから、安全の問題については先ほど寺前議員の方も指摘しましたように、生協の方に、低農薬で安全な野菜という形で既に広陵町の農家の方が出荷をされているということですので、これはそういう情報を把握なさっておられないんだったら把握していただいて、そこはもう現実にできると、可能だということに確信を持っていただければいいのではないかと思います。

それから、業者との関係なんですけれども、今広陵町内の業者さんが入っておられるわけで、それぞれの業者さんも広陵町の子供のために熱心に対応していただいていると思います。ですから誠意を持ってご相談いただければ、納得をしていただける内容ではないかというふ

うに思います。

今いろいろ種々考えますに、町の方のやり方次第で解決できないような困難点はないと言わざるを得ません。この点について再度お聞きをしたいと思います。

あと1点なのですが、給食の調理員さんの方で日々雇用賃金が5名分ということで計上されているんですけども、この給食調理員さんにつきまして、専門性といいますか、やはり調理は普通の家の食事をつくるのと違いまして、段取りだとか、またメニューによつての段取りの違いだとかいろいろありまして、本当にパートでばつと行って十分にきちっと働いていただけるというふうになるには、1年ではなかなか難しいんです。そういう点におきまして、これがパートということで1年交代になっていくと、せつかくなじんでこれから役に立ってもらえると思っていた方がかわってしまうということになって、大変現場の調理員さんはしんどい思いをされると、こういう状態です。

今回も3年間働いて、ようやく流れも把握して職場の方でなじんでいただいていた方がパート、もうやめさせられるといいますか、やめてもらいますということで、大変ご本人も周りの方もショックを受けているというふうなことも、どこの学校か知らないんですが、聞いています。ですから、この給食の調理員さんの雇用についてどのようにお考えいただいているのか、質問したいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 先ほどいろいろ問題がありますと、こういう答弁させてもらいましたけども、実際農政のサイドとして、そういうことをあきらめているということではございません。いわゆる直売といいますか、直に生産者の方が持っていけるというシステムが確立されたら、それはすばらしいことだという構想は持っております。ですので、いろいろ障害はありますけども、そういうことが実現できるようにこれから研究していきたいというふうに思っております。前向きでとらえます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 給食の関係の日々雇用職員賃金のことですが、これにつきましては新しく採用するという事で募集をさせていただいているわけです。なお、給食婦さんの基準から言いますと、学校にはすべてプラスアルファをつけておりますんで、既にもうオーバーの人数が配置されているという状況の中で、やめられた方とかおられますんで、この辺で募集をかけていくと。ただ、家庭でいわゆる調理をされる場合主婦の立場であれば、献立を考え、そして買い物をし、調理をし、そして味つけをし、そして料理として出すというのがパターンな

わけですが、学校給食等においては、いわゆる分担をされてる仕事の内容というふうにとらえておりますんで、すべてを把握するというよりも、刻むとか、あるいは調合するとか、そういう分担の中での仕事を何人か寄って総合的にしていただいているという仕事の内容であると。それと採用する際には実技をやってもらっています。いわゆる採用の条件として実技をやってもらって、この人、本当に刻めるのかなど。以前に野菜を刻むのに手刻みはったという人がありますんで、こういうことのないように、ことしの採用についてはその実技までやって、給食調理員を決定するという、こういう方法をとっておりますんで、よろしくお願いいたします。

議 長 5番議員！

5番議員 割と作業が単純だから、そのパートだけパートのパートじゃなくて、その部分だけをその方が給食の中でやれば良いというような問題ではないんですね。というのは、メニューによっていろいろと過程があるわけなんですけれども、そのメニューによっていろいろ過程とか切り方一つにしても違うわけです。それから手順がやっぱりあるわけですから、その手順の流れ、その切る担当にしても、いつ、どうやって切ったらいいんやということを言わなくてもやっぱりぱっとわかってもらえるようになるには、やっぱり一定の時間かかるんです。だから、そうやって、せっかくなじんでいただいたにもかかわらず、ようやくこれでも言わなくても大体のことわかってもらえたと思ったら、もうやめてもらいますということで、意欲持って熱心に頑張っておられた方で、本人も周りも大変ショック受けてるという状態なんです。ですから、この学校給食の調理員さんのパートとはいえ、専門性といいますか、そういう部分はもっと尊重していただいて採用、雇用形態を考えていただかないと、やはり現場の方の常勤の職員さんが大変苦勞されるし、またその中でトラブルも想定されるわけなんで、そのことを言っておりますので、雇用形態について検討していただきたいということと。

もう一つは、この方が募集年齢に達したのでやめてもらいますというようなこと、ちょっと正確でなかったら指摘していただいたらいいんですけれども、そういうことも言われたそうなんです。だから、そういう雇用の仕方ってあるのかなというのが、私自身はとても理解できないので、その辺でどのような形で雇用されて、どのような理由でやめていただくことになったのか、教えていただきたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 まず、基本的に臨時職員として雇う場合は、松野議員さんの理論でありました

ら、やめていただくという期限がなくなるということですので、ずうっと継続して雇うてい
かんならん。これは臨時じゃないんですね、雇用の仕方としては。臨時職員やから、いわゆ
る6カ月という期限を切って最長1年でやめてもらいますよと、あなたの期間は1年間だけ
雇用しますよという形態をとっているわけです。松野さんの言われるのであれば、その人1
年でなれたから、また続いて雇わんかいと、こういう話になると臨時職員としての採用とい
うのは、根本的に考え方が違うというふうに思います。（5番議員「だから雇用形態が適切
じゃないということなんよ。」）いや、適切な雇用をしているわけです。適切でないという理
論が理解できませんので、適切な雇用をさせていただいているということでございます。よ
ろしく。

議 長 13番議員！

13番議員 備品の方で、管理備品として、これ154万3,000円上がっております。こ
れは説明ではパソコンということで聞いております。これは各学校に1台ずつ置かれるとい
うことですか。

それと、そのパソコンのシステムですね、どういうものを考えておられるのか。賄い材料、
これの購入受発注の管理を含め、あるいは代金決済まで考えたシステムなのか。ちょっとそ
の辺詳しく教えていただきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 備品の中のパソコンにつきましては、1台ということで要求をさせてい
ただいております。20万程度のパソコンの機械なんですけれども、いわゆる毎日の材料の
積み上げといったことでソフト購入、これにつきましては消耗品でいわゆる購入をさせてい
ただこうと、かように思っておるんですけれども、いわゆる毎日の献立の積み上げ、そうい
ったものにつきまして購入発注、そして支払いというふうな観点までもつなげていけるかど
うかというふうなことにつきましては、まだ研究不足でございますけれども、とりあえず現
在使用しておりますパソコンの経過年数もたっておりますので、1台を購入していただき
まして、そして現在の献立、そして管理システムのソフトによる利用を考えたいなど、かよ
うに思っております。（13番議員「1台ですか。」）1台でございます。

議 長 13番議員！

13番議員 非常にこのごろ庁舎内、コンピューター、パソコン、いろんなものが普及してき
ているんです。だから入れるときに、どういうことをしたいのかと、どういう事務をどうい
うぐあいにしたいのかということを考えて入れていただかないと、非常にこの経費がね、こ

これは今金額大したことないという感じで見ますけれど、投資効果というものを考えたことをね、この機械を入れて事務の確実性ですわね、事務の確実性と能率化という2点についてやはり十分検討した上で、どういうシステムがいいのか。例えば、受発注の管理、もちろん献立ができましたら、それに伴う賄い材料の数量が、当然これは機械の中へ打ち込んだら出てくる。そしてそれに伴う発注を行って、それに対する今度荷を受けるときですわね。受発注の管理ですから、発注して今度納入の管理。納入が終わりましたら、当然そこで代金の管理。その代金の支払いということになるわけ。ほんなら請求書一つにしたかて、どういう請求書を統一するのか。統一すれば、どこから来る請求書も統一できるのかどうか。そういうところの事務のことまで含めたやはりシステムを完成させて、ただパソコンを入れたらいいんだという感じではなしに、十分事務を検討して、そしてこの事務をするためにはこのシステムが必要なんだという考えで投資していただきたい。そのためにこの金額でおさまるのかどうかということは、ちょっと私わかりませんねんけども、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 現在の管理システムそのものにつきましては、改善する余地があるというふうには考えるものでございます。ただ、今小売業者の仕入れ、あるいはまた支払いにつきましては、町内各業者さんの個別の請求書をいただいておりますのが実態でございます。そうした中で、仕入れされたそのものが既に請求書に移り変わっていくというふうなシステムの内容であれば一番スムーズに、しかも効率よくなっていくというふうに感じておるところでございます。ただ、ただいまご質問、さきにご質問ございましたですけれども、いろんな観点で生産者との地場産品を直接仕入れするというふうなことにつきましても、今後研究してまいりたいというふうに考えるものでございます。現在はそういったことで、一応栄養士のおります2校の1校にとりあえずパソコン購入を、買いかえをさせていただきたいと、かように思っておるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ほかにないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程3番、議案第22号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審

査会特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 まず1点は、認定結果に対しまして不服・苦情など、今までどうだったのかということ。そして、予算ですので、そういう状況があればどのように改善をする予定をされているのかということです。だから、まず実態を教えてくださいたいと思います。

そして、この認定審査会の審査委員さんの研修等についてはどのようにしていただいているのか、お知らせいただきたいと思います。

それから、引き続き再認定という方と新規の方あるわけですが、傾向としまして、新規の方、どの程度の割合なのか教えてくださいたいと思います。申請者についてです。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、ご質問ありました認定結果の不服とかという件でございます。

今まではなかったわけですが、最近1件ございました。これは広陵町でありました。で、担当がすべてのデータをもってご説明はさせていただいて、了解していただいたと思っております。ただ、それで了解ができなかった場合には、県の方でそういう審査のあれもありますので、そちらの方へ申し出をしていただくというふうな形になるかと思っております。

それから、審査委員の先生方の研修でございます。これも3月にございました。年1回研修、これは奈良県下で県の方ですべての審査の方を対象に研修をされています。全員参加していただいております。

もう一つは、認定の新規とそれから継続でございますが、やはり継続が多いわけで新規は、まあ月のいろいろあるんですけども、そうですね、四、五件の場合が多いと思います。これが広陵町のデータでございます。他の市町村のことはちょっと記憶はないんですけども、現実は今認定審査につきましても、原則半年とかいうふうな継続の場合がございました。しかし、先生方のご意見をいただいて、1年というふうな期間に延ばさせていただいておりますので、審査件数自身は、毎月の方は減ってきているというふうな状況でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 ほとんど苦情・不服についてはなかった、最近1件ということですが、その場合は町の職員さんの方で解決に向けて対応していただいているのでしょうか、その点と。

大分件数が減ってきている。審査が1年間に延びたという経過の中でということですが、この予算の中で、そしたら審査件数はどの程度見込んでいただいているのでしょうか。

それと、審査1件に対する審査の時間なんですけど、審査が再審査が多いので、割合とス

ムーズに1件当たりの審査の時間がいつているのではないかなと思うんですけども、そういう部分について広陵町の方ではそんな要望されてないと思うんですけども、医者意見書についてはシステム化した方がいいんじゃないかという声もあるように聞いていますが、そのような認定審査の時間が短くスムーズに行くようになってきている中では、そのような形は必要ないというふうに私自身思っているんです。医者の方がやっぱり生の言葉で意見書を書いてもらうことが、今意見書の大変重要な意味づけになっていると思いますので、この点についての考え方も確認しておきたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 今回の15年度の予算につきましては、3町で実質の審査件数、6カ月とかいうことで重複しますので、実質の件数と申しますと1,359件、広陵町の場合は596件、當麻町が327件、新庄町が436件というふうな割合で負担をお願いしておるものがございます。

それから、審査委員会の審査の時間でございます。審査は毎月火曜日ということで月に5回程度、ここに説明書の……（5番議員「書いてますね。」）333ページに、65日というふうなことになっております。時間につきましても、事前に意見書並びにすべてのデータを5人の委員さんにお配りして検査していただいております。ですから、わりと時間はあるんですけども、その週1回につきまして開催するとき、前月でしたら45件のあるときもあれば、30件とか10件とか、日によって変わるといような状況でございます。しかし、慎重にはしていただいていると、非常に議論もされているというふうな状況でございます。以上でございます。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程4番、議案第23号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。4番議員！

4番議員 まず、補正で削除されて新年度予算でということですが、この公有財産購入、あるいはまた補償等が道路とコミュニティーというように分かれて提案していただいているわけ

ですけれども、まずコミュニティー、この取得費を出されたところの積算根拠、これは当然予想データ出されているわけですから、よくわかっているわけですが、少なくともその積算根拠をどういう形で出されたんかというのを2つ聞いておきたいと思います。1つは、これは道路、町道用地の場合については農地が主体となろうと思います。農地を主体とする場合の価格形成をどういう形の設定でやったのか。コミュニティー施設については、これは通常でいえば宅地、もちろん農地の場合もありますけれども、宅地というような形での設定の方法あると思います。そういう違いを含めて、どのような見方でこの価格を設定したのか。

それから、それと同様にいわゆる物件移転補償等、これはどういうものがどういう形であるのか、教えておいていただきたいというように思います。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 まず、道路の方でございますが、一般会計の方では約200メートルほどの事業予算を計上いたしておりますので、総延長1,000メートルに対しまして、残り800メートル分をここで先行取得するという予算を挙げさせていただいております。で、物件移転補償は住宅が1件ございますので、その補償を想定して挙げさせていただいております。すべて鑑定後、鑑定価格をもって対応しなければならないということで考えておりますので、今はあくまでも予算単価ということでご理解いただきたいと思います。

それから、コミュニティー施設整備事業の方につきましても、これは3.7ヘクタールのうちの清掃施設用地を除いた部分でございますので、ほとんどが農地というふうになってございますので、この場合の物件移転補償は立木補償というふうにご理解いただきたいと思えます。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 それでわかったわけですが、双方農地だということで。ここにはいわゆる古寺から要望出ている公民館の設置の用地は含まれているのか、その点も1つ確認しておきたいと思うんです。

それと、今おっしゃった、いわゆる当然鑑定を今出して、そしてその作業にかかわっているとこだというのはよく承知しております。しかし、この場合、予算を立案するに当たってはその他の物件、いわゆる土地等についての実績等も町が把握している内容について計算をして出しておられるということになると思うんですけれども、そういう点ではこの出し方、積み上げた出し方ですね、簡単に言えば、いわゆる笠ハリサキ線の場合では県道沿い、町道

沿い、そしていわゆる里道、あるいはまた道路のない用地という形で出されていたわけなんですね。そういう点から見てこの積算については、そういう笠ハリサキ線の用地の価格を参考にした上での修正をしてやっているのか。それとも、広陵町の水道局のところで県が用地買収を行ったという実績があるわけですが、そういう内容も参考にした形でこの価格を出しているのか。いずれにしても、何らかの価格を積み上げる場合の根拠を持ったものでなければ、予算をつくるのが難しいわけですが、そういう点で、どういう形でこの予算のいわゆる価格を想定して出されたのか。もちろん買収に当たっては、当然鑑定価格によって買収を行うというのはよくわかっているわけですから、その点については別のものとして質問をしています。

そしてそれと、全員協議会の中で鑑定の場所等についての答弁はあったわけですが、再度この鑑定を提案したところの部分について、どういう形での場所等の鑑定価格を出しているのか。これは何件で、その場所等については町道沿い、あるいは農道沿い、あるいは河川沿い、また道のないところという形で内容が当然含まれていると思いますけれども、そんな内容についてもこの本会議場でもあわせてご答弁を願いたいと思います。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 古寺の公民館用地につきましては一般会計の社会教育費、公民館費の方に計上をさせていただいております。

それから、価格の方でございますが、これはあくまでも予算単価でございまして、昨年のいわゆる14年度予算と同一の単価をそのまま挙げさせていただいておりますので、14年度当初予算でご説明申し上げたとおりでございます。

それから、鑑定の件でございますが、一応5カ所想定して鑑定業者に今指示をしているところでございまして、いろいろな町道沿い等、宅地も含めて鑑定をさせていただいているということでございますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 用地取得について準備を進めていただくのは結構ですが、買収のする時期なんですが、これは地元古寺区にとってはやはり本契約が成立した後でなければ、もしそうでない状態になってしまった場合大変混乱を来すこととなりますので、また周辺大字の合意も必要だと思いますが、そういう住民のきちっとした合意をした上で用地買収にかかっていたかなければいけないのではないかと思います。買収の時期についてどのように考えていただいているのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 そのあたり、十分状況を見きわめてご協議を申し上げたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 状況を見きわめてというのは、本契約後に取りかかるということですか。そうやって認識してよろしいですか。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 この新清掃センター建設につきましては、もう今年度を超えることは許されないというふうに認識いたしております。何としても今年度中に用地取得を終えたという決意で臨みたいと思います。（5番議員「決意はよろしい、それで。決意はいいんやけどね、その手続の問題……。」）

議 長 終わった。次、ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りいたします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程5番、議案第24号、平成15年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 今回、水道会計につきましては大変厳しい予算になっているわけなんですけれども、当然値上げについて今全協でも議論しているところなんですけれども、この問題についてですが、いろいろ担当課としましてはご努力いただいているのもよくわかるんですけれども、やはりこの大変な不況の時代の中で、今水道料金また上がるよとお知り合いの方に言いますと、本当に皆さん、どしようということではびっくりされるのが今の状況です。そして、値上げになれば必ず節水につながってまいりますから、その値上げをしたのがストレートに料金改善に反映するかというと、そういうことにも一部つながらない部分も出てくるのは十分にご認識していただいているところだと思います。

このような社会的な経済状況をかんがみました場合には、やはり何としても値上げをスト

ップしていくという強い決意が必要ではないかと思ひます。そのためには、私の方は以前から主張しておりますように、水道会計に一般会計から繰り入れをしていくということも今真剣に検討せざるを得ない時期ではないかと思ひますが、この点について今の経済状況、町民の皆さんの暮らしがどのような状況かということ踏まえていただいた上で、ご答弁をお願いしたいと思ひます。

議 長 水道局長！

水道局長 確かに、時期的には大変厳しい時期だと思っております。しかしながら、水道事業会計におきましても、既に2億以上の累積赤字を抱えている状況でありまして、このままずるずる行きますと幾らでも累積赤字がふえていく状態です。できるだけ早いうちに適正な料金を設定することが、将来的にはプラスに転じるのではないかということで、15年度にぜひとも値上げをお願いしたいと考えております。

議 長 5番議員！

5番議員 値上げをせざるを得ない大きな原因が、県水が高いということは、これは一致して認識しているところなんですけれども、この県水につきまして、県の方との協議はどのようにしていただいているのかです。やはり奈良県の県水は全国的にも高い方に位置しておりますし、今後また大変高騰する懸念がされているわけで、この県水について県当局にきちっと強い要望をしていただくのは当然だと思うんですが、その点についてお聞きをしたいと思ひます。

それから、会計のやりくりの問題として、これも以前から指摘をしているんですけれども、加入分担金は、これは資本の方に入れるのではなくて経営の方に入れていくのが基本です。これについてはもとに戻していただいて、一定の改善これで図れるわけですから、これでかなりの部分改善できますので、この点については今こそ見直しをしていただくということをお願いをしたいんですが、この点についてまだこだわって資本の方、資本収支の方に入れられるのかどうかお聞きをしたいと思ひます。

それから、一般会計からの繰り入れということなんですけれども、一般会計も財政が大変厳しい中で、本当に決断も、厳しい決断をしなきゃいけないというように思ひます。しかし、水道水は広陵町の100%の方々がお使いいただいて、水道水は欠くことができないものですから、生命体維持に対して絶対に必要なものですから、こういうところに一定の税金を投入していくということについては、町民の皆さん十分に納得をしていただけることではなからうかと思ひます。

そして法的に言いましても、以前より指摘しておりますように、一般会計へ繰り入れをすることは十分可能なんです。ですから、この点について、一般会計の繰り入れについて町当局の方とどのような議論をされてきたのか、その辺の経過についてご報告をお願いいたします。

議 長 水道局長！

水道局長 まず、県水の料金的な問題ですけども、県下29市町村が県水を受水しております。そしてそういう受水している市町村で協議会を設置しているわけですけども、そういう協議会を通じ県には、値下げというよりも値上げをしないようにという、大滝ダムを供用開始されますと、当然次には値上げという問題がかかわってくるわけですけども、値上げをできるだけ抑えていただきたいという交渉はさせていただいているところです。

それから、加入分担金を3条予算に入れよということですけども、これは本来、私どもの解釈では4条予算に入れるべきものと考えておりますし、これを3条予算に入れまして料金計算をしますと、加入分担金といいますのは、それぞれの年度におきまして必ずしも一定の額が入ってくるものでもございません。まして、もう真美ヶ丘地域の開発も終わりました、今後は多くを望めないところであります。料金値上げの資料におきましても、加入分担金、施設分担金を合わせまして、16年度以降につきましては年間2,000万程度の財源ということで試算させていただいている状態でありますので、これを3条予算に入れるということは現在考えておりません。

それから、一般会計からの繰り入れですけども、これは一応制度上ルールにのった分につきましては、一般会計から繰り入れていただくのは当然としまして、それ以外の分につきましては、本来受益者負担という考え方から料金で賄うのが本筋だと考えておりますので、これに対しまして、町部局に対しまして一般会計からの繰り入れをお願いしたこともございませんし、お願いする気もございません。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので……（4番議員「議長。」）おまえ、委員会やぞ、委員会で聞いてくれ。1点だけな、許してやろう。

4番議員 簡単に言っておきます。

まず、いただいた資料があるわけなんですけれども、この資料で見ますと、いわゆる経営状況は非常にすばらしい企業になっています。その中で特に問題として出てくるのは平均有

収水量ですね、これについては県下の中でも落ちている。その原因を分析しているのは、まず第1に、下水道が普及しているにもかかわらず、この点が少ないのは勤労者が多いということとか工場、大口使用者が少ないというように言っているわけなんですけれども、現実問題としては、これは奈良県下のいわゆる団地を抱えているところについては同様の傾向があるわけなんですけれども、そういうところと比べても水道料金の格差があるということが言えると思うんです。これは高田にしても香芝にしてもそうです。広陵町よりも勤労者の非常に多いところになっています。不景気によって、その使用量もかなり下がっているという状況があります。こういうようなところで言うと、やっぱりこの点についての分析、なぜなのかという点は必要だというふうに思います。

それから、配水管の使用効率の問題についても問題を持っているという点の分析については、これについては広陵町ではライフラインの重要性から、連絡管の管路整備が進んでいること。あるいは真美ヶ丘の開発のおくれに伴う滞留水の防止対策というのを、ループ構造上にもあるということをおっしゃっているんですね。で、これらについては一つ一つ、この2つだけ見ても何ら広陵町の町民あるいは利用者の責任によるものではないわけなんです。これは計画的な、当初の計画のおくれから来る問題に発生しているところの部分であります。そういうところがどれだけ料金に影響を与えているのかという点については、これも分析する必要があろうというふうに思います。

その他についてはおおむね、広陵町の水道事業関係者にとって非常に努力されている結果が出ているわけなんですけれども、この2点だけとってみてもおかしいというふうに思います。

それから、先ほどから一般会計についての資金の投入は独立採算制からできないと言っているわけなんですけれども、それも実際奈良県自体がやっている問題についておかしいわけなんです。ここに平成5年7月20日に、奈良県県営水道事業懇談会の提言があります。これは「はじめに」という形から始まっています、県営水道管理者である知事から意見を求められたという形で始まったものです。ここで値上げが一定認められて、それで平成6年に値上げになって、広陵町での赤字が続いたと。いわゆるきっかけになって、長年続いてきた広陵町の安定した料金体系が狂ってきたというきっかけをつくったわけなんです。それに伴って、もう一つは水道料金の自己水の確保が落ちてきた時期でもあります。これは服部町長が、16年間にわたって水道料金の値上げを抑えてきた要因のところを破られたのは、明らかに県営水道の値上げの問題であります。

ちなみに、県営水道の料金ちゅうのは昭和45年に、創設時30円なんです。そして60年以降については115円に改定されて、そして再改定されて現在に至っているということになっているわけです。このときのいわゆる提言の中身については、補助金制度の改善とか起債条件の改善、この起債条件の改善については相当な改善ができて赤字、いわゆる起債の借りかえについて相当進んでいると、県水は。それと一般会計の負担についても、このときには、平成2年から県営水道に対して一般会計より繰り入れの拡大が図られて、利息負担の軽減で平成2年から4年で28億円、そして出資金として必至の引き上げにより、平成4年度で約20億円がこの一般会計から繰り入れされているわけなんです。そういうような実績とその後の状況があります。この時点においても赤字の解消のためには、あの当時1割——10%ほどでしたか、値上げされているときでも、その当時でも、赤字解消にならないということを前提としながら、「給水原価を勘案の上、必要な限度において料金改定もやむを得ないを考える。しかしながら、県営水道の料金改定は受水市町村の水道事業等も配慮されるよう要望する。」、これが懇談会の答申になったわけです。

この中で、具体的にはやっぱり、なかなかすべてを転嫁できないという状況から、赤字覚悟の運営が行われているというのが実態です。こういう県の実情から言っても、広陵町がなぜ赤字を直ちに解消しなければならないのかという論理が成り立ってくるんです。もし県営水道の赤字解消をすべて論理的に行おうとすれば、大滝ダムのいわゆる2,000億円の中のいわゆる借金の部分というのが、先行投資によってすべて反映されてしまう。大変なことになるんです。こういうような実情も把握しない、あるいはこの本会議場において、そのことについてきちっとした報告もされない状況のもとで、値上げの問題ちゅうのは論理としては成り立たないわけでありまして。赤字だから町民に負担をしてもらおう。これでは、決して成り立つ話ではありません。

私は、水道課の努力というのは認めているわけなんです。そして奈良県下でも、一、二を争う効率的な運営をされている。その中において、なぜ赤字が生じるのか。あるいは固定資産における会計上の内容から言っても、あるいは資本の回転率から言っても、奈良県下でもトップクラスの企業です。普通の企業でいえば、これは優秀な企業なんです。優秀な企業が何でその赤字負担を町民に負担しなきゃならないのか。こういう論理は、一般のところから言っては成り立たないんです。そういうようなことの説明もなしのまま値上げ問題は、ただ単に赤字だからという形でやっていっては、これはだめです。

だから、もっと簡単に言えば、水道局が持っている不動産について、一般会計でそれを売

却して赤字解消を補う手だてをする。これが一般企業でいえば、当然あるんです。資産を持っているところの企業からいうと、当たり前の話なんです。それを独立採算制といって、一方ではその努力、そういうところでの企業努力はしないで、一般会計からの繰り入れはできないと言いながら、町民に対して負担しているちゅうのは、これは最も、この優秀な企業から言うと、論理から言うと成り立たない数字です。こういうところの改善をまず行うことが求められていると思いますけれども、そういう点についてどのように考えますか。

ちなみに、このときの答申の中にあらわれている先行投資の部分ちゅうのは、2000年の人口想定は162万5,000人になっているんです。こういうような状況があるということも、あわせてお答えを願いたいと思います。

議 長 水道局長！

水道局長 余り質問がいろいろあったんでちょっと抜けるかもわかりませんが、その赤字解消なぜ急がなければならないかということですが、広陵町の場合は平成7年度から既に、現在に至るまですべて赤字で来ているわけです。これをどこまでそのまま赤字で行けとおっしゃるのか。（4番議員「だから、その解消は企業努力で、まだ一般、町との、優秀な企業やからできるちゅうてんねん。財産もあるんでしょ。」）と褒めてはいただいているんですけれども、それだけ効率的な運営をさせていただいても、なおかつ赤字ということは、もともとの料金設定が間違っているということしか言えないんじゃないかなと。だから適正な料金に戻せば、当然効率的な運営をさせていただいているんですから、赤字は生じないということで、そのように考えていただけたらと思うわけです。

それから、資産をなぜ売却しないのかということですが、水道事業を行っていく上に必要な資産しか持っておりませんので、それ以上売るということは、当然できるものではない。売るということは、水道事業を廃止せよという考え方しか、そういう意見は出てこないんじゃないかと思います。

それから、配水管の効率が悪いということですが、これはやはり町のそういう地域的な問題もありますし、そういう計画的な問題もありますし、そういう中で利用者の方に不便をかけないためへの投資ということで、いろんなループ構造にもさせていただいたということは、配水管の使用効率が、ほかよりは少し悪いということになってきていると思っております。ですので、使用効率を上げるのがいいのか、利用される方に少しでも不便をかけないようにするのがいいのか、これは考え方の問題もあるんじゃないかということだと思っております。

それから、有収水量が減少してきているというのは、これは広陵町だけの問題ではなしに全国的な傾向でありまして、これが平成11年度ぐらいから、それ以前は右肩上がりで水量が伸びておりましたけども、11年度あたりから衛星都市にしましても、右肩下がりでも水量は皆減ってきているという状況でございます。それで本町におきましても、毎年渇水という問題が生じまして、その都度皆さんに節水をお願いしてきておりますし、住民の皆様もそういうことに対して積極的にご協力をいただいた結果が、使用水量に出てきているんじゃないかと。ですので、むだな水を使っていただく必要は本来ないわけです。水にしましても限りある資源ですので、有効に利用していただければ、それにこしたことはないと思っております。以上です。（4番議員「いやいや、県の、県営水道へ一般会計から入れられているちゅう点については、どういう認識されているか。」）

議 長 それは向こうのことやないかい。 水道局長！

水道局長 それは県の考え方でありまして、それに対して私の方からどうだこうだということとは言えませんが、県営水道に県が出資しているということは繰り入れているわけではなしに、出資した場合は当然利益が生じれば、それだけの配当を受けた方が払わなければならないというシステムになっております。

議 長 4番議員！

4番議員 委員会でも具体的な議論しますけれども、私は、1つは財産の問題でいえば、水道局の北側に土地を買って、これいつ買ったんですか。結局は、一般会計で町に貸したり、あるいはまたいろいろな手だてをとっていますけれども、これについても非常にそういう意味で言うと、水道利用者にとっての大きな負担を強いてきたということになるんですね。これは当然あの土地については、いわゆる施設の用地として買っているから、それについてはそれだということは言えるでしょうけれども、現実問題としては、この土地については明らかに水道料金の中に大きな負担をつくってきたということです。こういうような内容が、いわゆるその財産の処分という形で考える場合に、一般会計の有効な利用の方法というのはあるんですね。だから現実問題としては、そういうような形での財産を活用して、一般会計との連携を図るということは可能なんです。

もう一つは、先ほどから言っている県水の問題ですけども、出資という形だけでその話をしていますけれども、現実問題としては一般会計から繰り入れしているんです。懇談会もそういう点での配慮しなさいと言っているんです。もしこの県水の企業内容を、今ここで説明していただけないので残念ですけども、説明していただいでは、これが独立採算制の

原則を貫かれてしまったら、奈良県下の県水を活用している水道局は一体どういう事態になってくるんですか。それと同じように、赤字だからという形だけで町民にその負担を転嫁するという論理は、確かに水道施設の効率化については優秀な成績をおさめています。しかし、今言っているのは、企業全体の抱えている優秀な企業が、即赤字として町民に転嫁するという仕組みは、少なくとも企業会計だという論理に立っている限りは、私は成り立たないと思います。成り立たないとすれば、それは一般会計のところと協議する方法しかないんです。どこにその違いが出てくるかといえば、先ほど出てきた、一方では企業会計をとって独立採算制と言いながら、施設分担金や給水分担金については資本費に入れると、こういうような矛盾をつくっているんです。だから、こういうようなところの改善ちゅうのはまず先にやって、そして一般会計と水道会計との問題点について、具体的にやはり町民に説明して責任をとる——説明じゃなしに、町が責任をとる。

先ほどの有収率の問題にしてもそうです。あるいは、それが先行投資であるとするれば、真美ヶ丘のところで、先行投資のために公団からは予算を十分にもらっているんです。その活用を今までやってきたということはありませんけれども、論理的には、まだそういうところでの資本効率が悪いということになれば、その問題については当然還元していかなきゃならない。これは当たり前の話なんです。そういうようなところの分についてもっと検討する余地が私はあると思います。だから端的に、水道料金が赤字だからという問題については、企業の具体的な赤字の設定についての根本的な問題、論議をした中で解決しなければ、到底この問題については、私は受け入れられる問題ではないというふうに思います。

そういう点で、一般会計の繰り入れを県との比較で、町は県とは関係ないんだから、それは県の考えだというような論理で一般会計の繰り入れについて否定するのであれば、県がその赤字分を広陵町にすべてをかけてくるという事態のときに、どうやってその問題を解決するんですか。それこそ町民に対して、すべてを赤字だからと言って改定するというやり方で済むのかどうか。そういう点について、私は、これは管理者としての責任としてどうかというのを問いただしておきたいと思うんです。これは事務者として、この問題について議論すれば、非常に責任の度合いも重いところがあると思います。まあ水道管理者ではないというところの意味ですけども、ただ、他職員についての議論についてはまた委員会ですとして、水道管理者から、こういう問題についてどういう形で町民にすべての負担を行っていくという考え方が成り立つかどうか、お聞きしておきたいと思います。（8番議員「それはな、一般会計のお金って、どこの金ちゅうんや、河合町のか……。」）国から来る交付税

もありまんねん。

議 長 町長！

町 長 水道事業管理者という立場にありますので、お答えを申し上げます。

先ほどご質問の中にございました水道事業が北側の用地を買うということに対しては、用地を買うことは赤字にはなりません。同じ資産を買っとりますので、これは資金がなくなっただけで財産がありますので、これは今回値上げの要因になっているということにはなり……（4番議員「いやいや、むしろ営業に回ったときには有効に働くということ。」）経営上にはなりませんが、売り食いをすれば、これは役に立つということでございます。このことだけ申し上げておきます。（4番議員「4条予算と3条予算との違いだちゅうことの話だけですよ。」）まあ、企業経営者にある私どもは、やはりこの値上げをお願いをするという場合は経営内容のチェックをしなければいかんわけでございまして、今日まで仕入れ原価が妥当であるかどうか。また、製造経費や維持管理の経費、また販売の経費そのものもすべて見ていただいているところでございます。一般会計から出してはどうかとか、また受益者の負担を求める、また先ほど申された売り食いをするというのも一つの方策でございます。これらのことをいろいろ見きわめて、また県下の水道事業の経営の実態を見ていただいて、今議会にも議員各位にこの水道事業の経営実態を見きわめていただくために資料をお出しをしているところでございます。経営の実態を再確認をしていただいて、適切なご指示をお願いをしたいというのが私どもの思いでございまして、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程6番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございまして、これより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目

の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

12番議員 それでは、今議会の一番大事なこと、本日の私のこの質問により広陵町政が大きく羽ばたき、また大きく動き、また大きく構造改革が進む、このような質問事項にまとめております。

まず1番、本町、ニュータウンができて非常に町並みが整ってきたところでございます。着々と生活や文化、この両面において充実が図られてきたところでございます。残るは、教育の町・広陵町にふさわしい高等教育機関、あのう高等教育って、これ高等学校じゃないんですよ。大学教育と、こういうことなんです。高等教育機関が必要ではないのか、私は常日ごろこういうことを、10年前からここの議場で取り上げてきたところでございます。

(4番議員「今までに何回言うてきたん。」) えっ。このたび……。 (5番議員「決まってから言うてやないの。」)

議 長 静かにお願いします。

12番議員 町内には、なかなか広陵町、町内、まあ若者の町、結構若者が多いんです。統計上、県下で2番目に若者が多いんですが、見るべき産業はだんだんなくなりつつあると。また、若者の雇用の場もだんだんなくなってきたと、こういうことが現実でございます。私、自分自身のことで言うんで、うちの息子もおるんですけどね、なかなか雇用の場がなく、馬見北で海鮮という回るすし屋あるんですけどね、ここにちょっとパートで、フリーターで行っていると、このような現状でございます。今の若者のなかなかの就職難ですが、まず自分の身近にそういう実態があるということを皆様方、特に理事者側に知っていただき、非常に広陵町のこれからの将来、若者をどうしていくのか、このようなことが、私が一介の父親としても広くこの問題に取り組んでいきたい、このようなことで質問のトップバッター、第1番に取り上げたところでございます。

さて、この中で喜ぶべきことがございました。真美ヶ丘ニュータウンが、中に大学が開校し、若者が押し寄せる町並みになってきたところでございます。東京に行きますと、たくさん大学の大学がございまして。その町、その駅、その町内ごとにいろいろなまちづくりの特徴が出ております。渋谷に行けばシブカジ、これはいろんなファッションの関係ですね、青山に行けばアオカジ、原宿に行けばハラカジ、これはあれですよ、広陵の場合はなかなかそこまで

いかなかった、今までは。しかし、これからは違います。カレッジタウンとしての広陵町、この雰囲気が出てきたところでございます。息子を通じて、いろいろな若者の意見を聞きます。この広陵町の中、確かに若者が多いんだけど、もう少し若者が集まるようなところはないのか。エコーラマミを中心として若い人たちが、ハンバーガーの店、あるいはいろんなお店へ参ります。やはりこれらの若者がこの場で活躍できる、広陵の中で活躍できるようなことがないのか、私はこの広陵に住む者として、住み、また学ぶ、これがこれからのニュータウンとしての私は名づけ親として「マミカジファッション」、こういうふうな、マミって、エコーラマミのことなんです。マミカジファッションの町にしたい。このような、県内一の若者の町として発展する余地は十分でございます。町政と大学とのかかわりを、町長はどのように取り組んでいくのかお聞きしたい。これが、本町のまちづくりに若者を取り込む第一歩でございます。このようなことについてちょっとお聞きしたいと思います。

さて2番、これが一番問題、大切です。広陵の中、バス路線廃止、このようなことになっております。非常に私のところにも電話がかかってまいりました。これじゃ困る、なくなってしまふ、大変だ、どうしよう、このようなことは当然いろいろな議員さんの中にも耳に入っていると思います。ある議員は、いやいや、これは議会で、これから議決を上げよう。町にやりなさいって私言いましたわ。私、怒られましてん。議員さんね、何してもろうても結構ですと、やれやれと、ほんでやらない町が悪いんですよとか、やれ反対した議員が悪いんですと。私、そんなこと、人のこと言うてん違いますねんと、私を運んでくれるんですかと、まず1つ。

それをしたこと言うと、本当に私、ちょっと時間の猶予上げましょと、3カ月後あるいは6カ月後でいいですよと。私、足がなかって困ってますねんと。何か知らんけど、議決とかいうのを上げたら、必ず私何かで乗って運んでくれることになるんでしょかねえと、こういうふうな質問。

もう一つ、じゃ、あなたは今までバスを利用してましたね、自分でもお金を出す気持ちはあるんですかと、こう聞いたんですわ。いやいや、バス料金並み、まあタクシー代までとは言わなくても、それに近いお金出したら、何かできたら、私はそれは利用したいというようなご意見。

また、これからはバス停に行くまで、これから足痛なって大変ですねんと。もし家までそういうのを、これからはドア・ツー・ドア、これを私、昨年武蔵野市というところへ視察に行ってきました。これはやっていますよ。レモンキャブいやいや数人の、委員会で行きまし

た。非常にいい視察をしてきました。レモンキャブと、こう名前つけて、これがドア・ツー・ドア。これは役所がそういうようなところへ補助してドア・ツー・ドア。市民の参加による公共交通機関、このようなことになっております。しかし、これは聞くと、役所がお金をいろいろ出していると、こういうことなんですわ。そういうことも聞いているところでございます。

しかし、今の現状の広陵町の財政の状況を見ると、確かに金出したら、別に奈良交通へ金出したら運行はしてくれることはわかるんですが、そのときはちょっとは延びますわ、お金出したら、ちょっと2カ月、3カ月。その後はどないなんねんと言うと。いや、もう金切れたら終わりです。ちょっと出したらちょっと延びる。そういうことじゃ非常に困る。これからちゃんと町内が、私が運んでもらえるような公共交通機関、これにかわるようなものが必要なのではないか、私は非常に悩みました。さきの12月議会ではそういうことあつては、これは大変だな、やっぱり私もその議決ちゅうのに参加したら、それでびやっと何かしてくれるか、こういうようなことも思ったんですが、そこで私はいろいろ勉強したところ、政府におきましては構造改革特区基本方針、これをやっとかさ決められた、こういうことなんです。その中のいろいろな資料を持ち寄りますと、こういう主な、簡単に言いますと地域を限定して規制、その中の言うのは今規制、規制緩和、規制緩和、こういうような流れが出ております。その規制緩和、あるいは規制改革、このようなのを推進する構造改革特区基本方針を決定し、ことしの7月1日から、各地方自治体いろいろ申請しなさいと、何をしたい、あれをしたい、これしたい、いろいろ申請しなさいと、こういうことになりました。広陵町におきましてはバス路線が、これは既に1本、ワン路線ですが、廃止と。これはまだですよ、まだ予定なんです廃止されると、このようなことになっております。公共交通機関による十分な輸送サービスが確保できなくなってきたところでございます。私がいつも言っております高齢者、障害者に優しいまちづくり、これが非常に問題がある。私が一番大きく電話なり相談なりを受けているところでございます。早くこれを解決しなくてはいけない。そのために、現在これは行政や公共交通機関だけに交通サービスを頼っていると、もう既に不可能になってきたということがもう歴然となってきました。あんなもん奈良交通に任せたらええんやと、そのために奈良交通はちゃんと陸運局から許可を取って、独占的に自分とこができるんやと。だけど、そこ自体がもう既にそれはできないと、そのバス路線の免許を返上する、こういうことになっているんですね。既にこれは不可能になってきたことを示しております。じゃ、どうするなということ、これからは住民の参加も得て、この公共交

通サービスをしていこうという発想に変える必要があります。えっ、そんなことできるの、こういうふうな皆様方、当然のごとく疑問をお持ちだと思います。

そこで、この構造改革特区基本方針を研究し、バス路線が廃止されます。それにかわるべき交通サービス、これはいろいろあるんですわ。1つは、タクシー。別に、これも立派な公共交通機関ですね、タクシー関係、あるいはバス関係、あるいはその他もろもろ、いろいろ考えられます。こういう交通体系をつくり上げる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。ここに問題点が1つ、2つばかりあるんですわ。

私が、例えば、じゃバス料金もらいますわ、自分の車で送り迎えします。これはあかんねん、白タク、捕まっちゃう。これはだめなんですよ、言うときますよ、ここではっきり言うときます。そこで、新しいいろいろ政策をこの中で見まして、既に関係書類は当局にお出ししております。この私の考えることによれば、これは十分に可能ということになっております。その辺のひとつ研究の成果も教えていただいて、これは基本的には、行政は一円も出す必要ない。行政からお金をもらおうと、またそれが行政から何やかやと言うてくる。これは大変なんですよ。発想を変えて、市民がお金を集めて市民が運行していく、このような体制。行政はそれに対して協力をする。例えば、その運営をするような、行政も相談・協力しましょう。運営する場を設けましょう。何か大変なことあったら相談にも受けましょう。私は言うんです。議員のね、議員は月給もうてんじゃないんですよ。議員は活動費として町から月30万円もらっているんですよと。私はその活動費をそこに突っ込みましょう。議員活動でどんどん活動しなさい。中には、いや、議員、それは1割カットせえ、こういうような意見もあります。しかし、それはだめです。それは、その人は活動していない。このような、こう結果になっています。

私はこのようなお金も、活動が非常に大変、足りない、こういうようなこと言ってんですね。私もここで大きくここで発表しました。いいですか。こういうふうな、私は自分でも参加して市民、一市民としてこれにどんどんこの事業を成功させたい、このような大きな決意でございます。この辺からも、町長ひとつ、この辺の詳しい勉強していただいて、どのようなことを考えていただくか、これにかわりとなる足が要るのではないかと、私考えてます。どうか、この辺ちょっと町長考えてください。

3番目、合併問題、これは非常に大きな問題でございます。

過日、全員協議会が開かれまして、いろいろ広域行政とか国保とか、たくさん資料出していただきました。ちょうど私はこの合併問題を取り上げたいというときに、そのような資料

が適切に配付していただいたところでございます。この合併問題は近所、近隣市町村見ますと、いろいろ協議会が立ち上がってきました。確かに、本町はまだ町レベルとしてはまだまだと、こういうことでございます。将来一体どないなるのや、新聞ではいろいろ取り上げていますね。また、本町のみ今のままで、今の状態のサービスが維持できるんか、私はその心配しているんです。私、ことしの予算をぱっと見ましたら、町の収入、町税収入がぐんと落ちてる。交付金もぐんと落ちます。しかるに、いろいろ費用が要る。果たしてこのまま今のサービスが維持できるのか、非常に不安がございます。現実問題としては既に消防、し尿、医療、これからごみも果たしてどうか、本町単独では処理できるのか。既に広域行政処理ということで、合併に等しいことになっております。また、そこに勤める職員、広域行政に勤める、例えば広陵・香芝消防組合、そこに勤める職員、これは公務員なんですね、ちゃんと公務員共済へ入ってますからね。あるいは国保の病院、ここに職員約二百数十名勤めておりますね、この方も公務員、公務員共済へ入ってるんですね。公務員としての公という立場ですのですね。現実を見ますと既に合併したがとく、等しい自治体職員として勤務しているのではないのか、これが現実の姿であります。国保病院も、しかし、この間聞きました。この職員に対しては広陵町に引き受けなくてはならないのではないのか。身分は既に公務員ですけどね、公務員共済へ入ってる。こういうことです。

その職員を全部合計しますと、もう本町の職員よりはるかに多くなっている。このたび、この間資料出ましたから、わかってもらいました。これはどういうことかという、現実的には静かに合併は進んでいるんです。静かに、ほんで本町、ここですね、もとの本家より大きな公務員の組織ができています。これが現実なんですよ。広陵町は確かにお金も出している。広陵町職員300名弱ですか。それよりも大きい、多くの数の職員が既に統一合併した自治体のごとく職員がいてる。それ独自の給与体系持っています。それ独自の勤務条件持っております。ということで現実的には、これは静かに合併が進んでおります。進めざるを得ないということも出てきております。町長の現実的な取り組み方はどうですかと、将来はどう取り組むのですかと。

また、合併することにより、私がこう言うのは、議員の歳費なんか何にも下げる必要ないんですよ。議員は多いんや、半分でいいんです。うちのニュータウンへ来なさい。議員、あんなものは半分に減してしまえ、こういう意見なんですね。で、議員さんの給料をもっと上げてあげなさい。これでは十分な仕事できないというふうな意見が非常に多うございます。今の議員は多過ぎる、あんなもん半分でよろしいということで、これでこうすれば議員も半

減できます。この方が非常に住民に訴えることができるんです。私、1割カット提案しましたが反対されて、やっぱり今のままもらってます。こういうように、私はこんな議員なんか半分でいいんですよ。この方が一遍に経費が下がります。この方が非常に改革になると、こういうこと考えております。そういうこともあわせて、この合併問題、現実的な取り組み方、やはり町長が方針を出してもらわんと、どうなるのか、こうなるのかは難しい、何か進みぐあい、進まないと思います。ここはひとつ町長、どう考えておるのでしょうか、お願いします。

さて4番、清掃センター問題であります。

私、南3丁目の清掃センター地元議員としまして、現清掃センターの稼働期限、これは決められております。しかるに、次の新しい新ごみ処理施設の完成時との間に、いわゆる間があいてしまっております。この間のごみ処理どうするんや、これ実際物すごい心配なんですよ。毎日毎日二、三十トンごみが出てくる。年間これ何千トンちゅうごみが出てくると、こういうことでございます。この間のごみ処理をどうするのか。いろいろ対策がある。今の新しい施設をどんどんどんどん早く縮めて、早う完成させてね、今の閉じると同時に新しいのをオープンさせる。これも一つの手です。ところが、いや、今の場合もっと検討して、おくらせたらええんやというふうな議員もいて、これは非常に困るんですわ、南3丁目としては。どんどんどんどん次の、新しいのがどんどんおくれればおくれるほどこの間があいてくる。この間あいてくるってどういうことかといいますと、1つ、清掃センターのパッカー車あるでしょう。今の清掃センターへ置いてますねん、そこから出ますねん。あこで、清掃センターで洗ったりする施設ついてますねん、今のん。例えばこれ、あこ使えへんとなった場合、あの清掃センターのパッカー車どこに置くんや、1つ問題。あのパッカー車洗ろうたり維持したりするのは、どこであるんや。現実あるんかないんか、その問題1つ。

今の粗大ごみ集めるでしょう。あれ、果たして置くところあるんかないんか、そういうような問題も出てくるんですよ。だから次の新しいところ、おくれられたら困るんですわ。議員サイドとして、そら古寺の方の、わし反対しますと言うてる方、そらどんどんおくらしたらいいんですよ。私は強力にこの清掃センター反対している。ところが、きのうは共産党の寺前議員が何と、私ちょっと、この古寺へ来るのは、共産党は賛成なんですよと、これは毎回の議会でも何回も言ってるということを、きのうちょっと私は初めて目が覚めたんです。ああ、そうか、よかった。これは多分共産党もどんどん次へ進めてくれるんだらうと、こういうふうな、また予算もどんどん審議してくれる、こういうようなことやっているんですか。

この間のごみ処理考えると現実問題、これは大変になります。数千トンちゅう物すごいごみになりますね。この辺についても、当局の考えはいかにということでございます。

私は心配してこう言うてんですよ。先々、どうも2年先、3年先のこと心配して物事言い過ぎるんですけど、いざこれを現実自分の問題として考えると、人ごとのようには簡単に言えるんですわ。ああ、処理せん町が悪いんですわ。これはだれでも言えますね。そうじゃないんです。私自身が自分でごみをどう処理するんや、こういう考えに立ってみなさい。もしパッカー車がとまっちゃって、ごみ集めてくれへんかったら自分で処理できますか。ニュータウンなんかはできないんですよ。田んぼ持っている方は自分で、これはいいですよ。ニュータウンの方は一番困る。もしそうなったらどないするんやと。私、そんなん処理できひんと。そんなこと私、議員に言うても、わしよ解決しまへんと、早々どこ、こう言うてますねん。その辺の解決策はどうなのかということで、町長にお聞きしたいと思います。

はい、それでは1回目終わりでございます。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまの坂口議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。たくさんのユニークな提案をいただいております。

まず初めの、大学開校を本町のまちづくりの起爆剤にということでございます。

答弁でございます。桜井市に短期大学を有する学校法人冬木学園が、広陵町の真美ヶ丘に4年制を中心とした畿央大学を4月に開学いたします。この大学は、理学療法士、管理栄養士など、健康を科学する大学であります。町としましては、これを機会に大学キャンパスの町・広陵として、畿央大学の協力を得ながら大学と共生したまちづくりを積極的に行うため、開学記念講座、一般教養講座、高齢者いきいき講座の開設、さらに町内公共施設において畿央大学教授を招いた老人クラブの講座を開催する計画でございます。また、畿央大学の生徒を、役場の福祉関連の部署に実習生として受け入れることも検討しております。

今後においても、町民の皆さんにとって、大学の町を実感できるような施策を展開していく所存でございます。

次に、2番目のバス路線廃止に伴う構造改革特区基本方針の研究をということでございます。

答弁は、奈良交通バス、高田法隆寺線は15年3月末で、高田百済線については15年9月で休止見込みとなっています。もともと公共交通機関の少ない本町にとりましては、まことに残念なことですが、近年のマイカーの普及、交通渋滞等環境の悪化によりバス利用者が

恒常的に減少しております。ご承知のとおり、住民の利便性確保と公共施設利用促進のためコミュニティバスの運行を実施した経緯もあることから、さらに研究・検討が必要と考えております。県レベルにおいても昨年11月20日に生活交通維持確保対策研究会を設立し、生活交通の維持確保のため、多様な輸送手段を活用した生活交通の確保策を行われているところでございます。

このような状況において、ご提案いただきました構造改革特区基本方針の中で実施できる特別措置として、介護認定者等を対象にボランティア輸送についての有償輸送可能化事業及び交通機関空白の過疎地における有償輸送可能化事業に限られており、現時点においては、公共交通機関の代替手段については定期的な規制改革の推進のための基本方針が示されており、町内の団体からの要請があれば、国へ提案していきたいと考えております。

3番目の合併問題の現実的な取り組み方はいかがかというご質問でございます。

合併問題については、新庄、當麻町の合併協議会を初め、近隣市町村でもそれぞれで合併協議会設置の動きがされており、合併への協議がなされているところであります。本町でも、三役などによる合併の可能性のある自治体との情報交換や協議を行っており、県からも指導・助言をいただいております。昨年は、公募による広陵町合併問題50人会議を開催し、たくさんの貴重なご意見をちょうだいいたしました。合併に対する住民の皆さんの意識を高めるため、15年度では、さらに広く住民の参加を集い合併問題講演会を開催し、引き続き合併問題の機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

合併の必要性につきましても、ご指摘のとおり、増大する広域的な行政需要に対処するため、広域的な視点でまちづくりが不可欠だと認識しております。また、財政基盤の強化という意味からも、合併によるスケールメリットにより、より一層の効率的な行財政運用が図られるものと考えております。

合併特例期限が迫っておりますが、期限にとらわれず3市3町葛城市構想を基本として、合併についての情報提供と住民参加の意見をお聞きしながら議員皆さんと協議し、取り組んでまいりたいと考えております。

最後の清掃センター問題でございます。

現清掃センターの操業期限は平成17年6月30日であり、残すところ、あと2年3カ月となりました。先日も議員各位に、新清掃センターの進捗状況についてご報告を申し上げましたところでございますが、現在のところ、新施設の完成予定時期が操業期限から約1年後と見込んでおります。可能な限り工期の短縮を図り、完成予定時期を前倒しできるよう努力

してまいりたいと存じます。操業期間は厳守しなければならないことは当然であり、3万2,000人の住民皆さん方の日常生活に支障を来さないよう、しかるべき時期に議会と十分協議をさせていただき対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 1番については、若者が集う町、今町長が大学とタイアップして誇るべき事業として実施したい、このような回答をいただいたところでございます。まことに喜ばしいことと思いますので、1番はこれにて終了したいと思います。

2番目、さて、これが大きな問題でございます。今町長もおっしゃいました。確かに今福祉とか、このバス路線廃止されると高齢者とか、そういうのが、確かに困る空白地帯と言われましたが、そういうのが出てくる。何らかの対策はやはりとる必要があるのではないかと。県レベルでもいろいろ考えていると。また、今も言いましたが、団体の申請があれば町としても積極的に何か応援していきたい、このような言葉も発せられたところでございます。具体的にどのような形でしたら、あるいはどのようなことが考えて、どのようなことやったら、例えば今言うた代替、バスの代替じゃなくてもいいんですよ、何かの移送サービスという形でとらえて、どのようなことが実現が可能であろうと考えられるのか、その辺もやはり、町がやはりいろいろな資料持ってますので、例えばこのような申請を受けたら多分実施できるん違うか、このような活動の主体としてはできるんじゃないか、いろいろ考えられると思います。ちょっとここを具体的に何か考えられるものがあれば、ひとつご披露していただきたいということで、手持ちの資料で結構ですので、ちょっとこういうこともあったらいいんじゃないかというのをご披露願いたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 ただいまご提案いただいておりますいわゆる特区の構造改革特区基本方針と、この中での運送にかかわります部分でございますが、道路運送法の第80条の第1項、これの特例措置を認めるというのが、まず基本でございます。この場合の運送主体というのは保健、医療、または福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限るということで、運送主体がまず限られております。それから運送の対象でございますが、要介護者認定を受けている者、あるいは身体障害者等のうち単独では公共交通機関の利用が困難な者ということの輸送に限るということで、3番目には車両でございますが、この車両については乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。また、運転者については普通第2種免許を有する者ということで、車両にはすべて対人8,000万以上、対物200万以上

の任意保険もしくは共済に加入していることということで、6番目には、いわゆる営利に至らない範囲において設定されるという料金設定の部分も規制されております。このような7つ、いわゆる8つほど許可の基準があるわけですが、この者に限って、輸送を主たる業として民間の方に許可をするというのがこの特区的の特例措置ということで、既に世田谷区のNPO法人、これがもう既に申請をされておるわけです。これは許可なるということで、この部分についてはオーケーだということで、こういう条件を満たされている場合は、特区的の基本方針の中で合格のラインに達するというので、これは結構なわけです。

もう一つは、過疎地において交通手段がない地域、この地域においては特別に許可をするという範囲がございます。さらに、坂口議員がおっしゃっております代替的な輸送手段ということで、住民の手だてがない場合については、この部分についていわゆる申請をする機会を与えられているわけです。ですから、まず坂口議員さんがされるのかどうかわからないですけども、それ以外の方でも、いわゆる民間の方で申請をされる場合は、町としては企画財政課を窓口として県の方へ申請をしていくと。この機会を与えられておりますので、そういう意思のある方はどんどん受け付けていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 まことにすばらしい当局の調査能力じゃないですか。私、今聞いてですね、初めて、ああなるほど、そういうやり方があるのか、ここが大切。普通の考えではなかなかその考え出てこないですよ。普通はね、奈良交通はだめ、ほんなら奈良交通、補助金出せ、何か決議上げましょう。町何とかせえ、こういう話ではね、これはなかなか進みませんねん。奈良交通は、そらまあ金もらえば何でもやりまっせ。税金どんどん出ますか、私言いたい。いや2,000万か3,000万突っ込みまっせ。それやったらいいんですよ。それやったらいいんですよ、言っておきましょう。ずうっとずうっと5年でも10年でも突っ込みまんねん。それやったら、また考え違うんですよ。私はここの広陵町の財布を心配しているんですよ、町民税少のうなってるんでしょ。交付税も少のうなってるんでしょ。この問題、深刻にとらえているのは、私ぐらい違います。いや、ほんまに、なんですけど、これ、ほんまに減っているんですよ。いや、ふえてたら何の問題もないんです。私が言いたいのは、減っているんですよ。減ってて、なおかつもう廃止すると言うておる。ほんで利用者の方言うてんですよ。何を言ってくれてもええけどね、あんたが運んでくれたらええんやと言うんですよ。いやいや、わし今から県へ行きまっせと言うたら、いや奈良交通行きまんねん。そんなもん待ってられへん。私を運んでください。私はそこで男気出しましてん、いや、私やりまんが

など。えらいこと言うてもうた、私。しかし、今部長の回答でちょっと救われましてね。なるほど、そういう対策がある。いい対策ですね。これから私、この広陵町内をぐうっと探そうと思うんですわ。それに値するような、やってる方、ある人いてんじゃないか。ここは町と市民が一致協力してそのようなこと見つけましょう。そして、そのようなことを実際実現してみたいと思うんですよ。当然町としては、これ町に金出せ言うたら、簡単ですよ。こんな難しい、最初からわかってますねん。町の金は一銭も要らん。市民がちゃんとして作り上げてやります。私が次の6月議会までに具体的に町内を探します。いろいろ書類もそろい、今非常にハードルの高いこと言われました。いっぱい、こんなん、果たしてそろうんかな。私が探して6月にまた提案をします。こういうのでどうや、僕は今聞いたから、私は言うんですよ。こういうのはどうや、次の6月議会でとらえたいということで、さらに町長の、もしそういうものが出てきたら、大いに協力したいという大きな決意をいただければ、この2番の質問は終わりたい。こういうことでございます。町長、どうぞ。

議 長 町長！

町 長 本当に福祉に意欲のあるご質問でございました。また、心意気をお持ちをいただいております。一生懸命そういう人たちを、私どもはやっぱし探して応援をしていくということが基本姿勢でございますので、議員の6月議会までのご活躍をお祈りしたいと思います。

議 長 12番議員！

12番議員 はい、わかりました。その心意気により2番は終わりとします。

さて、3番でございます。これは現実問題を見る限り、実際、やっぱりそういうのが進んでいるという認識もいただいております。さらに、経費的な問題も考えると、やはりそういうことが必要なんじゃないのか。効率的な運営を考えると、やはり議員も半減する方がいいのではないか、これは私が言っただけなんですけどね、町長の回答はなかったです。ちゃんと残しておきます。そのような回答もらいましたね。3番も、それで満足でございます。

4番、清掃センター問題、これについては非常に3丁目の住民心配しております。しかし、それについても議会にも相談したい。地元の住民にもちゃんと相談する。このような町長の心意気も聞いております。次の6月議会にもちゃんと取り上げたいと思いますので、この平成15年度の予算、今いろいろ絡めて質問もできますので、この辺で私は大きな目で見、まず物事をとらえていくと。それから、各種委員会で細かいことを精密にとらえていく。このようなスタンスを持っておりますので、この4番目についても回答いただきました。これにて終わりたいと思います。12時でございます。よろしく申し上げます。はい。

議長 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:55 休憩)

(P.M. 1:16 再開)

議長 長 休憩を解き再開いたします。

次に、青木君の発言を許します。

10番議員 坂口議員の高度な質問の後でございますので、非常に難儀をしておりますが、ちょっと私も高度な方から入ります。

それでは、議長のお許しを得ましたので発言をさせていただきます。

まず、国際情勢においては、米英両国等が対イラクへの武力行使の寸前であります。また、北朝鮮のたび重なる行動問題、内政においては構造改革のおくれによる財政の困窮、景気の低迷、特に株価のバブル時を下回る10日に続く、きのう11日も8,000円台割りというところでございます。下落の原因は、ヤフー・ジャパンのウェブサイトの投書によると、国際情勢だけでなく政府の経済政策の失敗であるとの指摘もありました。その上、対イラク開戦ともなれば、その後の我が国への財政的負担も増大し、国家の財政の前途に大変厳しくなるように私自身も心配をして憂えております。国政を担う政治家さんたちも、一部の人と思っておりますが、私利私欲に奔走するばかりでなく国益を忘れずして、特に国際的視野で外交、そして政をお願いしたいと思っております。

では、本町においても、新清掃センター建設という大事業の成就が最優先であることは、私もセンター早期実現の推進者としては十分理解をしておりますが、それと同時に、近い将来にある合併という問題も視野に入れ、その他の地区についても、今やらなくてはならないハード、ソフト両面ともにおいて、今必要な事業の実現のために当然取り組んでいかなくてはならないと私は思っております。質問というより、僭越でございますが、提言をさせていただきたいと思っております。

それでは、サン・ワーク広陵が町単独の施設となった後の多面的な町益を考慮して——町益言うても、金ばっかしじゃなしに多面的、いろんな意味での町益ということで理解していただきたいなど、こう思います。

建設、誘致の条件ではあったが、建設費、管理運営、その費用は本町の単独負担で、使用については安価な同条件で4町共用であり、他の町の人たちの利用者も多く、これは大変ありがたいことであり、反面、投資の割にはいろんな意味での町益には余りなっていなかった

かなと思っております。本町単独施設となることを契機に、サン・ワーク広陵を本町のアンテナショップ的シンボル施設と位置づけて、県、町外車両の通行量の最も多い、本町一番の幹線道路沿いの最高の立地条件をより活用して、他にない、もう一ひねりも二ひねりもした道の駅のような、町益につながる施設とすることを研究されてはいかがですか、お尋ねをいたします。

それでは、質問第2番目、北校区にもテニスコートをでございます。

これは私自身かてテニス全然知りませんので、やりませんので、もう全く気もつきませんでしてんけど、前から箸尾地区、北校区にテニスコートが一つもないよということをやいやい言われておりまして、町全体にテニス愛好家人口もふえた昨今、コートの設置箇所が偏っているように私は思いますので、愛好者の利便性も考慮していただいて、設置要望の声にこたえていただきたいなということを提言をさせていただきます。

1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 青木議員から御質問がございましたので、お答えを申し上げます。

今心配をされています世界情勢から日本経済にまでお述べをいただいでのご質問でございました。

答弁は、サン・ワーク広陵、町単独施設となった後の町益を考慮した活用についてでございましたが、サン・ワーク広陵・A型棟買い取り後は、雇用・能力開発機構の施設活用上の用途制限が解消されることとなり、その後の活用につきましては、平成15年度に施設利用計画検討委員会を設置し、ご提案いただいた内容も含めて広くご意見を賜り、他の施設との整合性も考えながら、町民により有益で親しみのある施設にリニューアルいたしたい所存でございます。

次、北校区にもテニスコートということでございます。

現在のご承知のように、西谷公園内のテニスコート、健民運動場内のテニスコート、東テニスコートの3カ所において年間1万1,000人余りの利用をいただいでおり、その利用状況を申しますと、四季を通じて土曜・日曜日及び祝日はほぼ100%のご利用をいただいでおります。また、平日においても60%から70%のご利用をいただいでいるものでございます。こうした利用状況の中にあつて、家族及び小グループ単位の利用が年々増加する傾向にあることから、本年度においては、施政方針の中でも申し上げましたとおり、真美ヶ丘メモリアル広場に隣接するところに新たにテニスコート3面を7月にオープンさせる予定と

なっており、広く町民の皆さんにご利用できるように計画しているものであります。

こうした中で、設置場所の利便性において、校区のバランスをご指摘いただいておりますが、各テニスコートの整備形態がそれぞれ異なり、各コートとも利用者においては、地域を越えての活動をいただいているのが実態であります。北校区における設置につきましては、将来的において地域の偏在等の問題について、公共用地の有効利用を考慮しつつ進めてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げて、答弁いたします。

議 長 10番議員！

10番議員 大変温かいご答弁ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

今、先ほど来壇上で言わしていただきましたように、このサン・ワーク広陵、いろいろな意味で大変ユニークな存在であることも、これ事実でございますし、たまたま非常に交通の要衝にもなり、そしてまた大変目立っておりますので、待ち合わせの場所としても隠れた人気があることも、これまた事実でございますので、これは町外を問わずですよ、大きな駐車場があるということも当然いいわけで、待ち合わせの場所になっていることもあるわけでございます。その辺もありまして、このような一つの投資をした施設を、まして町の単独という形になるのであれば、これはほっとく手はない、大いに活用できるようにやっていくのが当然だなど、こういう観点と、そして当初予算でも町長の施政方針でもありましたように、非常に自主財源が難しくなっているのも事実でございますので、すぐに金もうけになるとか、そういう自主財源がふえるとかいうことは別として、一つの大きなうねりの中での布石と、自主財源を求めていくために何をどうするかという一つの布石を打たな、またいかんわけですから、馬見古墳群・丘陵公園もあり、そしてその流れの中でお客さんも箸尾駅からリュックを担いで歩いていく人も何ぼもうちの家の店の前も通っているのを見てますし、これはちょっとしっかりと頑張っ、ちょっとでもその人たちから喜んでちょっとこう落としていただきたいなど、こう思うのもあるわけでございますので、その意味での活用という考え方を持っていただきたいなど、こう思うて質問しているわけでございます。

町長の答弁で、私も理事をさせていただいておりますので、何であの人理事やのにと、こう思うてあるから、理事やから責任を感じてやっているということでございます。その意味で、検討委員会を設けていろいろなをしていきたいというご答弁でございました。それやったら、検討委員会でいろいろ練ってもらうのが筋ですけど、しかし検討委員会というても、どういふもんかもまだわかりませんので、これは私自身がまたいろんな人のご意見もいろいろお聞きした中で、ちょっと生意気なようでございますが、サン・ワーク広陵をもう一ひね

り、二ひねり上へ上げる、いわゆる町のあらゆる面での益になる、広陵町の。というのは、これ合併合併している、私も合併でいろいろ質問もさせていただいておりますが、合併ちゅうのは何もすべて人間が一緒になるんじゃないしに、地域が一緒になるんじゃないしに、文化とか施設とか、またいろんな伝統的なもんは、これはもう別々にあるわけですから、ただ行政の範囲が大きくなり、それをやるということで、何も線引いてんのと違いますねんから、高田からどこに線あったとかいうのじゃないわけですから、交流も当然ありますので、その意味での文化的なこととかいろんなもんで、合併があろうがなかろうが、ちゃんとしたもんを地域のことをきちっとつくっていくというのも、行政の今やらなくてはならないのは、特にそういう合併が延長線上にあるということから、より地域をきちりと今現在の行政という責任ある立場の者がやっていかななくてはならないんじゃないかなと、私はこう思っているわけでございます。

その意味で、今現在運営を委託しております、これはサービス公社、このサービス公社の、私、考え方によったら、このサービス公社ちゅうのはすばらしい組織だなと。いわゆる自治体からと一つの違う意味でのサブ組織というのかね、その意味では非常にいいな。これはどういう形で活用していったら一番いいんじゃないかなということも考えていくべきだと思うので、このサービス公社の組織をより充実させて、人的にも最大限の活用をして、本町にいわゆる貢献のできる施設の運営を任していくということでの一つの試金石的な流れの中でやっていただきたいなど、こう思うわけです。

現にサン・ワーク広陵におきまして、現実に接客であり、いろんなことであり、私、身近におってもいろんなアンテナを出してますけど、なかなか接客においても職員さん、担当されているアルバイトも含めて、公共施設としては非常にサービスがいいんじゃないか、行き届いている方だと。ましてやグリーンパレスが、町長がおっしゃるようにホテルマンを育成していくんだという、宿泊施設として。いわゆるサービス産業に携わる人たちの一つの形をとっていただくんだというようなおっしゃり方があったと思いますので、それに共通して、今現在サン・ワークの職員さんにおいては、これは褒めまくってもいきませんが、大変本町職員さんに悪いですが、いいもんを持っておられるなど、何でかなとこう思うたら、やっぱりいつ首切られるかわからへんなどという、これまた緊張感もあるわけですね、危機感がね。我々でもそうですよね、我々でも4年たったらな首やと、町長も一緒や、そういう意味で厳しい危機感を持ってお仕事をさせていただいておりますので、わたしらでも緊張して今言わせていただいているわけですので、その点職員さんはいいなあと、こううらやましがっているわ

けでございませう。それは別といたしまして、それは別ですよ。ただ、そういうことございませうので、いわゆるその施設、いわゆる学んで、鍛えて、遊ぶ、いわゆる遊ぶの中へは憩うというよゆうな、これ趣旨があつたと思ふ。これは一番大事なことで、これは大いにやつていただいで、そこで対町民じゃなしに、いわゆる先ほども言ひましたよゆうに、一つの位置づけをするということうで、アンテナショップ的でいいんです。広陵町のシンボルということうで、観光バス等のコースに入つてくれたら一番ええねんけど、まだそこまではないと思ひませう。ただ、おしっこぐらひはちよつと、トイレ休憩ぐらひにでも開放して、大いにちよつと一服してぐらひ、おしっこに、トイレに、これがちよつときくとと思ひませうわな、こういうことうぐらひ観光バス業者においでもちよつとアプローチをして、おしっこしてください。というのひ、ガソリンスタンドでも、トイレ貸しますと書いているところあります。皆トイレ、今までかりにきよつたら嫌がつとつたけど、トイレ使つてください、貸しますとガソリンスタンドに書いてませうよ。そういうことうもあつて、まずトイレでも来てもらつて、ほんでそこでちよつと皆中へ入つて出てくるんやから、あつ、ええ場所やなとか、ああここに何があるなということうで覚えてもいただいき、またその意味で期待のできるよゆうなものもつくつていかないかんということうで、トイレでも使つてもらふよゆうにアプローチをしていつたらどうかかと、ことう思ふわけございませう。

そして、たまたまこれ、たまたまというよゆうより、非常に古墳群公園という非常に特異な公園があるわけございませうので、まして巢山という、巢山古墳といういいもんがあるわけです。本当はあの巢山古墳を断ち割つてでも構へん、見せていただいたら一番ええねんけど、それはなかなかできないらしいですから、そういう意味で、高松幾古墳みたいに人が入れるよゆうな一つの大きな模型というのか、そういうもんもつくつていただいと。そして古墳時代の、また太古のそういう人たちの、古墳というものを身近に勉強もして、また触れてもらえよゆうに、ただ模型小さいのを置いておくんやなしに、入れるよゆうな模型にしたらどうかということうも考えてほしいなと、ことう思ふわけございませう。

そして、もちろんそのことうにおきましても地元の特産品、今特に道の駅とかいろいろあります。しかし、あれもなかなか、ただ売つてるだけということうも大変あるだけで、非常に最初ははやつていけるけどということうもよく聞きます。そこで、そのよゆうな流れの中でソフト、何かを付加価値をつけていかないかんということうもありまして、この長龍という、広陵蔵の長龍とよゆうてえらい宣伝していただいでませう。これも地場産業じゃないけど、酒蔵会社、大きな酒蔵会社ございませうので、そういう人たちも、また地元の特産品、靴下も含めまして、

そのことをして、展示即売ということもしていただくということに門戸も広げていっていただきたいなど、こう思うわけです。

ここはちょっといろんな意味で、宗教上の何かがあるかもわかりませんが、私の個人的には、例えば教行寺という大きなお寺、御坊なり、また大福寺、そしてまた与楽寺、それからいろんな町内にも有名な寺院があるわけですね、その寺院、また天理教さんでも結構ですし、またそういう寺院、またそういう神社なりのそういう人たちのご協力も得て、信仰とかそういう意味ではなしに、そのような文化とかそういう伝統とか、宗教色じゃなしにもそういう講座なり、またそういうように出展もしていただくとかいうような場所にも組み込んで研究もしていただいて、一緒にこう手を携えていっていただいたらどうかと、こう思うわけでございます。そうするとまた、ご存じのように私たちの箸尾地区には櫛玉神社があり、これだんじりの祭りで大変にぎわっておることも事実でございますし、いつもこれ平日であっても大変な見物客も、これは県外からも来ていただいております。これは喜んでおります。そういう意味で地域の文化、伝統文化、伝統行事、そういうものもあの場所で展示なり、だんじりの展示も結構ですし、まして讃岐神社のこともあるし、大垣内の立山のこともあると思います。そういう町内の伝統的な行事、文化をそういうところで展示するとかいう、それは毎日じゃなしに、そういうタイムリーな考え方も対応していくというように、ありとあらゆる地域の活性の一つとして、広陵町の一つのシンボルをうまく活用していくという、これいろんな意味で、たまたま私列挙させていただきましたが、これは一つの考え方の、また私だけの意見じゃなしにほかの人も入ってますが、そういうことも含めて一応施設というものを根本的に、建物、ただハード、箱物だけであったというんじゃなしに、中に入れる魂を大いに研究をして、魂のある施設、断らんならんぐらいお客さん来てくれるぐらいにやろうやないかと考えてほしいなど、こう思うわけでございますので、その辺のちょっとご意見を逆にちょっとお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

いろんな貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

答弁の中にもありましたように、検討委員会を早速立ち上げたいというふうに考えております。一応スケジュールとしまして、8月ごろにいろんな手続を終えて引き渡しということになるかなというふうに思っておりますが、そこまでにいろんな階層の方たちと、なるべく多くの意見を聞きたいというふうに思っております。今お話しにありました文化財や伝統と

いう部分の方たちとも、いろんな意見を聞かせていただきたいというふうに思っております。そういった人たちの意見を聞いて、今青木議員さんがおっしゃったような地域の特色が出せるようなシンボリックなゾーンとしての建物と、場所という形をつくっていったらなというふうに思います。今後とも、また議員さんの方もよろしくご協力の方をお願いしておきたいと思っております。ありがとうございます。

議 長 10番議員！

10番議員 2回目やな、3回目か、3回目やな。

議 長 今3回目です。

10番議員 検討委員会ね、もちろんだろうという人選になるのか知りませんが、いわゆる利用者の人たちの代表という考え方もちょっと入れてほしいなど、これは要望しておきます。

それでは、2番目の質問の2回目の質問やな、に入らせていただきます。

テニスコートのことでございますが、何か浄化センターにも4面ぐらいあると思いますけど、なかなか、浄化センターは県のものであるということで余り使わせていただきにくいということもお聞きしておりますし、なるほどきょうびのことですから車で行きやどこへ行ってもいいわけですけど、1つの町の中での文化的な、体育的な流れの中で、ひとつこれはお金も要ることでございますが、いわゆる場所のこともあると思いますが、その辺適当ない場所、今で、今日であればそない高いお金もかからないと思いますので、その辺、そういう地域の利便性というバランスというのかね、納税者のいわゆる平等というようなバランスも考えて、ひとつ大いに研究をしてどうかつくっていただくような方向でやっていただきたいと、こう思うわけでございますので、これは要望でおさめます。ひとつよろしく願いをいたします。終わります。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、吉岡君の発言を許します。

15番議員 議長のお許しを得まして、私の一般質問を簡単明瞭にさせていただきます。

まず初めに、今北朝鮮の問題、先ほど青木議員も言われましたが、核開発の問題、ミサイルの実験等について、日本も脅かされているなど。その中で、そういうミサイルによる災害、それと日本ではもともと地震、それと水害、それについての防災についてを町長に質問したいと思っております。

まず初めに、道路の整備。これは1番と2番、もう一つ消防自動車とあるんですけども、これを2つまとめて一応質問させていただきたいと思っております。

今までに、一般質問の中で2回ほど同じ質問をさせていただいております。道路の整備につきましては、真美ヶ丘地区におきましては道幅5メートルの、まあどう言ったらええかな、難しくなく、すんなりで行けるような道だと。ただ、旧村に関しましては本当に狭い道、家の建っている以外のところはほとんどが県道であり、道も広いですが、旧村の中に入りますと、3メートル、4メートルの道からもっと狭い道、その中での電信柱、これを今までから移動していただきたいというお話をしています。それで今までの返事は、一度もまだ、余り、自分も点検をしておりますが、その中では移動しているところがないと。それ1点。

それともう一点は、道の拡張問題。各村のもともとの主線道路というか、区の。それが、もともとやっぱり自動車の道ではありませんので、ほとんどが対向もできない道、その中でやはり町として考えていただきたいのは、村との相談により、村のある場所で土地があげば少しでも土地を買っていただいて対向のできる、その全部を広げてもらいたいとか、そういうお話ではございません。ただ、そういうことを今まで自治会とお話しされて計画をなさってくれているのかなど。前に聞いたんですが、香芝地区の方では、100年計画という計画を出されて、その自治会に住んでいるお方の主線道路が、道が狭いということで、100年以内に家を建てかえられるときには3メートル、2メートルぐらい下げてくれと。それをしなかったら、ある意味で言うたら、昔の言う村からある程度きつく言うというような、ちょっと言葉がわかりませんので、あれですねんけども、そういうところもあるらしいです。私はやっぱり、あるところではそういうきつき、村中で家を建てかえられるときに、できましたら1メートル下げていただければと。それはその家だけというのは難しいと思いますねんけども、ただそれを町が優先して区の方に働きかけてほしいなというのがあります。

その中で、先ほど言いました消防自動車の質問でございますが、前も質問いたしました、補助金制度についてでございます。

これは、消防自動車はタンク車とポンプ車が一応ありまして、まだ広陵町の消防署と各分団には、ほとんどが補助金を使った自動車しか入っておりません。以前に行ったのは津市でございますが、津市は城下町で道幅が狭いという中で、消防署が補助金をもらえるタンク車というのは3,000万ほどかかります。そのうちの1,000万が補助金で、2,000万が単独で出すと。そうした中で、そしたら津市の方は1,000万の補助金は要らないと。2,000万のお金で消防自動車もタンクの容量もほとんど変わらない状態で、車自体を少し小さくすると。定員が、補助金の場合は5人乗らなければ出動できないやつを4人でできますというお話を聞いたことがあります。そのときにもこっちへ帰ってきて一般質問でさせて

いただきましてんけども、それから実際は今のところ補助金、消防車の入れかえの時期もありますので、まだされてないと思っております。だから消防自動車、今広陵町の旧村の方ではタンク車が本当に必要なのか、実際にタンク車で道を通っていただければ、乗せていただいたらわかると思うんですけども、入れない道がほとんどなんです。入ったら入ったでほとんどが行きどまり、もう前でとまってしまうというのが現状でございます。ですから、何とかニーズに合った、広陵町の旧村に合った車を、何とかその補助金も使いながら、また単独でも考えながらやっていただきたいと思います。

そしたら、3つ目の馬見川の今年度の計画。

これは以前から各議員さん、真美ヶ丘も問わず議員の皆さんが、特に西校区の馬見川のことには質問もなさってくれております。昨年度は吉田議員も馬見川についてのをしてくださいました。そんな中で町の回答は、県の方と相談しながらやらせていただきますという答えでしてんけども、僕にしたら、もう以前からされてることですので、これは県と相談をされて、もうはっきりと年度を出していただいて、ある程度やっていただきたいと思います。2年前に県の方で、大垣内から赤部のところの川の掃除はしていただきました。そのときに、きょうも災害があるということで、疋相区のところを町の単独の事業で川ざらいをしていただきました。できましたら、特に前から問題のある馬見川の直角カーブとかその辺のところを15年度、本年度はちょっと難しいかわかりませんが、16年度にやるというようなお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

4番目に、非常食・非常物品の現状と保管場所。

これは、僕も今、消防団の方で第1分団の副分団長させていただいております。その中で私たちの車庫には非常物品、チェーンソーとか災害における救助の方のものは置いております。ただ、その辺が各分団にはあると聞いておりますが、それ以外の場所、毛布とか非常のものもどこに置いておられるのかと。それと非常食は、災害が起こったときにいつまでもつような水とか乾パンとか、何日ぐらいもつ分の食糧をストックしていただいているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

続きまして、2番目の市町村合併を質問したいと思います。これは先ほど坂口議員で答えておられますので、2回目の質問のときに少し詳しくお聞きしたいと思います。

それでは3番目の質問、学校教育について教育長にお伺いします。

まず初めに、幼稚園ですんけども、園内で子供たちが段差のあるところとかでけがをする。けがをされた年間の件数、それと対処方法、この辺をどういようにされているのかを

お聞きしたいです。

2つ目に、小学校、中学校、年間報告があつたいじめの件数、それと長期休学されている人数、内容としては、登校拒否と病気、それとその他、それに対して教育委員会が学校に対してどのような指導をされて、学校がどのような施策をとってくれておるのか、その辺をわかりましたらお聞きしたいと思います。

それと3番目に、各学校のクラス数の変化と将来の人数の変化による校区の入れかえ。これは今真美ヶ丘第一小では、1学年、2学年が1クラス減ったというようなお話を聞いて、それと真美ヶ丘第二の方は子供さんがふえておられるので、ことし建て増しされた。そういう中で幼稚園でも西幼稚園とかでも子供の数は、今3年保育になったので、少し子供はふえましたが、各年でいきますと10人から十二、三人程度、多いところでは20人も30人もおられると。その辺の差があるという中で、小学校も思うんですが、西小学校でも今であれば3クラス、ほとんどが30人学級に近いクラスになっております。以前は40人、三十七、八人とかが多かったんですけども、最近では30人か三十二、三人、これが西小学校の現状ではないかなと。東も、今1つが1クラスであり——2つあつたんかな、1年生と4年生やつたんかな。あとは2クラスと聞いております。それも2クラスになった場合は、クラス数の人数が大体30人から三十二、三人、1クラスの場合は38人とか39人、この辺の誤差があるということで前から、昔、以前お話がありましたけども、幼稚園の統廃合とか校区の入れかえ、このようなことを、いずれかを考えておられるのか、将来についてのこと、展望ですけれども、この辺を何かありましたら教えていただきたいと思ひます。

それと4番目に、今県の方が打ち出しました、僕もはっきりわからないんですけども、評議員制度の内容、これを広陵町がどのように取り組んでいかれるのか、これを、詳しいところを少しお話聞けたらいいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま吉岡議員からご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

防災について、道路整備でございますが、みんなで町を育てるといふ貴重な提案をいただきました。

答弁は、町内には道路幅の狭い集落が多く、この集落内の道路拡張につきましては、家屋が連檐しており、用地の確保、既存家屋の移転等、町独自で進めるには難しい問題があるため、個人の家屋建てかえ時における建築基準法等による指導等はもちろんのこと、地域や各個人の災害に強いまちづくり意識の向上に努めてまいりたいと思ひます。

また、この道路内にある電柱でございますが、電柱を民有地内に移転する方法も考えられますが、現実的には個人の利害関係も生じますので、集落内の道路を拡張整備することが何より望まれることであり、地域の中でこうした整備が必要な箇所があれば、町としても用地の確保等、積極的に対応したいと考えております。

次、防災でございますが、消防自動車のことでおっしゃっていただきました。

火災などで消防自動車が出動した場合、地域によっては道路の幅員が狭く、消火活動に困難な場所があります。ご指摘のとおり、次期に購入するときには地域に応じた車両を検討してまいりたいと考えております。

防災についての馬見川の今年度の計画でございます。

14年度におきましては、馬見川の下流部分についてしゅんせつがなされ、また、現在の高田川の河川改修事業と関連して大巖と平尾地区の2カ所において、これらの地域の水を高田川に直接放流したことにより下流の水量の軽減となり、集中豪雨時の浸水も改善が期待できるものと考えております。

今後とも、県において重点的に整備する候補地としてとらえています。大垣内地区の都市下水路との合流箇所や流れの悪い箇所について改善を図るべく、町も整備提案を示し、少々負担もする旨申し上げ、早期整備に向かって県と協議を行っているところでございます。

防災についてでございますが、非常食・非常物品の現状と保管場所についてのお尋ねでございます。

災害時における非常食や非常物品につきましては、消防団各分団車庫に毛布、非常食を初め防水シートや土のう、救急セットなどを保管いたしております。また、大字疋相にございます消防倉庫にも非常時に対応すべく、防水シート、土のう、毛布、照明器具、スコップなども備蓄しております。今後におきましては、役場敷地内の倉庫も利用しながら、計画的に数量や備蓄内容を充実させて非常時に備えてまいります。

2番目の市町村合併でございますが、先ほど坂口議員にお答えを申し上げましたとおり、合併問題は避けては通ることのできない問題であると認識しております。3市3町葛城市構想を基本として、合併についての情報提供と住民参加の意見を聞きながら、議員の皆さんと協議をし、取り組んでまいりたいと考えております。

次の学校教育については、教育長が答弁をいたします。以上でございます。

議 長 では、質問に対し、答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 吉岡議員の学校教育について4点のご質問をいただきました。答弁申し上げます。

まず、幼稚園でのけがの発生状況についてであります。平成14年4月から現在までに医療機関で治療を受けた者として把握しておりますのは、全幼稚園で、園内でのけがにつきましては、打撲12件、すり傷2件の14件であります。また、遠足などの園外保育におきましては、打撲1件、すり傷1件の計2件であります。合わせて16件すべてが、1回の治療で治癒する程度の軽いものであります。そしてほとんどの原因は、園児同士がぶつかったり、他の園児の手が当たったりしたため転倒したというものであります。

次に、平成14年度でいじめと判断できるとして報告がありましたものは、両中学校合わせて2ないし3件でございます。現在もスクールカウンセラーと学級担任等によって相談を続けております。また、30日以上長期欠席者につきましては、小学校5人、中学校で28人です。その原因は、病気を初め神経的ことによるものなど種々にわたっていることから、常に家庭と連絡を取り合い、その解決に向けて努力を行っているところでございます。

次の各学校のクラス数の変化についてであります。現在のところ、真美ヶ丘第二小学校区につきましては、今後新築による入居を初め宅地分譲が進むことに伴い児童数増加が見込まれることから、平成14年度で校舎増築をお願いいたしましたところでございます。その他の校区につきましては、現在のところクラス数の急激な変化は見られないものの、将来にわたる増減を慎重に見きわめ、対応を検討してまいりたいと考えております。

最後に、学校評議員制度についてであります。

学校評議員制度は、学校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くためのもので、これにより開かれた学校づくりを一層推進することを目的とするものでございます。平成12年1月の学校教育法施行規則の改正で制度化されたものであります。

同規則に基づき、教育に関する理解と識見のある人に委嘱して、学校に学校評議員を置くことができ、学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べるができることとなっております。なお、学校評議員は、学校長の推薦により教育委員会が委嘱することとなっております。

本町におきましては、平成15年度のできるだけ早い段階の施行を目指して、実施要綱制定に向け現在検討を重ね、あわせて学校長へ人選につきましても指示しているところでございます。以上でございます。

議 長 15番議員！

15番議員 ありがとうございます。

1 番目の防災については、町長さんの答弁を聞きまして、1 番目の用地の確保、2 番目が消防自動車のことも、またそのときに考えていくと。馬見川の計画、4 番目の非常食の配置等をしていただけます。それで結構だと思います。ありがとうございました。

このまま2 番目へ行っていいのか……。

議 長 はい、どうぞ。

15 番議員 それでは、2 番目の市町村合併についてももう少し町長さんの考えをお聞きしたいと思えます。

これはもう考えで結構ですねんけども、やはりこの広陵町の周りにある市町村、河合町であり、上牧町、王寺町が西和で、今の合併協議会もできましたし、田原本町の方は川西、磯城郡と橿原、桜井、ほんで高市郡の方でまた合併の協議会もできました。あと周りでは、残っているところは高田市と香芝市、その中で町長さんの施政方針の中では香芝市との電算機の共同のあれについての検討もしているということも聞いておりますが、毎月部長会もされていることだと思うし、こういう合併の問題につきましては、私たちは議員さんの方では前に香芝市の方へ、ちょっと議運の方で行かしていただきました、僕の場合は。各個人でも少しお話もさせていただいております。その中で、やっぱり町の中核幹部よりも最高幹部の方、部長さん初め三役さん、教育長、この中でのやっぱりいろんな意見も今までから部長会は出ていると思えます。その中でそれを、個人個人はやっぱりいろんな意見があると思えますけれども、町長さんも50人委員もいろんなことも聞かれる中で、やっぱり今現在、町長さんがやっぱり考えている、もう少し踏み入った答えを聞かせていただければなと思っております。差し支えもあると思えますので、どこといいますか、いろんなほかの、どこというんじやなくして、いろんな面でやっぱり合うところという意味でも結構ですので、広陵町と合う、いろんな面で、財政面の面もあるし、いろんな面がありますので、もう少し詳しく教えていただければなと思っております。それが2 番目の質問です。

議 長 町長！

町 長 ただいま市町村合併についてのお尋ねでございまして、施政方針の中でも申し上げますが、基本的には3市3町の市町村長が寄りまして、広域的な事務処理をしておりますので、この中で県が示しております最重点地区というようなご指定もいただいておりますので、この中で県から強い働きかけがあるのでございます。3市3町、しっかり葛城市という前進も推されているところでもありますし、言われているところでございます。この方は協議をしているんですが、この中で新庄、當麻が市を目指す、そういう現在協議会をつく

って審議をなさっているところでございます。これも将来を見据えると、ただ市を目指すだけでは意味がないのでございまして、将来計画の中には葛城市に、これは賛同をなさるわけでございます。今決められた期限内、期間内というのにはいささか問題があるわけございまして、基本的には葛城市構想を3市3町のものがやっぱり基本同意をしているところでございます。その中で広陵は、どこを選んでもいいというのではないと思います。基本的には磯城郡とか、また河合、上牧という方向に目を向ければ、いろいろご批判をいただくのでございまして、私どもは基本的な姿勢としては、3市3町の合併構想を引き続き協議を進めていくと。しかし、広陵町のあるべき姿は今どうなのか。合併すべきなのかということについては、今年度最終年度でもございまして、若い職員でつくっております合併研究会がございまして、いろんな市町村に出向いていただいて勉強を今していただいております。若い人たちが職員としてしっかりやっけていただいているというのは実態でございます。私どもも近隣市町村を大事にしながら、ここしかないわけです。飛び越えてよその町とするわけにいけないわけでございますから、近隣市町村と連携を密にして協議を進めていきたいと思っております。

高田市さんは、今市長選挙で非常に揺れておるところでもございまして、市長選が落ちれば、また協議もにわか加速がついて、協議がスムーズに進んでいくと、そのように思うところでございます。

私としては、合併はしないとは言っていません。合併を進めるべきだという判断のもとで、これから前向きに進めていきたいと、そのように思いますので、議員各位と一緒に協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

議 長 15番議員！

15番議員 ありがとうございます。

それでは、もう3番目の最後の学校教育について2回目の、これが最後ですけども質問させていただきます。

今の答弁の中ですけれども、小・中学校の休学、この中での30回以上というのが、中学校の方が28人、先ほどもちょっと質問のときに、初めの私の質問の中では人数を出してくれということだけでしてんけれども、できましたらこの対策、先ほどカウンセラー等を、こうやって言われますけれども、心の病とか、いろんなそういう原因はあると思っておりますけれども、ちょっと多過ぎるんじゃないかなと感じるところがあります。だからこの辺の、できましたら教育委員会の対策等を、またこれからこういうようにしていこうという考えがあ

りましたら、一言だけよろしく申し上げます。

議 長 教育長！

教育長 数が多いか少ないかというのは、非常に基準がこう難しいわけですがけれども、これは一人もないというのを目指すということは当然なことだと思っております。ちなみに、全国とそれから県の、ちょっと14年度の平均は全国、県まだ出ておりませんので、13年度を申し上げたいと思います。全国が0.4%でございます。それから県が同じく0.4%、本町は0.2%、これは小学校でございます。それから中学校、全国が2.8%、県が3.5%、本町が2.2%ということで、県、全国よりも低い。しかし、低いのでそれでいいと決して思っておりません。一人も、先ほど申しましたようになくすということを目指しているわけでございまして、これは先ほど申しましたように、カウンセラーとか担任とかいろいろ相談に応じていると。それにあわせて、校内研修等も積んでおりますし、どういうように対応していくか、千差万別でございますので原因等につきましても、そういうこと。それから私自身も校舎長会等で、親と話しする場合、1時間の電話よりも10分の家庭訪問ということをお願いしたいということで、常々この問題についての、もちろん生徒指導につきましてもそうですけれども、真剣にこれは取り組まなければならない問題ですし、教育委員会としてもしっかりとした認識を持たなければならないと、このように考えております。以上です。（15番議員「どうも、終わります。」）

議 長 はい、ありがとうございます。

以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、寺前君の発言を許します。

4番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、イラク問題についてであります。

これはきょうの朝日新聞ですけれども、きょうの朝日新聞でもこのイラク問題について、新聞やラジオ等、本当に心配する世論の声を受けた反応が出ているわけでありまして。朝日新聞のきょうのイラク問題で、「きしむ世界、米国から」ということで、アメリカからということアメリカ総局長の西村陽一さんが記事を発信しています。その記事の中にブッシュ大統領が言った内容ですが、「我が国と文明世界の歴史は決定的な時を迎えた。これからの歴史は、米国によって書かれるだろう。」、また「同時多発テロ後の新国際秩序は自らの手で作り直す——。「新しい帝国」と目される超大国のそんな決意と自信が込められていた。」と論評しています。そしてまた、この方は「なぜ、戦争なのか。」という問いかけを

みずから自問自答しながら、実際にイラク政策の根底をなす先制攻撃論に透けて見えるのは、国際社会の法や規範に縛られたくないという本音である。普遍的な機構や規範づくりを引っ張ってきた米国とはかけ離れた姿がここにあるという形で、今アメリカの抱えているブッシュ大統領の政権とアメリカ国民の中でのほさまの内容が記事として発信しているわけです。その中で、辞職続く外交官ということで、2人の外交官が辞職をした。1人は、なぜ、イラクとの戦争が必要なのか、我々は多くの国を説得できなかった。またもう一人の外交官は、他国の声を無視する大統領の姿勢が反米の世紀を生みつつある。こういう形で辞表を提出したそうであります。

こういうような内容を今考えるに当たって、きのうもNHKのラジオで夕刻6時過ぎから行っていました。その中で、この小泉内閣の支持率の問題については、昨年8月以来50%を切り、そして支持しないが上回った。こういう内容であります。また、国連決議の問題で、国連の決議が採択されればイラクへのアメリカの攻撃をどう見るかという点で、それでも支持しないが75%、支持するが25%で、圧倒的に国民の声は、イラク戦争へのアメリカの強引な戦争を仕掛けることに対しては反対を表明しています。

この問題は、国政の問題だから広陵町の首長としては論評する立場にないというものではなく、国民として、広陵町民として、平和と安全にかかわり、また戦争がつくり出す悲劇に対しての本当に一人一人の国民の意思表示が重要だということから、意見を聞くものであります。政治的にも、経済的にも、この戦争は重大な国際的な問題を投げかけています。今必要なことは、町長がこの国際世論、あるいは日本の世論、そして日本の安全や、そしてまた戦争を経験した国民としての立場を十分にしんしゃくして、広陵町民に対してこのイラク問題についてきっちりと答えていただく、このことが問われているのではないのでしょうか。町長のこの間の立場から、憲法や国連憲章の立場に立って、小泉首相や関係省庁に攻撃反対の意思表示をしてほしい、これが質問の趣旨であります。

2番目について、地場産業の振興についてであります。

本当に深刻な不況が続いています。株価の下落は、昨日は20年来の安さになった。財界ですら慌てふためいている状況です。中小企業の立場から言うと、もっと深刻な状況が続いてきたわけでありまして。2003年度の政府の予算を中小企業の中で見てみますと、中小企業対策費は1,729億円、昨年より133億円も削られている状態です。この一般歳出の規模は、26年前の規模と同水準まで落ち込んでいる。こんな事態であります。政策的な経費と言える一般歳出に占める中小企業対策費の割合が0.36、こういう中身の中で最も大

事な地方向け予算として、地方自治体向け補助金の2割削減の方針に沿って、予算を583億円から480億円と17.7%カットしています。都道府県等中小企業支援センター予算、経営革新支援事業費、広陵町でも深くかかわりのある地域産業集積活性化予算など、中小企業の活性化予算補助金や小規模事業経営支援事業費補助金が大幅に削減されている。こういう状態です。私たちは、本当に中小企業は日本経済の主力、現実に98%の企業が中小零細企業として国の経済を引っ張っています。こういうような中であって、国の中小企業予算についても少なくとも墨田区並み、墨田区は2%確保しているわけですが、これぐらいの引き上げを行うと、中小企業対策費は現在の5.5倍になる。こういうような数字を挙げながら、実際に自民党が、本当に広陵町内や全国の中小企業家にとってどのような立場をとっているのかということを確認に物語っていると思います。こういうような状態の中で地場産業を支えてきた広陵町、そしてそれは広陵町民の活力あるまちづくりにとって欠かせないものであります。ここにはその他の仕事、靴下の織り機だけではなく、仕上げ屋、糸屋、そして内職、またパートなど多くの方々が関連した仕事についています。この深刻な不況を打開するために緊急な措置として、私は全国の公共機関に販路拡大の一環として、広陵町の行政マンで特殊部隊を編成して営業マンの役割を担う、実行して全国にこの靴下の販路を拡大していく、そのための手だて・研究を行ってはどうか、このことを提案したいと思います。

3番目に、学校給食に町内産農産物の積極的な活用をという点であります。

この点は一般会計予算の中でも、質問、議論をさせていただきました。そして現実に今供給側の心配をされていた節があったわけですが、実際には広陵町でも出荷組合を中心に、生協への出荷が計画生産とともに行われています。そしてこの生協の出荷に当たっては、農薬の使用が厳しくされています。そういうノウハウ、経験を持った農家も広陵町でもあられている。こういう実態に合わせて、広陵町の学校給食に農産物を使うことは十分可能であり、かつ必要だと思います。このことについても農業振興の立場から、そしてまた教育の一環として取り入れられている給食への安全でおいしい、そして目に見える学校教育の一環として必要だと考えます。ぜひ、一般会計の質問のときに積極的に、かつ前向きに検討するという答弁をいただいているわけですが、再度その点での確認を行いたいと思います。

4番目に、ごみ処理問題についてであります。

RDF炭化処理方式の採用を模索している状態ですが、明確な問題点も明らかになっています。それは、具体的にはRDF固形化にしろ炭化にしろ15年間の安定した処理の展望が

持てない、この点であります。このクリアは当然のことですけれども、どのように考えての採用方針か、その点について踏み込んで、なぜRDFにこだわるのかということと関連してお答え願いたいと思います。

問題は広陵町のごみ基本計画にまとめられたごみ処理計画を、2021年に20%削減するという計画案がなされていました。ここには問題点として、私たちはごみ有料化による削減計画も盛り込まれているという点で、すべてに賛成できる状況ではないわけですが、徹底したごみの減量化も必要であります。そのような点もあわせてごみ処理の問題は総合的に考えていかなきゃならない。リサイクルの問題、これについては施策の中にうたわれているわけですが、ごみ減量をどうするのかという点についても、一層この点の取り組みを、ごみ処理施設建設に当たって緊急になお考える必要があるんじゃないかというように思います。そういう点で、2点についてお伺いしたいと思います。

5番目は、県道河合大和高田線の農協東側道路の舗装の問題です。

道の両わきが盛り上がり、自転車等の転倒事故が起こっています。これは緊急に舗装の改修が必要な状況です。県に要望する。そしてまた、歩道がないということも危険な状態をつくっています。広陵町の幹線道路の1つ、これがこのような安全上深刻な事態になっている道路であり、早急の対策を立てるべきだと思いますが、どのように考えるのでしょうか。

最後に、総合学習の取り組みについてであります。

昨年の6月議会で松野議員も取り上げている内容ですが、現在の状況は基本教育法の改悪が進められている。この状況は自民党の右傾化に重なって、公明党や保守党が与党入りしてから以降一層進み、道徳教育、言葉では道徳教育という問題は決して悪くないわけですが、その道徳教育という裏に隠された戦前教育への哀愁が、新たに教育基本法に取り入れようとする姿が見えています。こんな状況の中で、子供の教育の問題が問われているわけです。それについても、昨年1月に遠山文部科学大臣が「学びのすすめ」というアピールを出しました。この点については新学習指導要領の問題と絡んで、日本の子供の学ぶ意欲が諸外国と比べて低くなっている。学習指導要領はそれで心配ないのかという、大きな世論の声に対応したアピールでした。そしてここで文科大臣は、この学力のおくれを認めたわけですが、それにかわる問題として習熟度別指導や、また理解が進んでいる子については一層進めていく、このような発展的な学習をより伸ばすというような、学力の差をつける教育が推し進められようとしています。こういう中であって、総合学習の影響が言われているわけであり、土曜日出勤、あるいは毎晩帰るのが遅くなる、こういうような実態が全国で報

告されています。広陵町でもこの総合学習、あるいは新学習指導要綱に絡んで先生方への労働の厳しさがうかがえるわけですが、どのようにとらえているのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 寺前議員のご質問がございましたので、お答えをいたします。熱弁でございます。

広陵町では、昭和60年に核兵器廃絶平和都市宣言を行っており、以降、毎年6月に行われております原水爆禁止国民平和大行進への支援や、既に4回を数えた小学生広島平和使節団の派遣など幅広い平和運動を展開し、より一層の平和行政の充実と推進を目指しております。

ご質問のイラク問題につきましては、私は、戦争ほど悲惨な結果を招くという認識でおりますが、広陵町の立場で真の解決の道を導くことはなかなか難しいことでございます。地味ではありますが、世界の平和を願い、今後も人類存続と戦争のない平和な社会を求めていくための活動を、継続して推進していきたいと思っております。

次、2番目の地場産業の振興でございます。

地場産業の振興については、この不況の中で生き残る方策を真剣に考えなければなりません。その1つとして、広陵町と交流のある市・町には、地場産品のテスト購入を依頼すべくパンフレットや申し込みの取りまとめを依頼しております。また、商工会では、靴下の端切れのリサイクル事業への取り組みの中、全国の公共的機関から協力要請がありますので、これを利用して靴下の販路拡大の方法も検討いたしております。そのほかにもいろいろな方策について、今後とも商工会と連携を密にしながら産業振興に取り組む所存であります。

学校給食については、教育長がお答えをします。

ごみ処理問題でございます。

新清掃センターの処理方式については、さきの12月議会でもお答えを申し上げておりますが、コンサルタント業者も決まりましたので、近々処理方式検討委員会の設置をし、議員ご質問の内容はもちろんのこと、広陵町の状況に最も適した処理方式を十分検討いただきながら決めてまいりたいと考えております。

議会に対しましても、適宜ご相談を申し上げながら進めてまいりたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

なお、ごみの減量に関しましては、どの処理方式を採用するにいたしましても、共通する大変重要な課題であります。今にも増して、住民の皆さんにもご理解とご協力をいただける

よう取り組んでまいりますので、議員の皆さんにおかれましてもご理解をいただきますよう
よろしくお願いを申し上げます。

次に、5番目の道路管理でございます。

町内の県道については、かねてよりその適正なる管理を願っているわけではありますが、県
道河合大和高田線のご指摘の箇所につきましては、高田土木事務所において現地を確認し、
15年度において舗装整備に着手する計画となっております。また、歩道の整備であります
が、隣接に民家が連檐し、一級河川があるなど設置スペースがないため、早急なる設備が困
難とのことではありますが、今後とも歩行者等の安全対策について積極的に要望し、町として
も十分検討してまいりたいと考えております。

次の総合学習は、教育長がお答えを申し上げます。以上でございます。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 寺前議員の学校給食に町内産農産物の積極的な活用ということのご質問にお答え申
し上げます。

学校給食における町内産農産物の活用につきましては、過去数回にわたりご質問をいただ
き答弁申し上げてきたところでございます。

ご提言いただいている内容につきましては承知しておりますが、このためには、農業振興
策の一環として、地元物産展などにおける生産者の組織化に期待しながら、こうした生産者
組合、小売業者、担当者などによる連絡会を設け、話し合いを進める中で町独自のシステム
を策定してまいりたいと考えております。

なお、現在準備作業といたしまして、献立表による年間の野菜の品種と需要量の把握を行
っているところでございます。

次に、質問6の総合的な学習の取り組みについてでございます。お答え申し上げます。

総合的な学習の時間につきましては、みずから学び、みずから考え、問題を解決するなど
生きる力の育成や学び方、物の考え方の習得などのねらいのもと、各教科等で身につけた知
識や技能を相互に関連づけ、総合的に働くようにすることを目指しております。

現在、それぞれの学校におきまして、学習課題を国際理解、情報、環境、福祉、健康など
の横断的・総合的な課題、児童・生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じ
た課題などから、特色ある学校を目指して取り組みがなされているところでございます。こ
うした総合的な学習の時間を進めるにつきましては、教科書はなく、学習方法などは、児童
・生徒みずからの課題意識や興味・関心に基づき、選択・設定していかなければなりません。

したがいまして、学習効果を定着させるには、ある程度の時間を伴うものと認識しております。

こうした中で、本町における小・中学校では総合的な学習の時間のねらい達成のために、児童・生徒の実態を踏まえ、各校独自の創意工夫のもとに授業を展開しており、時には地域の方々をゲストティーチャーとして招くなど特色ある学校を目指しているところでございます。

なお、現時点では、総合的な学習の時間のための教職員の土曜出勤の実態は聞いておりません。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 それでは、2番目に移らせていただきます。

1つは、イラク問題については、町長の認識の問題というのは、議員やその他のところでも、職員にとっても非常に重要だと思います。イラク問題の中で特に私たちは、きょうの新聞にも載っている内容もひきあいに出しながら、もう一つは2月15、16日に、世界的に反対運動が起きました。これは60カ国以上、600以上の都市で1,000万人以上が参加した反対運動であります。そういう中でニューヨークタイムズなどは、2月17日付ですけれども、「世界じゅうの市や町で途方もない現象が起きた。それは、1989年の東欧での人民の革命や1848年の東欧での階級闘争ほどではないにしても、今や世界の政治家や指導者たちは無視できないであろう。」、こういうような書き方で報道をしているわけがあります。こういうような中で、日本のとっている立場がどういうものなのかという問題に関連して、この2月18日と19日に開かれた安全保障理事会メンバー以外の国が参加して開かれる国連安保理公開会合の発言が際立っていました。これには2日間で62カ国・機関の代表が発言し、アメリカやイギリスに同調する姿勢を示したのは10カ国足らずであります。また、アメリカ、イギリスが提唱する武力行使を正当化する内容の新決議案提出の構想に支持を表明したのは、残念ながら日本とオーストラリアだけ、こういうのが世界の実態であります。

こういう流れの中で私たちは、なぜこのような状況が生まれるのかという問題については、一昨年9月11日のテロ事件以降、前ブッシュ大統領の親が温めていた世界戦略構想がその下敷きにあるのは当然であります。そういう内容については、核による先制攻撃も辞さない、一国のアメリカの力による傲慢な世界の支配を目指している、こう言っても過言ではなく、先ほどの朝日新聞のニューヨーク総局長の記事がそのことを裏づけています。

こういう中で、週刊誌のニューズウィークの2月10日号に、「なぜ覇権政権が特徴となったのか」という記事を見てみますと、国際的な不信を呼んでいるそのブッシュの基本戦略の軌跡、流れをまとめているわけですが、地球温暖化防止のための協議議定書からの離脱、包括的核実験禁止条約からの離脱、弾道弾迎撃ミサイル制限条約からの離脱、一般教書での悪の枢軸宣言、温暖化ガス排出量をふやせる機構変動対策案の提出、主力鉄鋼製品へのセーフガード発動、先制攻撃戦略を中心とした国家安全保障戦略の発表などを順次挙げています。この流れを見てみると、一国が世界の支配権を得たという傲慢な姿勢が各所にあらわれているのが明白であります。このような問題が日本の国内でどのようにあらわれているのかといえば、先ほどのイラク攻撃に対する国民、世論の動向です。これに対して小泉内閣が一体どのような政策をとっているのか。このイラク攻撃の戦争に反対する声は、自民党の幹事長が言った言葉ですけれども——公明党の冬柴幹事長が言った言葉は「利敵行為に味方する」、こういうことを言って。

議 長 うそ言うたらあかんで、おまえ、いいかげんなこと言うたらあかんで。ほんまに言うたんか。言うたこともないのに、そんなこと言うたらあかん。いつ言うたんや。

4番議員 利敵行為、これはNHKの……（5番議員「これは国会の方で……。」）国会でも言うてるし。

議 長 きちっと言うてみい。日にちを言うてみい。

4番議員 NHKの日曜日の朝の討論会で言っている内容であります。

議 長 いつの討論会で言うたか言うてみい。（5番議員「後で言うたる。資料出してあげます。」）うそばっかり言うな。

4番議員 こういうような内容の問題が挙がっています。まさにアメリカの姿勢にしり車をついている。言葉を言いかえれば、この日本の姿勢は、今までは金魚のふんどと言われていた。しかし、それ以上にひどいものになっているということが言われています。こういうような状態が日本の国民の安全と、そして経済に与える影響を考えると、今小泉内閣のやろうとしていること、その他の政治姿勢の問題もありますけれども、平和に関してはアメリカの言いなりになって国民を窮地に陥れている。中東への安全保障がないがしろにされる。経済界においても、日本が中東に石油を依存している率が90%以上であるにもかかわらず、このような態度表明は危険きわまりないというように言われています。こういうような状態を含めて、私は町長が本当に一国民として、一広陵町民として、この小泉内閣がとっている日本の態度については危惧を感じないわけにはいかないだろうというように思うわけですが、

そういう点については再度町長の言葉をお聞きしたいと思います。

議長 きちつと言うたって。町長！（13番議員「何で町会に意見を述べる。国会でなら……、国会行ったらええんや。」）

町長 アメリカの言いなりになってる小泉内閣を厳しくご批判をいただいているようでございますが、私は、私たちが選んだ国会議員がお決めにいただいていることとございまして、また関係諸機関の人たち、世界の人たちがやっぱり平和を求めておられると思います。私自身も戦争のない平和な社会を築いてほしいと、人一倍思いを持っているものでございますので、はっきりさせていただきます。

国の与えられた職務を持っている人たちが、一生懸命ご努力をされているということをお願いしておきたいと思っております。そのことで答弁いたします。

議長 4番議員！

4番議員 議長、議長の立場でやる場合については、よろしく議長の責務を考えてやっていただきたいと思っております。また、個人的に言うのであれば、下に下がって言っていただきたい。議事進行について、そういう点は注意していただきたいと思っております。

議長 あんたが挑発的なこと言うさかい、おれは言うただけや、それをきちつと言え、な。

4番議員 2番目に移りたいと思っております。地場産業の振興の問題について、先ほどから出ている内容を一步踏み込んだ形でやってほしいということなんです。今まで広陵町は、もうたび重なる案件を持っています。そして3カ年続いた広陵町地場産業の対策についての問題も、総括が報告されないまま現在に至っているわけでありまして。例えば、ここにある内容で言いますと、広陵町靴下モデル工場研究会報告、広陵町靴下産業産地診断報告書、また広陵町地域産業振興対策協議会の答申書、また特産品開発のための地域資源調査事業報告書、切りがないほどいろいろ出ているわけなんです。これは、結局は国の施策をそのまま活用するという内容だけなんです。広陵町独自で本当に考えてどんなことをやっていくのかということに対する考え方は、過去3年間、具体的に初めて議論された問題だったと思っております。そしてその最終段階でみささぎ台の一面に、あれは何やったかな。（3番議員「ソックスです。」）ソックスという店を出して、最後はお茶を濁した。その具体的報告についてもなされていない。この議会でも、その点についての総括をやるというようにおっしゃっていた問題についてもそのままです。3カ年、1,000万、1,000万、最後500万を使っていただいて、いろいろな取り組みをやっていただきました。確かに専門家も呼んで、具体的な取り組みの中身の成果も出ていたものであります。そういう点では私は認めたいと思うわ

けですけども、その総括に立って今年度一体何をするのかということに至っては、何ら出てこないのが実情だと思うんです。

そういう点から言うと、1つは、組合が成立し、今ここにも議員おられるわけですけども、その一つの流れとして出店された経験はあります。しかし、これはとても広陵町とのかかわりが全くない状態の問題であります。私は、こういう一つ一つの組合が少数でもどんどんつくられて、自主的にそれをやっていくための手だてを広陵町がとるのは当たり前だというふうに思うんです。そのためにも3年間の総括をきちっとして、その流れと問題点を明確にすることが求められているわけなんですけど、これも商工会任せ。実際に広陵町で何をなすべきかということは、現実問題として、担当者がかわりかわりで、まとまるはずがない。結局は町長、助役などがこの問題を認識しなければ、前へ進まないというのが行政の機関の状態であります。本来、職員に専門的な知識を身につけて、この問題に取り組むということが当たり前なわけですけども、それができていないというように思います。

ちなみに、私たちは八尾市を訪れて勉強しました。そのときには亡くなられた角谷さんが、八尾のこの責任者を町に呼んで、具体的に一回職員も含めて話を聞こうじゃないかということなどもおっしゃっていましたが、実現をせずに亡くなられたところでもあります。

ちなみに、八尾市は、この八尾市中小企業地域経済振興基本条例をつくった根拠はどこにあるかということを書いてあるところに、この内容は、中小企業基本法が11年12月に改正されたわけなんですけども、そこの第6条に「地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」、ということが改正でうたわれて、具体的な条文に盛り込まれたものであります。こういう内容について、広陵町はご存じなのかどうかをお聞きしたいと思います。

それとともに、先ほど交流ある町村に対して物品の販売等を依頼している。こういうことが挙げられていましたけども、その成果はいかがだったのか。また、今おっしゃった中身について、具体的な数字を挙げて教えていただきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えします。

何も、ことしの年度については対策がないとかいう部分もご指摘あったと思うんですけども、一応今実績といいますか、つい最近商工会と一緒に立ち上げてるといいますか、一緒にやっているといる部分でいろんな事例がありますので、ちょっと1つ2つだけ説明しておきますと、1997年といいますと6年前ですかね、インターネットを活用して販売もいたして

おります。毎年実績としまして、年々増加の傾向にあることも事実であります。また、東京にあります物産のむらからまちから館ですか、それに常に靴下情報を流して、新しい情報を更新しながらインターネット利用の宣伝を行っているということもありますし、その部分でも一定の成果は上げているということも事実でございます。また、端切れを通じた宣伝効果を利用しまして、この答弁の中にもありますけども、たくさんの照会が来ているという事実もございます。そのようなこともいろいろ含めまして、今後とも新しい開発の方向で、商工会とも連絡を密にしましてやっていきたいというふうに思っております。（４番議員「私が聞いているのは……。」）で、八尾市の部分の話の中は、ちょっと私、今それ存じてませんので、また委員会の中でも報告させてもらいたいと思います。（４番議員「中小企業基本法の第6条については、見たことありますか。」）はい、ございません。

議 長 ４番議員！

４番議員 実際のところ、ないというのは仕方ないことだと思うんです。要は、部長あるいは課長が、この担当課のところで長く続かない。続けさせるような施策を町がとっていない。こういうことがあるわけですから、当然地域産業活性化などの問題についても具体的にわかってこない状態だと思います。そういう意味で言うと、町長や助役、三役はかわることが当面ないわけなんで、助役については以前から——あっ、町長はですね、町長については以前から助役や、役場職員として、この問題の流れは議場で聞いていただいているわけでありまして。ましてこの問題については、非常に広陵町の活性化にとっても欠かせない重要な問題だという認識はたびたび発言されております。そういう点で、先ほどから述べている点で、本当に今交流している町に限定されて、パンフレットや申し込みを送っているけれども、その成果については町は把握していない。担当部長も知らない。町長は知っているか知りませんが、現実に担当部長が知らないということは町長が知らないという、事務上の流れだというふうに思うんですけれども、そういう点から考えると私は今緊急に、靴下業界が本当に不況のさなかで、続くことすら大変だと言われている状況の中で、私は八尾市に行った経験や東京の墨田区での経験を踏まえて、役場職員がこれは緊急課題、緊急的な、緊急避難という言葉を使ってもいいだろうと思うんですが、この難局を乗り越えるために、町に地場産業の物品販売のための研究会を直ちにつくって実行に移す。もちろん勉強し、学習しなければいけないわけですから、15年度中に行う、こういうような対策をとっていただきたい。（10番議員「寺前議員やったらいい。」）非常に私は専門員と、自治法に定められている専門員として任命していただければ、この問題についてはやらせていただきたいし、またそ

ういう会合に呼んでいただいて、やられる場を行政として与えていただけるならば、率先してやらせていただく、こういう点については述べておきたいと思うんですけども、町長に緊急避難的な要素も強い状況の中で、ぜひ販路の拡大を、行政マンが営業マンとしてやっていくための手だてをとっていただく、このことはできないのかどうかお答え願いたいと思います。

議 長 町長！

町 長 靴下をしっかりと売れと、地場産品をしっかりと全国にPRせよ、営業マンの役割を果たせよということですが、全国の役所に対して職員用の販売店が、売店があるわけですが、こうしたところにPRをするようにというようなことを、私、職員に言うたことがあります。まだ実行は移されておりませんが、私は果たして靴下を例に挙げて、靴下の一足でも多く売ることが役所の仕事かどうか、これ考えますと、どうもちょっと違うのではないかという思いまでしているんです。靴下を売るだけが、役所の仕事ではないと思います。本来の地場産品をもう一度復興していただく、栄えるということは、やっぱりいろんな方面で手当てをしてあげなければ伸びないと思います。

売ることにつきましては、実は4月1日に竹取公園で大々的に公園の完工式を行いまして、その際、商工会が中心となって多くの人たちが出資をなさって、大きな会社をつくれる。そしてスタートの日でございます。ここで常設店舗を広陵町と一緒に応援をさせていただこうと。4月1日が、その準備に向けて今進んでいるところでございます。竹取公園が、全国の人たちが訪れを待つわけですが、こういう人たちに地場産品を大いにPRしていこう。また、農産物もこの場で売ってはどうかというところまで現在進めているところでございますので、こうしたことも、実は議員さんご承知なのかどうかですね、私今言っているわけでございます。4月1日の大々的な常設店舗をつくることによって、さらに大きく販路の……。 (4番議員「現場見てきていますから。」) そうですか。しっかりと頑張っていきたいと思います。

議 長 4番議員！

4番議員 3回目終わりましたので、これについてはやはり緊急避難、役所が営業マンという点については八尾市や墨田区、先進的なところではそういう形で、産業の活性化に引き続くものだということで進められている。まあ、役所自体が販売をどこまでするのかという点については、農産物については全国的に経験があるんです。これは産地と同じような状況です。だから、その今おっしゃっている問題については、行政と密接につながっていない部分の経

験が余りにも長かったために、この問題については認識不足の面があるというように思うんです。例えば、今まで出てきたこのような中では、行政がとるべき問題として、販路の拡大や後継者の養成、その他もろもろの載っているわけですから、それについては何ら問題もないという点を指摘しておきたいと思います。（町長「特定個人は応援でけへんのか。特定個人を応援することになる。」）いや、特定個人はできないです。これはあくまでも組合や、またいわゆる靴下組合を通じた話です。特定個人を応援するということは、私も毛頭思っておりませんし、先ほど言ったように、組合をつくるということが一つの再生条件になるということを、これはつけ加えておきたいと思います。個人の応援するというのは、とんでもない話だというように思います。

3番目ですけれども、これは町長に質問を出してたんですが、教育長が答弁していただいたわけなんです。先ほどの給食会計の議論の中での問題も含めて、担当部局、町長の担当部局については、先ほど実現できるように前向きに取り組んでいただくという点での答弁いただいていますので、非常にそういう点では進んだ内容ですが、教育委員会の方では、まだ具体的には農産物のその1年間を通じた出荷状況を把握しているところだという状況にとどまっているんですね。で、私はこれ去年の9月に、この問題については資料を、時間がかかるのでぜひ早急につくっていただきたいということをお願いしていたものであります。こういう点の中で、私は先ほどから言っているように、教育委員会が具体的に農業を、生産されている方々の実情、実態を論理的には知らないという点はあるかもしれませんが、現実問題としては南郷にお住みになり、少なくとも実態把握はすぐにできる状況であります。そういう点で、いわゆる生協に納品している方々というのは非常に商品管理も厳しい状況です。これは生協が抜き打ち的に農産物に係る消毒の状況をチェックします。また、農産物に使う農薬についても指定されます。だめな農薬と、いい、可能な農薬という形で指定されます。相当な詳しいところまで生産におけるノウハウがつくられているわけなんです。それに基づいて広陵町の生産者もつくり、出荷をしているのが現状なんです。そういうところから言うと、積極的、前向きにという点を一歩進めて、教育委員会については、具体的には今販売者との調整というのは残っているのも確かだと思うんですが、要は販売者の方々とも接触して話をさせていただいています。広陵町全体の給食への納品は、米を含めて予算にあったように1億1,000万です、賄いについてはですね。7割はその他のところですし、12月の議会で資料をいただきました。そういう点からいうと、広陵町の業者にとっても可能な内容については、もちろん値段の相談はあって当たり前ですけれども、広陵町の業者が納品できる品

物については、そういう全体の中で町も教育委員会も考えていただく、こういうことが必要だと思っんです。そういうトータルな中での農産物の問題については仲介役だけを果たしていただく、販売者はですね。そういうことに徹していただくことが原則になろうかというふうに思っんですけれども、私はそういう問題を踏まえて教育に係る、あるいは広陵町の学校給食を食べておられる子供、そしてまた負担されている親、そして広陵町もまた同じようにそういう賄いの相当部分に絡んでいるわけですから、そういうところの出費を少しでも安くできるような方策をもって、この地場産品の学校給食への利用というものを考えていただきたいと思っんですけれども、そういう点についてトータルとして一歩進める中身の課題、残っているものはありますけれども、どういふようにお考えいただけるのか、答弁していただきたいと思っんです。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 教育委員会の学校給食からの考え方で、いわゆる町内産農産物の積極的な活動をというふうなご質問です。

先ほどの給食会計のところでも議論をさせていただいたところなんですけれども、現在のご指摘のように、学校給食会計の賄い費と申しますれば1億1,000万でございます。パーセンテージ的には、野菜が20%を占めるという食材の割合でございます。当然過去ご相談を申し上げておりました組合さんの組合長さんも交代されたということにつきましても、聞き及んでおります。とりわけ町部局の方でも、前進的に農産物の活用についてはお考えを聞かせていただいております。したがって、いわゆる生産者、そして町農政部局、そして教育委員会、ともどもそうした連絡会というふうな形で相談を申し上げる会を立ち上げたいと、かように思っっておるわけです。それで年間の総数量と、必要数量という野菜の項目的には、広陵町で生産の可能だと思われま品目についても、10品目程度の年間所要量を現在のはじき出しておるところでございます。直接購入させていただく場合、あるいはまた小売業者を仲介していただく場合、いろんな課題もまだこれから整理をしなければいけないというふうな思っでもおるわけでございます。ひとつ小売業者、仲買というご提案もいただきながら、あるいはまた小売業者とのそういうスムーズな流通確保をとれるかどうか、その辺につきましても今後研究を重ねてまいりたいと、かように思っっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと、かように思っんです。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 先進的なところでは、もう既に相当数行われているということがありますので、研

研究会の中で積極的な取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは4番目、ごみ処理問題についてであります。

ここに今伊勢新聞があります。先般、別所先生と言われる専門家の方をお招きして、住みよい広陵町をつくる会で勉強会をさせていただきました。そういう中で、RDFの欠陥に原因という形で、大々的にこの問題を報じている伊勢新聞が、資料として出されてきたわけなんですけれども、結局、異常発熱問題という形で固形化が不十分だ、あるいはそのための原因で発熱が起こる。これは石灰などの関係も含めて起こるということで、RDFの問題点が指摘されていました。また、RDFをつくる場合に炭化の問題についても、炭化をする場合にいわゆる助燃バーナー、蒸気投こう口からいわゆる乾留ガスを噴出する場合、酸素を送れば燃えてしまうというので、その酸素を遮断するシールがあるらしいんです。そのシールがたびたび問題になって爆発を起こす。こういうようなことも報告されている。しかし、企業秘密がその前にはだかつていて、具体的な内容についてなかなかつかめないのが現状だ、こういうこともおっしゃっていました。

こういう点で質問は、一般論としては機種を選定については検討委員会にゆだねるということをおっしゃっていただいております。その委員については、コンサルタントが決まったので、コンサルタントが決定していただくというようにも聞いておるわけなんです。しかし、現実問題としては、地元地域にはRDFあるいは炭化、こういう内容の提案をされているわけですから、機種選定委員会においても、これが中心になって検討されていく。これは当たり前のことだと思うんです。ところが、こういう形で問題が明確になっている機種の問題、そして議会としても視察へ行ったところについては、ことごとくRDFあるいは炭化については引き取り手の問題が解決しない、明確に言っているんですね。つくって、やっているところの自治体が明確に言っているわけなんです。そういうようなものを、なお固守して広陵町の機種選定の基本に据えて進めていくというのがいいのかどうか、ここが問題だというように思うんです。こういう点について、私は率直にすべての機種に返って、安全で広陵町の地域、地勢、その他に合致した内容の機種選定をまず行うべきではないのか、こういうところについて再度質問をしたいと思います。

それと並行して、私は、煙突のある焼却場というのは非常に忌み嫌われているというのも事実だと思います。過去、このために非常に迷惑をこうむってきた住民が、全国でも多数おられます。ようやく化学的な裏づけを持った排ガス規制などが国においても出発し、今まで以上に安全な対策がとられるようになったというのも最近のことです。こういう点が

ら言うと、なかなか厳しい問題があるわけなんですけれども、私はこういう実情の中でもう一度ごみ、RDFあるいは炭化の問題点を考えると、安定した焼却施設の問題というのは避けて通れない研究の課題だと思います。

もちろん、これも最終的に地元の方も含めて、広陵町民がどう判断するのかということにかかってくるだろうと思いますけれども、こういうようなところでやるためにも、一方ではごみの減量化というのは欠かせないと思うんです。現在、25トン炉が2基稼働しているわけですが、このような状況を再びもっていくという点では、地元も受け入れる余地は少ないと思います。減量化を前提にし、減量化を徹底させる、こういう中で焼却施設を大幅に縮小する、そういうような状況をつくり出すという案も踏まえて、このごみ問題について緊急に取り組む必要があると思うんですけれども、RDF炭化の問題点を持ちながら、なぜこの機種を選定に向かうのか。またもう一つは、減量化を20%以上に徹底してやるというような方策を緊急に立てていくということはできないものかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長 新清掃センター建設室長！

新清掃センター建設室長 先ほど伊勢新聞、議員の方からもコピーをいただきました。この中では、原因が特定できていないというふうになっておりますので、その点はすべてRDFが悪いということではないということを十分ご理解いただきたいと思います。それらの安全性を処理方式検討委員会等の専門家で検証した上で、いろいろな問題点も我々も検証しなければ、機種の決定ができないというふうに考えておりますので、そのあたりは検討委員会だけでなしに、議員の皆様方、それから地域の代表の方にも、そういう専門の先生方と意見交換をしていただく機会を設けた上で、最終的に処理方式の決定をいたしたいというふうに思っております。

それから、ごみの減量化は、当然この施設建設に当たって前提となりますので、この減量化、さきにごみ処理実施計画で示しております減量化計画に沿って、これを実行に移していくということもあわせてやっていく必要がございますので、この中には指定袋制の導入、あるいは有料制、それ以外の減量化計画、これらを複合させた上で、ごみ減量に取り組むということを全町挙げてやっていただくということで、町民すべて、3万2,000人町民皆様方にごみ問題を認識していただくためにも、この実施計画に定めております施策を早急に実施に移していくというふうにしなければならないというふうに思っております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 ごみの減量化の問題で、串本町や古座町、古座川町、3町で、ここでは議員の過半

数が有志の会をつくってごみを減らす運動に取り組んでおられると。非常に先進的な例があるということで、これも勉強しなきゃならないなと思っています。そういう内容をつけ加えて、最後の問題に移りたいと思います。

総合学習の点で聞いておきたい点は、1つは、やはり学力のおくれが非常に心配される中で、この問題が持ち上がってきた。新学習指導要領の中での問題だったというように思います。そういう点で、ベネッセ教育総合研究所の調査、これは2002年——去年の秋、調査した数字ですと、全国14都道府県の小・中学校の管理職、一般教師約8,200人から回答された内容だそうです。そういう中で、昨年度から実施の学習指導要領で登場した総合学習の時間数について、管理職と教師の間での考え方に開きが出てきたということなんです。見てみますと、管理職は小学校では6割、中学校では5割が現状維持すべきだと考えているのに対して、一般教師は、小学校で3割、中学校で2割しかいない。一方、削減した方がよい、なくしてもよいという回答は、一般教師で6割、7割に達しており、一般管理職でも4割前後に及んでいるという数字です。具体的な数字はここにありますが、こういうような内容から言うと、本当に学力の低下を心配しておられる父兄がたくさんおられる中で、非常に指針のない総合学習、これはいい面もたくさんあろうと思います。しかし、まず最初に先生方の余裕時間をつくって、そして基礎学力に重点を置いた学習に取り組む時間を保障していく、こういう内容の取り組みが必要じゃないかというように思うんですけども、そういう点については広陵町の教育委員会としてどのように認識されて、実態を把握されているのか、最後に聞いておきたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 いろいろな議論あることは私もよく承知しております。総合的な学習の時間ができたためにかえって忙しくなったとか、あるいはその基礎基本の学力的な面が低下するとか、いろいろなご心配いただいていることも確かでございます。したがって、私たちといたしましては、まずやはり基礎基本的な学力というものを確実にしっかりと身につけるということを、これを第一にし、そして心豊かな子供の育成ということを大きな柱にしているわけでございます。ただ、総合的な学習の時間の問題につきましては、教科で学んだものをそういう教科書のない、いわゆる体験的な学習も含めてここで本当に、何ていいますか、ただ記憶だけやなしに、記憶したものを総合的な学習の時間でさらに生かす。総合的な学習の時間で学んだ、経験した、調べたことをまた基礎教科といたしますのか、各教科の方へ戻して有機的に活用しながら、いわゆる生きる力を育てていくということで取り組んでおります。以上

です。

議長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3 : 13 休憩)

(P.M. 3 : 33 再開)

議長 休憩を解き再開します。

次に、松野君の発言を許します。

5番議員 では、一般質問をいたします。

一般質問に先立って、先ほどからイラクの問題が多々皆さんの関心を呼んでいるところでございますが、先ほどの寺前議員の発言の中で、公明党の冬柴幹事長の利敵行為という発言でございますが、これは2月16日のNHKの日曜討論での発言でございますから、山田議長もみずからご確認いただいたら結構かと思えます。

このイラク戦争の問題につきましては、本当に町長の方も平和を願っているというご答弁ありましたが、広陵町の大半の住民の皆さんも平和を願って、イラクの戦争してほしくないと願っておられることだと思います。また、戦争が始まれば経済にも大きな打撃を与えます。これは国の問題ではなくして、私たち広陵町一人一人にかかわる重大な問題でございますから、これを国会の問題として片づけてしまうというような、こんな町会議員の立場としては甚だ認識が浅いのではなかろうかというふうに思います。

では、一般質問をいたします。

まず、学校司書の配置についてでございます。

東小学校では、今年度学校司書を配置されまして、本当に教職員の皆さん、そして広陵町の図書館、もちろん学校の生徒にも大変好評です。私も初めてこの東小学校の図書館へ寄せていただきまして、天井も高く、本当にくつろげるような落ちついた、すばらしい図書館だなあというふうに思いました。そしてことしに入りましてからは、東小学校の貸出冊数は驚異的に伸びております。大体1日当たりの貸出冊数が、5月で43.6冊、8月は夏休み控えておりますので、1日に何と338.5冊というすばらしい貸出数でございます。これはわずか生徒数273人なんですね。これはやはり学校司書という立場で、学校の中できちっと座って、そしていつでも図書館来れる子供たちに対応していただいていた。また、朝の職員の打ち合わせの時間を使ってお話をしに学級へ回っていただいた。そういう成果のあらわれでございます。

このようなすばらしい成果を持ちながら、たった1年で配置を終わってしまうというのは、本当にこの教育の現場にとって痛手でございます。子供たちにとって痛手でございます。今、総合教育が言われている中、やられている中、賛否は別といたしましても、この総合教育には実際に図書館の本がどうしても必要なんです。それでこの東小学校でも複数本として、総合教育に使う本を欲しいということで先生から何回か依頼がありまして、司書の方は広陵町図書館に行って複数の展示本借りてきたり、大変努力をしていただいたということでございます。また、広陵町の図書館でも大いに、この東小学校に司書の配置がありまして、協力をされまして書架の本の配置から、また本の修理の仕方まで、本当に詳しく手取り足取り一緒になって頑張ってきていただいたと、このようなすばらしい成果で、この東小学校の先生方、子供さんたち、皆さん、1年間でこの学校司書の方が去られるということについては大変に残念に思っておられるところでございます。どうかこの制度の問題でございますが、別の広陵町独自の制度を使って採用していただいて、この学校司書の配置を引き続きお願いをしたいと思っております。

それから、2番目が紫外線対策なんですけど、私の方もついこの前までは、紫外線なんて大丈夫やな、私たちも小さいとき外で遊んで元気に日焼けをしたらよかったんで、そういうことで何でかなと思ってたんですけども、住民の方から紫外線は大変なんですよということで教えていただきまして、私の方も本を読んだりをして、またビデオを見たりして勉強させていただきました。やっぱり紫外線の危険性というのは、人によって大きな個人差ございますが、大変な健康問題を含んでいるわけでございます。

そういう、近年オゾン層の破壊によりまして、さらに紫外線が強くなってきました中で、全国的にも紫外線の対策が進められております。母子手帳からは、日光浴という文字が削除されてしまいました。影響が大きいのは子供たちでございますから、紫外線対策についての認識を深めていただいて、研修会の開催などの取り組みを、まず手始めとしてしていただきたい、これが第2点目でございます。

3点目でございます。介護保険でございますが、介護保険の策定委員会に私も入っております、介護保険事業計画策定委員会の中の議論の中で、その計画書の中に基本理念、1つは、住民は、介護保険事業の運営に当たっては、人間としての尊厳と人権が守られるとともに、家族及び地域社会の一員として重んじられる。2、住民は、自立した生活を営むことができるよう介護保険サービス、保健・医療・福祉サービス等を総合的かつ一体的に享受する権利を有する。この理念を挿入していただきまして、それも大きく評価した中で賛成をさせ

ていただいたわけでございます。この理念というのは、どうして大切かということでございます。これは、この計画の原点という位置づけでございますから、いろいろな施策を遂行するに当たって、いろいろな問題が出てきたときに当たって、この理念、原点に立ち返っていただきたい、立ち返ることが大変大切だということで、私の方はこの基盤となる理念について重視をしているところでございます。そしてこの立場に立って質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、給食サービス実施について前向きな姿勢を示していただいておりますが、見通しについてどのようにお考えなのか、引き続き質問をさせていただきたいと思っております。また、困難点があれば、具体的にどんな困難点があって、今実現をすることが難しいのかということをお教えいただきたいと思っております。

2番目、法施行後を含む訪問介護利用者負担額軽減措置事業の3%負担での継続についてでございますが、これは2期目につきましては6%という負担に、3%負担が上乗せされるわけでございますから、サービス今でも高いという声が多い中で、一層低所得者の皆さんについてはこのサービス利用料が高くなりまして大変でございます。これにつきましては、それほど多額の予算使わなくても済む問題でございますから、この法施行後を含む訪問介護利用者負担額軽減措置事業、一般会計で今実施していただいておりますこの事業を継続していただきたいと思っております。

3つ目、第2段階の中で、所得が第1段階と同程度の人の減免措置について、これはさきの議案質疑の中でも一定させていただいたところでございますが、奈良県におきましては10市のうち、8市が実現をするということを決めているようでございます。ですから、その議案質疑の中で人数の確定は難しいということをお答えしておりましたけれども、ほかのところではやっていることですから、広陵町でできないはずはございません。これについてやっていただきますように質問をいたします。

4番目、就学前までの医療費の無料化についてでございます。

この乳幼児医療費の無料化につきましては、日本共産党は32年前から乳幼児医療費無料化を国会で繰り返し要求してまいりました。そうして2001年6月参議院会議で、全会一致で採択されたのが少子化対策推進に係る決議の中に、乳幼児医療費の国庫助成等に重点的に取り組むべきだと記されました。また、去年——2002年5月には、日本共産党は無所属議員ら2名の賛同を得まして、国と地方の負担が2分の1ずつで小学校就学前までの乳幼児の医療費を窓口無料化——所得制限なしですが——にするという、乳幼児医療費無料化法

案を国会に提出しているところでございます。こういう中で、広陵町でも10年前になりますが、乳幼児の医療費無料化5歳までという決議を町議会の中で上げております。

今、奈良県におきましては2歳までということで、これは全国的に見ましたら最低レベルの水準になっております。この奈良県の状態は、99年7月と2002年——去年10月の間の変化を見てみると、本当に制度の拡充が全国の流れであることがわかるんですが、奈良県のこの入院・外来とも2歳児までという部分については、99年の調査のときには一般的な平均のところでしたけれども、その後乳幼児医療費無料化が全国的に拡充する中で、この3年間では奈良県が最もおくれた状態になってしまった。こんな状態でございます。そこで質問をいたします。

まず、県に乳幼児医療費無料化を就学前までに拡充するようにぜひ要望をしていただきたいと思っております。

2つ目、当面町といたしまして、就学前まで無料化を拡充していただきますように、その点についてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

それから、5つ目でございます。交通の便利な広陵町ということで、先ほど坂口議員がバス路線廃止に伴う構造改革特区基本方針の研究ということで質問をされたわけですが、これはバス路線の廃止とは全く何ら関係のない内容を質問されております。この坂口議員が先ほど質問された内容につきましては、タクシー等の公共交通機関にかわるような、そういう手段をNPOで実施をしていくという内容のものでございますから、坂口議員がご自分でなさっておられるNPOを大きくなさるに何ら異存はございませんし、頑張っていたらとは思いますが、私の方はこの公共バス路線を充実させていく、守っていくという立場で、正確な立場で質問をしていきたいと思っております。

この奈良交通バス路線の存続につきましても、それからシルバーパスの発行ということにつきましては、先ほどの12月議会の中で議会の多数を得まして決議、意見書等を可決をしているところでございますが、これについていろいろ取り組んでいただいているとは思いますが、先ほどの答弁にもありましたように、高田法隆寺間につきましては半年間の延長が、河合町の補助金を出すという努力の中で実現をしたわけですが、本当にこのバス路線の存続については切実な問題がございます。その点について、その後どのような取り組みをしていただいたのか、お聞きをしたいと思います。

また、シルバーパスの発行でございますが、これにつきましても、署名もたくさん、前にも議会の中で取り上げましたけれども、シルバーパスの要望も大変強く、とりわけ老人会に

入っておられる高齢者の皆さんは大きな期待をされているところでございます。また、先般は若い層の方がシルバーパスをつくってほしいということを要望にわざわざ来られた、こんな状況もございますので、このシルバーパスの発行についてどのように検討し、取り組んでいただいているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また6番目、支援費制度についてでございますが、これはさきの議会でも取り上げまして、答弁の中で住民への説明会については、説明会等も開く、また広報でもお知らせするというこゝで答弁をいただき、広報でも確かにお知らせいただひていますけれども、つい最近、何人かの障害者の皆さんと話をさせていただく機会ございましたが、ほとんどご存じない方多かったです。それはヘルパーさん使っているとか、そういう方ではないんですが、やはり障害者の方ですので、多分ご存じだろうなと思ひて話をしましたら、全然わかっておられなかったという状況でございますので、なお一層このような支援費制度については、障害者の皆さん初め広く周知徹底していただかなければならないと思ひますので、それについての対応をどのように考えていただひているか、お聞きをしたいと思ひます。

また、支援費の申請の実態についてお聞きをしたいと思ひます。

3つ目の、広陵町は社協が事業所として申請手続を急ぎしていただひておりまして、4月には認可されるというふうな見通しだそうでございますが、介護保険と違ひまして、障害者に対する基盤整備、障害者の方を対応できるような、そのような施設などはほとんどないのが実態でございますから、この広陵町では社協が認可していただかなかったら、全然ないというような大変な状況になるという、こんな実態でございます。そしてこの支援費制度につきましても介護保険と同じように、自由にそのサービスを選択できるがうたい文句でございますが、自由に選択できるどころか、全く選択の余地がないというのが今の現状でございますから、基盤整備についても極力努力していただくのが大切でございます。この取り組みについてお聞きをいたします。

まず、1回目の質問終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松野議員のご質問にお答えをします。

1番の学校司書について、そして2番の紫外線対策について、教育長がお答えを申し上げます。

3番目の介護保険事業の当面の課題についてのご質問でございます。

そのうちのまず1番、給食サービス実施についての見通しについてのご質問でございます。

現在、社会福祉協議会の自主事業として、ボランティア及び民生児童委員の方々による調理・配食サービスが実施されており、100件程度の利用をいただいております。あわせて安否確認を行っていただいております。ご質問いただきました給食サービスにつきましては、高齢者の自立した生活を確保するため、今後必要となる事業と十分認識しております。現在の利用者を対象に実態調査及び事業実施市町村の状況等を研究検討してまいります。

次に、2番目の法施行後の訪問介護利用者負担額軽減措置事業の3%負担の継続についてでございます。

低所得者に対する訪問介護に係る利用者負担を当面3%軽減しているものでありますが、国の制度創設時の方針として、平成15年度から6%、平成17年度からは通常の10%と段階的に負担を求めるよう決められており、国に準じて実施したいと考えておりますが、県下の市町村の動向も見据えたいと思っております。

次に、3番目の第2段階の中で、所得が第1段階と同程度の人の減免措置につきましては、保険料負担の公平の観点から現行法の措置で実施してまいりたいと考えております。

次、4番目の質問でございますが、就学前までの医療費の無料化でございます。

乳幼児医療費助成制度につきましては、対象年齢を就学前まで拡大し実施されていることは承知しております。ご質問の件に対する要望につきましては、県町村会、県町村議会議長会を通じ、既に要望をいたしております。

本町としての対応につきましては、県内市町村の動向を見据えながら検討すべき課題と認識しておりますが、直ちに実施することは現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

5番目の交通の便利な広陵町をということで、奈良交通バス路線の存続を願っての質問でございます。

答弁として、14年12月の一般質問でもお答えさせていただいておりますが、高田百済線が15年3月末で、高田法隆寺線については15年9月末で休止見込みとなっております。ご理解いただきたいと存じます。

バス路線の存続については、まず、奈良交通が平成14年5月23日に高田百済線と高田法隆寺線の路線休止の申し入れがあり、町としては6月の議会全員協議会に報告するとともに、県や生活交通対策連絡協議会にも協議をかける中、町議会から奈良交通に対し、廃止該当路線の運行継続を要望していただきました。続いて8月には、町長名をもって路線維持を強く要望いたしております。これら両要望書に対する奈良交通の回答は、まず、広陵町内の

バス路線は6系統あり、町内区域においては、そのすべてが赤字路線であり、経費節減等の経営努力に努めてきたが、依然として輸送人員の減少に歯どめがかからず、今後も好転する兆しが見られないことから、奈良交通として厳しい局面を迎えており、路線廃止の方針は変えがたいとしています。

そして、12月議会におかれましても、議員提案により路線維持と五位堂駅発の路線延長を決議いただいております。これを受け、奈良交通に対し路線維持と延伸策を模索しながら協議を重ねております。奈良交通は、現在赤字である路線の延長は、町単独補助なくしては難しい問題と位置づけています。

一方、昨年11月に奈良県、近畿運輸局、各市町村、県下の公共交通機関等が設立した生活交通維持確保対策研究会を通じて、多様な輸送手段を活用した生活交通の確保策の研究を続けていきたいと考えております。

次に、5番のシルバーパスの発行でございますが、シルバーパスの発行につきましては以前からご意見をいただいておりますが、そのときにも申し上げておりますように、もし発行したとしても、広陵町では実際に発行している自治体に比べ都市化の度合いが少なく、バス路線が完備しておらず便数も少ないため、バスを利用できる人が限定され、結局は一部の人の利益になり、対象者間で不公平が生じることとなります。ちなみに、平成10年12月から5カ月間試走させていただきました広陵町コミュニティバスでは、1日に8系統、31便を走らせて、高齢者、障害者の利用は1日平均わずか13人の利用という結果になっています。

このように、広陵町という地域性、従来の事例、発行に伴う財政負担などを考えますと、シルバーパスの実施は困難と存じます。

支援費制度でございます。

ご質問の支援費制度につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、いよいよ4月1日からスタートするわけですが、本町におきましては昨年8月から毎月広報を通じ制度の普及を行ってまいりました。さらには、申請受け付け開始に先立ち、昨年10月障害者手帳等所持者に制度周知のためのパンフレット等を送付しました。また本年1月には、地域社会において常に住民の立場に立って相談・支援活動を進めていただいております民生児童委員の方にも説明し周知を行っているところであります。今後も継続的に広報を通して啓発を行う予定です。

次に、2番目の支援費制度の申請者でございますが、2月28日現在51件となっております。

ます。

続きまして、3番目のサービス基盤整備の取り組みであります。現在県において指定のための受け付けがされております。本町においても、社会福祉協議会の事業所・青い鳥が指定の申請をされており、今後は町内の介護事業所に指定の協力の要請を行いたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！お願いします。

教 育 長 松野議員の学校司書の配置をとというご質問にお答え申し上げます。

現在、東小学校の図書館に配置しておりますのは、このたび改築により拡充されました学校図書館の図書の整理と読書指導のお手伝いをさせていただくため、国の緊急地域雇用創出事業を受けた学校支援スタッフとしてお願いをしているものでございます。そしてこの1年間で、新しい図書館施設と蔵書図書を生かすべく努力をしていただきました。

今後の各学校図書館の運営及び児童・生徒の指導につきましては、学校司書教諭の発令により、司書教諭を中心として取り組むこととし、あわせてボランティアの方々にも支援を求め、地域の力とともに学校図書館の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、町立図書館との連携や支援体制につきましても考慮してまいりたいと存じております。

次に、紫外線対策をとというご質問にお答え申し上げます。

学校での学習やクラブ活動において、輝く太陽のもとで伸び伸びと過ごさせることは健康的ですばらしいことではありますが、近年、有害紫外線を浴びることにより健康への影響が懸念されることも認識しております。しかし、紫外線に過敏になる余り、屋外に出ることに対し、いたずらに恐怖感を持たせることは、正常な学習活動や屋外での活動に支障を来すことになりかねません。そこで、学校現場におきましては紫外線対策だけでなく、気温が高い時期での熱中症の予防など、児童・生徒の健康管理全般について注意しながら、屋外にいる時間や日光を浴びる時間に十分配慮するよう努めております。また、学校における紫外線そのものに対する対策につきましては、現在のところ、文部科学省初め関係機関などから特段の指示がありませんが、今後も関心を持ち、十分注意を払ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 まず、学校司書の問題なんですけれども、教育長の方でも、この東小学校で1年間頑張っていたいただいた学校司書の方が、本当にいい仕事をしていただいたという認識お持ちだ

と思うんですけれども、その点についてどのような認識をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

それから、町立図書館との連携も考慮ということですが、町立図書館もやっぱり学校司書の方がおられるから安心してサービスを提供できるということなんですね。というのは、先生だったら大変お忙しいですから、たくさん本を貸し出ししたら先生の負担になりますので、だから遠慮がちになってしまうわけです。しかし、専任の学校司書の方がおられるから安心して要望にこたえて、要求があるだけ本をお貸しされました。そして、本当に傷んで汚い本は、子供たちは避けてしまうので、予算がない中で本を有効に活用していこうということで、司書の方が、わざわざ広陵町の図書館の司書の人に教えてもらって本を装丁し直して、そして有効にこれも活用されているわけですね。これを司書教諭の方がたとえ担当していただいても、教師とやっぱり図書館との兼務というのは大変限度がある。というのは、はっきりと図書館の方も認識されているのではないのでしょうか。とりわけ、そういうきめ細いところまで手が届かないし、授業中でも体育に参加できない子供たちが図書館でちょっと休憩といますか休まれたり、それからテストが早く終わった子供は、じゃ図書館へ行っておきなさいということで図書館で休憩したりして、そういうちょっとした時間にも図書館が大いに役立って、そして本当にこんなにも読書意欲が、まず何よりも読書意欲が非常に大きくふえたということは、校長先生も認めておられました。大変残念に思っておられました。

ですから、こういうせつかくの実績を持ちながら、今こそ学校図書館が必要な時期にこういう形で、もう補助金出ないからというだけでやめてしまうのは余りにも残念だし、一貫した教育方針がないというふう思うわけですが、この点についてどのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、この学校支援スタッフで、この学校司書1人分で年間幾らかかっているのか、お聞きをしておきます。

議 長 教育長！

教育長 今回お入りいただきました支援スタッフの東小学校に入っていただきましたご努力等に対しましては感謝し、一定の成果も上げていただいたことを認識しております。しかし、この制度は、最初から1年であるということは周知のとおりでございます。このスタッフの方のノウハウを学校の先生方も十分学んでくれたことと思います。それを生かして、今度はその図書館司書教諭が、さらに自校の図書館指導、読書指導に生かしていただくものと期待しているところでございます。

また、町立図書館におきましては、学校図書館の蔵書の充実を図るため、団体貸出制度を用意するとともに、総合的な学習の時間に必要な資料等につきましても、学校の要請に応じて便宜を図ること、あるいは調べ学習や町立図書館を利用する場合には児童・生徒の指導を行うように、そういう協力と支援体制を整えていきたいと、このように考えているところでございます。そういうことによって、町立図書館にも東校区の方々が足を運んでいただけるということもふえるだろうと。また、親しみを持っていただくことも高くなるだろうという期待もしております。

学校というのは、ご承知のように、いわゆる知・徳・体ということの調和のとれた育成をしていかなければならないところでございます。したがいまして、図書館教育の、あるいは読書教育の重要性は十分認識しながらも、その他の分野につきましても、やはり力を入れていかなければならないと、これは当然なことだと思っております。そういうことで、この1年間の成果を、ノウハウを教職員が学んでくれたと、これを独自の力で学校で各先生方が生かしていただく。学校図書館司書教諭を中心にして生かしていただくということに期待しております。以上です。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 この者に対する年間の費用と申しますのは、6時間、5日、35週、131万2,500円でございます。年間131万2,500円でございます。

以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 では、なかなかかみ合いませんが、簡単にします。

やはり司書教諭というのは、専任で図書館につくわけじゃないですよ、授業等持ちながらですよ。何時間持つことになるのか、教えていただきたいと思えます。

そして一番大きな違いは、やはり図書館に常駐しているということなんですね。休み時間も授業中でも行けば必ず司書の方がおられて、いろんな質問に答えてくれる。また、図書館が利用できるということが一番大切なことです。ですから、司書教諭を配置していただいても、学校司書のかわりはできないということは明言申し上げます。ですから、ぜひ引き続き、この学校図書、総合学習が導入される中で、ますます重要になってきている学校図書館についての学校司書の配置について、今後も引き続き検討いただくことをお願いしておきたいと思えます。

それと、この総合学習が実施されたことを踏まえまして、去年から蔵書計画がふえている

わけなんですけれども、それに対してはどのように広陵町対応していただいたのか、去年。今年についてはどうなのか、お聞きをしておきたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 松野議員がおっしゃりますように、授業を持ちながらの図書館司書教諭でございます。これは国の制度上こういうような形になっておりますので、私がもう持たなくてもいいと言うわけにもいきませんので、しかし時間数の多い少ないにつきましては、各学校の実態によりまして軽減していくと。幾らかはやはり軽減する必要があるのではないだろうかというように考えております。それは他の先生方がお互いに協力しながら他の時間を担当していただくことになるだろうというように思っております。

それから、予算につきましては局長の方から申し上げます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 予算的な面でご答弁申し上げます。

現在東小学校では、13年度末で蔵書数は4,061冊という形になってございます。もちろん学校の図書館標準を達成しているというふうな状況の中では、蔵書冊数は若干まだ余裕はあるわけでございますけれども、いわゆる新設校といった観点で14年度は特別に予算措置も受けております。当然、学校図書館の購入につきましての地方交付税といたしましての図書整備費も、国ではつけていただいております。ちなみに、小学校1クラスは3万円、中学校は1クラス5万円の計上をさせていただいて、本議会にも上程させていただいております。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 紫外線対策の方なんですけれども、いろんな学校の中での事件ありましたら本当にすぐにニュースに流れて、文部科学省初め学校の方がすぐ対応して、機敏な対策をとっていただくところなんですけれども、このような目にあらわれた、急激な形であらわれないという健康の問題については、反応が鈍いのかなというふうに思っています。まだまだこの問題については研究の余地があるだろうとは思いますが、日本の人口に対する日光かくか症の発症率を兵庫県の加西市、日本の中間ぐらいのところですから、そこから推定すると、少なく見積もっても全国で年間15万人近くの患者が新たに発生することになるということだそうです。つまり年間15万人もの皮膚がん予備軍がいるということになりまして、そのうち1%が皮膚がんになると仮定しましたら、全国で毎年1,500人が皮膚がんになり——今

後ですよ、今すぐじゃないですけども——なっていくのではなかろうかという、このような専門家の方の指摘がございます。

こういう状態でございますし、そしてこのような日光を浴びるというのは生活の習慣の中の問題でもございますので、やはり、じゃその被害をしっかりと勉強していただいて、私も本当に直前まではそんなこと思ってなかったですから、大部分の皆さんが紫外線なんて、そんなと思われるのは当然かと思うんですけども、ぜひ一度、教育長初め学校関係者の皆さん勉強していただいて、そうすれば、やはり研修会をしなきゃいけないなということにもつながってこようかと思えます。

そして、この対策につきましては、そんなに大げさな対策は全く要らないわけなんですね。お手元の方にも資料をお渡しさせていただいておりますけれども、紫外線対策で学校・園でできることということで、先生方の紫外線研修会を行うとか、習慣病みたいな形ですから、そういうことを踏まえて紫外線教育を行う。また、垂れつき帽子って、この帽子にハンカチみたいなをつける、こんな家でやってももらえますから、お金全然かかりませんわね。こんな対策をするだとか、また体育に日差しのきつい日なんかはテントをちょっと1つだけ用意して、そこで体育の説明を受けて、ゲームは外ですとか、またプールするときでもそうですけども、そういうような形で大層な対策は要らないわけです。ですから、こういうような形では、全国的には大層な形でプールに屋根をつくったり、大がかりな、そんなところもありますけれども、そこまでは言うておりませんので、奈良県の中でも生駒市とか幾つかのところで研修会開いたり、垂れの帽子をつくったりとか、いろいろ実施されている状況でございますから、ぜひ早急に勉強していただいて対策をとっていただくように、これは要望にとどめておきます。

3番目に入ります。介護保険の問題なんですけれども、これにつきましては、給食サービスにつきましていろいろと研究していただいているのを理解しておりますので、どこが困難な問題点としてあるのか教えておいていただきたいと思えます。いろいろお互いに知恵を出し合って、いい形で給食が実施できればいいなというふうに思えますので、今の差し当たったの困難点あれば教えていただきたいと思えます。

それから、この2番目の減免の継続なんですけれども、国の方策で決められているからということだけで片づけてしまうのは大変な問題。というのは、先ほど言いましたように、やはり人間の人権としてこういう介護保険サービスがあるんですよという原点に立ち返っていただきましたならば、人権を尊重するということは、それぞれの個々の皆さんの要望・選択

を自己決定していただくとか、自己決定したけど高いのでサービスを受けられないと、こういうことをなくしていくことなんです。これはできない場合もありますが、できるように最大限の努力をするということが人権を大切にしていける立場でございます。ですから、国の方の方策はともかく、奈良県でも8市がやるということになっているんですから、広陵町の方でも誠実に検討していただきたいと思います。私が試算いたしましたところ、御所市の例を参考に試算いたしました、大変大ざっぱでございますが、500万前後あったら十分できるだろうというふうに思います。これはまだ具体的な試算は、人数わかりませんのでできませんが、大まかなめどです。それについて再度ご答弁をお願いします。あっ、500万は違う。2番目のところの予算の方は、大体去年の予算から見ましても250万ぐらいあればできるんじゃないかと思いますが、その金額について確認をしておきたいと思います。

そして、第3番目についても同じ形で、8市の方でやっておりますので、できないはずはないし、基本理念から見まして、再度どうなのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部次長！

健康福祉部次長 まず、給食サービスでございます。議員さんも申されましたように、給食サービスにつきましては介護保険事業計画等の策定委員会におきまして、前向きに研究検討をさせていただきますということを申し上げております。まず、実態調査をさせていただきたいというのは、現在給食サービスを行っていただいております民生児童委員さんにご協力を得て、本年度に行きたいと。調査の内容はやはり利用者、今までは無料でございました。しかし、利用負担300円ないし400円がかかりますよと、そういうことで利用されますかということ。それと配食の回数にもございます。朝、昼、夜とか、こういうぐあいの希望というようなものを確認をさせていただきたい。それから配食の種類、和食、洋食、中華とかいろいろありますけども、主としてどういうものがあるのか、いろいろなものを調査させていただきたいと思っております。また、町といたしましては対象者の選定基準、高齢者の単独世帯を対象にするのか、高齢者世帯を対象にするのか、昼間の独居世帯も対象にするのか、または非課税、年齢をどうするかということも考えてみたいと。それと、まずは委託の業者の問題でございます。民間業者とするのか、ボランティア団体、またはNPOの法人とかいろいろございます。そういうことにつきましても、実施されている市町村の状況も研究して、実施に向けて研究検討をやらせていただきたいという考えでおります。

それから、2番目の低所得者のホームヘルプサービスの利用額の減免についてでございます。

法施行前につきましては国の補助制度でございました。今後は新たに発生するものではないと。対象者も減少していくというふうに思っております。ただ、法施行後につきましては、これは奈良県の町村会で、奈良県全域で国の基準に合わせて行いますというふうなことで実施されたものでございます。現在、町村会からの状況もまだ把握しておりませんが、町村会の意向で奈良県の町村のあわせて実施をしたいと、このように思っておるわけでございます。どういうふうになるかは今のところまだわかっておりませんが、町村会の意向に沿って行いたいと、このように思っております。

それから、3番目の問題でございます。現行の保険料につきましては低所得者の負担軽減というのが図られております。保険料につきましても、1段階でありましたら基準額を0.5倍というふうなこと、2段階が0.25倍とか、4段階が1.25倍、5段階が1.5倍と、高所得者に負担の増を求めているわけでございます。また、低所得者には利用者の負担の軽減というも行っております。高額介護サービス費とか施設入所者に対する食事の負担の軽減、それから訪問介護の利用者の負担の軽減というものも行っておるわけでございます。さらに減免ということでございます。奈良県には、県市町村介護保険制度推進協議会と、こういうものが設けられております。私はこういう低所得者の対策につきましては、やはり基本的にはこういう場でいろいろ議論させていただくのがいいんじゃないかと思っております。こういうことにつきまして申し入れを行いたいと、で、必要があれば国の方に県の方から要請をしていただくというふうなことを思っております。

また、今生活保護というふうなことでおっしゃっておったわけでございます。生活保護の今の基準を見ますと、広陵町は3級の1ということで、70歳以上の方の1人世帯で生活保護の基準が一月7万8,390円、ですから12カ月にしますと94万680円ということで、非常に金額があるということで認識をさせていただきました。国民年金の年金をもらっておられる方でも84万ほどでございますので、ほとんどがこの対象になるのかなというふうなことで驚いておるわけでございます。

それと、まず2号被保険者の中で60歳から65歳未満の方も、一応会社を退職されて新たにお勤めをなされる方はいいんですけども、現在の社会経済状況の中で高齢者の方がお勤めするというのは非常に難しいと。こういう方につきましてもやはり生活の中で、苦しい中で保険料を払っていかねばならないというふうなことで、この辺についてもやはり研究はしなければならないというふうに思っております。本年度の住民税の課税状況のデータで被保険者の収入額調査を、分析も実施したいと。第3期の事業計画の資料として考えてみた

いというふうな思いを持っておりますので、申し上げます。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 この減免制度については大変大事な問題ですが、なかなかかみ合わないの、引き続き議論を今後していきたいというふうに思います。

それから、4番目の医療費無料化の点なんですけれども、これについては大体先ほどの答弁で県の町村会の方、議長会を通じて要望しているというご説明なんですけれども、確かに町村会の方ですか、の中に乳幼児医療費の無料化について制度化してほしいということをお願いしているんです。これは国に対してですね。しかし、奈良県に対する要望書の中を見せていただきますと、少子化対策の推進についてということで、子供が健やかに育っていける対策を総合的、計画的、緊急に推進されたいとはなっていますが、乳幼児医療費の無料化について言及されていないんです。ですから、奈良県については具体的に全国で一番おくれをとっているような実態を踏まえて、乳幼児医療費の無料化を推進してほしいという要望を出していただきたいんです。これは別に単独でもお願いしていただけることですので、ぜひ町長の名前で県の方に要望していただきたいんですが、再度お聞きをしたいと思います。

それから、これを実施するに当たりまして、大体概算しましたら4,000万円程度かなというふうに思うんですが、それでいいのかどうか、ひとつ確認をしたいと思います。

それで4,000万円ぐらいかかるんですけれども、制度が県、国の方で実施されていけば、負担も大幅に軽減されていくわけですから、とりあえず当面4,000万の財源をつかって、子供たちの乳幼児医療費無料化、奈良県の中でも市町村レベルでは7市町村ほどが引き上げた形で就学前までだとか3歳児までとか、いろいろな形で県のレベルよりも充実をしているところなんです。広陵町単独でもしていただきたいと思うんですが、再度お聞きをいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 先ほど町単独でということで、金額の一応確認をしていただいております。こちらの方では一応試算いたしますと、人数的に若干ちょっと食い違いがあるんかと思うんですけども、金額にいたしますと4,134万円、おっしゃってます4,000万、大体その線でございます。（5番議員「ほな町長の方から、県の方に要望していただけるかということをお答えください。」）

議 長 町長！

町 長 町村会の要望につきましては、各町村が持ち寄って取りまとめながら、これは大事

なものだというのは、取捨選択をしながら要望されているのが実態でございます。要望いたしておりますという事項は違ったようでございますが、一度確認をして所要の措置を講じていきたいと思っています。

議 長 5 番議員！

5 番議員 時間がないので、次、バスに移りたいと思います。

バスの方の問題なんですけれども、このバスの方も町村会の方といたしましては国の方に、生活交通バス路線の維持対策ということで、町村が行う措置のコミュニティバスとか財源措置についてもやってほしいとか、バス路線守っていくという方向での要望を出していただいているところなんですけれども、やはり赤字ということで全部、どんどん広陵町からバス路線が撤退されますと、本当に毎日の生活が大変困難な状態になってしまいます。そういう中で研究会を通じてということだったんですが、これは広陵町独自で、住民も含めて広範囲な、やはりこの交通問題について研究会なり勉強会なり開いていただいて、地域性が各自治体によって違いますので、大枠のところ、ほかで決まったから広陵町に当てはまるということになりませんので、ぜひそういう協議会なりを開いていただきたいんですが、それについてご質問をいたします。

それからあと、シルバーパスについてなんですけれども、これもそこでの話ということもまた出てくるかもしれませんが、バスの利用が限定されるということじゃなくてバスカード、斑鳩でしたらバスカードは5,700円分、実際は5,000円で済むわけなんですけれども、それを1年間1枚限りで欲しい人に発行していて、大体利用者半分、50%だそうです。ですから、そういう形であれば途中から、高田からこっちへ途中まで帰ってくるとか、いろんな形で活用できるわけです。平群ではバスがいいのか近鉄がいいのか選択の余地を残しておられるそうなんですけれども、いろいろ工夫していただいて、やはりシルバーパスにつきましては利用促進という意味で、赤字だけど、とにかく頑張るといわけにはやっぱり民間企業いきませんので、いろんな広陵町としても努力をする必要がありますので、これは町民にとっても、また広陵町にとっても、元気なまちづくりの一環としても有効でございますから、これもそういう形であれば斑鳩を参考にさせていただいて5,700円の券を出すということにすれば、大体広陵町で800万ぐらいで実施できます。ですから、ぜひちょっと再度、何でもちゃんと財源もつくらなあかんから計算しているんですが、そういうことでできますので、再度検討していただきたい。どういう場所でどのように検討していただけるのか、ご質問いたします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 路線バスの継続については、先ほど町長がご答弁申し上げましたように、議会の方でも12月に議決をいただいて、その後申し入れをしてるわけですが、事務者段階で、本年度に入りまして話し合いをしておる内容を報告をしていきたいと思えます。バス会社のエヌシーですが、高田百済線ですね、このエヌシーバスの社長がおいでになりまして、エヌシーバス会社としては、全廃が目的ではないということはおっしゃっているわけです。目的ではないけども、毎年この赤字を抱えて経営はできないんだと。その経営の赤字分を町単独で補助していただけるんなら走らせますよと、これは当たり前の話ですね、それだけできるのであれば。そうじゃなく何かの提案があるかということで、町有のマイクロバスで、マイクロバスのあき時間を利用して路線を走らせるという検討もまあできるという、我々との話し合いの中でこれを協議しようということで、今現在進んでいるわけですが、これとてやはり予算が伴うこととなりますので、この辺についてもいわゆる乗車人員が問題になると。今乗車密度が0.9人だという状況の中で、この路線を継続していくことが果たしていいものかどうか、その辺難しい問題がありますので、交通を確保する住民の方々の利便性を求めるということに対しては、意見としてはよくわかりますし、それは必要なことだということは認識しておりますが、やはり税金を使ってバスを走らせるということに対しての、もうちょっと慎重な協議が必要だということだと思っておりますので、この辺についても十分内部で協議をしてみたいと、かように思います。

議 長 5番議員！

5番議員 今お答えいただかなかったんですが、住民を含めた形で協議会なり勉強会なりしていただけるのかどうかということなんですが、やはり住民のニーズをつかむということが、利用には一番の大事な原点になるわけです。ですから、いろいろと役場の事務レベルで知恵を絞っていただいていると思うんですけども、それでは残念ながら片手落ちといいますか、十分な対応ができないというふうに思いますので、ぜひ住民を含めた形での協議会をつくってほしいと思いますが、再度これについてお聞きをしたいと思えます。

私の方も2月に奈良交通の方に行きまして、いろいろと要望してきまして、広陵町議会とこの議会の様子をお話しさせていただきました、シルバーパスなどの発行などを大きく期待をしていただいているような状況でございました。で、一方的な話、私の方もしておりませんので、そういう中で、本当にこの広陵町どうしたら交通の便がよくなるのか、鉄道がほとんど期待できてない、町内にないという状況ですので、協議会をつくっていただけるかどうか

か、まずそれだけお聞きをしたいと思います。

それから、答弁の後時間がなくなってしまうといけませんので、今ちょっとまとめて言わせていただきますが、今1番から6番まで、6番ちょっと残念ながら再質問できませんでしたが、6番まで全部実施していただいても6,000万もあつたら十分できます。これはね、でもね、ええ。1,200万は特別職と議員の報酬1割カットで1,200万、それから同和関係の予算で600万円、そしてあと入札を適切にさせていただく中で、118億の言うたら向こうの清掃センターの問題もごさいますので、適切ないろんな対応していただく中で、十分に生み出せる金額でございまして、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

最後に、1回だけ協議会についてお聞きします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 結論的には、改めて町民を交えての協議会をつくる意思はございません。ただ、議員さんというのは町民の方々のご意見を代表してお伺いできるということでありまして、全員協議会等にその状況等を報告させてもらって、議員さんの意見を十分吸収していきたいと、かように考えます。

以上です。（5番議員「バスでとめて、1分だけある。」）

議 長 以上で松野君の一般質問は終了……（5番議員「まだまだ、ブザー鳴っておりませんので。」）いたしました。（5番議員「えっとあのう、言うたらね、住民の声聞かないとって……。」）質問は終わりました。（5番議員「50人会議とか、そういう形でいろいろ努力してきていただいて、今までの町長の姿勢とは、今の答弁、相反しますので、再度見直していただきますようお願いをしたいと思います。」）

はい、要望です。終わりです。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により、午前6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は、午後6時まで延長することに決定いたしました。

次に、片岡君の発言を許します。

3番議員 それでは、一番最後の一般質問させていただきます。

一般質問通告書に従いまして、第1回目の質問は読み上げさせていただきます。第1回

目の質問といたします。

健保本人3割患者負担の凍結についてということでございます。

長期不況のもとで町民の皆さんの暮らしは厳しさを増し、将来不安も非常に高まっています。こうした中で、昨年10月には高齢者の医療費の自己負担増が実施されまして、治療の中断や、また薬を減らすなど、命と健康にかかわる深刻な事例が相次いでおります。この上、健康保険の3割自己負担が実施されましたら、働き盛りの方々の健康が脅かされるだけでなく、重症患者の皆さんの増加により医療費の増大を招くことは必至でございます。広陵町として、国に健康保険の医療費の3割自己負担の実施を凍結するよう要望していただく、その用意はあるかということをお聞きしております。

2番目でございます。30人学級の実施でゆとりのある教育の実現をということでございます。

子供たちを取り巻く環境の変化というのは、子供たちの性格や行動の変化となってあらわれることも多くございますが、授業中もじっとしてられない、集中できないという子供さんがふえています。また、丸暗記をする学習では、勉強する楽しさ、知る喜びも得ることはできず、先生が目が一人一人に行き届き、子供の個性を大切にす授業を進めるためにも、30人学級がどうしても必要だということでございます。ぜひ実現をしていただきたい、このように思っております。

第3番目でございます。町施設を利用しやすく、人に優しいまちづくりの一環として実施されましたサービスカウンターは多くの方々が利用されており、喜ばれておるわけですが、町の施設の利用の手続もともにできるようにしてほしいとの声も多くございます。町内のミニ体育館や、また公園管理棟の利用は、予約、申し込み手続、またかぎの受け取り・返却と、その都度往復するということになりまして、車などの手段がある方にはまだいいわけですが、ない方には非常に大変です。サービスカウンターで手軽に手続ができるように改善をしていただきたい。これが3点目でございます。

4点目としまして、計画段階から住民参加のまちづくりをということで、本年度予算には都市計画マスタープランの委託料が計上されておりますが、住民の皆さんの声はどのように反映されているのか。また、その皆さんの声を計画段階から参加できるように公募すべきであるというふうに思いますが、その予定はどのようにとっておられるのか、このことについてお聞きしたいと思っております。

以上、第1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。 町長！

町 長 ただいま片岡議員から要約の取りまとめたご質問でございました。

健保本人3割患者負担の凍結についてでございますが、答弁は、ご質問の健保本人3割患者負担の凍結することにつきましては、現在国会において議論されているところであります。本町といたしましても、その動向に注視しているのが現状でございます。

30人学級は、教育長がお答えを申し上げます。

3番目の町施設を利用しやすくという内容でございます。

去年の5月に町内施設5カ所で設置させていただきましたサービスカウンターは、その後郵便局1カ所を加えましたが、今年3日にも新たに2カ所の郵便局で開設し、合計8カ所になりました。ご意見のありましたサービスカウンターにおける各施設の予約申し込み及びかぎの引き渡し・返却の手續につきましては、今のところ、次の点で難しい面が見られます。

その1つ、施設の利用決定が申し込み順であるため、申し込みについては順番の後先のトラブルを避けるため、電話での申し込み受け付けはしないで、直接申込用紙に記載していただいて受け付けをしているところであり、1カ所で集中管理することが適切であると考えております。

2番目のミニ体育館などで、現在は施設貸出申込者へかぎを貸し出す方法をとっていますが、かぎの返却がおくれたり、使用後の清掃管理などで問題が生じているため、今後において現方式の見直しの必要性があると考えます。

3つ目の公的施設では、管理条例・規則による利用申込者の申請に基づき、所属長が内容を審査して許可することになってはいますが、利用者によっては使用料を徴収する必要があるため、問題が生じるおそれがあります。

以上3点でございます。なお、このほかに郵便局におけるサービスカウンターについては、実施の可否について町と郵便局との双方で協議することになり、実施できる場合は郵便局との委託契約の締結が必要で、実施した後は、取扱件数に応じて手数料を町から郵便局へ支払うことになってはいます。

施政方針でも申し上げましたように、今国会では、自宅からでも各種の申し込みや申請ができるような電子申請の検討がなされており、本町でも、それに備えた各種手続の見直しの検討を行っております。

最後の計画段階から住民参加のまちづくりをということでございますが、答弁は、都市計画マスタープランは町の基本計画の一つであり、土地利用に関する最重要計画です。民意の

反映は最優先の要件と考えています。また、広く意見を求め、将来への夢を、希望を実現できるプランづくり、あるいは心地よい住環境、憩える空閑地、利便性の高い商業地域、集積した工業地及びこれらをスムーズに移動できる道路網の整備など、多面的、多角的に検討を行っています。

民意の反映として、計画段階において実施しました総合計画づくりの成人の方々のご意見に加えて、本町の有識者が参加される都市計画審議会における議論、検討及び協議を十分に行っていきます。さらに、町内のすべての中学2年生の皆さんにご協力をいただき、町への思いや要望、将来像について調査させていただき、この結果をプランに生かしたいと考えています。また、平成15年度で予定をしております公聴会や研究会などにおいては、主婦層、シルバー層、若年層など多くの方々のご意見を伺い、あらゆる階層での活発な議論をいただけるのではないかと期待しております。そうした多くのご意見を参考にしながら、元気で優しいまちづくりのためのマスタープランづくりを考えております。以上のとおりでございます。

議 長 3番議員！（3番議員「教育長のまだ、答弁まだ。」）あ、済みません。 教育長！

教 育 長 片岡議員の質問事項、30人学級の実現についてというご質問にお答えいたします。

学級定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、小・中学校とも40人を標準としている旨定められており、県の基準も同様に定められております。学級編制につきましては、あらかじめ県に協議を行い同意を得なければならないこととなっており、現状においては、県が定める基準による学級編制を遵守する考えでございます。

本町の平成15年度学級編制の予定を申し上げますと、小学校におきましては5校で延べ76学級のうち、1学級当たりの児童数が30人以下となるのは33学級、31人から35人となるのは32学級、36人以上となるのは11学級となっております。一方、中学校におきましては2校で延べ31学級のうち、1学級当たりの生徒数が31人から35人となるのは10学級でございます。36人以上となるのは21学級となっております。また、教職員の配置につきましては、現在本町では県の基準に加え、各校に1名ずつの少人数授業編制のための加配を受けており、来年度もさらなる加配を求めて、きめの細かい指導が可能にしたいと考えております。

国の学級編制の標準はありますが、今後とも教職員の加配増とあわせ、30人学級実現に

向けての要望を引き続き行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 どうも失礼いたしました。

まず、第1番目の1件目の2回目の質問をさせていただきます。

今、国会の審議中だということで答弁を避けられたわけですが、確かに衆議院の方ではこの予算が通過いたしまして、現在参議院の方でされているわけです。この3割の負担凍結につきましては、お医者さんの方の団体であります日本医師会とか歯科医師会、また看護協会、薬剤師会など、4つの団体も非常に凍結について頑張っておられる。また、いろいろな運動をされているところがございます。この結果、長野、北海道、埼玉、京都、鳥取、宮城、三重、鹿児島、徳島などでは、県議会として3割の凍結の意見書決議を上げておられるという実情が出てきております。この中では、共産党だけではなく保守系の一部の議員さんも、やはりこういう実情に対して非常な危機感を持たれて凍結に頑張っておられた。なぜか公明党さんはやはり今まで厚生の方の……。

議 長 当たり前や、与党じゃないか。

3番議員 今まで福祉の党ということでやっておられたにもかかわらず、今回は非常にそれを抑えるために努力されたようですけれども、これだけ多くの県の方では。

議 長 おれが答えようか。

3番議員 やっておられるということでございますので、町の方としましてもぜひとも県に対して、また国に対しても、そういう要望としては上げていただきたいと思っております。

また、日本医師会で1月21日に、これ記者会見をされたわけですが、第2次レセプト調査の去年の10月と11月の健診分の累計結果が発表されました。この結果によりますと、医療機関の1万392件分のうち、総点数が昨年同期で比べますと5.69%減、総件数に対しましては3.07%減、総日数については5.82%減となっている。これは老人医療費が窓口の定額負担が廃止されて1割負担になってきたことに対しましての減につながったものでございます。これに診療所の入院外における結果を主な診療科目で見ますと、外科で前年度対比では13.98%、整形外科では12.2%、内科でも11.3%という減になっています。また、老人に対しましては、入院外への影響は従来外総診を届け出ている診療所では、老人1件当たりの点数が対前年同比で23.39%減、1日当たりの点数でも19.49%減となっている。このように大変な抑制と申しますか、医者にかかることを非常に控えられたという結果が出ています。

また、保険に対しましては、前の1997年に保険本人の医療費が、窓口が1割から2割に引き上げられたわけですが、そのときにも12%からの抑制が出て、非常に大変な状態があらわれてきたと。これはやはり一番働き盛りの人たちが医者にかかれぬ、そして医者にかかれぬことによって病気が悪化してしまう。で、ぎりぎりまで我慢してきた中で診察を受けられると、実際に反対に医者代が多くかかってしまう。このような悪循環が生まれてくる。こういうことでございます。

また、医師会の方では、今回の負担というのは、3割負担というのは本当に根拠がないんだということでは言われているわけですが、今この医療費の抑制がされた、また10月から高齢者の負担がふえたということで、またそれに対しましての医療費に支払われる診療報酬が2.7%引き下げられて、社会保障の健保の方に対しましての今までの赤字分というのがなくなってきた。これは今までのボーナス分からのカットというのがまたふえてきたという、健保本人のそちらの保険料の増加もあるわけですが、それとあわせて健保自身の赤字ということがなくなってきたことに対して、やはりこういう3割負担をさせていくような理由はなくなってきたのではないかと、こういうふうにも言われているところでございますので、ぜひとも町としましても強力に県なり、また国の方にも働きかけをしていただきたいと思いますが、これはどのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それではお答えいたします。

現在、町長が答弁いたしましたように、国会においていろんな議論がなされている最中でございます。そういった中でこの3割負担を凍結したならば、政管健保は2003年度におきましては破綻を来すと、こういう新聞報道も出ている中でございます。そういうことから、この国民健康保険の破壊の危機に至っているというのが現状だと思います。しかし、これを、3割負担を見送れば、保険料のさらなる引き上げが今後必要になってこようかと、このようにも考えられるわけでございます。そういう意味からおきまして、今現在いろんな議論されている中で、本町といたしましても、実施の凍結要望書の提出する用意はいたしておりません。

議 長 3番議員！

3番議員 いつごろの時点の資料をごらんになっておっしゃったのかというのはわからないわけですが、先ほど申しあげましたように、まず新しく保険の方のボーナス分が加算されたわけですね、今までよりもアップされたわけですが、皆さんが引かれる金額というのが。

それとともに、高齢者の負担増による受診減となった流れの中で、3割負担というのは必要でなくなってきたということに対しまして、診療報酬に対しましては前年度比4%以上のマイナスとなっていると。その支出減と保険料のアップ分で、保険財政は改善しているということを言われているわけです。これは一番最新の資料だというふうに思います。これは日本医師会、日本薬剤師会などがきちっと試算をして出しているところがございますので、もう一度お調べ願いたいというふうに思います。

こういう試算があるわけですが、町長としてはどのようにお考えなのか、もう一度お願いをいたします。

議 長 最近のマスコミの論調から言うたってくれ。 町長！

町 長 お答えを申し上げたいと思います。

国においては、知恵を出し、やりくりをして、それでもできないときは、なお高度な政治判断をなさっている様々な政策を実行されるわけでございまして、3割負担も非常な負担になるわけでございますが、こうしたいろいろな検討なさってのあげくの果ての改革でございます。私たちの選んだ国会議員や関係機関の人たちがお知恵をいただいてこうお決めをいただいた、またお決めをいただくように今説得を続けておられるわけでございますので、私どもは皆さんに感謝を申し上げる、そういうところございまして、異論を申し上げるつもりはございません。

議 長 3番議員！

3番議員 もう少し住民の痛みはわかっていたいただきたいなというふうに思いますが、一応次のところに移らせていただきます。

30人学級のところ、今まで40人学級しか認められていない。また、あらかじめ県の方に申請をしているのでということ言われているわけですがけれども、実際に今子供さんの状況というのが、いらつくとか、むかつくとか、また動き回る多動性の現象など、本当に教室の中では大変な状態になっているわけです。この中で今もう必要なのは、生活集団としての学校、学級、また学習集団としての学級ということで、そういう学級集団の縮小だということが今教育の改善の中では非常に言われているわけです。このことはよくご存じだと思いますし、また心を痛められている、実際にはそうなんではないかなというふうに思うわけですが、実際にこの広陵町の中ででもですね、先ほどは全体的な形で平均値では出していたわけですが、実際に第一小学校の新3年生では、80人で2クラスだから40人、満杯なわけです。この中で、ここでは病弱な子供さんということ言われているわけですが

ども、そこには加配の方がついておられるのかどうか分からないんですけども、だから80人プラス1名ということで、実際には41人というクラスができていたということなんです。非常に大変な状態の中で、なおかつそういう状況が生まれてます。非常にやはり、2年生のクラスのときでもそうでしたけれども非常に、特にパワフルなクラスなんで、それが原因かどうか分かりませんが担任の先生もお休みになって、新しい若い先生がかわりに見ておられて、非常にご苦労なされたということでもお聞きしているわけです。こういう実情に対しまして、町の方としてはどのようなお考えを持って今まで対処してこられたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

またちなみに、これはアメリカなんですけど、99年11月のクラスサイズについての報告書ということでアメリカの大統領がコメントを出されているわけなんですけども、やはりクラスサイズの縮小が効果があるということが証明されてて、170万人の生徒がクラスサイズ縮小政策の恩恵を直接受けているというふうにアメリカでは言われているわけです。ずっと10年間にわたって研究を追跡されてきて、15人のクラスと25人のクラスと補助教員がついた25人のクラスの3つに分けて、国語、算数の教育効果について調査をしているわけです。この中では、一番やはり15人のクラスが学力が上がり、やはり少人数の学習集団の方が学習効果が上がるということがその中でもはっきり言われてますので、やはり少人数ということの効果ということは、はっきりしてきてるというふうに思うわけです。

国の方でも、それについては認めてはいるわけなんですけども、予算措置としては大分削られた中で、なかなか県の裁量に任せるとか、またその中で町が独自にやろうとすれば、町の持ち出しになるとかというふうなことで、非常に大変な状況だということはよく理解するわけなんですけども、子供さんの、特に少子化対策としまして、子供さんが本当に伸びやかにすくすくと育っていくために、どうしても30人学級というのは必要だ、30人じゃなくても少しでも人数を少なくしていくということが必要だというふうに思いますので、現在の現状からどのようにお考えなのか。

ちなみに真美中でも、1年生が今199名で5クラスですので、40人クラスが4クラスですね、39人が1クラスだと思います。3年生でも196名ですので、5クラスということですので、やはり40人クラスが1つあるというふうなことが実情だというふうに思いますので、それもあわせて、どういうふうにお考えなのかご答弁をお願いします。

議 長 教育長！

教 育 長 少人数の重要性について、片岡議員からいろいろとお話をいただきました。

また、ある研究によりますと、30人でもだめなんだと、20人以下にしなければだめなんだと、いわゆる基礎教科という——基礎教科という言葉はちょっと語弊がありますが、3教科ほどにつきましては。そういう研究発表もあります。しかし、今確かに少人数でやった方がその教科の特性を生かせる教科もありますし、やはり40人くらいの、あるいは時には七、八十人の大きな規模でなければ、その教科の特性を達成できない、伸ばすことができない、発揮することができないような教科もあると思うんですね。ただ、私は、なるほど算数、数学とか、そういうような教科については少人数学級の方が効果があるだろうと思います。したがって、国の方も、いわゆるチームティーチングからこの少人数学級ということを奨励しているわけで、そのために1名の加配をいただいているわけです。だから学校の実態によりまして、それを数学に用いられている場合もありますし、算数、数学に用いられている場合、あるいは国語に用いられている学校もあります。また、おっしゃるように1学級40人に近いような生徒数の数の場合には3クラスあれば、それを4クラスに、その算数、数学の時間だけ学級編制をして授業をされている場合もあります。また、同じ算数、数学でも領域によって分けてされている学校もあります。それはそれぞれ学校の考え方、子供の実態に応じて編制の仕方はいろいろと工夫されているわけでございます。

そういうことで現在少人数学級、さらには午前中でしたか、寺前議員でしたか、そのときに習熟度別ということについてちょっとお話もありました。しかし、この習熟度別につきましてはいろいろの考え方があります。わからない子供が、中あるいはそれ以上わかる子と同じ教室に入れて、グループで入れて果たしてわかるだろうか。1時間お客さんで、それでいいだろうかという問題もあります。それよりも、実質わからない子供には一つの習熟度別に分けて、そしてさらに基礎の段階から積み重ねてその子を伸ばしていくという、こういう考え方もあります。しかし、一部習熟度別編制については、ある先生とか、ある人によっては、それは差別とか偏見にかかわるといっておっしゃるけれども、本当に教育の公平性というのどこにあるんだろうかと。みんな一緒にすることが公平なのか、あるいはその子の能力に応じて高いものを教えていく、あるいは十分でない子供にはそれを手だてをして基礎をしっかりと身につけさせる、そういうことも私は大事であろうかなと思っております。だから教育の公平性というのをどこに置くのか、公平性といいますか、平等といいますか。だからそれはその人のいろいろな考え方がありますけれども、今国とかあるいは研究校におきましては、習熟度別編制ということをやったり大事にしようという動きがあります。私も本当にその子供の力をしっかりと身につけようと思えば、保護者の方の理解、本人の理解を得た中

で習熟度別編制をした方が、教科によっては効果の上がる教科があると思っております。これはちょっと余談に——余談と申しましょうか、ちょっと飛んだ、ご質問に直接ではなかったと思いますが、少人数学級の分け方についての配慮、注意、あるいは気に、意識しなければならないと思いましたので、こういうことを申し上げたわけでございます。

それから、真美一のお話もあったわけですか、従来から本町におきましては、もう一人ふえたら1になるから、町費で1人、これ過去にそういうことを、真美ヶ丘がどんどんふえていくときにはそういうことをされておったようです。しかし、私の知っている限りでは、ここ10年以上も前から、もうそれはやめておこうと、期待しながら学年途中でふえるだろうと思う学級に限ってふえてこないんです。ふえなくてもいい学級ちゅうたら変な、学級増に伴ってのそういう言い方ですけども、そういう学級にはたくさん子供が入ってくると。もう一人さえ入ってくれたらという思いながら、願っていても入ってきてくれなかったのが現実であるという事実もあるわけです。そういうところから、ここ十何年来は、もうあと一人で学級増になるから町費で云々ということは、そういう形をとっておりませんので、その辺をご理解いただきたいと思えます。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 今ちょっと習熟度別のお話が出たからなんですけれども、小学校の低学年とか、そこら辺でまだ学校になれていない子供さん、また小さい子供さんというのは、国語の場合には、あの教室にあなたはこの集団で行きなさい。算数のときには、あなたはこの教室でこの集団に入るんですよと、そんなころころと変えられるような形で、本当に腰が落ちつけて勉強に取り組めるかということになりますと、とてもじゃないですけども、そういう形にはなっていないというのはよく理解できていただけるんじゃないかなというふうに思います。

習熟度別ということを言われているわけですけども、子供というのは非常に一面残酷な面も持っています。で、やはりこれはどこかで強制的に、できる子とできない子とずっと並べかえをしたというところがあったらいいんですよ。そこでは、窓際のところは、できない子は窓際のところだというふうな形で、教室の中で物すごく攻撃をされるというのか、そういうことがあって、やはり不登校ぎみの子供ができたとかというふうなこともあります。だから、あのクラスになにしているのはでけへん子のクラスなんやというふうなことを、やはりはっきりと言ってしまうというふうなこともやはり出てくるわけです。非常にそれがそういう、今長欠の問題とか不登校の問題、またいじめの問題につながっていくという危険性があります。本当にそんな習熟度別にそういう子供の心に影を残すというか、傷を受けさせる

ようなやり方ではなくって、先生が目が一人一人に届くような、何とか頑張って先生が、先生と子供とのコミュニケーションがきちっといけて、子供も伸び伸びとやる気になって頑張っていくんだと。その中で勉強も向上していくと、そういうことがぜひとも必要なんじゃないかというふうに思います。

前やったら、確かに私たちの小さいときでしたら、50人学級とか55人学級なんということがざらであったわけです。一番私らは22年生まれですから、一番多いときなんだもんですから非常に大きいクラスでした。ところが、やはりそのころの生徒たちと今の生徒たちとは、全然生活環境が変わってきているわけです。

この間も、キレるということに対して、日本教育新聞社の方から調査の資料が来ていたわけですが、やはり家庭環境の悪化ということが、非常にそういう問題をお持ちのお子さんのところの家庭では多いと。やはりそれはその家庭が悪いという形じゃなくて、今の社会全般的に、やはり離婚が多いとか、シングルマザーが多いとか、またそういう形のいろいろな問題というのがそういう子供に影響してくるということが言われているわけです。また、統計の資料でもそういう形であらわれてきているわけです。やはりそういう今の子供さんに対して、温かい目で見守っていくということがどうしても必要だというふうに思います。

今、県の方からそういう形で、また町の方では9年間上積みをしてきてないんだということも、今の町の財政状況から見てわからないわけではないわけですが、実際に言わせて、40人学級でもう授業参観をしようと思ったら、子供たちを随分前にやって、後ろにもうお母さん方が並んで、そういう形になりましても、もうぎりぎりもいいところで、とてもじゃないけど、きちんと先生の方を見て授業するというふうな形にはならないわけです。そのところをもう一度きちっと現場の方からも考えていただきたいな、先生の立場からも考えていただきたいなと思います。

そういうことで、今の現在の40人学級に対して基本的に教育長はどのようなお考えをお持ちなのかということ、現状を見てどういうふうにお考えなのかということをもう一回お聞かせ願いたいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 先ほど申しましたように、教科によってはその教科の特性を生かすために少人数学級の方がいいという教科につきましても、少人数学級で学級編制がえをして、少人数学級でやっていただくのがいいだろうと思っております。

それからもう一つ、習熟度別の問題ですけど、片岡議員おっしゃった、そういう心配は十

分あります。それをやはり子供あるいは親と一緒にあってそのことを理解した上で、そういう習熟度別編制をやらなければいけないと思っております。ただ機械的に、はい、1回のテストぐらいで分けてしまうということは、これは議員おっしゃった、そういう心配はありますので、それは十分配慮しなければならない。

それから、一たんそういう組分けしたら、その組分けで1年いくのではないんですね。やはりその単元、領域に応じて分けていく。また、学期によって分けていく。そういうことも考えられるわけです。だから固定的に1年間、あなたはBクラスです。あなたはAクラスですという分け方はやはり問題の心配もあると思いますけれども、その領域、単元に応じて、また自分は基礎計算はできるけれども応用問題は、あるいは図形問題は比較的弱いとか、そういう子供さんは確かにあります。だから、図形についてはあなたはB、AならAクラス、あなたはB、ところが計算問題についてはそれをかわる場合もあるわけですね。だから固定的にしないで、その単元に応じた組分けということも考えていくこともできると思うんです。これは山口県でしたか、どっかで親も子供も喜んでその習熟度別学級編制に参加しているという話も聞きました。

そういうことでお答えとさせていただきたいと思います。

議長 3番議員！

3番議員 単元別ということになりますと、非常に何か余計に頭が混乱してしまうかなというふうに思うわけですが、次のあれに移らせていただきます。

町の施設を利用しやすくということをお願いをしたわけですが、非常に施設の利用の決定とか集中管理がしにくいというふうな、今先ほどのお話だったわけですが、今も一応電話では予約というのですか、一応の予約的なことだというふうに思いますけれども、先にとっといっていて、後で用紙できちっと申し込みをすると。ほんで、またかぎは別に借りにいってという形になっていると思うんです。これにつきましては、今の現在の仕方で、要するにサービスカウンターでその用紙を置いていただければ、そこで書き込みをしてやっていけるということになるわけですね。今確かに、まだ部分的にはそういう、部分的にはというのですか、広陵町では公民館の予約状況とかいろんな施設の予約状況なんか、まだホームページで見れるというところまではいってはおきませんので、まだそれでもやはり、そんなに毎日のそれが事務的に集中するというふうな利用状況でもないというふうに思います。

電話で十分確認していただければ、その人はそこに入ってますよということが十分に確認

できるぐらいの事務の量だというふうに考えております。ですから、そのサービスカウンターの方に、ここで何月何日に予約をしたということできちっと確認していただければ、その職員の方がしかるべきところに、サービス公社なり何なりに電話していただいたら、十分それで間に合うことですので、十分対応していただけるものだというふうに考えています。

また、清掃がされてないとか、後の利用状況が非常に悪いとかいうふうなこともちらっと言われたわけですが、それについては個々のかぎを返しに行くときに、一々そこまで見に行って、ここ全部点検をしてからかぎを受け取るというふうな、そこまでできるのかというと、実際にはできないだろうなというふうに思います。ですから内容的には、やっぱりその利用される方々に対してきちんと利用してくださいって、後の片づけもきちんとしてくださいということを徹底していただくというふうな方式にはなるだろうなというふうに思うわけです。

それでしたら、やはりサービスカウンターの方で用紙を置いていただいて、そのかぎにつきましてもサービスカウンターの方に置いていただきますと、そこで全部できるわけですね。やはりサービスカウンターが設置されたということは、そこでいろんなことができるものだというふうに住民の方々は思われるわけです。それでそこまで行ったのに、あれ、これができなかつたよというふうな形で非常に困られるということになります。

サービスカウンターの方は、やはり最寄りのところに行かれるということですので、一番近いところ、利用しやすいところにその方が行かれるという形になりますので、利便性という形でもサービスカウンターを設置していただいた意義も余計に深まるものだというふうに考えておりますが、そのところでもう一度お考え直しいただけないだろうかということをして2回目の質問とさせていただきます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 おっしゃっていただいているサービスカウンターの機能というのは十分理解できます。やはり近いところで何もかも手続きができると、そういう便利さを図るのがサービスカウンターの目的でございますので、やはりそれはわかるんですが、今現在のやはり体育館等の申し込みについては、やはり電話でもそれは受け付けております。ただ、1カ所で集中管理をしておりますから、いわゆる順番がわかるわけですね、確認できるわけですね。ところが、5カ所で申し込みの申請を出されたら、どの人が1番かわからんということがありますので、今後のいわゆるLGWANとそれから住基ネットを通じた、朝松野議員ちょっとセ

キュリティーの問題でおっしゃったと思うんですが、そういうとこのラインに乗った、いわゆる電子申請の段階でのきょう検討もしておるわけです。ただ、勤総とかさわやかホール、それからグリーンパレス、ああいう場合の施設を利用する場合に、料金をいただくとかそういうものがありますので、すべてのものが同じ対応はできないということになります。町長が初めに答弁させていただいたのは、そういう点で施設によっての対応が異なるんだということをお願いしているわけです。で、できるだけの可能性のあるものについては、今後検討をしていきたいというふうに答弁も1回目ですべてさせていただいてますんで、電子申請とともに、やはり利便性を図っていきたいというふうに考えてます。

議 長 3番議員！

3番議員 ちょっと電子申請のことに何かこだわられているんじゃないかなというふうに思うわけですが、電話で初めに確認をとったときに、そしたら一番初めのそこには入っているわけですね、その確認とられたところへ鉛筆書きなり何なり入れておられるわけですから、次に電話が入ってきた場合には、もうここは利用済みですよということで話を、予約済みですということでそのときに答えていただければ、その方はもう先に理解できるわけですから、そういう形にはならないだろうなというふうに思います。

それと、グリーンパレスとかそちらの方の常駐されている方のところにつきましては、別に行ったときにすべて、お金なりすべて、別にかぎとかそういうことは関係ないわけですから、何回も行く必要もないわけですから、最終的にはその場所に行かれるわけですから、それはもうそのときにお金を払っていただいでしていただくということで、それは全然また別な次元の話だというふうに思いますので、この電話でなぜできないのかということですね、ここのところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今でも電話で受付をやってますよ。（3番議員「そうですよ。」）うん。それは、その1カ所で集中管理をしているから順番がわかるわけですね、言うてる意味は。体育館で、例えばミニ体育館の使用をAさんから電話あると。ほな、そのときにあいてますよ。それではいつ幾日使ってくださいということを返事しているわけですね、職員が。その次にBさんがかかってきたら、その時間は詰まっていますよということなんです。ところが、おっしゃっているのは、サービスカウンターで申請をされたら、この集中管理をしてないからわからないということです。（3番議員「いや、だから電話で先に予約をとってですよ。」）いや、予約をとるんだったら、わざわざサービスカウンターで申し込みをしていた

だかなくても必要なことはできるわけですね。（3番議員「予約、それは用紙が要るわけやから、また別の話です。」）いや、用紙は用紙で後で結構ですよ。今の段階でも同じ状況でできるんですよ。ほんで、そのかぎを貸し出すのは、当然取りにきていただかなくてはならないという状況の中で、このかぎを貸し出すという方法も含めて検討をしたいと思うとるわけです。その行為をいかなものかなと、かぎを管理してもらうことがどうかなということですよ。後の管理は職員がすべきであって、例えば申し込みあれば、かぎをあげに行くとか、あと閉めていくとか、そういうことまでもやっぱり職員がすべきかどうか、その人に任せておいていいかどうかということもあるから、その点もいろいろと研究していきたいということですよ。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 今のはちょっと現在の実情と少しかみ合っていないように思いますので、もう一回、あつ、教育委員会、ああそうですか。両方でしょう、だから。サービス公社の方の関係と体育館の方の関係と両方ですよ。いや、サービス公社で、西谷公園の管理事務所とかいうのはサービス公社の関係だし、ミニ体育館については教育の方の関係だということで、両方だというふうに思いますので、実際に今使っておられる実情もあわせてなにしていただきたいと思います。

じゃ、もう次に移らせていただきます。

都市計画のマスタープランのやり方なんですけれども。

議 長 もうええな。

3番議員 えっ、いいわけですね。

議 長 もうええか、教育委員会の答え。

3番議員 あ、教育委員会は、済みません。

議 長 説明できるの。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいま部長が説明していただきましたとおりなんですけれども、私も当然電話での問い合わせ等につきましてはサービスカウンターで何も必要でないと思います。どこにいても電話は通じますので、公民館の方へ電話していただいて……（3番議員「全然違うて。電話は今までどおりでいいわけですよ。電話は今までどおりで、申込用紙だけをサービスカウンターに置いてくださいということ言うている。」）申込用紙はサービスカウンターへ置いてもいいんですけれども、電話で問い合わせて予約をとることができますので、後で申し込みをいただいても、かぎをとりにきていただくときに申込書に書いていただいて

も、同じ労働という思いがしますのでね、わざわざサービスカウンターへ行っていただく必要はないと思いますけど。（3番議員「違うんよ。また後で言いますわ。」）

議 長 次、次へ行ってください。

3番議員 済みません。今のことについてはちょっともう一度話をしたいと思います。

マスタープランなんですけれども、今土地利用については15年から公聴会とか、それからシルバー層とか、婦人層とか、いろんな形で声をお聞きしていくんだというふうな形で言われてるわけですけども、まちづくりの非常に基本的な問題だというふうに認識をされてるということでお伺いをいたしました。で、これはまちづくりの基本条例を決めておられるニセコ町などでは、ニセコ町自身が、まちづくりは道路とか下水道の整備とか市街の景観などのハード面とともに、情報共有とか住民参加などの仕組みづくりのソフト面、それぞれだけを目指すものではないと。日々の人々が生業を営み、よりよい暮らしを個人個人がつくっていく暮らしづくりそのものがまちづくりだということで、まちづくりの規定をされているわけです。ここでは、過去の日本では行政サービスの名のもとに公共サービスというのは、すべて行政がやることと勘違いしてきている歴史があるけれども、さまざまな公共課題の解決は、本来私たち町民自身が主体的に考え、解決していかなければならない。町民一人一人がみずから考え、行動することによる自治とは、こうした住民主体のまちづくりを意味しているんだということで規定をされていて、これは非常に本当にそのとおりでなというふうに思っているわけですけども、ここでやはり計画の段階から、またこういうことを計画していきたいんですという趣旨の段階から、情報の公開をしていただくということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

ここの、今公聴会なんかを開いていくんだということでは言われているわけですけども、もともとの計画をある程度つくられた中で、そういう形の意見を聞くというふうな手法をとらせるんじゃないかなというふうに思うわけですが、これについては計画段階からやっつけられるというふうなお考えなのか、現在はというふうに考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えします。

今民意の反映といいますか、町民の皆さんと一緒にやっていくという部分では、今片岡さんのおっしゃったことは一部共通するところがあると思います。私の方もこれからのまちづくりにつきましては、行政が一方向的に供給するというやり方じゃなしに、一緒に、ともに働

くといいますか、共同作業をする中でやるとか、また町民の皆さんが自主的につくっていただいたやつを行政がバックアップするとか、そういうことの作業によってこういったマスタープランを町民の皆さんと共有できるということも考えております。ですから、そういうことを基本にした研究会とか公聴会にしていきたいというふうに思っております。内容につきましては、一応14年度から始まっておりますが、先月の都計審の中で、こういう骨子でやりますよという骨組みは報告させていただきましたけども、その骨組みに基づいて、いろんな意見を聞くという機会をつくりたいというふうに思っております。

議 長 3番議員！

3番議員 こういうまちづくりそのものを根本的に考えるときには、本当に広陵町をどのような町にしていくのか、これからの将来計画ですね。10年後だけじゃなくて、また20年後、30年後のまちづくりそのものを考えていく中で、地域的な道路沿いをどうしていくのかとか、いろんな形でそういうまちづくりそのものを考えていく中では必要なことだというふうに思うわけですけども、そういう形での、ちょっと私は都計審での骨組みというのをわからないわけですから、ちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

そういうこれからの広陵町そのものを考えていただけるというふうな形になっていて、骨組みの中で言われているのだったら、これからそれを出していただくというんですか、一応そういう資料というのがあるのか、ありましたらよろしくお願いをしたいと思いますが。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 先月の都計審のいわゆる中間報告的な中では、土地の利用構想の内容、どういう土地の利用方針をするかと。都市施設の整備構想の検討、市街地集落整備構想の検討、地域別、いろんな学校にしましたら校区があるわけですけども、その地域別の構想という形でいろいろ報告させていただきました。どういう方向でいくかという部分につきましてはいろんな話があって、時間もないですけども、1つ今片岡さんが例を挙げておられました調整区域の問題につきましても、いわゆる12年でしたか法律が変わって、いろんな特別区をついたり、地区計画によって調整区域であっても市街地的な利用ができるというような法律にも変わっております。そういうような法律を利用した地区計画づくりとか、地域の皆さんの意見を聞きながら、そういう区域づくりをやるというような方向もつくり出していきたいというふうに思っております。

議 長 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 5 : 3 2 散会)

平成15年3月24日広陵町議会
第1回定例会会議録（最終日）

平成15年3月24日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
健康福祉部次長	池田誠夫	住民生活部長	吉村正勝
新清掃センター建設室長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
水道局長	森田久雄	教育委員会事務局長	笹井由明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	野村克也 上田勝代

議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1 議案第 2号	平成15年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について
議案第 3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
議案第 4号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
議案第 5号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて
議案第 6号	職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
議案第 7号	広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
議案第11号	平成14年度広陵町一般会計補正予算(第6号)
議案第15号	平成15年度広陵町一般会計予算
議案第21号	平成15年度広陵町学校給食特別会計予算
2 議案第 8号	広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
議案第 9号	広陵町介護保険条例の一部を改正することについて
議案第13号	平成14年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
議案第14号	奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
議案第16号	平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算
議案第17号	平成15年度広陵町老人保健特別会計予算
議案第18号	平成15年度広陵町介護保険特別会計予算
議案第20号	平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算
議案第22号	平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
議案第23号	平成15年度広陵町用地取得事業特別会計予算
3 議案第10号	広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについて

議案第12号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算

議案第24号 平成15年度広陵町水道事業会計予算

- 4 議員提出議案議案第1号 政党助成金制度（政党交付金）の廃止を求める意見書
議員提出議案議案第2号 消費税増税に反対する意見書

議長 まず日程1番、議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、11号、15号及び21号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、小原君！

総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました9議案につきまして、14日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず、初めに議案第2号、平成15年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定については、評価がえの年度に当たるために納期を1カ月おくれさせるもので、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては、特別職の職員で非常勤のものの期末手当については、期末手当は一般職の職員に準じて行われていたが、去年改正された中で、民間の支給状況を踏まえ期末手当と勤勉手当の割合が改定され、期末手当が減額されたもので、今回の改正でもとの支給額に戻すためのものであり、県内市町村のほとんどで行われるとの説明を受け、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについては、今後の報酬審議会の開催予定などのことについて伺い、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについても、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについては、出張する際は公用車を使用し、パソコンで公用車の効率的な運用の管理を行うなどの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについては、体育館アリーナを使用するに当たり、照明代として応分の負担を求めるものですが、スポーツ振興のために体育館の体育協会の団体、クラブは減免、中学生以下の者は無料または2分の1とされるとのことで、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第6号）であります。今回の補正は確定したものについて精算されたもので、保育園童、幼稚園園児の減少の原因、今後の防火水槽設置の計画、入札の問題などのことについて詳しく伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、平成15年度広陵町一般会計予算であります。一段と厳しさを増す経済状況、社会情勢の中で根本から見直しをして編成された予算であり、特に本町の最重要課題である新清掃センター建設関連予算、人にやさしい人がやさしい元気なまちづくりの予算などについて細部にわたり慎重に審査したところであります。

初めに、まちづくりの中心となるべき職員の採用、人材の育成については、福祉行政、住民サービスの向上を図るために、研修会などを通して職員の質を高め、少数精鋭で頑張り、将来を見据えた中で、来年度には職員の採用する話も進めること、また臨時職員の採用、保育園、幼稚園の園児数、先生の配置などについて詳しく伺いました。

また、人権教育関係予算については、部落差別を初めとするあらゆる差別をなくするために人権教育及び啓発をする必要があります。男女差別、在日外国人差別、障害者問題などを学習するためのもので、今でもなお部落差別事象があることなどを伺いました。

本町の最重要課題で一日も早い建設を望まれる新清掃センターのスケジュールについては、今後、用地の確保、地質調査、発掘調査などを行い、あわせて周辺大字の同意を得るために、中、広瀬、百済の方々に施設見学に行っていただく予定であり、検討委員会委員の選任、環境アセスメントを1年間行うなど詳しく伺いました。

また、人にやさしいまちづくり推進事業については、15年度は7地区において花づくり、あいさつ運動などを行い、さらなる推進を図っていくとのことでした。

また、LGWANについて、これの接続については慎重にとの意見がありましたが、LGWANは行政の専用回線であり、セキュリティには万全を期されていることを伺いました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、平成15年度広陵町学校給食特別会計予算につきましては、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、簡単であります、総務文教委員会の審査結果報告といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第2号、平成15年度固定資産税の納期の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第2号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 この特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、反対の立場で討論をいたします。

この条例の改正によりまして、議員のボーナスを上乗せするという条例改正になるわけです。基本的には、12月議会の中で職員の条例改正の人勧の中での報酬カット、そしてまたボーナスカットの中で全体として議員のボーナスは減るわけなんですけれども、それをとどめるために、職員との差額を縮めるためという理由の中で今回この条例の改正で議員のボーナスを上乗せしていくということになるわけです。議員のボーナスにつきましては、とりわけ1.4倍を掛けた形で、お手盛りという形で世間的にも批判されているような内容があるわけですから、大変職員の報酬、ボーナスカット負担が大きい中で、議員の方は、日本共産党としましては報酬も1割カットを提案しているところでございます。そういう中

での今回のこの条例改正については反対をせざるを得ません。私たち共産党が議員特別職1割カットをしますと、試算しまして年間で約1,200万円の財源をつくることができるわけです。大変広陵町の財政も厳しい中で、このような形でのボーナスの是正については反対をせざるを得ないという形で反対をいたします。

議 長 15番議員！

15番議員 反対者がありますので、議案第3号につきまして賛成の立場で討論いたします。

一般職の給与に関する条例の一部改正に伴い、期末手当と勤勉手当の割合を改正されました。今回、これを受けて特別職の非常勤のもの期末手当が0.25カ月分少なくなったことから、もとに戻すための改正であり、既に改正された市町村もあり、県内47市町村のほとんどで行われているということです。こうしたことから、私は議案第3号につきまして賛成といたします。

議 長 4番議員！

4番議員 今の発言のとおり、議員の期末手当は、職員の期末手当に準ずるという形でいくと0.25少なくなるということも今の吉岡議員の賛成のところから出ていました。この少なくなった分を上げるんだといって、その理由に奈良県下のほとんどの議会がそのようになっているということですが、実際問題としては、奈良県下のところでは、議員の歳費を引き下げるといってもやってる議会があるわけなんですね。あるいはまた、奈良県議会では、前年度カットした分をもう一年カットを引き続いて続けるということも決定しています。こういうような状況から考えると、今、広陵町の全般的な予算の中で、住民のところへのサービス低下を来すいわゆる補助金のカット等が示されている中であっては、なおさら議員の職員に準ずる期末手当の分、0.25についてはそのとおりにすることが当たり前のことだというように思います。それをあえてもとに戻すという点は、逆に議員の今の財政状況を見殺した値上げにつながっていくということになりますので、この点については職員の期末手当に準ずるといってその精神を尊重すべきだということでもあります。

なお、つけ加えて言いますと、この期末手当については、従来、この議会で非常勤の議員の期末手当というのはなかったわけでありまして。それを議会で……。なかったというよりも、議員独自の期末手当として制定されていたのが、一般職の職員に準ずるといって期末手当を値上げしてきた、こういう経過があります。この点については、勤勉手当の分をいわゆる議員の期末手当に入れて従前よりもプラスにしたという経過があるわけですから、なおさら議員が期末・勤勉手当をもらうということは、法律上違法だとされているものを期末の手当

の分のところに挿入してその実態を隠してきたという経過があります。もちろん日本共産党はこの点についてもその当時指摘して反対してきた状況ですから、なおさらこの期末手当の分については非常に引き下げの分を引き上げるという点はおかしいということも指摘しておきたいと思います。以上です。

議 長 おまえ、もうてたやないか。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第3号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 同じくさきの議案に引き続きまして反対をいたします。

基本的には同じ趣旨で反対をするわけですけれども、とりわけこの特別職の方々の報酬が、職員さんがカットをされたにもかかわらず、そのまま放置をされてるということについては大いに問題があることであります。そしてまた、この点については報酬審議会の方に諮るといことも説明いただいているわけですけれども、この報酬審議会に諮るに当たっては、引き下げを提案した形で審議をしていただくということがとりわけ今必要でございます。そういうこの特別職の常勤の皆さんの期末手当につきましては、議員の場合、先ほどの議案と同じく条例に沿って引き下げをするべきだという点も指摘をして反対といたします。

議 長 15番議員！

15番議員 また反対者がいますので。議案第4号につきましては、先ほどの議案第3号の賛成討論と同じ理由により賛成いたします。

議 長 4番議員！

4番議員 先ほどからこの議員の報酬と関連して、これは常勤の特別職の分ですけれども、反対をすれば受け取ってはだめだというような声もあります。私たちは、反対をする理由は、個人的な利害、利益で反対しているのではありません。広陵町民の立場に立って反対するも

のであり、私たちが税の増収等についても反対するから、私自身は個人的に税を納めなくてもいいという論法は絶対にはないわけであります。こういうような問題を審議するのは、当然議会の中で、そのことに賛同するかしないかということを町民が判断する問題であります。私たちは個人的な利害、利益でもってこの一つ一つの議案について判断を下しているのではないということを明確にして、本当にこの議員の報酬等の部分についても反対するのであれば、受け取ってはだめだということであれば、そのような内容を議会に提案していただきたい。そして、私たちはそれについてどうするのかという判断を下すということになります。もちろんそれは議員一人一人の問題ではなく、議会全体としてどうするのかということですから、本来この問題については議員一人一人の考え方が議会に反映されて賛成か反対かを述べる場にあるわけですから、当然先ほどからの共産党が反対しながら議員の報酬をもらう、あるいはまた費用弁償等についてもそういう例があったわけですが、あくまでもそれは広陵町民がその態度をどうするのかという審判を下すだけの話であって、私たち個人個人あるいは共産党議員団が自分たちの利害関係にもってその賛否を言っているのではないということを確認しておきたいと思えます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であり、よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 これも議案第4号議案に引き続き反対をいたします。

内容につきましては、4号議案の内容と同じ理由で反対をいたします。

議 長 15番議員！

15番議員 議案第5号につきましては、先ほどの議案第3号の賛成討論と同じ理由により賛成いたします。

議長 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長 起立多数であります。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号、職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第6号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

今、広陵町は、体育館、ミニ体育館も5つあるという中で大変充実した活用がされています。多くの皆さんに親しまれているわけでございます。

当初、そもそものこの体育館の利用に当たっては、このような受益者負担を前提としていませんでした。ところが、今回突然に受益者負担ということで、このようなアリーナの有料化を提案されてきました。町民の何人かの皆さんにお聞きしますと、本当にびっくりなさっているのが実情です。そして、大変使いにくくなるというような声も聞いているわけです。

安易にこのような受益者負担を導入することについては、何らの根拠もないというのが実情でございます。それもわずか年間200万円前後の収入見込み、それは最大限の枠での話ですけれども、もっと少ない収入見込みになるという説明も受けているわけですが、あえてなぜこの時期にこのような受益者負担を強硬に導入しなければいけないのか、その根拠も不明確でございます。

また、総務委員会の中で、山田議長は、生活レベルの高い人が体育館を使っているので困窮した人は使っていないというような無謀な発言をされたわけですが、そのようなすべての町民の皆さんが使えるような、とりわけ困窮した人が使えないような、そんな形での有料化については反対をいたします。

議 長 15番議員！

15番議員 反対者がございます。議案第7号につきまして賛成の立場で討論いたします。

今回、町立体育館アリーナの照明施設を使用するに当たり、料金の設定をされたわけですが、受益者負担の考え方から応分の負担をしていただくためのものであり、中学生以下で土曜日の使用、体育協会が使用する場合などは無料で、町民のスポーツ熱の低下、健康の維持には影響ないものと考えます。こうしたことから、私は議案第7号につきましては賛成いたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。（4番議員「議長、議長。」）何や。 4番議員！

早うせえ。手を上げよ。

4番議員 賛成の討論があったわけですが、いわゆる受益者負担あるいは応分の負担、その他のもとに基づいて応分の負担ということですが、本来、公共的な施設については税で賄うというのが原則であります。それを料金を設定していくこと自体が本来税の二重負担ということにつながっているわけですから、この点については税の分野で解決すべき問題だということを指摘して反対したいと思います。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立多数であり、よって議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号、平成14年度広陵町一般会計補正予算（第6号）についてを議題と

します。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論。 5 番議員！

5 番議員 この一般会計につき……。あつ、ごめんなさい、ごめんなさい。

議 長 何や。

5 番議員 取り消し。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議案第 11 号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案どおり可決されました。

次に、議案第 15 号、平成 15 年度広陵町一般会計予算についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5 番議員！

5 番議員 平成 15 年度広陵町一般会計予算について反対の立場で討論をいたします。

今、日本中、世界中の未曾有の反戦運動が広がる中、また国連決議のないまま、3月20日、アメリカはイラクに軍事攻撃を開始いたしました。この軍事攻撃は、国連憲章に示された国際平和秩序を乱暴にじゅうりんするものであり、断じて許すことができません。また、小泉首相は、アメリカのイラクへの軍事攻撃を支持すると表明し、アメリカ追従の態度を明確にしました。国民に十分な説明のないまま、この日本政府の態度表明は多くの平和を願う国民を裏切るものであり、平和憲法を持つ唯一の被爆国であると日本という立場から大変恥ずかしい態度でございます。日本共産党は、イラク戦争を直ちに中止することを強く求め、平和を願う多くの方々と力を合わせ全力を尽くすものでございます。

さて、小泉内閣発足時は4.8%だった失業率が昨年末には5.5%となり、政府の来年度の経済見通しではさらに5.6%に悪化すると予想しております。昨年1年間の企業倒産件数は戦後2番目、バブル崩壊後では最高となりました。上場企業の倒産件数は29件と、戦後最悪でございます。内閣発足時に1万4,000円台をつけていた株価は、もう8,000円台に落ち込みました。景気が悪化すれば税収も落ち込んでまいります。2002年度

は、当初予算の見込みに比べて税収が2兆5,400億円も低下をし、補正予算で4兆9,680億円もの国債を追加発行して、国債発行30兆円の公約は全く破綻する結果となりました。2003年度はさらに深刻な財政危機になろうとしております。

さらに、小泉内閣は、医療、年金、介護保険、雇用保険を軒並み改悪し、年間2兆7,000億円もの負担増と給付減になります。さらに、今後計画されている庶民増税の影響額は1兆7,000億円にも上り、合わせれば4兆円を超える負担増になろうとしています。

今必要なのは、こうした経済と財政の破綻を生み出した小泉構造改革と、年間4兆円もの国民負担増を直ちにやめ、国民の暮らしに軸足を置いた経済財政運営で景気を立て直しながら、社会保障制度の拡充や不公平税制の是正、財政の浪費や政・官・財の癒着にきちんとメスを入れることをごさいます。国民の立場に立った真の改革を進めることが大切です。

地方自治体の役割は、このような国の悪政から国民を守ることをごさいます。町村長会で強制合併に反対する決議や、地方交付税制度の充実強化を政府に求めるなどの強い要望を出されている点は大変評価をできるわけをごさいます。また、平岡町長の2003年度予算の中で、オストメイトトイレの200万円の予算計上、軽度生活援助事業272万2,000円の予算計上などにつきましては評価をするところをごさいます。平岡町長の施政方針では、先ほどの地方自治体の役割について、町村会の方では反対を強く要望しているにもかかわらず、平岡町長の施政方針の中ではこのような問題点を明らかにすることもなく、一律的な歳出カット、受益者負担増の拡大など、政府言いなりの姿勢になっていることについて反対をいたします。

とりわけ消費税につきましては、ことし初めに奥田経団連の会長が消費税は毎年1%ずつ上げると発言し、小泉首相は私の在任中には上げないと言いながらも、消費税論議は欠かせないと消費税増税の準備を進めています。今回の深刻な不況の引き金が消費税の値上げでございました。町民税も引き続き減収の見込みで、町民の暮らしがこんなにも大変なときに、消費税の増税は暮らしを破綻させるものになります。平岡町長は一定の理解をする態度を示しながらも、このような経済、暮らしを破綻させる消費税増税に町民とともに反対の姿勢を明確にするようにし、そして消費税の廃止に向け町民と力を合わせて取り組むという姿勢に大変欠けているわけをごさいます。このような政府言いなりの姿勢、消費税の対応について反対の第1点とするところをごさいます。

2点目は、同和予算に569万8,850円計上していることをごさいます。地対財特法も昨年に期限が切れ、過去において深刻な差別に基づく問題がありましたが、おおむね問題

点は解消できたという認識のもとで政府は特別法を廃止をしたものでございます。

ところが、引き続き広陵町では「人権」という言葉に置きかえただけで同和事業を行っています。総務委員会で、教育長は、貧しい地域で住まわされてきた時代があったことを指摘され、完全解放が求められていると説明をされました。完全解放とは、そのような地域をなくすことではないでしょうか。解放同盟の逆差別を引き起こすやり方に多くの批判がございます。差別の解決は、多数の方々の同意があってこそ解決をできるわけでございます。このような、今、とりわけ同推協につきましても同和に軸足を置いていたわけでございますが、中身を何ら変えることもなく、「人権」という名前に置きかえて引き続き事業が継続されているわけでございますが、このような問題につきましては、差別の問題につきましては男女差別もあり、人種差別もあり、また職場での差別などなど、今たくさん差別がまだまだあるわけでございます。このような問題につきましては、一般的な社会教育の取り組みの中で解決をすることに力を傾注すべきでございます。この同和予算について反対の2点目といたします。

3点目といたしまして、LGWANの予算計上でございます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきまして大変多くの住民の皆さんの不安があったわけでございますが、ネットワークを接続をしてしまうというこんな状態でございますが、今度はICカードの発行になってまいります。住基ネットワークとLGWANは今接続をされていないということで説明をされておりましたけれども、今後のこのLGWAN、基本台帳ネットワークシステムなどを使ってあらゆる情報を一本化をしていく、このような方向が政府の手によって進められつつあるところでございます。

このLGWANにつきましても、総合行政ネットワーク発展をさせていきますと、情報の交換、共有と言いながらも、現実的には政府が自治体への指示、命令を敏速に伝える伝令管になり、また自治体の情報を吸い上げるスポイトになり、また盗聴の道具にさえなる大変危険な可能性を持っているわけでございます。とりわけ盗聴の問題は大変深刻な問題でございます。

そして、このような電子自治体が進められてまいりますと、政府の進める自治事務の標準化と汎用受付システムの策定、そしてこれに基づいて製品化されたパッケージシステム、さらにはデータセンターの共同利用によって住民の要求よりもコンピューターで処理できるかどうか自治体業務を取捨選択する基準になってまいります。自治体としては、創意工夫のできる余地がどんどんなくなってまいります。その結果、自治体職員の意欲も減退をし、ま

た自治体が本来持ち、発揮しなければならない団体自治も形骸化されてしまいます。創意工夫のできる余地がない自治体は、住民の要求にもこたえることができませんから、おのずと住民の自治体の関心は薄れていくことになり、住民自治も形骸化をしてしまう懸念がされているところでございます。この政府主導で強引に進められていくL GWANについて、やはり広陵町の独自の考えに基づいてコンピューターの業務については見直しをすべきであります。この政府言いなりにL GWANを導入されることについて、反対の3点目といたします。

それから次に、4点目が臨時職員さんにおける雇用形態でございます。

今、広陵町では75人という多くの臨時職員さんを採用しているわけですが、この臨時職員さんもまた短期雇用、1年が最高の期間という形での採用でございます。これは地方公務員法22条に基づいて、法律を犯してはいけないということで1年が限度だと説明をされているわけですが、地方公務員法の22条の本来の趣旨は、半年間採用すれば、あとは能力があれば正採用していくという正採用に道を開くことを趣旨とした法律でございます。また、広陵町のとらぎの中にも臨時職員さんのとらぎがあるわけですが、これにつきましては災害時などの緊急時における臨時雇用を規定しているものであります。町長の判断により、臨時雇用することができるという条項も盛り込まれてはおりますが、これは特例という立場での町長の判断の臨時雇用でございますから、このような多くの皆さんの、また常態化した形での臨時職員さんを雇用することについては法律違反と言える内容でございます。

今、とりわけ若い皆さんは大学を出ても働く場がない深刻な就職難に陥っているわけですが、将来の展望が持てない中で、このような安易な短期雇用、それも職務内容につきましては常勤の職員の皆さんと同じレベルの内容が要求されている部分もございます。とりわけ幼稚園におきましては、正規の職員さんと同様にクラス担任を持つての臨時雇用ということでございますから、大変大きな問題がございます。このような臨時職員さんを安易に雇用することについて反対をいたします。

それから、5点目でございますが、このし尿の補てん金985万2,000円が計上されているわけですが、このし尿のくみ取り手数料につきましては歳入の中で予算計上がされておりません。これは会計法上に大きな問題があり、違反をされていると言わざるを得ません。今回浄化センターが御所の方で新しく稼働するに当たって、この際、長年のこの手落ちの部分を見直しをして改善すべきであることを指摘し、反対の理由といたします。

あと、委託料につきましては、前回の決算につきまして反対をしたわけですが、

この委託料について、シルバー人材センターなどには1割カットという形での委託料を見直しされたわけですが、民間企業に委託されている中ではこのような見直しがどの程度されたのか、またその積算根拠についてもなお一層明らかではありませんので、この点については入札も大変なじみにくいという点も理解をしながら改善を求めるところでございます。

また、新清掃センターの問題でございますが、これは引き続き古寺区の住民の皆さん、また周辺大字の皆さんの声をよく聞いて、真の意味での住民合意をとる姿勢に欠けている点がございます。この清掃センターの問題については、一日も早い解決が望まれているところであり、真摯な話し合いをしていただくように求めるところでございます。そして、新しい新清掃処理施設の機種選定につきましては、これも住民の声が反映されるように、公募により住民参加、また住民の推薦する専門家を加えた形での選定委員会にすべきであることを意見として加えて反対といたします。

議 長 10番議員！

10番議員 大変長時間にわたる、国際問題から国家的レベルの大変なるご高説を賜りまして大変喜んでおります。私は、議案第15号という広陵町議会での議案の審議ということでございますので、それにきちとはまって、その立場で平成15年度一般会計当初予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

おっしゃるとおり、日本の経済はデフレ傾向の中にあり、景気の低迷が続いており、町内産業を見ても依然として厳しい状況下にあります。こうした厳しい経済情勢の中で、歳入面では町税収入及び地方交付税が前年度より大幅に減少することから、歳出面において新清掃センターの建設を初め多額の財政需要が見込まれる中、すべての事務事業の見直し、補助金の削減、経常経費の徹底した節減合理化と優先順位の選択を行い、予算の編成をされております。新清掃センター建設関連事業、人に優しい元気なまちづくりのための公共施設の整備、電子自治体に向けての総合行政ネットワークへの接続など、予算全体としては積極的で、現在の本町に合致した適切な予算であると考えております。

反対討論にありました消費税については、消費税は税体系全体としての税負担を公平化するために消費に対して広く薄く負担を求めたものであり、現在は全国で広く定着しているものと私は理解をしております。消費税に対する考え方は大きく異なりますが、今後の国の動向を注意深く見守る必要もあると考えてもおります。

また、LGWANについては、電子自治体を目指す中で総合行政ネットワークへの接続は必要であり、行政の専用回線であることからセキュリティーには万全を期されるとのことで

あります。

また、人権教育関係予算については、人権教育は同和問題だけではなく、障害者問題、在日外国人問題、女性問題、高齢者問題などについて行われるものであり、今後も総合的な人権教育、人権啓発の推進を図っていくべきであると私は考えているわけであります。以上、賛成討論といたします。

議 長 4番議員！

4番議員 まず、最初に消費税の認識について、非常にこの税の性格について誤った認識を持っておられます。もともと消費税については、ご存じのように薄く広くということは、結局は低所得者層に重税感を持った税だと、いわゆる累進課税を省いたところの税だということは明白であります。そして、そのきっかけはもともと、青木議員も忘れておられるわけですが、昔の物品税、いわゆる宝石やその他、ぜいたく税と言われたところに税をかけていたものを一本化するために導入されたものであります。そういう点からいうと、いわゆるぜいたく税から庶民、低所得者に負担を強いてきた税だということもこの税の性格上明白であります。そういう点で、公平という意味は認識の大きな間違ってる部分だということを指摘しておきたいと思えます。

それと、まず最初に広陵町での議会での審議をきちっとはまっの議論だということをおっしゃいました。もちろん私たちも広陵町の財政の問題として議論をしているわけであります。当然この中にあるのは、ことし2月25日に全国町村あるいは議長会主催、初めてこれは共同の主催での会合が、全国大会があったわけですが、これはなぜかといえば、それぞれの自治体の住民にとって欠かせない国との関係があるからであります。だから、広陵町の予算だけを狭く見ていると、私たち自身の暮らしはますます縮められてしまう、これは当然であります。こういう広いところに認識を持ってこそ、広陵町民の生活、暮らしをどうするのかということを議論することは当然であります。

だから、再度述べますけれども、ことし2月25日にあった町村会あるいは全国議長会合同の中でこのように述べています。全国町村会の山本文男会長は、諸般の事情により合併を選択しない、あるいは合併できない小規模市町村については、その存立を否定するような議論が公然と行われています。私は、合併をすることも単独で行おうとすることも地方分権時代にふさわしい自己決定、自己責任の姿、また全国町村議長会長は、昨年、政府の審議会の幾つかの答申や試案の内容は、地方にできることは地方にゆだねるの原則を踏みにじり、町村の自己決定権を無視するものであり、到底受け入れられない。これまでは国の発展のため

にいささかなりとも尽くしてきた我々町村に対するおもんばかりをみじんも示さないという形で、政府のこの間の動きを批判しています。

この決議の中に、税財源の充実、交付税の財源保障機能の堅持が盛り込まれていたわけがあります。これは、私たち広陵町の町民にとっても、段階補正が15年度予算の中では1,800万円減額される、地方交付税の制度改悪が実行されているということが明らかに出てくるわけであり、これ自体も広陵町議会で真剣に議論する。そして、その根本がどこにあるのかということ、当然議員諸公がこの中身について勉強し、この議会の中でもっと大いなる議論をされるのが予算を本当に変えていく仕組み、予算を変える仕組みをつくっていく手がかりになるわけですから、このことを抜きにして広陵町の今提案されている問題を細部にわたって見ようとしても見えないのは当たり前であります。

私たちは、この予算の中で、市町村が抱える問題は非常に困難が多いということも再三言明しています。町長が予算編成を行う場合、職員が苦勞し、そして国からの予算あるいは税を含めた予算を苦勞しながら予算編成されていることも認めております。そういう中であって、国に対する、あるいは県に対する見解を一遍たりとも町民に説明をし、このような苦しい予算になっている原因を明らかにしていく、こういうところの責任は地方自治を預かる首長の責任であります。こういうことを抜きにした形での予算編成というのは私たちは受け入れられない、このことを再三述べているものであり、町民に暮らしに責任を持った立場とは言えないと思います。

私たち自身は、公共工事と社会保障、これ自体が国の予算の中で逆さまになっている。先進国では、社会保障が上回り公共事業が縮小されている。日本でも、このことについては景気回復をもくろむ立場からいっても、この予算の中身を変えていかなきゃならないと言われている問題であります。私たち広陵町の町民にとってこの問題は欠かせない問題であり、この議論を通じて本当に広陵町民が暮らしやすい、安心できる自治体をつくっていくためにも、この予算の当初における議論を大切にしたいと思っております。そういう意味からも、青木議員がおっしゃった広陵町の枠の中での小さい議論の中で町民の命、暮らしを守る議論はできないものであり、このことを明確にしておきたいと思っております。以上です。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第15号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長 起立多数であります。よって議案第15号は原案どおり可決されました。
次に、議案第21号、平成15年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。
ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第21号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案どおり可決されました。

議長 長 次に日程2番、議案第8号、9号、13号、14号、16号、17号、18号、20号、22号及び23号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。厚生委員長、片岡君！

厚生委員長 それでは、厚生委員会の報告をさせていただきます。

厚生委員会は、過日の本会議で委託されました10議案につきまして、3月17日委員会を開きまして慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

最初に、議案第8号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについては、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについては、今回の改定で保健福祉事業が一般事業に移行したのは適切な対応であったとの意見があり、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)については、平成14年度に予算化された事業が実施できなかったための減額補正であり、この事業はそのまま平成15年度に移行して実施するとの答弁をいただき、またコンサルタント業者の選定、検討委員会委員の人選などの進捗状況も伺い、また今後住民の方々との間でのこりを残さない具体策を求める指摘もありましたが、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更については、アクアセンターの「かもきみの湯」の利用料金、オープンの予定日などを伺い、全員一致で原案どおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算であります。国保税の滞納問題については、平成14年度の見込みでは700から750件の滞納があると考えており、その内訳は自己破産、生活苦、営業不振などで、それらは納税相談の後、分納となっているが、そのうち約300件については納税誓約をしていることを伺いました。

また、滞納者を保険証の郵送から外している理由は、納期どおりに完納している人と滞納者の公平化を図る意味もあるが、一番の理由は個々の実情を把握することが目的であるとの答弁をいただきました。

また、療養費が昨年比べて落ち込んでいることについては、若い方の医療費が予防事業の効果により減少したと判断しているとのことでありました。

その他、レセプト点検委託の委託内容などについても詳細にわたって伺いました。また、悪質とは認められない滞納者への保険証を郵送から外すことに対しては認められないとの意見もありましたが、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、平成15年度広陵町老人保健特別会計予算については、老人保健の対象者数は、平成15年1月末現在で3,127人で、15年度予算の見込み数は3,060人であること、また窓口負担増による受診抑制があるのではとの指摘については、大きな影響はないと判断をしているとの答弁をいただきましたが、国保や窓口の一部負担の増額については影響を具体的につかみ対処すべきとの意見もございましたが、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、平成15年度広陵町介護保険特別会計予算については、介護保険中の通所介護の運用が変化していること、施設入所を補完するためグループホームを今後充実させるべきとの意見がありました。

また、特別養護老人ホームの待機者が多いことなどの対策としては、要介護度の重い者やひとり暮らし老人など、入所待機者の状況に応じて優先して入所できるように変わることになることなどを伺いました。また、第4段階、第5段階の収入額の切り下げに対しての問題点や、通所介護が限定されることに対しての問題点の指摘もたくさんございましたが、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算であります。休憩所の広さ、場所、形状や現在の使用状況などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましては、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第23号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計予算については、土地鑑定業者の入札では仕様書に基づいて実施し、特別な内容は示していない。また、一般会計と特別会計の予算の振り分けなどは、補助金が内定したものは一般会計へ入れていることなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第8号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第8号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号、広陵町介護保険条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 賛成なんですけれども、1点、意見だけ加えたいと思います。

この条例の改正については、本当に町長、職員さんの努力の中で広陵町では値下げにつながったわけでございます。その点は高く評価をさせていただいています。しかし、残念ながら国の制度の改正の中で一部の方が負担増になるという点については、事前に問題点を明らかにし、議論をしていく必要があったというふうに思います。この問題点を指摘をして賛成といたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議案第9号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第13号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第13号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

次に、議案第14号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第14号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

次に、議案第16号、平成15年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員!

3番議員 厚生委員会では委員長ということでしたので、賛否には加わることはできませんので、この場をかりまして反対の討論をさせていただきたいと思っております。

国民健康保険の今回郵送にされましたことについては、非常に悪質というふうに町が認定されている保険者の方は20名ないし30名だというふうなことできちつと言われてるわけですが、悪質とは認定されていない方に対しても、また今まで継続的に相談をされている方々に対しても、今回郵送がされていないということについては非常な問題点だというふうに思っております。

そしてまた、国民健康保険そのものは、今までから補助金が政府の方から減額がされていることが非常に今の国民健康保険の財政を圧迫してるということの大きな要因の一つだと思いますが、町の方が国の方に出されているのは、一元化ということが非常に問題の解決だというふうに認識されているというふうに出されてるわけですが、この一元化ではやはり保険者に対する負担が今後ふえてくるという形になって、保険者の方にまた返ってくるという形になります。やはり国の方にきちんと補助金の増額、また国の方の責任で国民健康保険の財政的な援助を求めていくことが今後とも必要だというふうに考えております。こういうことで、やはり町の姿勢の問題としてそういうことに対する改善が見られなかったということで、反対とさせていただきます。

議 長 ほかに。 16番議員！

16番議員 平成15年度の国保特別会計について、委員長の方から反対討論がありましたので、賛成の立場で討論いたします。

少子・高齢化が進む中であっては、国民健康保険の運営は年々厳しい状況にあることはだれもが承知しているところであります。そんな中であって、可能な限り経費の削減に努力され、現在の本町の福祉を支えるに十分な予算となっています。本年度からは、高齢者などの利便を図るために保険証の郵送を実施されることになりました。反対討論にはすべての人に一律に保険証の郵送を実施すべきとの意見でありますけれども、滞納者については、個々の実情を把握するために年に一度の来庁となる手渡しによる交付が必要であると私は理解しております。医療を受ける権利は全く侵していないと考えておりますので、議案第16号には賛成といたします。

議 長 5番議員！

5番議員 今、賛成の討論があったわけですが、郵送につきましては一定の前進がありまして評価をするところですが、先ほどの説明の中で、どうしても国保のシステム、制度の中で低所得の方々は今一層国保料が払いたくても払えないという状況が大きくなってきています。こういう方にとって、保険証を役場にわざわざ特別に取りに来るとい

とについては大変大きな苦痛でございます。そういう中で保険証を交換に来ない方も何人もおられると思います。そういう点につきましては、やはり良心的な方について当然ながら郵送するのは当たり前ですが、基本的にはすべての方に郵送をして、そして悪質な滞納者については別の形で厳しく税金を徴収するという手段をとっていただくことが本来の道筋でございます。これは憲法で定めました権利に基づいて、人権に基づいて行われるべきものでございます。人の健康、命を守るのは地方自治体の一番大切な役割でございますから、このような大変苦しい人々に対する、差別的と言うのは言葉が適切ではないかもしれませんが、より一層厳しい状況に置くということについては改善を強く求めるところです。

それから、可能な限り頑張っているということでございますが、私の方も本当に一生懸命職員さんは大変厳しい財政の中でやりくりをしていただいていることは理解をするところでございますが、今回、とりわけ老人保健の拠出金の方につきましては減額になる見通しは出てきたものの、また逆に70歳から75歳までの高齢者の方々の医療費が国保会計の負担になるなど、今後のこの国保会計についての見通しが立ちにくい、こんな状況が一方では新たに出てきているわけなんです。こういう中でやはり根本的な改善をするということにつきましては、どうしても国庫負担をふやすということに尽きると思います。そういう点では、そのような認識をお持ちいただいていないのは大変残念に思いますし、これはこの問題点を明らかにして、そして町民の皆さんと力を合わせて国の方に要望すべき課題でございます。そういう中で一元化はどのようにあるべきなのかという十分な慎重な議論をするべきであります。そういう点を指摘して反対をいたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第16号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

次に、議案第17号、平成15年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 この老人保健会計につきましても、反対の立場で討論させていただきます。

今回の老人保健の高騰というのが、やはり国保の会計や、また健保の会計を非常に圧迫している。このような中で、昨年10月からお年寄りの方々の窓口の金額が増額をされたことに対しての非常な受診の抑制などが出てきていることは事実でございますが、これにつきましてやはり国が決められたことだからということで町の方は何もしなくてもいいのかと、そういうことではないというふうに考えております。町の方としては、こういうふうな国保の財政を圧迫している老人保健に対しては、国の方からの援助というのをやはりもっと増額させていくということが非常に必要なことだというふうに思います。また、健康に対してはいろいろご留意をいただいているわけですが、やはりお年寄りがご高齢になられても元気に頑張れるような広陵町にしていくための施策というのをなお一層進めていただきたい、このようにも思うわけでございますが、ただ町の方が国に対して毅然とした態度をとられていないということに対しまして非常に残念だというふうに思いまして反対とさせていただきます。

議 長 12番議員！

12番議員 先ほどの出張副委員長の賛成趣旨に基づき、賛成といたします。

議 長 5番議員！

5番議員 今の坂口議員の討論は、全く意味不明の討論でございます。大体において国保会計と、それから老人会計は制度が全く根本的に違うものでございます。その点を理解されないで、同じ趣旨で賛成と言われますのは大変理解に苦しみます。まじめに討論すべきであります。

私の方は、この老人保健特別会計につきましては今後国の負担を引き上げていく、そして基金からの繰り入れを減少させていくということにつきましては、大いに改善をされていく方向が見えて一定の評価はできる部分ではございますが、やはり根本的な解決にはまだまだ遠いと言わざるを得ません。そういう点につきまして、老人保健につきましては、老人の医療につきましては、やはり国、地方自治体で責任を持つべきものだというふうに考えています。そういう点について反対の一点でございます。

また、今回、老人の医療費の負担が本当に大きくなって、医者に行きにくいという方も本当に出てきているわけでございますから、命にかかわるこのような問題点も町の方が自治体として認識をし、真剣にこの改善に取り組むべきでございますが、そういう姿勢が残念ながら見られませんので、反対といたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第17号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

次に、議案第18号、平成15年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

3番議員 基本的には賛成でございますが、今回非常に問題点が多いということを指摘させていただきたいというふうに思います。また、第4段階、第5段階での収入額の250万円から200万円の切り下げに対しましては、広陵町全体としては保険料がご努力をいただいた中で、安くなってきた中でこの該当する150人ということでご回答いただいたわけですが、その150人の方々が年間2,400円ぐらいの金額が増額をされると、保険料が上がってしまうということに対しては非常な問題だというふうに思います。

また、通所介護が介護度が第4段階、第5段階の方々に一定限定されて、非常に今まで通所介護をされてきた方々がお困りになられる、また業者の方々も今までできてきたことができなくなって、その認定を新たに受けなければならないということに対しての問題点というのが多々ございますので、それに対してはきちんと改善できるように、また利用者の方々がお困りにならないような対処の仕方というのを要望いたしまして賛成といたします。

議長 討論を打ち切り採決いたします。

議案第18号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第18号は原案どおり可決されました。

次に、議案第20号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第20号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

次に、議案第22号、平成15年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第22号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第22号は原案どおり可決されました。

次に、議案第23号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(4番議員「議長。」) ないですね。(4番議員「議長。」) 4番議員!

4番議員 討論を行います。

議長 長 どっちや、反対か。

4番議員 用地特会については賛成の立場ですけれども、特に今回15年度から古寺区の方々に非常にご足労をかけ、新清掃センターの建設に向かって事業を展開していくということになったわけですけれども、この問題に当たって、特に年末から今年度の臨時議会にかけて古寺区民の方の強い要望を私たちが受けた経験から、ぜひ町に要望しておきたいと思います。

まず、それは1つは区の責任で去年は事業の執行に対する同意の作業が行われてきたと。しかし、それに対して非常に町の責任が明確でなく、町が本来責任を持ってすべての区民にその中身が伝わるような努力がされてこなかったという強い指摘があったわけであります。

また、この内容からいっても、この用地買収や、その他公共工事等を行うに当たって、ぜひ町が責任を持って反対されてる方々に対する説明会等をきちっと開いていただく、このことをもって説得し、納得していただく努力を全面的に行っていただきたいというように思い

ます。当然ながら周辺大字でもいまだ反対されているところがあるわけですから、それについてもこの内容を執行するに当たっては、その前提として納得をしていただくための説得を続けていただいて、そのための努力を行っていただきたいということを強く要望したいと思います。また、当然のことながら、用地買収に当たっては透明性を持った形で町が責任を持ってこの執行に当たることは当然だと思いますので、その点も要望しておきたいと思います。以上です。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議案第23号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第23号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程3番、議案第10号、12号、19号及び24号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。

産業建設委員長、山本悦雄君！

産業建設委員長 産業建設委員会は、さきの本会議において付託されました4議案について、3月18日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについては、町内にある貯水槽は10トン以下が26件、10トン以上が25件あり、民間が設置のものは設置者に管理の義務があることなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、12月20日の全員協議会の調査結果の報告について再度詳しく伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算であります。下水道施設管理システム設計委託料は、下水道に係る情報をパソコンで管理することにより高度な下水道台帳に整備するもので、財政的な面や各事業の地図の精度の違いから下水道単独のシステムとなったことなどを伺い、また緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金で実施するものであることなどを伺いました。その他、公共下水道と合併浄化槽との関係について考え方を伺いましたが、入札の改善が不十分との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第24号、平成15年度広陵町水道事業会計予算については、約20年間使用されていない正相の高架水槽については、取り壊すための費用が多額であるため現在に至っているが、今後は早期に廃棄できるよう努力したいとの考えを伺い、また水道料金の値上げが当初の予定より約半年おくれた理由などを伺いました。

また、有収率を上げることが経営効率を高める一番の方法であるとの意見に対しては、平成15年度に想定している92.1%は全国的に見ても低い数字ではなく、今後ともなお一層の努力はしていくが、これ以上の著しい上昇は困難であるとの答弁を伺いました。

また、県水と自己水の比率については、自己水を大切に考える考えに変わりはないが、自己水が硬度の高い水質である等の理由から現状の比率で続けていきたいとの答弁をいただきましたが、一部委員から反対があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、甚だ簡単であります。産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第10号、広陵町水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第10号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第12号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(4番議員「議長。」) 4番議員、反対か。

4 番議員 いえいえ。ここで意見を述べておきたいと思います。

1つは、委員会でも述べたように、この下水道特別会計と水道事業会計が法律に基づく企業会計、いわゆる公営企業会計になっているわけでありまして。そして、その中身について同等に本来扱われるものだというのは、その法律の趣旨からいっても当然です。

しかし、下水道会計と水道会計の大きな違いは明らかであります。水道会計に至っては一般会計からの繰り入れは原則として行われたいということ町理事者は一貫して述べているわけですが、同じ企業会計である下水道については国も町も一般会計が主体で建設が進められている、こういうところに大きな違いがあります。本来、企業会計の枠の中で言えば同等な扱いがされるべきものであって、一般会計の繰り入れは行われたいという水道企業会計を繰り返し述べている点については、誤りである点は明らかであります。そういうこともあわせてこの中で指摘しておかなければならないのは、結局広陵町民あるいは全国の中で企業会計を行っている下水道特別会計があるわけですが、とりわけ広陵町にあって普及がすべてにわたった段階で水道会計と同様のことをたくらんでいくということがあつては、これは普及が進んでいかないという大きな原因になりかねないわけでありまして。そういう点で、この水道会計、下水道会計、ともに企業会計の枠ながら、生活に根本的に根差した衣食住の最も基礎的な部分であり、町行政が責任を持って進めていく事業だということを指摘しておきたいと思つています。以上です。

議 長 何やねん、わからんやん。

討論を打ち切り採決いたします。

議案第12号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よつて議案第12号は原案どおり可決されました。

次に、議案第19号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。4番議員、わかるように言うてください。4番議員!

4 番議員 わかるように言います。ひとつ、簡単に。

企業会計という枠の中で、下水道会計と水道会計は何ら法律的に差異はありません。下水道会計は、一般会計予算を投入し、建設され、またその維持管理に至つても一般会計が多く

投入されております。起債という形ですけれども、投入されております。こういう中からい
うと、水道に至っても、最も衣食住にかかわる中心的な部分は共通しているわけですから、
いわゆる利用料で受益者負担の原則が当たり前だという考え方は間違いだということと言っ
ているわけであります。

ちなみに、下水道については、水道と同様に法律、条例に基づいて消費税が取られていま
す。これは、よく消費税は条例化しなければ内税だから同じことだというわけですけれども、
とんでもない話であって、当然これは住民に負担を多くする条例、いわゆる消費税率を掛け
ているわけですから、私たちはこの点については逆に言えば内税にすべきだという論理にな
るわけであります。こういう意味で、この下水道使用料の取り方については賛成しかねるわ
けであります。

もう一つ、下水道と水道会計のところでは指摘しなければならない問題ですが、いわゆる収
集業務については水道会計にゆだねております。1戸について150円、現在、水道企業会
計に委託料として渡しているということだったわけですけれども、これについてはもう少し
議論をした中で水道企業会計に委託料をふやさなければならないということがあろうと思
います。

つまり、水道のメーターは以前は基本的に7,000円が普通でありました。現在は下が
ってきたということだったわけですけれども、また当面、鉛対策として上がっていくだろう
という予測を立てられていました。この7,000円ということになりますと、8,941
戸が資料にいただいている内容であります。これに基づくと6,258万7,000円の設
置費がかかっています。新たに下水道で同等の方法で料金を取ろうとすれば、これだけの費
用がかかるということです。また、これに伴う人件費等を合わせると、この維持管理に至っ
ても非常な費用がかかっているという点からいって、私は下水道から一層水道会計にこの料
金の業務委託についての費用を支払うべきだというように思います。

ちなみに、現在の下水道の使用料が2億4,100万円に上がっているわけですから、水
道企業にかかる負担というのも非常に大きいと思いますので、その点についても責任を持っ
た収入をふやすべきだということを指摘したいと思います。

また、これに伴った入札制度の問題についても議論をいたしました。入札制度の中にあっ
て、いわゆる広陵町の指名申請に係る不透明な部分について、経審に伴う部分については監
査委員から報告があり、これに伴う町は改善の道を示しました。県の外郭団体が責任を持っ
て行う経審の内容について、当然広陵町も把握しなければその正確な指名願の申請許可を与

えることは不可能だというように思います。こういう点についての議論を行いながら、一層入札が透明性を持った形で進められるように要望をしてきたところでございます。こういう点についても指摘をしておきたいと思います。以上です。

議 長 反対か。

4番議員 最初に反対というように言いました。

議 長 1回言うてくれ。

次、ほかに。 8番議員！

8番議員 平成15年度広陵町下水道事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

本町の下水道事業は、町内全域の普及を目指して日々努力され、県内でも非常に高い普及率を誇っております。今後もより一層努力され、快適な生活環境の普及に邁進すべく、本予算は妥当なものとして賛成するところであります。

先ほどの反対討論の中では、入札の改善が十分に進んでいないために反対とのことですが、これについては何ら反対の理由とはならないと考えます。本町の入札制度は、職員の献身的な努力によって、県下でも公平で透明性の高い入札制度であることを認識いたしております。私は、町当局に今後もより一層の向上をお願いする立場にあります。以上、賛成討論といたします。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 今の賛成討論は、賛成の根拠の討論になっていないような不明確な内容でございました。職員さんの努力については大いに認めているところでございますが、この水道会計につきましては……。

議 長 水道違うで。

5番議員 ごめんなさい。下水道会計につきましては、先ほど寺前議員が指摘しましたように、消費税の問題は抜き差しならない大変重要な問題でございます。それと、入札については問題点の指摘にとどめたわけでございますが、賛成討論の中で触れられましたので、入札の問題について少し反対の立場で討論を加えておきたいと思います。

入札につきましては、これも本当に職員さん鋭意努力していただいていることも理解をするわけでございますが、やはりまだ結果としてはごく一部を除いて99.何%と、こんな数字で落札をされているのが大変多いわけです。今、入札を適正な入札に改善をしていくことで財源を生み出すということが大変重要な自治体の課題になっているわけです。ですから、この入札については一層工夫を凝らし、また職員さん一丸、また議員の方も一緒になって改

善をしていくことを指摘をして反対の討論といたします。これは反対意見の根拠ではなくして、指摘という形で共産党はとどめておりますので、誤解なきようお願いをいたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第19号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

次に、議案第24号、平成15年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 まず、15年度の水道会計予算について、これは全員協議会で水道局から資料をいただいて、より全国的な水準等を含めて広陵町の水道企業会計について認識を深めさせていただいたところでもあります。その中で特異な点は、少数の職員によって水道会計が維持され、職員の中の仕事量ももう相当ふえている、そういう中での努力をされているということについて、職員の皆さん方に敬意を表したいというように思います。そういう中であって、企業の赤字の度合いが依然として続いている、こういう指摘のもとに値上げの提案も行われました。これについて、15年度の予算審議を通じて明らかになった点を指摘しながら反対をしたいと思います。

1つは、消費税の問題であります。これについても、当然先ほどの下水道条例と同様に、条例化による消費税の徴収については制度的問題もあわせながらお条例化をしたということについては、同様の反対をしたいと思います。

それから、現在の自己水確保の問題についてであります。これについても非常に困難な問題を伴っているわけですが、現在のまま県水依存度を強めていくという状況が15年度予算でも続いているわけですが、この点に至るのであれば、大滝ダムの開通以後、現在値上げの予定は議論されていないわけですが、値上げ必至であることは明らかであります。本年6月に値上げ提案をされるに当たっても、大滝ダム供用開始に当たる将来的な推計等をなくした形での値上げについては、広陵町の企業の独立性からいっても、当然この部分の解明なくして値上げなどもってのほかだということになると思います。というのも、県

水が高いために広陵町の水道料金の値上げが必然的に起こってきている、そういう流れは否定できないわけですから、この問題は自己水確保とかかわって2本柱の値上げ理由に伴っている中身ですから、説明をしながら私たちは反対をするわけであります。

この自己水の問題については、議論の中で明らかになった点は、いわゆる硬水度が高いということで住民の中にあつてこの水質の問題について議論があり、現在は7対3の度合いであれば軟水を保ち、そのパイプの金詰まり、いわゆるカルシウムの付着などは進行する度合いが少ない、苦情もないという形で言われたわけですが、これについては料金との関係が非常に深くなるわけですから、利用者のもっと根本的な意見を聞いた上での判断をすべきだということに思います。そういう前提に立ちながら、私たちは自己水の確保というのには欠かせないということに思います。

そういう点で、15年度予算の中にあつては、古寺地区に新清掃センター建設に伴う基礎的な調査を基本計画とともに行うわけですから、自己水確保の絶好の機会でもあり、場所的にも道路の建設と伴っていくわけですから、これについては一般会計執行で活用を図るという点を明確にした対策が必要だということに思いますので、この点を強く指摘しておきたいと思ひます。

それと、有収率の問題についてであります。過去、有収率については再三議会で議論をし、そして広陵町の真美ヶ丘団地の中でのドレン、いわゆる水の放出を狭めながらこれを改善することによって三、四%の改善点は上げられるということをおも本議会においても述べておられたわけであります。そのための基礎的な資料として、1年間にどれだけの水がいわゆる管の清掃という形で捨てられているのかという調査を行つて、それが3%から4%という結論に至つていたわけであります。こういう点についての一層の研究が欠かせない問題であり、また有収率を高めるために努力をしていただいている成果が実つていないわけであります。

1つは、15年度予算でも提起されてきた漏水管の対策でありますけれども、広陵町では下水道の普及が進み、老朽管は非常にそれに伴う形で少なくなつています。にもかかわらず、全国的、奈良県下でも水準を若干上回つてはいるわけですが、その漏水管の存在との関連で言えば、有収率を上げるという根本問題が解決しない、原因もいまだ不明だという点については、これも行政側の責任であります。

有収率を95%という形で設定するならば、91.5%の14年度の決算見込みからいうと、13万7,573トンの水が確保されるわけであります。それにいわゆる水道原価、県水ではなくて水道原価195円42銭を掛けると、2,688万4,000円の収入が助か

るといことになります。また、有収率をそういう形で95%に設定すると、県水の受水費、買う費用が10万6,000トン余り助かってくるわけですから、これに145円の県水単価を加えると1,538万円の受水費が節減できるということになるわけですから、この点についても大きな改善になるのは明白であります。こういうような基本的なところでの努力という問題は、行政全般が請け負う問題であり、今現状で水道企業会計の職員その他だけでこの問題が解決できるというようには考えません。一般会計のところでの責任をもってこの解決に全力で当たるべきだと。また、管理者は平岡町長であり、一般会計と同様の二重の責任を持っているわけですから、一層その点での解決策に取り組むべきだということに思います。

また、収入に伝わる問題では、4条予算の中での分担金問題が上げられます。これも再三議会で議論をしてきました。今年度の分担金は、給水施設合わせて6,000万円強のものがああります。これを3条予算に、当然企業会計で言えば、収益的収支の予算に分担金と名目を問わず、これは企業会計では収益的収支に入れられる、入れて当たり前であります。それを水道局は不安定な要素だからこれを入れると安定的な収入にならないという理由だけで4条予算に入れているわけですけれども、当然収入の度合いはその年度年度の気候、その他によって変わるわけですから、この問題についても一般的に収入における変動の変値が大きいというだけであって、3条予算に入れるのは当たり前、当然であります。これは町長が企業会計についてよくご存じなわけでありますから、こういう点については当然入れていくということをするれば、少なくとも当面の赤字は解消できているという結論になります。

また、この分担金の問題については、料金を二重に取る仕組みになっているわけでありす。委員会でも聞いたところ、6,000万円強の分担金についての償却資産に繰り入れる費用はどれぐらいか、価値はどれぐらいかということを問い合わせたわけですけれども、これについては詳細はまだわからないということであるわけでありす。例えば1割の減価償却をするということであれば、600万円の減価償却費が出ます。そして、これは減価償却の価格、いわゆる料金にはね返るわけですから、これを割れば出るわけですけれども、600万円の部分がまた料金にはね返って利用者から取っているというような状態が生まれています。こういう問題についても二重取りであり、企業会計からいっても断じてこの仕組みについては許されるものではないということを指摘したいと思ひます。

ちなみに、この企業の専門家の方が議員におられるわけですけれども、最悪の場合でもこれは圧縮資産として利用すべきだということが指摘されているわけですけれども、これは小手

先の話であって、この分担金をここで取るということ自体が間違っているということの上に立った指摘だというように私は考えています。

また、先ほど下水道で取り上げたように、水道料金の収集実務に伴う問題については、下水道特別会計から当然一層の負担を求めるべきであります。また、交付税算入枠として一般行政資産として使われている水道栓などに伴う交付税が630万円余り、今年度も一般会計から水道企業会計に繰り入れられているわけですが、これについてもやはり交付税算入の部分とともに一般会計がもともと水道企業会計の中でのもろもろの事業を行っています。特に消防活動、あるいはまたいわゆる下水の洗浄など、別に行っている問題があるわけですから、これは交付税算入枠外の問題として一般会計からの繰り入れというのは論理的に当たり前であり、水道企業会計は当然一般会計から求めるべきであります。その価格の決定については協議しながら決めていくというのは当然のことだと思います。

そういうようなことからいっても、この問題については多々問題があり、即座に料金値上げに結びつかない。15年度予算の審議の中でも明らかになった点を以上指摘して、この点の改善を強く要望したいと思います。その要望が改善されないまま6月議会の値上げが来るとすれば、これは町民への裏切り行為であり、またこのような国、県、広陵町の中での会計の中で議員あるいは公務員の給与等に占める割合は、非常に低下しているといえども高い部分を占めているわけですから、こういう内容を放置したまま広陵町民にその負担をかけていくというのは断じて許されるものではないということもあわせて指摘しておきたいと思えます。また、入札に伴う競争の適正化によって、この部分についても財源をつくっていくという努力が求められるというように思えます。そういう点もあわせて指摘しておきたいと思えます。以上です。

議 長 ほかに。 8番議員！

8番議員 平成15年度広陵町水道事業会計予算について賛成の立場で討論いたします。

水道事業につきましては、少ない人員で経費を抑えられ、日々努力されておられることについては異論のないところだと思います。

反対討論の中にあつた給水分担金を4条予算で計上するか、3条予算で計上するかの議論、有収率向上への努力が足りないという指摘、入札の改善が不十分だとの指摘、消費税を廃止する努力をしていないとの指摘などは、いずれも合理的な説明が既になされており、何ら問題なく、反対の根拠となり得るものではないと私は理解しております。水道事業という公営企業性から、経営効率と同時に安全で安定的な水道水の供給にぜひ努力していただきますよ

うお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

議 長 5 番議員！

5 番議員 今、賛成討論の中で合理的な説明がなされているという一くくりで賛成討論があったわけですが、これは議員の立場できちっと認識した形で討論していただかないとかみ合わない、すれ違いの討論になっていると指摘をせざるを得ません。

そして、給水分担金につきまして、3年前かな、3年前までぐらいはやっていたことですね。戻してもらおうというだけの話になるんですね。だから、それはこの説明が十分についているということには全くならないわけです。経営的収支の方にやはり入れていただくのが本筋でございます。ですから、簡単に改善のできる点をこの点については指摘しているわけなんです。

有収率の向上、入札の改善、入札の改善につきましては、先ほども指摘しましたように本当に大変な問題で、真剣に改善を引き続きしていく課題でございます。とりわけ最後に公営企業法に基づいて営業されているということでございましたが、公営企業法を以前にも指摘をしましたけれども、これは第3条の基本原則の中で、常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的としまして、本来ですからこちらの方が重いわけですね、経営の企業性の発揮よりも本来の目的の方が重視した形で公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定しています。それに基づいて、全国で、あちこちで一般会計から繰り入れをして、これについて一回も違法だという判断は出てません。合法的だからこそできるわけですから、広陵町でも合法的な範囲内で一般会計からの繰り入れも検討する時期であることを指摘をしたいと思います。

とりわけなせ水道事業、これだけ100%の町民の皆さんが恩恵を受けている、公平に恩恵を受けている水道についてはこのような企業会計を適用して、道路とか、また下水道についてはこのような企業会計じゃなく、基本的には一般会計の関連の中で実施しているというこの違いについて合理的な説明ができないと思います、逆に。ですから、今この根本的な立場に立ち返っていきますと、やはり一般会計からの繰り入れも一定どこまでできるのか真剣に、一般会計も財政が苦しいですから簡単に多額のお金を繰り入れすることは難しいでしょうけれども、今こそ真剣に検討すべきだというふうに企業会計の運営上の問題点からも指摘をしておきたいと思います。

水道会計の中での改善については、本当に職員さんの先ほど賛成討論の中で言われましたように努力については異論のないところでございますが、まだまだ寺前議員が言いましたよ

うな改善点はあるわけですから、一層その点について努力をしていただくのは当然でございますので、その点を再度指摘をいたしまして反対といたします。

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第24号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第24号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:58 休憩)

(P.M. 1:35 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程4番、議員提出議案第1号、政党助成金制度(政党交付金)の廃止を求める意見書については、松野君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案を朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 5番議員!

5番議員 では、政党助成金制度の廃止を求める意見書について説明をさせていただきたいと思えます。

まず、これは上牧町の町議会の方で12月議会に可決をされたものでございます。この上牧町議会で可決された政党助成金制度を今回皆さんに提案させていただいているところです。上牧町では共産党ではなくて無所属の議員さんが提出されたということでございますが、まずこの本文の方を読ませていただきます。

1994年の「政治改革」によって、国民の税金を財源とした「政党助成金制度」が翌95年から開始された。95年1月施行の改正・政治資金規正法附則第10条では、法律施行5年後に「寄付のあり方についての見直し」を規定、これは2000年からの企業・団体献金の全面禁止を意味するものと多くの国民は理解してきたところである。

しかし、99年12月改正の政治資金規正法では、企業・団体から政党などへの献金は規制されていない。つまり政党交付金との「2重取り」を続けているものである。また、政党助成制度導入の主旨は「政治の浄化」であったが、同制度が導入されて8年を経過した今日

においても国会議員と金の問題、国会議員が関与する汚職事件は後をたたないという現場があります。

同制度が導入されてから毎年300億円を越える税金が日本共産党以外の政党に配分され、その合計額は8年間で約2,400億円にも上る。

現在、国民や民間企業などは長期の経済不況の下、個人においては給与の大幅減額や失業、企業では規模の縮小や倒産など厳しい経済環境下にある。このような社会、経済環境の下で国会も議員歳費1割削減や永年勤続議員の特別交通費廃止などに腐心をされている。無論これらも極めて大切なことではあるが、年間300億円を越える政党交付金と比べれば、それはあまりにも少額であり、「お茶を濁した程度」の批判は免れないものである。

また、医療制度改革での負担増や雇用保険料率の引き上げ等で国民負担はますます大きくなっている。そして「児童扶養手当」の見直しにおける支給額の減額に象徴されるように福祉施策の後退は顕著であると言わざるを得ない。

国の財政状況が苦しいと言うのであれば、国民も一定の我慢はする。しかし、国政を担う政党や国会議員が既得権益にしがみつき「お茶を濁した程度」の改革、痛みであれば、国民は唯々諾々と承服出来るものではない。

よって、政府、国会においては「政党助成金」を直ちに廃止し、その財源を経済不況で苦しんでいる国民の生活に役立つ施策への財源とすることを強く求めるものであるという内容でございますが、これは文章そのものも共産党がつくったのではないんですけれども、上牧町議会では先ほど言いましたように賛成多数で可決をしております。

それと、この間、国会議員と金の問題等々についてやはりあちこちで引き続き起きていまして、坂井衆議院議員が逮捕されたのは耳に新しいところなんです。そういう状況の中で、このような政党助成金、政治の浄化については、今本当に大きな声になってきまして、上牧町だけでなく、ほかの町村でもこのような政党助成金に対して反対という意見書を可決する議会が出てきているというこんな状況です。

そして、この政党助成金につきまして大体1人300円ぐらいの負担と。赤ちゃんからお年寄りまでですね。その程度の負担なんですけれども、例えば自民党は、これは資料が2000年の少し古いなんですけれども、146億1,200万円政党助成金を受け取ってるんですが、これを何人分の税金に相当するのかと、このような試算をいたしますと5,844万8,000人分なんです。これを選挙の比例での得票に換算してみますと、1,694万3,425票と、こんな計算ができるわけです。それぞれの政党、自民党、民主党、公明

党、自由党、社民、保守、この6党の比例代表の合計は5, 221万3, 951票だったんですね。ですから、この票で6党が受け取る政党助成金は303億3, 500万円で、この人数換算にしますと1億2, 134万人分に相当して、その半分以上の7, 000万人近く、国民の半分以上がそれぞれ自分の支持政党ではないというところへの政治献金を強制されると、こんなような形になっているわけです。このような高額なお金があるのなら福祉施設に回すべきだという声が出てくるのは、今大変不況で苦しんでおられる中で当然の声でございます。これこそ町会議員の皆さんはほとんど自分の懐に入るお金ではないと思いますので、この矛盾については皆さんもほかの町民の皆さんと同じようにおかしいなというふうに感じておられるところだと思います。そういう点で、近くの上牧町も可決しておりますし、ぜひ皆さん、町民の皆さんの立場に立ってこの政党助成金を廃止するためにご賛同いただきますようお願いをいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

13番議員！

13番議員 政党助成金制度の廃止ということでございますが、ここにも書いてありますとおり、共産党以外の政党は全部この助成金を受け取っておるわけでございます。企業・団体からの政党への献金は規制されていないと書いてありますが、それは全く規制されていないのではなく、それなりの規制は行われておるわけでございます。また、この間、個人的に政治資金規正法違反で逮捕された国会議員がおりますが、これは個人としての問題であり、そういう不法行為があれば、法に基づいて処罰されるというのが当然ではなかろうかと思うわけでありまして。しかし、先ほども申しましたように、共産党さん以外の方はすべて受け取っておられる政党助成金の制度であり、これについて私は今後やはり公平的に物事を行うのか、あるいはこれがなくなればもっと団体あるいは企業からの献金が必要になってくるという意味で、これ自体の廃止を求める意見書には反対いたします。

議 長 4番議員！

4番議員 それなりの規制は行われているというようにおっしゃいますけれども、それはもう法律で言われている中身であって、その規制が行われているという山本議員が言った中身でなお違反者が出ている実態であります。それは企業・団体献金の問題であり、政党支部への問題であります。こういう問題については、政党助成金が発足した当時、明らかにこの点に

についても制限を一層加えるということがこの趣旨であったわけですから、そういう点で言うと、その趣旨については一方では延期して検討を加えない、もう一方では企業・団体献金をふやしていこうとするような意見すらある。こういうような状況を見てみますと、今山本議員がおっしゃった、規制が行われているとおっしゃいますけども、それについては現実に機能を果たしていない、実際違反者が出ている内容から見ても機能が果たしていない。

もう一つの企業・団体献金について、あるいは政党支部については、今この政党助成金をつくった、みずから賛成した政党自体がこれについては一層規制を強めるための検討を加えると言っていたわけであります。そういう点も言わないで、こういう形で行っているのはおかしいと思います。

また、こういうような上牧町での意見書については、無所属の議員が提案して、公明党2人と無所属2人の4人が反対しましたがけれども、日本共産党と無所属7人合わせて9人がこれについては賛成をしてきたという経緯があります。そういう点で、やはり政党次元の問題ではなく、国民から見た場合の政党に対する税金が使われるのがいいのかどうか、こういう、今国会議員についても年金制度の問題は国会議員が有利でみずからよう判断しないではないかと言っている時期とも重なっているわけですから、地方議会からこの政党助成金の違法性、そしてまたこれを成立させてきた経過からいって一層改善させる当たり前の国会決議が実行されていないという観点からでも、議員諸公がこの見直しについて、また廃止を求める意見書については賛成していただきたいというふうに思うわけです。

議 長 議員提出議案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であり、よって本案は否決されました。

次に、議員提出議案第2号、消費税増税に反対する意見書については、寺前君から提出され、所定の賛成者があり、成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。 4番議員！

4番議員 それでは、提案趣旨の説明をさせていただきます。消費税の問題、本当に今後の庶民増税の中心に置かれる危険性があるということからも、ぜひ皆さん方の賛同をお願いしたいと思います。

1月17日の政府税制調査会で、小泉首相は社会保障と消費税を含む税制のあり方などについて幅広く議論するよう要請しました。これを受け政府税調は年金制度「改正」の財源を口実にした消費税率引き上げの議論を開始しました。政府税調は昨年の答申で消費税増税を明記しており、石弘光会長は「消費税増税はスピードと上げ幅が問題」と述べています。

これは日本経済団体連合会の奥田碩会長が記者会見で「現行5%の消費税を2004年度から毎年1%ずつ引き上げ、最終的には16%にする提言」を発表し、これを受けて小泉内閣の閣僚らが相次いで消費税引き上げを容認したり求めたりする発言に呼応したものです。

経団連は「高齢化が進むこの先20年先にそなえ社会保障制度などを改革しなければならない」と言っていますが、本当のねらいは企業の社会保障費の負担分を全額本人負担に改めることです。

消費税導入後11年間では、大企業向け法人税率を42%から30%に下げ、法人税収は半減する一方で、消費税率は5%に引き上げ消費税収入は3倍になっています。消費税増税は景気回復に逆行します。

東京都信用金庫協会が実施した特別調査によると2003年度に政府のとるべき施策のトップが消費税率引き下げでした。また、日本チェーンストア協会は、「景気低迷が長期化している現在、消費税率引き上げの議論を先行させれば、デフレスパイラルが加速する懸念がある」とけん制しています。日本商工会議所の山口信夫会頭は、消費税の引き上げの実施時期について「デフレが解消されず、需要にマイナスとなる今は無理。今すぐ引き上げるかのような発言は悪乗りだ」と述べています。

完全失業率が過去最悪になり、企業倒産の負債総額が過去最悪となるなど、庶民生活は深刻です。いま大切なのは、消費税増税ではなく消費税減税で、家計消費を温めて景気回復をはかることであり、今回の消費税増税に強く反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという趣旨であります。

また、加えて、現在の消費税をめぐる周囲の状況は、企業減税が進んでいるというのは15年度予算でも一層見えています。経済活性化のためと打ち出して先行減税が言われて、約1兆8,000億円の先行減税と言われていますが、研究開発費やIT関連投資に係る法人税減税、これが1兆3,000億円であります。それを柱に相続税、贈与税減税1,000万円、株式の配当や譲与益減税1,000万円などから成っているという中身を見ても、明らかに大企業優遇の先行減税であります。相続税の最高税率を50%、現行70%ですが、50%に引き下げることで恩恵を受けるのは全国で40人程度（財務省推計）、証券減税で

恩恵を受けるのは株でもうけた人だけであります。こういうようなところの問題にあるにもかかわらず、一方では増税を打ち出しています。その増税は配偶者特別控除の原則廃止で7,000万円、酒、たばこの増税で2,500万円、消費税の免税点引き下げ、これは3,000万円を1,000万円に引き下げるということであり、簡易課税の縮小で6,000万円の増税、計1兆5,500億円の増税になるわけであり、このような先行減税と、そして庶民への増税、また法人を中心とした減税、こういうような先行減税を取り組みながら、小泉内閣は増税中立の考え方を導入するという基本に立っています。そういう点で、消費税増税は近々に検討をし、実施される危険性の高い問題であり、このような中身からいっても、この消費税増税を庶民減税として一層広げていく点については反対をするわけであり、ぜひこの増税の計画に反対することをお願いする次第でございます。以上です。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 13番議員！（4番議員「訂正しときますんで。先ほど万と億の違いがありましたので、訂正しておきたいと思いません。」）はい。 13番議員！

13番議員 消費税増税に反対する意見書ということでございます。

国の税金も、歳入を見ますと税金で四十数兆円ですか、借金、国債発行で37兆円、非常にもう四十数%が債券で歳入を見ているという状況でございます。だれも税金はなるべく安くということでもいいんですけども、要するに国債発行を増発させてするということは後世に負担を残すということでございます。自分らが今いい生活をして、それで後世の人にその借金をみんな支払ってもらうというような形になるかと思えます。それと、税金の中には直接税と間接税とあるわけでございます。この直間比率をどうするかというような問題は、常に税金の中ではついて回る問題ではないかと思えます。

やはり社会保障が増大していく現在、増税がなければ国債の発行の増額というような形になっていくのではないかと思います。そういうことを含めると、やはり社会保障と税という問題についてはどうかみ合わせていくか、これは大いに議論をやっていただくのは当然ではなからうかと。そこにおいて消費税を上げなくてはならないという議論になりましたら、当然そういう方向に進むかもわかりませんが、それはまた国政の選挙によっていろいろその結果が出てくる問題であります。そういうので、初めから増税反対だからとそういう議論をするなということ自身は、僕は地方議会といえども政府に申し上げることではないと

考えますので、本案に反対いたします。

議長 5番議員！

5番議員 賛成の立場で討論をいたします。

今、山本議員の方が40兆円の税金収入で国債が30兆円を超えるというような形で歳入の状況、これを改善するためには増税しなきゃいけないという理論でお話しされたわけなんですけれども、こういう観点から見れば、歳入だけじゃなくて歳出も議論をしていくのが当然です。歳出の方は、本当に日本の歳出の仕方は教育、福祉に手薄く、そして公共事業に大きな支出をしているわけです。それも空港だとか、またダムだとか大変大型な開発、それも本当に必要なかどうか、その疑問も残るような、そういうむだ遣いをしているわけですから、まずは歳出を厳しく見直していく、国民本位に見直していくということが第一、大切なことでございます。

そして、歳入の方は、やはり大変な不況の中でどんどん国の方の歳入は減ってきているわけなんですけれども、税収は減ってきているわけなんですけれども、これは景気を回復させない限り税収はますます落ち込んでいくのは目に見えているわけです。その歳入をどうするかということについては、景気を回復する措置がどうしても必要ですが、この消費税の税率アップに伴って今回の長引く深刻な不況を引き起こす引き金の一つとなったわけですから、こんな深刻な時期に再度消費税の増税ということはとんでもない話です。ますます経済を破壊し、また暮らしを破綻に追い込む何物でもないのは明白であります。

そして、税収等の改革なんですけれども、今政府の方が提案してきている税制改革については本当に大きなそれぞれに問題点があるわけです。研究開発、設備投資減税ということで提案してきてますが、これは本当にごく一部の大手の企業しか研究設備に投資をすることはできません。広陵町内でも研究開発に投資できる企業は、本当にほとんどないと言ってもいいぐらいのものではないでしょうか。そういうようなところには、大幅に減税することを今政府の方は提案してきているわけです。

そしてまた、相続税、贈与税の税率引き下げなんですけれども、この相続税あるいは贈与税というのはやはりお金にゆとりのある人、資産の豊かな人しか適用されないわけですね。相続税でも、多くの方々は相続対象の範囲に入ってくるわけです。ところが、この一部の大金持ちの方に対してはまた相続税を軽減していく、あるいは贈与税を軽減するという、これもまた金持ちを優遇する施策にほかなりません。

また、配偶者特別控除については原則廃止をするということを打ち出していますが、これ

についてはまた本当に一生懸命パートなどを含めて家計の足しになるようにと頑張っている方たちも廃止になってしまうわけですから、大変家計を大きく圧迫していく増税につながるわけですね。

また、消費税の中小企業特例の改悪によりまして、中小企業は本当に大変な負担を強いられることになりまして、さらに外形標準課税を導入しようとしておりますが、外形標準課税でありましたら赤字企業にも税金がかかるというとんでもないような状況を生み出すわけです。これをトータルして見ますと、大企業、大金持ち優遇で、また我々一般庶民にとっては大変負担がふえるばかりの一方的な税制改悪をねらっているわけですね。だから、税制改悪を議論するのは当然のことですけれども、このような国民が主人公の立場ではなく弱い者いじめの今の税制改革については、絶対に国民は納得することができないはずです。

その最たるものが今回の消費税増税議論です。この消費税が1%増税になりますと、1人年間2万円の税金の負担増ということが試算されているわけなんですけれども、これを4人家族に直しますと1年間で86万円の増税ということになるんですね。16%になればですけども。ですから、本当に今の不況の中でこれほどの税金、増税になりますと、暮らしは本当に貧窮、もう破綻ということは皆さん今お考えただいただいだけでも明白ではありませんか。こんな増税には、断固として広陵町の皆さんの暮らしを守る立場で広陵町の町会議員さんは頑張っていたくのが本筋ではないでしょうか。どうか賛成をお願いいたします。

議 長 討論は打ち切ります。

議員提出議案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

なお、起立される場合はしっかりと起立してくださいませようをお願いいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。 3番議員！

3番議員 健保本人三割等患者負担増の凍結を求める意見書、議員の皆様方のお手元の方には配付をさせていただいておりますが、これを緊急動議として提案させていただきたいと思っております。お願いします。

議 長 ただいま片岡君から健保本人三割等患者負担増の凍結を求める意見書について動議が提出されました。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

健保本人三割等患者負担増の凍結を求める意見書についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であり、したがってこの動議は日程に追加し、議題とすることは否決されました。 4番議員！

4番議員 続いて、米英によるイラクへの軍事攻撃の即時中止を求める決議についての緊急動議提案をしたいと思います。これは皆さん方のお手元に内容を配付していますので、見ていただいて、緊急動議として議案追加をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま寺前君から米英によるイラクへの軍事攻撃の即時中止を求める決議について動議が提出されました。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたしました。

米英によるイラクへの軍事攻撃の即時中止を求める決議についての動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。したがって、この動議を日程に追加し、議題とすることは否決されました。

もうええのか。もういいの。出せへんの。

お諮りします。

お手元に配付いたしておりますとおり、各委員長から議長あてに所管の事務について調査研究の申し出があります。このことについて委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決し

ました。

お諮りします。

議会運営委員長から、議会運営に関する事項についてはお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって委員長からの申出書のとおり閉会中の審査に付することに決しました。

次に、議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣しています。よって、平成15年度においても議員2名以内の派遣をすることとし、時期及び人選については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議会広報研修は行うものとし、時期及び人選については議長に一任されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成15年第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 2 : 07 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成15年3月24日

広陵町議会議長 山 田 光 春

署 名 議 員 寺 前 憲 一

署 名 議 員 松 野 悦 子